

日本探偵小説における〈狂気〉表象

目次

序章

5

第一部 心身における〈狂気〉

33

第一章 狂信という心理

——小栗虫太郎「後光殺人事件」論——

34

第二章 〈狂気〉を孕む身体

——夢野久作「ドグラ・マグラ」論——

60

第二部 〈狂気〉を内包する場

83

第三章 精神病院法のもたらす探偵／犯人像の構築

——大阪圭吉「三狂人」論——

84

第四章 戦後社会への批判的視座としての〈狂気〉

——大下宇陀児・水谷準・島田一男「狂人館」論——

110

第三部 法制度と〈狂気〉

138

第五章 精神鑑定という罫

——平林初之輔「予審調書」論——

139

第六章 自白の追求という〈狂気〉

——小酒井不木「三つの痣」論——

167

第七章 夢遊病と犯罪をめぐる

——浜尾四郎「夢の殺人」論——

194

第四部 〈狂気〉表象の歴史性

223

第八章 〈狂気〉の物語の発掘

——岡本綺堂「影を踏まれた女」論——

224

第九章 精神医学に復讐する狂女

——夢野久作「笑ふ啞女」論——

253

|  |      |                                  |     |
|--|------|----------------------------------|-----|
|  | 第一章  | 佯狂表象としての物語                       | 283 |
|  |      | ——岡本綺堂「川越次郎兵衛」論——                |     |
|  | 第五部  | 仕掛 <small>ガジエット</small> としての〈狂気〉 | 301 |
|  | 第一章  | ミスリードとしての〈狂人〉                    | 302 |
|  |      | ——江戸川乱歩「緑衣の鬼」論——                 |     |
|  | 第一二章 | 探偵行為としての精神分析                     | 333 |
|  |      | ——木々高太郎「わが女学生時代の罪」論——            |     |
|  | 終章   |                                  | 358 |
|  | 謝辞   |                                  | 366 |
|  | 参考文献 |                                  | 367 |

## 序章

### 一 探偵小説概念と〈狂気〉

日本における創作探偵小説の嚆矢とされる黒岩涙香は、一八八九年に探偵小説の構造を「初めに犯罪（クライム）を掲げ次に探偵（エックワヤリ）を掲げ終りに解説（ソリウシヨン）或は白状（コンフエシヨン）を掲ぐ」（1）とし、犯罪小説一般から区別することで固有の概念化を試みた。以降、大正期に入ると谷崎潤一郎、芥川龍之介、佐藤春夫らによつて犯罪小説・探偵小説が相次いで書かれたが、彼らの作品に含まれる犯罪、幻想、怪奇、エロ・グロ、様々な要素は佐藤の探偵小説を「キユーリオステイハンチング 猟奇耽異の果実」（2）とする喩えに集約されるのであり、そこには必ずしも涙香が概念化したような規範性が伴つてはいなかった。

一九二〇年に創刊された『新青年』を牙城に、谷崎らの作に影響を受けた江戸川乱歩を中心として探偵小説が隆盛期を迎える中、創作と並走してジャンル論も活発に展開される。一九二五年頃に甲賀三郎はジャンルの規範性を掲げ、謎解きを主眼とする本来的な探偵小説を本格、そうでないものを変格と呼び（3）、また、それと評価軸はやや異なり普遍的な分類として浸透しなかったものの、翌一九

二六年に平林初之輔は江戸川乱歩・小酒井不木・横溝正史・城昌幸の作を挙げ「精神病的、変態心理的側面の探索」に趨る探偵小説を不健全派と呼び、それに正木不如丘・甲賀三郎を健全派として対比し、不健全趣味に偏る斯界に警鐘を鳴らした(4)。さらに、甲賀と大下宇陀児の間に本格と芸術という価値の優位性が争われた一九三一年の論争があり、同じく甲賀と木々高太郎の間に探偵小説の芸術性をめぐる一九三五・六年の論争があった。こうした謎の論理的解明という形式性を本来的な規範とする本格言説は、井上良夫の「謎とその論理的解決」(5)という端的な表現や、江戸川乱歩が「探偵小説とは難解な秘密が多かれ少なかれ論理的に徐々に解かれて行く経路の面白さを主眼とする文学である」(6)という定義にも窺える。このように当該ジャンルにおいて通史的に、本格／変格という対立軸が度々異なる表層を見せつつ強固に存在していたことは疑いないだろう。

本論文で試みるのは、こうした二項対立の一項である変格的要素として位置づけられることの多い、〈狂気〉というモチーフを視座とした探偵小説作品の分析である。谷口基は変格探偵小説について次のように述べている。

「変格探偵小説」とは一九二〇年代の探偵小説黄金時代において、刑事事件などに付随する謎を論理的に解明していく「本格

探偵小説」の対義語として造られた用語であり、端的にいうならば「謎解き」以外の文学要素を一編の生命とした「探偵小説」という意味である。ただし現象面において「変格」は、主流に対する傍流、正統に対する異端、というかたちにはならなかった。質量ともに「変格」は「本格」にまさるとも劣らぬ勢いをもち、また探偵文壇の大御所江戸川乱歩の名を高からしめた作品のほとんどが「変格」であったという事実もある。(7)

規範性を備えることでその正統性が担保されていた本格を凌ぐほどに活況を呈した変格の高揚が理解できるだろう。

さて、このように探偵小説における規範性に対置される猟奇・変格・不健全などと称される怪奇的側面の一翼を担うとされるモチーフに、異常心理・精神病理としての〈狂気〉がある。乱歩は「探偵趣味」概念を次のように説明しており、そこには同時代における〈狂気〉概念の位置づけが見て取れよう。

一方に於ては、怪奇、神秘、恐怖、狂気、冒険、犯罪などのそれ自身の面白さを意味し、他方では、それらの不思議だとか秘密だとか危険だとかを、うまく切り開いて行く明快なる理智の面白さを意味する。(8)

怪奇的な面白さと謎解きとしての面白さという二本の柱がここには示されており、こうした乱歩の把握もまた先述の二項対立に回収

できよう。そして〈狂気〉はその怪奇の側に含まれているのである。

また、六〇年代後半に始まる夢野久作・小栗虫太郎・久生十蘭など『新青年』系探偵作家の復刊が相次いだ異端文学ブームの中で、夢野文学について紀田順一郎は次のように述べている。

世は滔々たる幻想怪奇ブームで、久作は乱歩と並んでその露払いの役を果たしている。情況と知的風土の大転換は、かつての一探偵作家を“日本の中の第三世界を具現した”大作家のレールにのしあげてしまった。狂人狂語のたぐいでしかなかった代表作「ドグラ・マグラ」は、いまやマニユエリスムの類語となり、“狂気の復権”の象徴とさえなっている。(9)

変格派の代表格たる夢野の主たるモチーフとされる〈狂気〉が、幻想怪奇への注目とともに高く評価づけられていることが理解できよう。谷口は次のように探偵小説の変格性を評価する。

当時の変格探偵小説がまとう怪奇性とは、狂気、残酷、変態性欲、奇病など精神的・身体的な極限状況が生み出す惨劇を、あるいはエキゾチズムやアンダーグラウンドの色彩を背景に描き出し、あるいは現実と非現実の境界を臙化させた重層的な物語構造の中に投入するなどの、きわめて高度な実験精神にもなう副産物であった。すなわち変格探偵小説の全容は、謎解きの骨格に〈エロ・グロ〉の粉飾を施した、というような単純



な理解でははかり知ることのできない広汎さを誇っているのだ。

(10)

このように、探偵小説概念における〈狂気〉とは、二項対立的探偵小説観の下で変格の一要素として同時代的に認識され、さらに後世における幻想怪奇志向の高まりや変格の再評価とともに一層強くその重要性が認識されることとなったモチーフなのである。

## 二 日本における近代までの〈狂気〉概念の変遷

そもそも、〈狂気〉とはいかなる概念であろうか。各章で具体的に参照することになるが、ここで近代において探偵小説と同時代を並走し展開された〈狂気〉をめぐる法制度・言説史を、前近代を簡略に含めつつ俯瞰する(11)。

今日精神疾患として認識される状態や行動は、近代以前より「狂」「くるい」「きちがい」などとされ、近代化以降は「脳病」「神経症」「精神病」など様々に呼び慣わされているが、こうした日常的状态から逸脱したとされる異常な心的状態・行為を本論文では〈狂気〉と呼ぶ。

〈狂〉なる語は『古事記』(七一二年)『日本書紀』(七二〇年)に既に散見する。現存する最古の律令『養老律令』(七一八年)では身

体・精神の障碍をそれぞれ三段階に分け、税の負担軽減や減輕処置が定められていた。この中に「癲狂」なる病気が記載されており、同書の公定注釈書『令義解』（八三三年）『令集解』（八六八年）によれば「癲」は「発するとき地にたおれて涎沫をはき、覺をとるなきなり」、「狂」は「みだりにふれて、はしらんと欲し、あるいはみずから高賢とし、聖神者と称するなり」とされる。以後、源順『和名類聚抄』（九三五年）にも「癲狂」は見え「たぶれ」「ものぐるひ」など近似概念も記録されている。日本最古の医書である丹波康頼『医心方』（九八四年）では、「狂病」は風邪が血脈に入り込み、陰陽の二気の虚実の不調を来すために起こるとされ漢方医学的治療の対象となり、他方一一九二年に成立した岩倉大雲寺では一三九四年より宗教的治療が行われ始める。近世に至ると「きちがい」の語が庶民レベルでは繁用されるようになり判例・公文書レベルでは「狂気」「乱心」が用いられる。こうした「狂気」「乱心」による犯罪への対処として、評定所の判例集『百箇条調書』によると一般の犯罪と區別され減刑や親類預けなどの措置があったことが分かる。また治療手段としては日本医術的な民間療法・漢方医学・蘭方医学の三つが主となる。そして、この時代には〈狂気〉の原因を狐憑きのような「憑依」とする事例が多い。

このように〈狂気〉なる概念、それに対する治療手段、その対処

としての法制度は近代以前にも歴史的変遷を経ているわけだが、最も大きな転換点は近代化に伴う脳病・神経病化にある。一八六八年三月七日「西洋医術之儀是迄被止置候得共自今其所長ニ於テハ御採用可有之 被仰出候事」との太政官布告により、明治国家は西洋医学の採用を宣言する。同七〇年には相良知安の建議によりドイツ医学の導入が決定され、同七四年に医制發布、同七五年に医術開業試験法の布達、同八三年に医師開業試験規則の公布と続く。かくして採用された西洋医学における精神医学では、精神作用を司る脳の病や知覚を伝達する神経の病として「精神病」が認識され、〈狂気〉は精神の働きの中枢としての脳や神経に固定化される。

明治初期の文明開化の中で、この西洋医学輸入を背景に、迷信打破の啓蒙的言説が展開される。その主導的役割を果たしたのが森有礼の主唱した明六社と機関誌『明六雑誌』（全四三号、一八七四年四月～一八七五年一月）であり、阪谷素は「狐説の疑」（同二〇号、一八七四年一月）で「近来西洋の説来りしより（狐憑狐魅の説は引用者注）皆一種神経迷乱の疾たること明かになりぬ」と言い、津田真道は「怪説」（同二五号、一八七四年二月）において、

物質学者は心性をもって脳的作用となす。脳学前進、明瞭疑ふべきなきに至るときは、靈魂もまた物理をもってこれを解くべし。もしそれ然らば、すなわち宇宙間はたして怪なからんのみ。

／（…）夜遊病、瘋癲人はともに脳病にして、脳と神経の交感、常道を失するなり。（三二二～三二三頁）

と瘋癲を脳神経の失調とし、近世において狐憑きとされることのある（以上、引用は山室信一・中野目徹校注『明六雑誌』（中）、岩波文庫、二〇〇八年六月）。増山守正の『旧習一新』（一八七五年一二月）でも同様の迷信批判が展開され「真二野干ニ精魂ヲ奪ハル、如キ怪状ヲ発スル症アレ共是レ亦一種奇症ノ神経病ニシテ野狐ノ眩惑ニ因テ狂言妄語スルニ非ズ神経奇怪ニ鋭敏変性シ」（12）とある。探偵小説的趣向の作品も演じた三遊亭円朝は「真景累ヶ淵」（一八五九年初公演）で「人を殺して物を取るといふやうな悪事をする者には必ず幽霊があります。是が即ち神経病と云つて、自分の幽霊を背負つて居るやうな事を致します」（13）と語っている。こうして病化された（狂気）は「精神病」として、それを有する者は「狂人」「精神病者」として、輸入された西洋精神医学による治療の対象となる。

そして「狂人」「精神病者」は、一八七三年「東京番人規則」において「放レ牛馬」「狂犬」と並び「路上癲狂人アレバ之ヲ取押へ警部ノ指揮ヲ受クベシ」と取締の対象とされ、一八七四年三月二八日警視庁布達規第一七二号において「狂病ヲ発シ候者猥リニ徘徊シ候テハ人ノ患害ヲ為少カラズ甚シキハ火ヲ放チ或ハ殺傷スル等」と犯罪

と直接に結びつけられ公的に危険視された。かくして、近代化を背景とする西洋医学の治療対象としての〈狂気〉は、犯罪にも発展する危険性を有するがゆえに、私宅監置・精神病院への収容、という一般社会からの排除・監禁の対象とされることとなる。

一八七五年に日本初の西洋式精神病院である京都癲狂院が、四年後には東京府癲狂院が開院する。また、一九〇〇年公布の「精神病患者監護法」では座敷牢が私宅監置として法の下に位置づけられるが、この私宅監置における精神病患者の処遇の惨状は、呉秀三・樫田五郎『精神病患者私宅監置ノ実況及び其統計的觀察』（内務省衛生局、一九一八年七月）によつて批判を浴びる。そして、一九一九年公布の「精神病院法」では公立精神病院の不足から、費用の一部を国が負担して私立病院を代用病院とすることができるようになる。その一方で、一九一〇年前後に登場した「変態性欲」「変態心理」などの語が「病的な異常さ」を指し示す語として中村古峽『変態心理』（一八巻四号、一九一七年一〇月〜一九二六年一〇月）を主なメディアとして一般化してゆき、アイデンティティ確保の拠り所として消費されるという動きもみられる（14）。

### 三 探偵小説作品における〈狂気〉

さて、このような歴史的変遷の下に〈狂気〉を捉えると、西洋精神医学の輸入による病化という転機が近代日本においては非常に大きな役割を果たしている。そうして病化されたことにより変質した〈狂気〉を圍繞する環境をも射程に入れた上で〈狂気〉をモチーフ化した個々の探偵小説作品を捉え直せば、それは必ずしも幻想・怪奇といった変格の域内に留まるものではない。

大正期の作家を顧みれば、〈狂気〉をモチーフ化した犯罪小説・探偵小説として以下のような作品が挙げられるだろう。「氣違いの血統」を持つ青年が自らに「狂気」を感じ銭湯で殺人を犯し瘋癲病院へ収容される谷崎「柳湯の事件」(『中外』二卷一一号、一九一八年一〇月)は優生学的な〈狂気〉の遺伝の内面化から起きた事件である。地震で梁の下敷きとなった妻を苦痛から救う為に自ら手を下したが後に実は殺したいが為だったのでないかと自らの心理を疑い「狂人」となる男を描いた芥川「疑惑」(『中央公論』三四卷七号、一九一九年七月)は読者に解釈を委ねるワイダニットと言えよう。阿片により「狂気」に陥ったとみえる友人が自らに関わる殺人をめぐり妄想と現実の境をさまよう佐藤「指紋」(『中央公論』三三卷八号、一九一八年七月増刊)は〈狂気〉の幻覚作用が物語に幻想的色彩を帯びさせ、ヒステリー症状の女性を精神病学者が治療する同「更生記」(『福岡日日新聞』一九二九年五月二七日〜一〇月二二日)

では精神分析による一種の探偵行為がなされる。

このように、以降の探偵小説隆盛期においても取り上げられる、優生学を背景とする〈狂気〉の遺伝や、〈狂人〉の心理や語りの孕む揺れ、精神病治療の方法としての精神分析などのモチーフが、彼らによって既に提起されていたと言えよう。

大正から昭和戦前期にかけての探偵小説では、乱歩は「屋根裏の散歩者」(『新青年』六卷一〇号、一九二五年八月増刊)で、世間から遊離した男が「一種の精神病」とされるなど初期短編で犯罪に至る心理を〈狂気〉と結びつけた。平林初之輔「予審調書」(『新青年』七卷一号、一九二六年一月)では、予審における判事と被告の父との間で被告の〈狂気〉の有無をめぐり精神鑑定 of 駆け引きがなされる。医療にまつわる異常心理をしばしば描いた小酒井不木の「狂女と犬」(『大衆文芸』一卷七号、一九二六年七月)では、悪漢たちに暴行を受けた狂女の犬が彼らに狂女の腐敗した胎盤を献じて中毒死させ、〈狂気〉が民俗史的に有する超自然性を仄めかすような理外の復讐が果たされる。夢野久作は「狂人は笑ふ」(『文学時代』四巻七号、一九三二年七月)「キチガヒ地獄」(『改造』一四巻一一号、一九三二年一月)「笑ふ啞女」(『文芸』三巻一号、一九三五年一月)「ドグラ・マグラ」(松柏館書店、一九三五年一月)など幾度も〈狂気〉をモチーフにし精神病院を作品の舞台とした。小栗虫太郎「黒

死館殺人事件」(『新青年』一五卷五号〜一四号、一九三四年四〜二月)では(狂気)や犯罪性の血統を想定する優生学や犯罪人類学の如き「犯罪素質遺伝説」が登場し、横溝正史「真珠郎」(『新青年』一七卷一二号〜一八卷二号、一九三六年一〇月〜三七年二月)では殺人者と発狂者の血統を受け継ぎ殺人鬼として蔵の中で純粹培養された美少年が出没し、木々高太郎「網膜脈視症」(『新青年』一五卷一三号、一九三四年十一月)「就眠儀式」(『ぷろふいる』三卷六号、一九三五年六月)などでは探偵役の大心池が精神病学者としての知識を駆使し精神病理を説明する。久生十蘭「月光と硫酸」(『ユーモアクラブ』四卷一号、一九四〇年一月)では仏留学中に精神を病んだ男が海辺の果樹園で静養する光景が描かれている。

戦後においても、十蘭「ハムレット」(『新青年』二七卷九号、一九四六年一〇月)ではかつて共演者によって負傷せられ精神病者となった男の(狂気)の真偽に焦点が当てられ、横溝「獄門島」(『寶石』二卷一号〜三卷八号、一九四七年一月〜一九四八年一〇月)では「気違いじやが仕方ない」という眩きが(狂人)を犯人と示唆するミスリードに用いられ、木々「我が女学生時代の罪」(『寶石』四卷三号〜六卷一三号、一九四九年三月〜一九五一年一二月)では先述の大心池がやはり精神分析を精神病の疑いのある患者に施す。

もとよりここに挙げたものが(狂気)を扱った作品の全てではな



く、また本論文で全ての作品を詳らかに論じる訳にはいかないが、このように見渡すと、〈狂気〉というモチーフは探偵趣味・変格・不健全といった物語の醸すムードに留まらない、物語のドラマツルギーを担う多面的な存在として捉えることができよう。個々のモチーフを分節化するならば、第一に〈狂気〉の心理や遺伝など登場人物の心身とそれに対する精神医学・優生学・犯罪人類学といった科学的アプローチ、第二に精神病院や、蔵に象徴化される私宅監置、静養のための施設などの〈狂気〉を内包する場、第三に刑法三九条における心神喪失など〈狂気〉に対する法制度による規定、第四に民俗学的特質としての超自然性など前近代的〈狂気〉表象などは、探偵小説としての形式性に関わる重要な要素として表れている。これら心身を対象とした科学の導入、〈狂気〉を包摂する場の整備、〈狂気〉を扱う法制度の成立、前近代的〈狂気〉の特殊性の浮上などは近代化を転機に生じたトピックである。そして、それらの背景には近代化によって成立した科学や法制度、メディアと受け手との交渉から展開されていった〈狂気〉イメージなどを含む総体的な意味での同時代的言説が存在すると想定される。従って、探偵小説における〈狂気〉モチーフを統合的に解読するにはこうした言説群を参照するという方法論が有効であると考えられる。

#### 四 先行研究

ここで、日本近代文学及び探偵小説における〈狂気〉を対象化した既存の先行論・先行研究を以下に整理する。鈴木晃仁が指摘するように、中村古峡「殻」(一九一三年) 菊池寛「屋上の狂人」(一九一六年) 廣津和郎「神経病時代」(一九一七年) 梶井基次郎「檸檬」(一九二五年) 芥川龍之介「河童」(一九二七年) 島崎藤村「夜明け前」(一九三五年) 高橋新吉「狂人」「癡狂」(一九三六年) 太宰治「HUMAN LOST」(一九三七年) 高村光太郎「智恵子抄」(一九四一年) など、二〇世紀前半の日本文学においては、精神疾患を主題とし、精神を病む患者を主人公とする作品や、精神病院を舞台とする作品が多数現れた(15)。そして、これまで多数の作家・作品を対象に〈狂気〉をテーマに据えた文学研究がなされてきたが、それらは「特集 狂気と文学創造」(『国文学 解釈と教材の研究』一五卷一―号、一九七〇年八月)、加賀乙彦『文学と狂気』(筑摩書房、一九七一年六月)、「特集 作家と狂気 創作の秘密をさぐる」(『国文学 解釈と鑑賞』三八卷二号、一九七三年一月)、春原千秋『創造と表現の病理』(牧野出版、一九八一年一二月)など主に病跡学や、いかに〈狂気〉が表現されているかという表現の観点、また佐藤泰正編『文学における狂気』(笠間書院、一九九二年六月)、「特集〈精

神病院〉の文学」(『序説Ⅲ』七号、二〇一一年九月)など論集に留まるが多かった。近年では、小林洋介『〈狂気〉と〈無意識〉のモダニズム』(笠間書院、二〇一三年二月)が戦間期文学におけるモダニズムを〈狂気〉と〈無意識〉という観点から分析し、大本泉ほか編『神経症と文学——自分という不自由——』(鼎書房、二〇一四年九月)では作品を具体的な症例として読み、新田篤『日本近代文学におけるフロイト文学の受容』(和泉書院、二〇一五年三月)が精神分析学の受容を論じている。

探偵小説における〈狂気〉については、戦後の乱歩による「類別トリック集成」における「異様な動機—異常心理の犯罪—殺人狂」という分類(『宝石』八巻九・一〇号、一九五三年九・一〇月)やフランソア・フォスカ「探偵小説の歴史と技巧」における「狂的犯罪(殺人狂、変態性慾者)」という分類への言及(『探偵小説の「謎」』一九五六年六月、社会思想社)が、包括的な〈狂気〉概念ではなくまた些末的ではあるものの比較的早期の言及として挙げられるだろう。

そして、大正・昭和戦前期の探偵小説を対象とした〈狂気〉の観点からの評論・研究に関しては、主として乱歩と夢野に対するアプローチがある。乱歩については、別役実「退屈という精神病」(『ユリイカ』一九巻五号、一九八七年五月)、小倉敏彦「自閉と窃視——

宇野浩二・江戸川乱歩における視線の狂気」(土田知則編『狂気のデ  
イスクルス』夏目書房、二〇〇六年二月)、酒井浩介「偏在化する視  
線と狂気——「屋根裏の散歩者」と探偵小説の欲望」『アジア・文化・  
歴史』(八号、二〇一八年四月)などがある。別役は「屋根裏の散歩  
者」における犯人・郷田三郎の心理を「退屈という精神病」として  
彼の犯行をその精神病を癒やされたいがゆえの行動と解釈し、小倉  
は同作にて自閉と窃視を志向する郷田に对人恐怖的症状を見てと  
り、また酒井は、同作における郷田の〈狂気〉を屋根裏という上部  
に切り分けられた空間、そして節穴を通じて覗き見る隣接する空間  
に位置づけ空間論を展開している。

そして夢野については、まず先述したように異端文学ブームにお  
ける再評価があり、塚本邦雄「異端者の系譜 砂漠の河、あるいは  
例外者の思想と美学——狂気について」(『思想の科学』第五次 二  
五号、一九六四年四月)、紀田順一郎「“異端の作家”の復権——  
『夢野久作全集』全七巻の刊行に寄せて」(『週刊読書人』七八五号、  
一九六九年七月二一日)、渋澤龍彦「非合理と幻想の復権——書評／  
『夢野久作全集第一巻』(『朝日ジャーナル』一一卷三二号、一九六  
九年八月三日)、清水邦夫「己自身についての暗いレッスン——書評  
／『夢野久作全集第四巻』(『文芸』八卷一二号、一九六九年一二  
月)、由良君美「夢野久作・ドグラ・マグラ——狂気のロマン」(『国

文学 解釈と教材の研究』一五年一一号、一九七〇年八月）などがある。そこには非理性・反現実に属する〈狂気〉の領域から安保闘争において思想的に挫折した現実を相対化する、という構図が見出せる。以後、山本巖『夢野久作の場所』（葦書房、一九八六年十二月）、森山公夫『『ドグラ・マグラ』と久作の狂気』（『ユリイカ』二一巻一号、一九八九年一月）、川村邦光『日常性／異常性の文化と科学——脳病・変態・猟奇をめぐる——』（『編成されるナシヨナリズム』岩波講座 近代日本文化史5、岩波書店、二〇〇二年三月）などがあり、近年では伊藤里和『夢想の深遠 夢野久作論』（沖積舎、二〇一二年九月）、土佐昌樹『日韓関係とナシヨナリズムの「起源」Ⅲ——夢野久作と「狂気」の萌芽——』（『Asia Japan Journal』一三号、二〇一八年三月）、加藤夢三『「怪奇小説」の記述作法——夢野久作『木魂』論——』（『国語と国文学』一一四七号、二〇一九年六月）などがある。山本は「郵便局」「猟奇歌」「笑ふ啞女」などにおける主題としての〈狂人〉を最下層民の〈狂〉と捉えアナキズムと見なしており、森山は「ドグラ・マグラ」について家族との葛藤に由来する夢野自身の〈狂気〉が役割を果たしているとし、川村は同作における「キチガヒ地獄外道祭文」に精神病院の惨状の告発や不治の病としての精神病へのまなざしを看取する。また伊藤は同作中の発狂のメカニズムである心理遺伝の着想を仏教の唯識思想であると

し、土佐は同作における〈狂気〉を西洋に対する批判を含みながらも外地に対する内地の優位性を疑わない欺瞞を内包するナシヨナリズムに関わる問題として提示し、加藤は「木魂」における数学的理性の追求を通じた〈狂人〉化の過程に本格から変格へ至る夢野の探偵小説観を見出している。以上のように、探偵小説における〈狂気〉モチーフについては、特定の作家・作品に対する個別の評論・研究が偏在しているという状況である。なお、〈狂気〉に近接したアプローチとして、異端文学としての探偵小説を国家や既成概念に対する抵抗文学に読み替えた論として、谷口基『戦前戦後異端文学論——奇想と反骨——』（新典社、二〇〇九年五月）があり、探偵小説の変格性を「主流に対する傍流、正統に対する異端」ではなく「非論理の論理」という自立した論理を持つとする同『変格探偵小説入門——奇想の遺産』（岩波書店、二〇一三年九月）とともに、先蹤として参照していく必要がある。

以上のように、探偵小説ジャンルに対して総体的に〈狂気〉モチーフを統一的視座として論じた研究は管見の限り見当たらず、また〈狂気〉をめぐる科学・法制度・メディアなどが生成する同時代言説を参照した上での作品解読も十分になされていないと考えられる。

## 五 本論文の目的及び方法

先述のように探偵小説における〈狂気〉はこれまで怪奇・幻想的ムードとして二項対立の一項である変格性に回収されてきたわけだが、つぶさに検討すると同時代言説と強く結びついた多様な表象として多くの作品に表れている。このような観点から、探偵小説における〈狂気〉表象を再検討することで当該ジャンルが〈狂気〉表象を媒介に同時代といかに切り結んだのか、新たな側面が明らかになると期待される。そこで本論文では、同時代言説を参照すること、探偵小説における〈狂気〉表象を、怪奇・幻想的ムードという、同時代から引き続き漠然とした印象評価や本格／変格という二項対立の域内から脱却させ、作品内でいかに作用しそのドラマツルギーにおいていかなる役割を果たしているのかを探り、さらに拠って立つ言説にいかに対峙したのかを明らかにすることを目的とする。

そもそも原理的に探偵小説では犯罪をめぐる謎が追求され、その論理的解決の過程において科学性が追求され、また、先に述べたようにしばしば猟奇性が前景化される。ならば、犯罪との親和性の高さが同時代科学によって唱えられた〈狂気〉は探偵小説において犯罪と相関づけられ怪奇・幻想の域内で猟奇的に表象され、その社会的イメージが反復・再生産され排除・監禁を強化することが想定さ

れる。だが、本論文における考察の結果、必ずしもそうした単なる現実の反映に留まらず、むしろ探偵小説における〈狂気〉表象の分析によって、その拠って立つ近代性・科学性が相対化され、排除・監禁に対する批評性をも有していることが理解できるのである。

## 六 本論文の構成

先述したように、近代という時代を通じて展開される探偵小説ジャンルにおける〈狂気〉表象の主な背景には、近代化を軸とした〈狂気〉概念の大きな転換がある。従って、本論文では、〈狂気〉にまつわる近代に特徴的な問題系を軸に論を展開する。第一部では〈狂気〉を孕む心身への近代科学的分析、第二部では近代化以降の〈狂気〉の困い込みから発生した場という問題系、第三部では近代的法制度、第四部では物語性や超自然性といった近代精神医学の下に失効しつつあった前近代的〈狂気〉表象と近代との衝突を論じる。そして第五部では、これまでの議論を踏まえ、〈狂気〉がとりわけジャンル固有の仕掛けとして機能している作品を取り上げ、近代において形成された精神病者を危険視するまなざしを利用したミスリード、戦前から戦後にかけてのフロイト思想の輸入による精神分析の盛衰がもたらす探偵行為の変容、を主題とする。



本論文の構成を以下に述べる。

第一部について述べる。近代日本において心理学・精神分析、或いは優生学・犯罪人類学といった心身をめぐる様々な科学が受容された。それら諸科学による〈狂気〉の発見・分析は近代日本の狂気史の一面と言えるだろう。こうした流れの中で分析対象としての心身及び分析手段としての科学が探偵小説において前景化され、〈狂気〉を対象化した探偵行為が行われるようになる。ここでは、諸科学に基づく〈狂気〉への探偵行為がいかに表現されジャンルのドラマツルギーに関わっているのかを心身の両面から論じる。

第一章では小栗虫太郎「後光殺人事件」を取り上げ、一九二〇～三〇年代の大本教を中心とする新宗教ブームの最中、狂信という心理がメディアでクロースアップされたことを背景に、狂信者を被害者に、宗教家を犯人に、科学的分析者を探偵として形象化した本作が、狂信という被害者の心理を謎として設定し、その科学的説明プロセスをプロット化していることを論じる。

第二章では夢野久作「ドグラ・マグラ」を取り上げ、犯罪の遺伝という身体に内在する〈狂気〉が「心理遺伝」として理論化され、遺伝を宿した身体を探ることが探偵行為となつて指摘し、その遺伝が全ての人間にあると理論を顛倒させる〈異常性の身体化〉―〈異常性の汎身体化〉―〈異常性の無意味化〉という論理

の展開が、優生学・犯罪人類学への批判となっていることを論じる。第二部について述べる。精神病者を監護するに当たって近代日本では精神病院・私宅監置といった設備が整備され普及していった。こうした〈狂気〉を内包する場合は探偵小説においても物語の舞台とされ作品内で機能する。ここでは、精神病院法の下で生じた精神病院間の格差という力学、そして精神病患者による著名な建築の探偵小説作品への影響に触れ、同時代の〈狂気〉をめぐる状況との関わりやそれらの有する機能、批評性を論じる。

第三章では大阪圭吉「三狂人」を取り上げ、精神病院法により公的に補助される病院と家庭看護を旨とし経営難に陥る病院との差異が物語内で一方の病院長を探偵に他方を犯人ならしめていることを指摘し、そうした記号的人物の由来を示唆することがそれぞれの役割を相対化していることを論じる。

第四章では大下宇陀児・水谷準・島田一男「狂人館」を取り上げ、二笑亭が作中の狂人館に影響を与えたことに触れ、川に隔てられた〈狂気〉の世界と同時代風俗を反映した世界とを往還するプロットが〈狂気〉と現実世界との架橋を示唆すること、そして館の主の人物造型の背後にある夏目漱石と二笑亭主人の文明批判的性格と相俟って作中における〈狂気〉表象が、アメリカ消費文化の象徴的トポスとして描写される銀座に代表される、戦後の欧化社会に対する

批判の視座として内在していることを論じる。戦後作ではあるが、二笑亭や漱石といった近代的〈狂気〉表象がいかに作用しているかという、作品における近代性に着目しつつ論じる。

第三部では、〈狂気〉と近代日本の法制度がいかに関わり、探偵小説として物語化されているかを考察する。近代日本における〈狂気〉の位置づけには、明治初期に相次ぎ施行され、以降も時代の節目として精神病患者・精神医学・関連施設などを規定する各種法・制度の整備が大きく影響している。ここでは予審制度と精神鑑定の相関や、制度の下での犯罪捜査・取調べ、刑法三九条における心神喪失といった問題に着目し、各作品においていかに機能しているか、それら法制度を規定した近代に対していかなる態度をとっているのかを探る。

第五章では平林初之輔「予審調書」を取り上げ、物語の分水嶺となる精神鑑定が、予審が密室であるゆえに無根拠に利用されていることを指摘し、「涙ながらに」判事と容疑者の父が意見の一致に至る物語の裏に制度の恣意的運用という近代の裏面が潜んでいることを指摘する。

第六章では小酒井不木「三つの痣」を取り上げ、法医学者B氏による拷問のエスカレートというプロット進行を同時代における自由の強要や見込み捜査の反映として捉え、B氏が容疑者を「殺人狂に

なり了る」とした根拠である痣が当のB氏に捺し返されると言う行為の中に、捜査における暴力性や恣意的な犯人断定をむしろ〈狂気〉であるとする批判性が伏在することを論じる。

第七章では浜尾四郎「夢の殺人」を取り上げ、既存の〈操られる〉〈被害者〉としての夢遊病者像とは異なる〈操られない〉〈加害者〉という夢遊病者像を提示し、心神喪失を規定した刑法三九条をめぐる新たなドラマツルギーを切り開いたと論じる。

第四部では、近代化以前と以後における〈狂気〉の社会的地位の転換が、探偵小説にいかに関わっているのかを考察する。近代化以降排除・監禁の対象となった〈狂気〉が、近代以前に異なる形で有していた物語性や民俗的表象が、各作品でいかに機能しているのか、西洋医学など近代的科学性といかに対峙しているのか、論じる。

第八章では岡本綺堂「影を踏まれた女」を取り上げ、〈狂気〉という心の探索をプロットの軸として近世という時空に寄り添い時代に即した謎の解明を提示した探偵小説であると捉え、精神医学言説や精神分析を多用する同時代の潮流を諷するよう〈狂気〉の物語性を発掘し心の解釈の多様性を示唆していると論じる。

第九章では夢野久作「笑ふ啞女」を取り上げ、啞女・花子は健常から逸脱しながら異能を持ち、啞でありながら身体性を行使し犯人たる医師を追及するが、これらを前近代的〈狂気〉における両義性と

意味づけた。近代医学的強制対処に屈せず異能や身体性を行使し事態を突破する花子の姿には、失われた前近代的〈狂気〉の正の側面の奪回が暗示されており、花子の復讐が近代医学への復讐の喩えであることを論じる。

第一〇章では岡本綺堂「川越次郎兵衛」を取り上げ、本作が伴狂を軸に展開し、事件の内容、進行、真相、事件の意味づけというプロット進行の各局面において〈護身〉〈責任回避〉〈遊び〉〈風刺〉という伴狂表象の諸相を取り入れて活用していることを明らかにし、〈狂気〉の偽装という問題が近代の精神鑑定のような法的判断に留まらない、表現としての可能性を有していることを論じる。

第五部ではこれまでの議論を踏まえ、探偵小説固有の仕掛けとして〈狂気〉がいかに機能しているのかを、ミスリードと精神分析という二点から考察する。形式性を重視する探偵小説にはジャンル固有の仕掛けが数多くあり、そうしたジャンルの性質そのものに関する構成要素と同時代的〈狂気〉表象の交錯点を探る。

第一章では江戸川乱歩「緑衣の鬼」を取り上げ、翻案作品としての独自点である通俗化・形式への志向に着目し、近代の精神病言説を参照することで、一般的〈狂気〉イメージの支える加害者としての〈狂人〉像が科学的推理によって被害者と判明するという過程が、読み手に自身の〈狂気〉に対する通俗的まなざしの自覚を喚起

することを指摘する。

第一二章では木々高太郎「わが女学生時代の罪」を取り上げ、戦前期の探偵小説においてフロイトの精神分析理論は〈狂気〉を解釈する有効かつ一般的な道具であったが、一九三〇年代半ばより臨床的精神分析治療が日本に採用されると患者の「抵抗」の問題が浮上し、万能性を失った精神分析において患者の詐病という問題が作中で浮上していることを指摘し、理論から治療へ、さらに代替的に足で稼ぐ探偵法の登場、という変化が表れていることを論じる。戦後作ではあるが、戦前作における探偵行為として定石であった精神分析をその変容の時点から捉え直すという試みでもある。

なお、本論文及びその中で言及した作品には今日では差別的と思われる語句や表現があるが、作品の時代的背景と価値とに鑑み、原文に倣うこととする。また、引用中の旧字体は新字体に改め、ルビ、傍点は適宜省略した。引用中の（…）は省略、／は改行を示し、傍線は全て引用者によるものである。

注

1 黒岩涙香「探偵談と疑獄譚と感動小説には判然たる区別あり」

『絵入自由新聞』一八八九年九月一九日、四頁

- 2 佐藤春夫「探偵小説小論」『新青年』五卷一〇号、一九二四年八月増刊、二六五頁
- 3 中島河太郎「推理小説展望」『世界推理小説大系 別巻』東都書房、一九六五年十二月、一七〇—一八頁
- 4 平林初之輔「探偵小説壇の諸傾向」『新青年』七卷三号、一九二六年二月新春増刊、五〇頁
- 5 井上良夫「探偵小説とその本格的興味」『ぷろふいる』三卷一—号、一九三五年十一月、八二頁
- 6 江戸川乱歩「探偵小説の範圍と種類」『ぷろふいる』三卷一—号、一九三五年十一月（引用は『江戸川乱歩全集 第25巻』光文社文庫、二〇〇五年二月、四〇頁。以後、乱歩著作の引用を同全集（1〜30巻、二〇〇三年八月〜二〇〇六年二月）に拠る場合『全集〇（巻数）』〇頁と略記）
- 7 谷口基『変格探偵小説入門——奇想の遺産』岩波書店、二〇一三年九月、vi〜vii頁
- 8 江戸川乱歩「探偵趣味」『早稲田学報』三七九号、一九二六年九月、二五頁
- 9 紀田順一郎「『異端の作家』の復権——『夢野久作全集』全七巻の刊行に寄せて」『週刊読書人』七八五号、一九六九年七月二—日、五頁

- 10 谷口基前掲書、五六頁
- 11 以下、〈狂気〉をめぐる歴史の記述については、川村邦光『幻視する近代空間』（青弓社、一九九〇年三月）、小田晋『日本の狂気誌』（講談社学術文庫、一九九八年七月）、小俣和一郎『精神病院の起源 近代篇』（太田出版、二〇〇〇年七月）、八木剛平・田辺英『日本精神科治療史』（金原出版、二〇〇二年四月）、岡田靖雄『日本精神科治療史』（医学書院、二〇〇二年九月）を参照した。
- 12 増山守正『旧習一新 下之巻』辻本九兵衛、一八七五年一二月、一九頁（本文には頁数なし、引用者が本文開始の頁を一頁として計算し、付した）
- 13 三遊亭円朝「真景累ヶ淵」『円朝全集 巻の一』春陽堂、一九二六年九月、五頁
- 14 竹内瑞穂『「変態」という文化』（ひつじ書房、二〇一四年三月）に詳しい。
- 15 鈴木晃仁「精神疾患の声の歴史——近代日本の精神科臨床と文学」鈴木晃仁・北中淳子編『精神医学の歴史と人類学』シリーズ精神医学の哲学2、東京大学出版会、二〇一六年九月、四五〜四六頁



第一部 心身における〈狂気〉

## 第一章 狂信という心理

### ——小栗虫太郎「後光殺人事件」論——

小栗虫太郎作品には、奇蹟というモチーフがやや形を変えつつ幾度も現れている。「後光殺人事件」(『新青年』一四卷一二号、一九三三年一〇月)では仏像の後光を目の当たりにした仏僧・胎龍が狂信的な法悦に至り、「夢殿殺人事件」(『改造』一六卷一号、一九三四年一月)では神秘教団において画中の孔雀明王が抜け出したかのような殺人が行われ、「失樂園殺人事件」(『週刊朝日』二五卷一三号、一九三四年三月一八日)では狂女が眼窩に黴毒菌を注入されたために擬神妄想を抱く。「白蟻」(ぷろふいる社、一九三五年五月)の馬霊教は鎮魂鬼神法を用い弾圧を受けた点など、大本教を髣髴とさせる。遡れば、一九二二年九月に四海堂印刷所を設立し閉鎖するまでの四年間の内に既に起稿されていた「紅殻駱駝の秘密」(春秋社、一九三六年二月)では、作中劇内でイエスの後光が凸面鏡と化して太陽の熱光線で水晶街を焼き、やはり同時期に起稿されていた「魔童子」(黒白書房、一九三六年四月)では、仏像が発光したという騒ぎが元で発狂した僧が法悦に浸りながら死んでゆく。このように、デビュー以前の一九二〇年代より一九二六年ごろに至るまで奇蹟は小栗作品にとって持続的なモチーフであった。

本章では、こうした奇蹟と、右に見てきたようにしばしば作中で関連づけられている〈狂気〉の両者がクローズアップされた「後光殺人事件」を対象とし、その背景として新宗教ブームを指摘し、ブームにおける狂信や奇蹟が作中でいかに機能しているのかを論じる。

本作は以下のように展開する。普賢山劫楽寺の玄白堂で、住職・鴻巣胎龍が大石に背を凭せ合掌したまま天人像に向って端座し、創傷が頭蓋にあるが抵抗も苦悶もなく恍惚状態の奇怪な死を遂げたことが刑事弁護士・法水麟太郎に伝えられた。寺内の関係者への聞き込みによると、天人像の頭上に後光がさしたことから胎龍が精神的打撃を受け、奇蹟へ憧憬を抱き狂気的な勤行をするようになったという。犯人は洋画家・厨川朔郎で、法水は柳江の書齋に仕掛けられた時計と蓄音機と蜘蛛糸による装置から報時を作り出したアリアトリックを暴く。また、像の後光についても発光塗料を塗った布帽子によるものであると明かす。犯行当日は、薬師仏の背後で線香花火を燃やし薬師如来の断罪と思わせ、筒提灯の鉄芯を頭上に押し込んだのである。

このように、プロットの柱となる犯行は、厨川が奇蹟を演出してみせることで仏僧・胎龍を〈狂気〉に至らしめ苦痛を取り去り法悦の中で殺害するという趣向であり、そのトリックを探偵役の法水が

暴くこととなる。つまり、奇蹟を演出する犯人、そのため狂信に陥る被害者、犯行を科学的に暴く探偵、という三者がテキスト上に布置されている。本章ではこの三者を軸としてテキストに考察を加える。

#### 一 新宗教ブームと奇蹟の演出

冒頭、普賢山劫楽寺の住職・胎龍の奇妙な死体に焦点が当てられ、その不可解さゆえに刑事弁護士・法水麟太郎が事件に召喚されプロットが展開し始める。死体を見ると、大石に背を凭せて両手に珠数をかけて合掌したまま、沈痛な表情で奥の天人像に向って端座しており、頭の頂天に孔を空けられ、それでいて抵抗も苦悶もした様子がない。この奇妙さの裏には、胎龍が天人像の後光目撃談を聞きそれを超自然界からの啓示と信じて後に心因性の精神障碍に陥り、以後薬師如来の断罪を求めて毎夜のように薬師堂で〈狂気〉のような勤行をするようになったという経緯があり、その様は同居人の厨川、妻・柳江、僧・空闍らによって目撃されている。

しかし、その天人像の後光は、臭化ラジウムと硫化亜鉛とで作った発光塗料や練香花火による疑似後光に過ぎなかつたことが法水によって明かされる。

つまり、最初の夜は、臭化ラジウムと硫化亜鉛とで作った発光塗料を、予め黒い布帽子に円く点在させておいて、それを像の後頭部に冠せ、その布帽子に長い紐をつけて、紐の末端を敷石の上に置いた鋏に結び付けて置いたのだ。そして、刻限を計って慈昶を誘い出したのだが、月の光が頭上に落ちている間はそれに遮られていたけれども、月の位置が動いて堂が真暗になると、発光塗料が蛍光色の光円を作って、凄愴な疑似後光を発光させたのだよ。

(…)

所が、それが線香花火なんだよ。厨川君は、薬師仏の背後の壇上にある聖観音の首に、鏡を稍下向きに掛けて置き、薬師三尊の中の月光像の背後で、線香花火を燃やしたのだ。すると勿論その松葉火が鏡に映る訳だが、それを胎龍の座所から見ると、護摩の烟で拡大されて、恰度薬師仏の頭上で後光が閃いた様に見えるのだよ。(本文一五一〜一五三頁)(1)

厨川が犯行に利用したこれらのトリックは奇蹟の演出と言えるであろう。そして奇蹟の演出といえ、同時代の新宗教ブームに言及しなくてはならない。明治末から大正、昭和のはじめにかけて宗教ブームがあり(2)、当時新宗教の教勢は政府当局による取り締まりを招くほどに社会に影響力をもつ存在となっていた。この時代に

既成新宗教の天理教・金光教は着実に教勢を伸ばし、第三勢力の大本教は信者数三〇万人にまで発展した。一九二四年には霊友会、一九三〇年には生長の家が創設される。一方で政府当局による介入がしばしば行われ、一九二二年には大本教の多数の幹部が逮捕される（第一次大本教事件）、天理教から分派したほんみちは一九二八年に不敬罪で教祖以下約五〇〇名が検挙され、さらに大本教は一九三五年に再び取り締まりを受け結社禁止となった（第二次大本教事件）（3）。こうした新宗教の隆盛期を本章では「新宗教ブーム」と便宜的に呼ぶ（4）。「後光殺人事件」を含む小栗作品において奇蹟がモチーフとして現れる一九二〇年代から一九三六年頃の時期はこうした新宗教ブームの時代の中にあつたのである。

そして、そうした新宗教ブームを支えたのが奇蹟であつた。この時期の新宗教には、当時の神秘・呪術ブームの影響がみてとれ（5）、非合理的な霊術をことさら強調する特徴がみられる（6）。例えば、大本教では以下の如くである。

大本教は、出口なおの時代は、立て替え・建て直しの予言宗教、終末的意識を強く持った世直し志向の宗教であつたが、なおの死（一九一八年・引用者注）後、王仁三郎は神懸かりと操霊によつて病氣直しを行う「鎮魂帰神法」をもつて布教活動に取り組み、多数の信者を獲得していった。鎮魂とは遊離した霊魂を

呼び戻すことで、帰神へ至る方法とされる。具体的には、審判者(きにわ)という施術者と対座膜目した被術者が施術者の石笛の音と「天の数歌」の声を聞くうちにトランス状態に陥り、神懸りを体験するというもので、後に、病人に霊的力を伝えて病気を治すの意にも用いられた。(7)

なおの死後現れた鎮魂鬼神法は大本教からすれば布教活動や信者獲得の道具であった。一方で信者からすれば信仰の拠って立つところの、いわば胎龍における後光の如き超自然からの啓示であったはずである。この鎮魂鬼神法は安丸良夫によると、人為的な性質が強い。

彼(出口王仁三郎・引用者注)の得意とするのは鎮魂帰神法を中核とする霊学であり、(…)ここにいう鎮魂帰神法とは、人為的に修練された神がかり法のことであり、(…)特殊な行法によつて人為的な神がかり状態をつくりだす(8)

また、王仁三郎が物理的手段により奇蹟を偽造し信者を引き入れるための詭計としたという、大本教で居候をしていた林靈秀の証言を引き合いに、中村古峽は大本教の奇蹟を演出と捉えていた。

信者を引き入れる手段としては、彼は様々の詭計を行ひました。一例を云へば、或時教祖のお筆先に『煎豆に花が咲く』と云ふ予言が現はれました。すると王仁三郎は人の知らないうち

に神庭おにはの一隅へ普通の豆を撒いておいて、さて信者の見てゐる前で其の同じ場所に煎豆を撒かせ、十数日の後其処から豆の芽の生え出るのを見せて、信者に神力の威大なることを示しました。(9)

このような後光トリツクの如き物理トリツクを含む奇蹟の演出が信者獲得に結びつき、新宗教ブームを支えたのである。そしてそれは狂信を生み出すという意味では厨川の疑似後光と同様である。

また、厨川はそうした奇蹟の演出の一方で、宗教的事物を道具化してもいる。彼は薬師如来の断罪に擬して胎龍の頭に筒提灯を押し込み殺害するが、その直前に胎龍が唱えていた「秘密三昧即仏念誦」は厨川にとって線香花火を燃やすのに適切な時間を錯誤しないよう算出するための道具であり「五障百六十心等三重赤色妄執火」の一句は筒提灯を頭上に被せるタイミングの標に過ぎなかった。

その『秘密三昧即仏念誦』は、多分暗誦出来る程に耳慣れがしていたに違いない。それで線香花火を燃やすに適切な時間なども、予め錯誤せぬよう、目的の一節を基礎に算出する事が出来たのだったよ。(…)で、その一節と云うのは、経机の上で開かれていた『五障百六十心等三重赤色妄執火』と云う一句なので、その章句が終った刹那に、突如胎龍の頭上に赤色妄執火が下ったのだ。と云うのは、背後から厨川君が例の赤い筒提灯を



胎龍の頭上に被せて、それを次第に縮めて行つたからだ。

(本文一五三頁)

厨川はアリバイについても次のような物理トリックを用い、自身の不在時に時報を鳴らしている。柱時計の長針と短針とに安全剃刀の刃を一定の位置に貼り付けて置き、それを斜めに数字番の円芯の上から八時三十分以後に刃の合する点を通して、末端を携帯蓄音機の回転軸に縛りつけ、さらにその蓄音機を扇形に張つてある蜘蛛糸の下へ据えて、速度を最緩にして丁度二回りで止まる程度にゼンマイをかけ送音管を外して、それを逆さまに中央の回転軸に縛り付ける、というものである。厨川にとって秘密三昧即仏念誦とこの自作装置は同じように利用するためのモノでしかない、ということが理解できるだろう。宗教的事物の道具化は、モノを奇蹟——宗教的事物——と化する疑似後光と表裏一体の関係にある。

一方、胎龍は線香花火の後光から、兜率天による劫火が下つて薬師如来の断罪があるだろうと予期し、頭上の苦痛を火刑として宗教的意味づけをする。そして彼は精神の崩壊へと進む。

恰度薬師仏の頭上で後光が閃いた様に見えたのだよ。と同時に、強烈な精神凝集コンセンストレーションが起ると云う事は、心理学上当然な推移に違いないのだ。今に兜率天から劫火が下つて薬師如来の断罪があるだろう——とそう云う疑念を、鋭敏な膜の様に一枚残した

だけで、胎龍の精神作用を司どる瀕死の生体組織共が、一斉に作業を停止してしまったのだ。(…)提灯の縮小につれて、妄執の火が次第に強くなって行く。勿論胎龍はその刹那に火刑——とでも直感した事だろうが、それを反復する余裕もなく、ひたすらこの恐怖すべき符合のために、脆弱な脳組織が瞬時に崩壊してしまったのだ。(本文一五三頁)

超自然的現象を演出して人心を操ること。厨川の犯行には同時代の新宗教ブームにおける奇蹟の演出が影を落としている。そして操られた人心は〈狂気〉に陥るのだが、これについては次節で論じていきたい。

## 二 奇蹟のもたらす〈狂気〉

さて、奇蹟を演出する中で厨川に殺害された胎龍の心理は心因性の精神障碍にあつたが、当人は頭の頂点に孔を空けられて、それでいて抵抗も苦悶もした様子がないほどの法悦・恍惚の中にあつた。後光が目撃されて以来それを超自然界からの啓示と信じ、以後薬師如来の断罪を求めて毎夜のように薬師堂で狂気のような勤行をするようになった末路である。法水は支倉検事に言う。

どうだろう、この表情は聖画等の殉教者特有のものではない

だろうか。先年外遊中に、シスチナ礼拝堂の絵葉書を寄越した君なんぞは、真先にミケランジェロの壁画『最終審判』で、何か憶い出して然るべきなんだぜ。ねえ、絶望と法悦？確かに悲壮な恍惚状態と云えるじゃないか。（本文一三九頁）

胎龍本人は法悦・恍惚の状態であったが、他人から見るとその様子は痛々しいものであった。厨川、柳江、空闡、慈昶、久八と続く法水の訊問の中で、共通して語られるのは胎龍のそうした姿である。厨川は――この場合は犯人であることを差し引かねばならないが――次のように言う。

今年に入って以来の住持の生活は、全く見るも痛々しい位に淋しいものでした。それでこの三月頃には、時々失神した様になつて持っていたものを取り落したり、暫く茫然としている事などもありましたし、（本文一四一頁）

また、柳江は次のように言う。

何か唯事でない精神的打撃をうけたと見えまして、昼間は絶えず物思いに耽り、夜になると取り止めのない譫言を云うようになりました。そして身体に眼に見えた衰えが現れて参りました。所が、先月に入ると、毎夜のように薬師堂で狂気のような勤行をするようになったのです。（本文一四三頁）

そして、空闡によれば胎龍の変貌は次のように始まった。

——三月晦日の夜、月が出て間のない八時頃の事だった。突然慈昶と朔郎が駆け込んで来て、玄白堂に妖しい奇蹟が現れたと云うのである。それが、天人像の頭上に月暈の様な淨い後光がさしたとの事なので、ともかく一応は調べる事になり、胎龍と空闌の二人が玄白堂に赴いた。所が、堂の内外には何等異常がない許りか、試みに頭上の節穴から光線を落してみても、髪の毛の漆が光るに過ぎない。そして、とうとう不思議現象の儘残ってしまったのだが、その翌日から胎龍の様子がガラリと變つて、懷疑と思念に耽るようになったと云うのである。

(本文一四四〜一四五頁)

このように胎龍の〈狂気〉が訊問の度に強調され、そのため法水はその変貌の原因を探ることとなる。奇蹟の演出に操られた心理、それは本人にとっては法悦の境にあるが、客観的には痛々しい狂信と映るのである。

こうした、法悦の裏返しとしての狂信は、同時代のメディアが映した新宗教の姿であった。自分の呼吸は神の息であるとして泣き叫ぶ子の口中に息を吹き込み窒息死に至らしめる事件（『大本教の信者 愛児を吹殺す 宣教師に神罰を被らんと脅かされて発狂』『朝日新聞』一九二〇年六月二六日朝、五頁）や、熱心な大本教信者が精神に異常を来たし狂乱・狂死したという出来事（『大本教信者 狂

死す』『朝日新聞』一九二二年六月二五日朝、五頁）にみられるように、新聞メディアにおける大本教には狂的イメージがつきまといつていた。第二次大本教事件翌年の検挙の際も「信者の執拗な狂信振りに当局でも慄然」（『大本教再建に躍る四〇名を検挙 狂信・言語に絶す』『朝日新聞』一九三六年八月一五日朝、一一頁）と、その信仰は狂信としてまなざされていた。

そうした狂信がクローズアップされる中、式場隆三郎はコラム「狂信者の心理」第二回「降神術とは何か？」（全五回『読売新聞』一九三六年九月二日朝、九頁）において降神術の施術者と被術者を次のように分析している。

先づ降神しようとする人の雑念を払はせる。そのためには祭壇の前で護摩を焚いたり神鏡を拝さしたりして精神統一をさせ、印契を結ばせ、合掌、呪文を唱へさせる。これは催眠術をかける時と同様な方法である。しかし催眠術はこんな手数を要しないでかゝるが邪教ではなるべく大仰な、そして複雑な手段を講じて、暗示にかゝり易い状態に導くのである。（…）かけられる人は予め、神様が乗り移ると合掌してゐる手が顫へるとか、持つてゐる御幣が段々重くなつて下るとか教えられてゐる。この暗示によつて少しく緊張をつゞけると手が顫へたり、御幣が下つたりする現象が容易に実現する。（…）要するにこれは催眠術

と同じ心理に導く、暗示作用である。

式場によれば、大本教の鎮魂鬼神法のように新宗教で行われる降神術は、催眠術の暗示作用と同様である。この分析において狂信者の心理は、演出された術により作り上げられるものであるとされている。コラム中の「祭壇の前で護摩を焚いたり神鏡を拝さしたりして精神統一をさせ、印契を結びせ、合掌、呪文を唱へさせる」という降神術の様子は、さながら薬師堂に上って護摩を焚き、必死の祈願を込めて秘密三昧即仏念誦を誦える胎龍の姿を髣髴とさせる。厨川の一連の奇蹟の演出は新宗教における降神術の如き暗示作用であり、それによって〈狂気〉に陥る胎龍にはその演出に心理を掴まれる狂信者のイメージが重なる。同時代メディアが提起した奇蹟の演出のもたらず〈狂気〉という問題意識を本作は持ち合わせていたのだと言えよう。現実の事件として狂信が狂乱・狂死へと至ることが報道されているように、胎龍も狂信の犠牲者として精神の破滅と死を迎える。

胎龍はそれを超自然界からの啓示と信じて、やがて下ろうとする裁きに、畏怖と法悦の外何事も感じなくなってしまうた。

これが、所謂健否の境界なんだよ——精神の均衡が危くなつて、将に片方の錘が転落しようとする。つまり、厨川君の作った組織が、僅か一筋の健全な細胞を残す迄に蝕い尽したのだが、

(本文一五二頁)

また、テキストに現れる狂信者は胎龍のみではない。事件とは無関係な浪貝久八のエピソードがある。

久八は、長年の神経痛が薬師如来の信仰で癒おったとか云うので、それ以来異常な狂信を抱く様になり、ついぞ此の一月退院するまで、郊外の癲狂院で暮っていたのであった。

(本文一四五頁)

久八は信仰による治癒から狂信を抱く様になる。この超自然的現象の体験からの狂信という図式は、胎龍の後光談伝聞からの狂信と軌を一にする。栗原彬によれば、こうした病氣治しの体験は新宗教の入信動機のパターンの一つである。

新宗教と時代の社会意識をつなぐ回路を指し示す一つのテキストは「おかげ話」である。もとより「おかげ話」は、教団が信者を獲得したり、信者をつなぎとめておく目的をもって作成し、手を加え、また選択した物語である。(…)大正期の大本教のいくつかの機関誌に掲載された信者の「おかげ話」の入信動機を分節すると、次のような物語の単位が得られる。(一)病氣治し、(二)不幸な暮し・窮状からの救済、(三)終末の予言、(四)立替え・立直しへの覚醒、(五)霊的体験。(10)

さらに、空闡も後光という奇蹟体験を信じて疑わず、「科学とやら

では、どうして解くことが出来ましようか。いや、解けぬのが道理なのですじゃよ」と科学への懷疑を口にしてている。

このように、胎龍と空闔における後光や久八における病氣治しの奇蹟体験のように事件の中心にあるレベルから全く関係のないレベルにまで、狂信や非科学現象の肯定が劫楽寺の人々の内にある。宗教的コミュニティ内部に非科学的態度が偏在しているのはごく自然といえば自然ではあるが、それは新宗教内における狂信とその外部との思想的断絶をも想起させる。一九一六年五月から二年間の在家信者生活を送った宮飼陶羊は次のように言う。

大本教では、少しでも反抗的な気分を有つて退去する者には、誰でも狂人扱いにし、悪霊の憑依にする。然しそれも考へて見れば無理の無い事で、我々から見れば又彼等が狂人に見えるのだから、彼等から見れば又我々が狂人に見えるのも尤もである。

(11)

ここには大本教内部と外部社会の相互理解不可能な断絶が〈狂人〉を喩えにして述べられている。

それでは、事件の中心にある奇蹟の演出と胎龍の狂信を法水はいかにして明らかにするのか。次節では法水の探偵方法を科学の観点から論じていく。



### 三 科学による秩序の回復

テキスト結末部では、かつては捜査局長として公権力の代行者であり現在では一流の刑事弁護士という社会的に秩序回復の役割を担う法水が厨川の犯行を暴き、厨川の自殺によって事件は収束に至る。これまで本作における厨川の犯行の背景として新宗教の動向――特に大本教に特徴的な――を参照してきたが、秩序という観点からすると、大本教は公権力から危険な存在と見なされていた。

大本教は、近畿・山陰・山陽を中心に、全国に二五〇余の分所・支部を擁し、信者数は五万余で、農民と小市民がその大半を占めていた。全国各地で活動していた宣伝使（布教師）の大半は、それぞれ職業をもちながら布教していた。この大本教の大発展（一九二〇年頃・引用者注）は、その末端の布教活動において、しだいに国民教化のわくを外れたものとなってゆき、とくにその幻想的な変革のよびかけと底流にある反権力的性格は、支配階級に危険なものを感じさせていた。（12）

こうした反権力的性格が一九二一年二月一二日の第一次大本教事件へと繋がっていくのだが、当時思想的に最も大本教を攻撃していたのは中村古峽であり、彼の主宰する雑誌『変態心理』（一八巻四号、一九一七年一〇月〜一九二六年一〇月）であった。古峽が第

一次大本教事件の際に『変態心理』「大本教撲滅号」（七巻六号、一九二一年六月）において問題視したのは、罪とされた不敬罪よりも種々の奇蹟の演出や社会人心の惑乱であった。

今回の予審決定書に拠れば、彼等は主として不敬罪に問はれている。而して余が前に述べたる御筆先の偽作や予言の捏造や、言霊学の剽窃や、社会人心の惑乱や、乃至は兎角の非難ある彼等の破廉耻行為に至つては、其の証左の既に的確なるものあるにも拘はらず、毫も予審に於ては糾弾されてゐないやうである。爰に於てか吾人は当局も亦、彼等を買被つてゐる者の一人でありはしないかと、誠に遺憾に思ふのである。

(…)

我々は社会民心の疑惑と脅威とを一掃する点から考へても、公判の際には是非共是等の余罪をも充分に糾弾せられんことを、切に当局者に希望する所以である。(13)

栗原彬によれば、古峽が大本教を批判したのは、大本教を時代を象徴する「変態心理」と見ただけでなく、大本教を支える社会意識に、秩序解体を導く危険なものを見て取ったからであるという(14)。そしてその批判の拠り所となつたのは心理学をはじめとする諸科学(15)であった。古峽らは、群衆の暗示を生む霊的言説を心理学によつて徹底的に解剖しようとした(16)。つまり、古峽や『変態

心理』は秩序を志向し科学的観点から大本教の奇蹟の演出を批判した。その点では本作において厨川の疑似後光のトリックを暴き事件を解決することで秩序を回復させる法水の立場はそれに等しい。

『変態心理』はもとより精神医学という一科を建設することを目的とし(17)、心理学にとどまらず、心霊学、文学、医学、生物学、教育学、社会学等の多様な研究者たちが集った(18)。作中では催眠術・ロンブローゾ・夢判断・ジャネーといった心理をめぐる諸学諸説が言及されるが、これらはいずれも『変態心理』誌上で俎上に載せられている。催眠術については森田正馬「催眠術治療の価値」など(「催眠術革新号」六巻四号、一九二〇年一〇月)、ロンブローゾについては菅原数造「頭蓋骨の興味」(一卷一号、一九一七年一月)三宅鉦一「精神病学的に見たる悪人の特質」(「悪人研究号」一八巻一号、一九二六年七月)など、フロイトの夢分析については久保良英「(最近の学説)夢の分析」(五巻三号、一九二〇年三月)など、ジャネーについてはピエル・ジャネー「潜在意識現象論」(九巻一号、一九二二年一月)などがそれらに該当する。こうした諸学諸説はテキストにいかにも現れているのだろうか。

まず催眠術について。大石に背を凭せ、両手に数珠をかけて合掌したまま沈痛な表情で奥の天人像に向かって端座し、頭の頂天に孔を空けられて、抵抗も苦悶をした様子がない胎龍の死体を観察し、法

水は、この不可解な無抵抗無苦痛を現わすためには、肉体を殺す前に、まず胎龍の精神作用を殺さねばならないため、心因性の精神障碍を発病させるプロセスを想定する。熊城は「すると催眠術かね？」と推測するがすぐに法水は「いや、催眠術じゃない。と云うのは、胎龍が三月も人と遇わなかったのでも判る！当人に気付かれずに施術出来るような術者は、恐らく寺内にはあるまい」と否定する。熊城や支倉というワトスン役によるやや時代遅れの知識（19）の提示は本作に登場する心理学系科学の振り幅の広さを表すとともに、法水の用いる科学の同時代的正当性を補強している。

次にロンブローゾについて。関係者一人ひとりを見問する中で、慈悲については次のように触れられる。

次の慈悲は最も他奇のない陳述で終り、一日中外出せず自室に暮っていたと云うのみの事だったが、頭蓋がロムブローゾなら振るい付くだろうと思われる様な、一種特異な形状を示していた。（本文一四五頁）

ロンブローゾによると、犯罪には直接遺伝や間接遺伝のように家族近親の遺伝によるものがあり、また隔世遺伝のように肉食動物や野蠻人の動物的特徴の遺伝によるものもある。そして隔世遺伝を持つ者は頭蓋を主とした身体的な特徴があるとされた（20）。こうしたロンブローゾの犯罪人類学に関する著書は大正期を中心に国内で

盛んに翻訳され（21）、国内の一九二〇～三〇年代の探偵小説においても頻繁に登場する。小栗の他作品では、序章第三節で触れたように、「黒死館殺人事件」において「犯罪素質遺伝説」が登場する。また小栗は「探偵小説のネタをどこから取るか？」という質問に対し「なかでの大物が、ロムブローゾの「犯罪者」でトリノのボツカ版だ。学説としちや陳腐かもしれんが、とにかく古典だからね。」と答えている（22）。

やがて関係者への訊問が終了すると、法水は「いま全体の陰画が判ったのだよ。胎龍の心理が、どう云う風に蝕ばまれ変化して行ったかと云う……」と言い、その訳を問われると「先刻胎龍の室を捜して、僕は手記めいたものを発見したのだ」と述べる。そして法水は「フロイトじゃないが、早速この夢判断を」し、天人像の後光が現れてから初老期の禁ぜられた性的願望から来る彫像愛好症へ精神の転落を続け、尊像冒瀆の罪業を冒した懲罰として、仏の断罪を願望とした、と胎龍の心理を解釈する。

次に夢分析について。法水は「僕はフロイトじゃないが、早速この夢判断をすることにした」と言う。一九二〇年代ごろよりフロイトの精神分析は一般的に普及するが、その一翼を担ったメディアが『変態心理』であった（23）。また、夢判断以外にも法水がフロイトの学説に基づいて精神分析を行うのは、小栗作品ではお馴染みの

光景である。

最後にジャーネーについて。夢判断に続けてさらに法水は言う。「ねえ、ジャーネーが云ってるだろう。肉体にうける苦痛を楽しむよりも、精神上の自己膺懲に快楽を感じると云う方が、よりも典型的なマゾヒストだと。」先述のようにジャーネーの理論は一九二二年一月に『変態心理』で紹介されている。

かくして胎龍は死の間際に脳組織の崩壊に至るが、その経緯に対する法水の解釈は、無論明治期以降に導入された精神の在り処を脳とする西洋精神医学的思想の延長線上にあり、さらに「超自己催眠」「魅惑性精神病発作」など理論的な視点からの分析として提示されることで、科学的分析者としての彼の地位を更に確たるものにする。

「ひたすらこの恐怖すべき符号のために、脆弱な脳組織が瞬時に崩壊してしまったのだ。然し、それが超自己催眠とでも云う状態なのか、或は魅惑性精神病発作の最初数分間に現れる、強直性の意識混濁状態だったのか——（∴）厨川君の侵害組織は遂に最後の・<sup>ビレオ</sup>を打つ事が出来、意識と全感覚の剥奪に成功したのだったよ。つまり、その結果実現された怪屍体の制作が、胎龍の脳を、厨川君が理論的に歪め変形して行った結論だったのだ」（本文一五三頁）

このように、法水の推理手法を中心に種々の学説や観点が導入さ

れることで、真相へ徐々に近づいていくのである。そうした諸科学の動員の目的は、奇蹟の演出を伴う反社会的行為に対する指弾とそれがもたらす秩序の回復である。また、こうした心理学系諸学の援用は、科学を標榜して大本教を非難した中村古峽及び『変態心理』と法水が、パラレルな関係にあることを示唆している。

#### 四 心をめぐる探偵小説として

以上、テキスト上に布置された犯人・厨川、被害者・胎龍、探偵・法水の三者を、新宗教ブームにおける奇蹟の演出者、狂信者、科学による批判者という三者のアナロジーとして論じてきた。

一柳は「狂気に対する関心が高まり、雑誌「変態心理」が刊行され、精神分析の紹介が本格化しつつあった大正末期、探偵小説はこうした「心」への眼差しが収斂するひとつの場となっていた」(24)と述べている。本作はそうした大正末期の時代背景を継承しつつ、さらに新宗教ブームにおける奇蹟の求心力、それがもたらす狂信と秩序の解体という社会的問題意識を心の問題として物語化した。即ち、厨川の奇蹟の演出により胎龍の心は狂信から崩壊へと導かれ、法水はその心の崩壊の過程を科学的に分析することで事件を解決に導き秩序の回復を図る。つまり、犯人・被害者・探偵の三者が織

りなす本作における探偵小説としてのドラマツルギーの中心には胎龍の心があり、テキストは狂信という心の謎を探る探偵小説なのである。

新宗教ブームにおける信仰は、狂信としてメディアによりセンサーショナルにまなざされ、中村古峯や『変態心理』といった科学的立場はその狂信を生む奇蹟の演出やトリック、そしてそれが招来する秩序の解体という危険性を批判した。このように同時代に大きく注目の的となった狂信という心の謎は、被害者の心はいかに狂信に至ったのか、というハウダニットとしてフーダニットの解明と併せて織り込まれることで、謎の解明という面で二重のカタルシスを与える。

本作「後光殺人事件」は、探偵小説ドラマツルギーの中心となる謎に、同時代に注目を集めた狂信という心理現象を据えることで、謎の不可解さを増幅し、科学による解明に鮮やかさを与えるのである。本作における狂信は、一方ではモチーフとして物語内容を支え、また同時にジャンルとしての形式性に不可分に関わりそれを支持・強化することで、本作の探偵小説作品としての形象化に貢献していると言えよう。

注



- 1 本章における「後光殺人事件」本文の引用は『小栗虫太郎全作品4』（沖積舎、一九九七年九月）に拠る。
- 2 大村英昭・西山茂編『現代人の宗教』有斐閣、一九八八年三月、一二〜一三頁
- 3 井上順孝ほか編『新宗教事典 縮刷版』本文篇、弘文堂、一九九四年七月、二九〜三〇頁
- 4 近代化以降の新宗教の隆盛時期は幾度かあり、それぞれ「第〇次新宗教ブーム」と呼ぶことがあるが、論者により「第〇次」とするかに相違があるため、本論文では本作の時代と重なる明治末から昭和初期のブームを単に「新宗教ブーム」とする。
- 5 井村宏次『霊術家の饗宴』（心交社、一九八四年一月）、同『霊術家の黄金時代』（ビイングネットプレス、二〇一四年五月）に詳しい。
- 6 前掲『新宗教事典 縮刷版』二八頁
- 7 櫻井義秀「新宗教の形成と社会変動―近・現代日本における新宗教研究の再検討―」『北海道大学文学部紀要』四六巻一号、一九七七年九月、一三八頁
- 8 安丸良夫『日本ナショナリズムの前夜』朝日新聞社、一九七七年九月、八二〜八三頁
- 9 中村古峡『学理的厳正批判 大本教の解剖』日本精神医学舎、

- 一九二〇年八月、九八〜九九頁
- 10 栗原彬「科学」的言説による靈的次元の解体構築——大本教へのまなざし」小田晋ほか編『変態心理』と中村古峡——大正文化への新視角』不二出版、二〇〇一年一月、五三頁
- 11 宮飼陶羊「余が綾部生活の二年」『変態心理』六卷六号、一九二〇年一二月、七二三頁
- 12 村上重良『近代民衆宗教史の研究』法蔵館、一九六三年一二月、二二六頁
- 13 中村古峡「大本教の検挙と予審の決定」『変態心理』七卷六号、一九二一年六月、六九九〜七〇一頁
- 14 栗原彬前掲論文、五三頁
- 15 本章では当時「科学」と見なされていた知識、という意味において用いることとする。兵頭晶子は『変態心理』が標榜する「精神科学」とは、今日の精神医学と決して同義ではなく、当該期の精神病学を含めた正統医学界を「物質医学」として批判するための反命題に他ならない。「鎮魂鬼神法」とは、近親憎悪的關係にあった」と指摘している（「大正期の精神概念——大本教と『変態心理』の相剋を通して——」『宗教研究』七九卷一号、二〇〇五年六月、九七頁）。従って、中村古峡らの拠り所とする「科学」の正当性は相対的なものとして受け止める必要もある。

- 16 栗原彬前掲論文、六三頁
- 17 中村古峽「日本精神医学会設立趣意」『変態心理』一卷一号、一九一七年一〇月、七九頁
- 18 竹内瑞穂『「変態」という文化』ひつじ書房、二〇一四年三月、四二頁
- 19 一柳廣孝『無意識という物語』（名古屋大学出版会、二〇一四年五月、二九頁）によれば、明治期の二十年前後と三八年頃に二度の催眠術ブームが興った。その後催眠術の流行は収まるが、「後裔」としての「霊術」——大本教や太霊道などの新宗教にみられる——は大正期の一般社会に広く蔓延したという。従って、熊城の発言は必ずしも全くの的外れではなく、時代と外形においてずれているのである。
- 20 寺田精一『ロンブローゾ犯罪人論』巖松堂書店、一九一七年九月、二八・二九、一八一〜一八三頁
- 21 次章第二節を参照のこと。
- 22 本誌記者「作家訪問記その2 負傷したコザック騎兵（小栗虫太郎氏の巻）」『ぷろふいる』四巻七号、一九三六年七月、九八頁
- 23 曾根博義「精神分析の紹介」新青年研究会編『新青年読本 全一卷——昭和グラフィティ』作品社、一九八八年二月、五四頁
- 24 一柳廣孝前掲書、二一八〜二一九頁

## 第二章 〈狂気〉を孕む身体

### ——夢野久作「ドグラ・マグラ」論——

夢野久作「ドグラ・マグラ」は一九三五年一月に松柏館書店から書下ろし単行本として出版された。「十年考へ、あとの十年で書直し書抜いて出来た」「二十年がかりの作品」(1)とも言われる本作は、夢野畢生の大作と言ってよい。

本作の構成は非常に錯綜しているが、本章の理解のために簡略に述べておく。九州帝国大学精神病科の病室で目を覚ました記憶喪失の「私」は、自分が心理遺伝の発作によって呉一郎なる少年が起こした事件に関わる重大な立場にあることを若林博士から聞き、自身が呉一郎であるかどうかの記憶を取り戻すために故・正木博士の記した「キチガヒ地獄外道祭文」「胎児の夢」などの書類を読む。しかし書類を読み終わると正木が眼前に姿を現わし、結局は自説である心理遺伝を証明するために正木が仕組んだ事件であったことを告白する。一郎の再度の発作による殺人事件のため正木は自殺に至り、「私」の眼前には一郎の殺害した人物や、妻を殺害し腐敗する様を描いたという祖先の呉青秀の顔が浮かび上がる。

このように、作中では一郎を利用した正木の心理遺伝論——即ち祖先や進化の過程にあった太古の動物などの心理が発動すること

によって犯罪が生じるとする論——の証明がプロットの軸として捉えられよう。

西原和海は、夢野久作の読み方は「怪奇幻想派の大物」「日本近代に対する根底的批判者」(2)という二つの枠組みの内側に永く固定されてきたと総括している。以後、今日に至るまで、作品構造の分析や、登場人物のモデル問題、作品発表に至る経緯や改稿の過程の分析、語源の調査など、多様な視座から分析されているという状況である。だが、本作はアンチ・ミステリとしばしば称されるように、破格であるゆえジャンルの枠内で論じられることが寡く、改めて探偵小説として本作を読解することに関しては、未だ考察の余地がある。

以下の三点に着目すると、本作が探偵小説というジャンル性を志向していることが窺える。まず、本作初出の松柏館書店版の函を覆刻版で確認すると「幻魔怪奇探偵小説」(3)とあり、本作が探偵小説として読まれることを要求していることがわかる。また、夢野自身は探偵小説ジャンルに関してエッセイでしばしば言及しているが、それらは、「書けない探偵小説」(『新青年』一五卷一三号、一九三四年一月)「探偵小説の正体」(『ぶろふいる』三卷一号、一九三五年一月)「探偵小説の真使命」(『文芸通信』三卷八号、一九三五年八月)「探偵小説漫想」(『探偵文学』二卷四号、一九三六年四月)と、

年代から窺えるように晩年の「ドグラ・マグラ」執筆前後に集中している。この晩年期に彼の探偵小説観が固まって来て、ジャンル意識が最も高まっていたようにみえ、構想一〇年執筆一〇年とも言われる本作は夢野の探偵小説意識の高揚と並走して生み出されたと言えるだろう。さらに、本作では「脳髄は物を考へる処に非ず」というテーゼが登場するが、これが「絶対探偵小説」として世に紹介されている。作中で重要な役割を果たす正木の理論が探偵小説に擬して述べられているのである。このように、本作は探偵小説として読まれるべく主張していると考えられる。

また、先行研究としては、鶴見俊輔が『ドグラ・マグラ』は、自分をさがす探偵小説である」(4)と述べており、近年では谷口基が「精神の要塞Ⅱ「キチガイ」を探偵する」テキスト(5)としている。

本作を、改めて、犯罪を追及し解決する過程を物語とする探偵小説として捉えるならば、人間の身体に潜む異常性としての〈狂気〉を探偵する小説であると言える。即ち、身体をめぐる、犯罪が発生し、犯罪に関する謎解きの過程が描かれ、犯人が見出される、ということである。大正から昭和初期にかけての優生学や犯罪人類学といった人間の身体に〈狂気〉や犯罪性といった異常性を結びつける思想的風潮を背景に、作中の心理遺伝論は心身喪失状態である夢

中遊行中の犯罪の原因を遺伝に求めている。しかし、異常な遺伝を持つ人間ではなく遺伝そのものに原因を求め、全ての人間に異常性の遺伝があり（狂気）を孕む可能性があるとするがゆえに、優生学や犯罪人類学のような異常者と正常者を身体によつて分けられるとする視点は顛倒させられる。この作中の論理を言い換えれば、異常性の身体化を突き詰めた末の、異常性の汎身体化という逆説であると言えるであろう。このように身体を探偵することで、全ての人間に潜む異常性を暴くこと。本作の探偵小説性は、それぞれの事件の真犯人や「私」が誰であるかを探るといふことのみならず、身体そのものが嫌疑の対象として探偵される点にもあるのではないだろうか。

#### 一 心理遺伝論における身体

まずは、作中の心理遺伝論において身体がいかなるものとされているかを探ること、探偵される身体がいかに理論化されているかを述べていきたい。

まず、先述した「脳髄は物を考へる処に非ず」であるが、これは脳ではなく細胞が思考している、という理論である。

吾々が常住不断に意識してゐるところのアラユル欲望、感情、

意思、記憶、判断、信念などいふものゝ一切合財は、吾々の全身三十兆の細胞の一粒々毎に、絶対の平等さで、おんなじ様に籠もつて居るのだ。(本文一八三頁)(6)

これはつまり心身二元論において措定されているような、身体に対して精神が優位にあるとする視点を逆転させていると解釈できる。脳髄にある精神が思うままに体を動かし支配するのではなく、主体としての身体が発見されているということである。

次に、心理遺伝において人間の主体は身体に見出されるわけだが、それが本人特有のものではなく、遺伝として決定されているという点に着目したい。

人間の精神とか靈魂とか云ふヤツは要するに、その先祖代々の動物や人間から遺伝して来た、色々な動物心理や民衆心理なぞの無量無辺の集まりに過ぎないのだ。(本文二二七頁)

遺伝によって決定されているがゆえに個人としての意思を超えた場として身体がある。従つて、正確には主体は遺伝であり、その活動の場が身体であることになる。さらに、その遺伝という主体の性質は、身体という場においても骨相という形で外面に表れる。

人間の骨相といふものは、その先祖代々の血統の縮図……又、或る一人の性格といふものは、その人間の先祖代々の精神生活の凝り固まりとも考へらる可きもので御座いますから、其の様



な点を考慮致しまして、その人間の表面的の性格は勿論のこと、本人自身にも気付れずに居る、隠れた性格を探し出して、その人間の発狂の状態と照し合せるといふ事は、研究上、誠に必要な事で御座います。(本文二三四頁)

これは内面の可視化とでも言える事態であり、個人としては心理遺伝が認識や統御が困難である一方で、内面が外見から判断できるということである。それならば、呉一郎のごとき精神病者の有する異常性も視覚的に識別できる、ということになる。呉一郎の骨相学による執拗な外面描写(7)が表れているのも、その具体的な実践として理解できよう。

次の引用は、実母と許嫁と、二人の婦人を絞殺した怪事件の嫌疑者・呉一郎の、事件の根本を支配する心理遺伝と重大な関係を持つとされる骨相の描写の一部である。

次に、此の少年の骨相の中で、純粹に蒙古人種系統を代表致して居りますのは、素直な、黒い髪の毛の生え際と、鼻の中の内面の形だけであります。この少年の鼻の穴は、曲りが少なう御座いますので、器械で覗きますと一直線に奥までわかる……お笑ひになつてはいけません。これは遺伝学上から申ししましても大切な調査なので、若し白人の系統を引いた鼻の穴だと、恐ろしく曲りくねって居るので御座います。(本文二三五頁)

然るに、其様な表面的に冷静な性格が、一朝にして心理遺伝の暗示によつて、撃破、顛覆されてしまひますと、今まで内部に潜み流れて居りました大陸民族式の、想像も及ばない執拗深刻、且、兇暴残忍な血が、驀然に表面へ躍り出して、摩訶不思議な大活躍を演ずる事に相成りましたので、つまり只今から御紹介致します空前絶後の怪事件の真相と申しますのは、要するにこの少年の鼻の穴の中に隠れて居りました蒙古人種系統の心理遺伝が、一時に暴れ出したものと、お考へ下されば宜しいので御座います。(本文二三六頁)

ここでは鼻の中の内部の形が蒙古人種系統であり、そこから彼の心理遺伝が読み取れるとされている。このように、遺伝が可視的であるので、当然、「想像も及ばない執拗深刻、且、兇暴残忍な血」のよきな犯罪性や異常性もまた可視的であることになる。

このような、遺伝により決定され、精神により支配されないよそよそしい身体、そして視覚的に性質を見抜くことのできる身体。そしてその身体は(狂気)や犯罪性という異常性を帯びている可能性もある、即ち、行動の制御が本来的に困難で(罪を犯す可能性があり)、かつ内面を探る手立てがあるという(捜査可能な)、探偵される身体を心理遺伝は成立させるのである。

## 二 探偵される身体を成立させる科学思想

さて、この心理遺伝論の思想的背景として、優生学とロンブローの犯罪人類学がある。単純な影響関係ということ言えば本作の限りではなく、小酒井不木「三つの痣」(『大衆文芸』一卷二号、一九二六年二月)では骨相から容疑者の有罪無罪が推測され、同「疑問の黒枠」(『新青年』八卷一〜九号、一九二七年一〜八月)では犯罪性の遺伝が犯人の動機の一部とされ、小酒井は他にも数多くのエッセイでロンブローに触れている。大下宇陀児「死の倒影」(『新青年』一〇卷七号、一九二九年六月)では「有名な犯罪学者K氏」と「私」の間で「彼」が先天的犯罪者であるかどうか議論が交わされ、序章でも触れた小栗虫太郎「黒死館殺人事件」では「犯罪素質遺伝説」を駁するべく人間を栽培する実験遺伝学が行われる。

本作と優生学との関係については伊藤里和(8)や李珠姫(9)が同時代の背景として指摘し、後者は、精神病を遺伝とする同時代の見解が投影されていると述べている。またロンブローについては小林梓(10)が触れている。だが、これら先行研究が精神病の遺伝という点に重心を置き影響関係を指摘しているのに対し、本章では先に述べたような遺伝により規定された、そして内面をそこから見抜くことのできるという身体性を本作に呼び寄せているという

意味においてこれら優生学・犯罪人類学を思想的背景として考える。

当時慶應大学医学部教授であった小泉丹によれば、優生学とは「将来の世代の、体質上並びに心性上の種族的格質をば、改良し或は損傷するであらうところの、社会的統制に於ける諸要約の研究」(11)であり、要するに遺伝学上の人種的改良を目指す学問である。イギリスにおいてゴルトンが提唱し、二〇世紀初頭において欧米各国へ広がりを見せた優生学は日本へも輸入された。一九〇五年には富士川游を中心に『人性』が創刊、一九二〇年には日本遺伝学会が設立、一九二一年に『遺伝学雑誌』が創刊され、一九二四年に『ユーゼニックス』(翌年『優生学』に改題)が創刊されるなど、遺伝学、優生学は国内に浸透してゆく。そして一九四〇年における、断種を合法化した国民優生法の公布へと至る。

元松沢病院副院長で当時の名古屋医科大学教授、杉田直樹は次のように述べている。

精神病や犯罪性は濃厚なる遺伝関係を示すものだと云ふことは古い昔から多くの人々に着目せられた所であつて、既に世の云ひ習はしになつてゐたほどであるが、學術の進歩につれて段々とその事実が系統的に開明せられ、その遺伝なるものの本態や又遺伝現象の法則が知られるやうになつてからは、此の知識を応用して所謂優生学 Eugenik が勃興し、広汎なる実験、経

驗、統計上の事実を基礎として人類素質等の改善が企画せられることとなり、一方には優良なる天賦才能の保続発展を遺伝学によつて画策すると共に、又一方には遺伝の源泉を遡つて精神病、神経病、精神変質特に犯罪、自殺、浮浪等の他の社会悪の種種相をば、社会組織の改良と相俟つて人間個性の内因の方面から漸滅せしめて行かうと図るやうになり、その学理的研究の立場から実施上の成算が確立せられるに及んで、当今では之を社会重大の実際問題として一大啓蒙運動が開始せられんとする時運に立ち至つたのである。(12)

精神病や犯罪性が強い遺伝関係を示すものだということが遺伝学を基礎とした優生学によつて科学的に証明されることで、心理遺伝の如き個人で思うようにならない身体像が生じ、これを突き詰めることで生まれながらの犯罪者のような性質の人間が存在するといふ決定論に至るのである。

精神病には多くの種類があり、其等の間の区界の明かでないものがあり、一方には健全者との境も明かでない場合が多い。従つていろいろにいひ得る場合が少くないけれども、精神病の素質が遺伝されることは一般に氣のつくことである。(…)種々の犯罪は、その環境の結果であり、社会慣習の結果である場合が多いのはいふまでもないことであるが、生まれながらにして

犯罪者としての性向を有する者のあることも極めて明かな事実である。(13)

さて、生まれながらの犯罪者と言えば、もう一つ、ロンブローゾの犯罪人類学が挙げられる。ロンブローゾについては、主には次のように、大正期を中心に著作が訳され紹介されている。

一八九八年『天才論』畔柳都太郎抄訳、普及舎

一九一四年『天才論』辻潤訳、植竹書院

同年『天才と狂人』森孫一訳、文成社

一九一六年『犯罪と遺伝個性の教育 原名・悪の原因と改善』三浦

関造訳、隆文館図書

同年『天才論』訂正五版、辻潤訳、植竹書院

同年『死後の生命』中村古峽訳、内田老鶴圃

一九一七年『ロンブローゾ犯罪人論』寺田精一著、巖松堂書店

一九二〇年『天才論 全訳』訂正九版、辻潤訳、三星社出版部

一九二六年『天才論』辻潤訳、春秋社

一九三〇年『天才論』辻潤訳、改造社（改造文庫）

またその論は優生学と似通った点が多いためか優生学メディアで取り上げられることも多く、例えば『人性』ではチャー・ロムブロゾー「隔世遺伝ト文化」（二巻一、二号、一九〇六年一二月）、「雑録 ロムブロゾー」（三巻一、二号、一九〇七年一月）、「雑録 ロムブロゾ

―氏逝く―(五卷一〇号、一九〇九年一〇月)、「新著 訂正 天才論」  
(二三卷四号、一九一七年四月)、「新著 ロンブローゾ犯罪人論」  
(二三卷一―号、一九一七年一月)などがある。「巻頭言 遺伝と  
犯罪」『優生学』(特集「遺伝と犯罪」、四年七号、一九二七年七月)  
に次のようにある通り、

或る種の犯罪性、犯罪にも色々ありまして、その何れの犯罪に  
も環境や動機が作用するものではあるが、併し乍ら同じ似た様  
な環境や動機があるに係らず、犯罪性を起さないものも多数存  
在し、殊に犯罪に特殊の個性を現出する所を見ますと、大小軽  
重と云ふことを元より考慮の中に入れて、確に遺伝性犯罪  
と云ふものが存在することは否定することが出来ませぬ。

優生学においては犯罪性の遺伝が大きな問題であり、その主張を補  
強するために犯罪人類学がうってつけであったのだろう。同特集で  
はやはりロンブローゾ「遺伝犯罪学の始祖」なる論説が掲載されて  
おり、両科学の結びつきは強く、相互に相俟って説を補強し合う関  
係にあったと考えられる。ロンブローゾの唱えた学説については第  
一章第三節でも触れたが、ここでより詳しく参照しテキスト分析に  
繋げたい。

ロンブローゾに関しては遺伝だけでなく、頭蓋の形状からその人  
物の犯罪性の有無が判断できるとしている点にもテキストへの影

響があると考えられる。さらに、下等動物の心理が隔世遺伝するという論理についても類似性が見出される。この二点については、「生来性犯罪者説」と「犯罪性の隔世遺伝説」として寺田精一『ロンブローゾ犯罪人論』に述べられている。ロンブローゾはロンバルディア地方を荒らして有名な強盗ヴィレラの頭蓋を解剖して見たところ、偶然にも中央後頭窩を有することを発見し、

即ち後頭窩なるものは、普通の人には頗る稀有なものであるが、猿以下の動物には普通に存在するものであるから、ヴィレラの如き動物的性格者には、精神上のみならず身体上にも先天的に動物的特徴を有するものであつて、これは所謂隔世遺伝に因つて然るものであらうと考へついた。

更に尚多くの犯罪者を解剖して、巨大な顎・高い観骨・よく発達した眼窠弓・強き犬歯等を見たが、これ等は何れも、肉食動物や野蛮人に存在せる特徴が、今日の文明人に於て偶然に出現したのであると考へた。(14)

とある。本作における、骨相は血統の縮図でありその人間の表面的性格は勿論のこと本人自身も気付かぬ隠れた性格を探し出すことが可能であるとする説には、この生来性犯罪者説が背景にあると考えられる。また、中央後頭窩が猿以下の動物にあることや、肉食動物や野蛮人に存在した特徴が今日の文明人に出現したとする隔世



遺伝説は、原生動物・虫・畜生・原始人の心理が人間に現れているとする心理遺伝の論理と類似している。

人間の皮なるものを一枚剥ぎ取つてみると、その下から現はれて来るものは、やはり其の人間の遠い／＼祖先である微生物が、現在の人間にまで鍛ひ上げられて来た、驚く可き長年月に互る自然淘汰、生存競争の大迫害に対する警戒心理、もしくは生存競争心理が、その時代々々の動物心理の姿で、ソツクリ其のまゝに遺伝されたものばかりである事実が、余りにも露骨に発見されて来るのである。(本文一九八頁)

さらに、そうした系統発生的段階からの隔世遺伝の他に子孫への間接遺伝、両親、近親からの直接遺伝とロンブローゾは分類している。

#### 「間接遺伝」

家族に精神病者・聾啞者・梅毒患者・癲癩患者・酒精中毒患者のある場合で、これ等の子孫には往々犯罪的傾向を生じやすいのである。

#### 「直接遺伝」

有名な犯罪者の多くは、其両親又は近親に犯罪者又は悪人を有して居るのが殆ど常である。(15)

これに対し、心理遺伝論では原生動物・虫・畜生・原始人の心理から人間の先祖代々の人間たちの心理、親の代までが段階的に想定さ

れている。この点でもロンブローゾの説を踏襲しているであろう。例えば呉青秀の子孫である呉一郎への変態心理の心理遺伝は、子孫に異常性の遺伝する間接遺伝に相当する。ちなみに、先述の小泉丹は動物学者でもあり、進化学を講じる中に、遺伝の内には「先祖返り」と呼ばれて、祖先に於て見られた、原始質の形質が、突然現はれて来る現象がある」（16）と同様の遺伝傾向を述べている。ここには、優生学と犯罪人類学の親和性の高さが見出せよう。

このように、優生学と犯罪人類学における遺伝は、生まれながらに決定されたものとして身体を規定している。その理論が心理遺伝論に影を落としており、探偵される身体にリアリティを与えているのである。

### 三 探偵される身体に見出されるもの

さて、心理遺伝論が探偵される身体を成立させ、それは同時代の科学による身体観と対応していたのであるが、作中においてはその身体が探偵される過程は、呉家の祖先である呉青秀の変態性欲の心理遺伝による犯罪であることが徐々に明らかになっていく過程として描かれている。この心理遺伝を探る過程は、呉一郎に関する調査書類、周囲の人間による談話や青黛山如月寺縁起を「私」が読む

という行為を通じて行われる。

そして書類を読み終えた「私」の前に現れた正木は次のように述べる。

精神科学の立場から見ると、これは所謂『犯人無き犯罪事件』だ。外形内容共に奇抜な精神病の発作のあらはれに過ぎないので、被害者も犯人も共に、或る錯覚のもとに同一の人間となつて行つた凶行に外ならぬのだ。それでも是非に犯人が必要だと云ふのなら、呉一郎にこんな心理を遺伝せしめた先祖を捕へて牢屋へブチ込めと(自分即ち正木が・引用者注)主張してゐる。

(本文三一三頁)

この、「こんな心理を遺伝せしめた先祖を捕へて牢屋へブチ込め」という主張は示唆的である。優生学や犯罪人類学のような同時代思想は、犯罪性が遺伝するならば生まれながらの犯罪者があることになる、としている。遺伝による性質の規定という同じ発想から出発しながら、心理遺伝論は遺伝があるならば遺伝そのものが悪なのであり、そもそも誰しもが下等動物時代の心理遺伝を備えているのだから精神病患者と普通人との区別がつかないと正木は真逆の結論に至っている。これは身体に属している固有の性質としての異常性、謂わば〈異常性の身体化〉を突き詰めた末で、その異常性が全ての人間に備わっている、という〈異常性の汎身体化〉である。そして

それは当然、正常／異常という線引きをも無効化し、「地球表面は狂人の一大解放治療場」となる。つまり、同時代の様々な科学を合成し虚構の超科学として心理遺伝を含む「精神科学」が作中に構築されているのだが、それがブーメランのように戻り出発点である既存の科学を脅かしているのである。

さて、異常性が可視化されうるといふ犯罪人類学による言説が文学へ流入している例として、竹内瑞穂は谷崎潤一郎「鮫人」〔中央公論』三五卷一号～一一号、一九二〇年一～一〇月）を挙げている（17）。「鮫人」では様々な異常性を備える人物が登場し、彼らの異常さはしばしば視覚的に確認し得るものとして描かれており、これは〈本質の視覚化〉とでも呼ぶべき思考の枠組みである、という。そして、遺伝によって決定された本質的な異常が、身体的特徴などを通じて視覚的に確認可能なものとされることの危険性を指摘している。「ドグラ・マグラ」に戻ると、だれもが心理遺伝を有しているという〈異常性の汎身体化〉はこうした危険を打ち破る可能性を持った虚構理論であると言える。探偵された身体に見出されたのは、このような等しい罪の分有という状況であったのである。

#### 四 夢野久作における「探偵小説」

本作におけるこうした〈異常性の汎身体化〉は、夢野の探偵小説と相関している。一般に、夢野は変格探偵小説の代表的な書き手として認知されており、主に変格という観点から本作はこれまで論じられてきたと言ってよい。夢野の変格性に言及する際、頻繁に引用されるのが、「探偵小説の真の使命は、その変格に在る」というテーゼである。その後の記述は次のように続く。

謎々もトリツクも、名探偵も名犯人も不必要なら捨て、よろしい。神秘、怪奇、冒険、変態心理、等々々の何でもよろしい吾々キミはもはや太陽の白光だけでは満足し得ないのだ。スペクトルの七色光だけでも既に満足し得なくなつて居るのだ。紫外、赤外線は勿論のこと、その中に横たはる暗黒線の内容までも分析して、何かしら戦慄的な、絶大恐るべき毒線を作る原素の潜在を確保しなければ、良心的に生き甲斐を感じなくなつてゐるのだ。

どこまでも探偵し、暴露して行かなければ本能的に満足が出来なくなつてゐるのだ。(18)

確かに、謎・トリック・名探偵・名犯人といったジャンルの形式性の否定や、神秘・怪奇・冒険・変態心理などの要素の肯定は、一般的な変格イメージに合致する探偵小説観と言ってよい。だが、恐るべき毒線を作る元素の潜在を「どこまでも探偵し、暴露して行かなければ」とあるように、名探偵の不在を認めつつも、夢野は一方で、

潜在するものを探偵し明らかにするという探偵行為を探偵小説の再定義の内に含め、謎―探偵―解明という形式を異なる文脈に置き換えて再構成している。

また、夢野は「ヂフテリアの血清」や「瀉血」など探偵小説を身体的比喩によって表現する。例えば、後者では「精神的な瀉血」として、資本万能の唯物科学的な社会組織における生存競争から生じる勝利感・罪悪感・劣敗観などの「毒悪な昂奮」を瀉血によって放散するものとしている（19）。これは人間の内奥に潜む心的毒性の暴露を瀉血という身体への介入に擬えた暗喩であり、先の「絶大恐るべき毒線を作る原素の潜在」に対する探偵行為に直接繋がる枠組みと取れよう。

このような夢野の探偵小説観が、同時期に生み出された探偵小説「ドグラ・マグラ」に重なることは明らかであろう。本作では、唯物科学の下にある文明社会に生きる近代人の深層心理に潜む動物心理の心理遺伝が、人間の異常性として認識される。そして、その心理遺伝は個人の身体に固有のものとされ、骨相など身体を探偵することで個人の潜在的異常性が「暴露」される。即ち、身体への介入という探偵行為によって近代人の心的毒性が暴かれるのである。また、心理遺伝における身体と心理の即応関係は、瀉血という身体的行為による心的毒性の放散という夢野の論に重なるよう。

このように、身体を探偵することによって潜在する毒性や異常性といった悪性を暴く、というプロセスとしての探偵小説には、どのような意味があるのだろうか。瀉血の語義通りに有害物を除くことで健全性を回復することとまず解釈できようが、それは夢野の言によれば、良心の戦慄を味わうためであるという。

あらゆる傲慢な、功利道徳、科学文化の外観を掻き破つて、そのドン底に恐れ藻掻いてゐる昆虫のやうな人間性——或るか無いかわからない良心を絶大の恐怖に暴露して行く。その痛快味、深刻味、凄惨味を心ゆくまで玩味させる読物ではないか。だから探偵小説は人類が唯物文化から唯心文化へ転向して行く過渡

時代の、痛々しい内省心理の産物ではないか。(20)

人類——個ではなく種として——の潜在的異常性を暴露し戦慄させることで内省を促す——「ドグラ・マグラ」において異常性が全ての人間に潜むとする〈異常性の汎身体化〉への気づきに近似した思想性を、夢野は彼の探偵小説観の内に孕んでいたのである。

このように、夢野は謎——探偵行為——解明という既存のジャンル枠組みを、探偵行為の意味を論理的思考に限定せず隠されたものを探るというより広義の解釈にずらしつつ、種としての人間に潜在する毒性——探偵行為——暴露という形に組み替え、悪性の暴露による内省の促しへと繋げる探偵小説観を提示していた。本作「ドグラ・マグ

ラ」は、こうした探偵小説観を実践し、優生学・犯罪人類学という心理と身体を強固に接合し（狂気）を含む個人の悪性を探る同時代科学に対して、個ではなく種としての人間の悪性を暴露することを通じて悪性を無意味化しているのである。

注

1 石川一郎「わかれ」『月刊探偵』二巻五号、一九三六年六月、四三頁

2 西原和海「大いなるかな夢の久作」『夢野久作く快人Q作ランドく』夢野久作展実行委員会、一九九四年五月、五頁

3 夢野久作『ドグラ・マグラ 覆刻』沖積舎、一九九五年八月

4 鶴見俊輔「ドグラ・マグラの世界」『思想の科学』第五次 七号、一九六二年一〇月、二一頁

5 谷口基『変格探偵小説入門——奇想の遺産』岩波書店、二〇一三年九月、一六三〜一七三頁

6 本章における「ドグラ・マグラ」本文の引用は西原和海・川崎賢子・沢田安史・谷口基編『定本 夢野久作全集4』（国書刊行会、二〇一八年四月）に拠る。

7 この執拗な骨相学的外面描写には、当時の様々な人種イメージや観相学が関わっている。拙稿「文学の中の骨相学——夢野久作



- 『ドグラ・マグラ』から」(『大衆文化』一一号、二〇一四年九月)  
を参照されたい。
- 8 伊藤里和『夢想の深遠 夢野久作論』沖積舎、二〇一二年九月、  
二〇七〜二〇八頁
- 9 李珠姫「他者」のナショナリズム―夢野久作『ドグラ・マグラ』  
における精神病の表象―『文学研究論集』三三二号、二〇一四年二  
月、六三頁
- 10 小林梓「『変態心理』と『ドグラ・マグラ』――正木教授の人  
物設定に基づく一考察」『國文目白』五二号、二〇一三年二月、九  
一頁
- 11 小泉丹『ユウゼニックス』岩波講座 生物学 増訂版 第九、  
岩波書店、一九三二年八月、五頁
- 12 杉田直樹『優生学と犯罪及精神病』優生学講座 第三、雄山閣、  
一九三二年二月、一〜二頁
- 13 小泉丹前掲書
- 14 寺田精一『ロンブローゾ犯罪人論』巖松堂書店、一九一七年九  
月、二八〜二九頁
- 15 同右、一八一〜一八三頁
- 16 小泉丹『遺伝』南山堂書店、一九二〇年一月、七七頁
- 17 竹内瑞穂『「変態」という文化』ひつじ書房、二〇一四年三月、

一〇八〜一一〇頁

18 夢野久作「探偵小説の真使命」『文芸通信』三卷八号、一九三

五年八月、四九〜五〇頁

19 夢野久作「探偵小説の正体」『ぷろふいる』三卷一号、一九三

五年一月、一四三〜一四四頁

20 夢野久作「探偵小説の真使命」『文芸通信』三卷八号、一九三

五年八月、五〇頁

第二部

〈狂気〉を内包する場

### 第三章 精神病院法のもたらす探偵／犯人像の構築

#### ——大阪圭吉「三狂人」論——

大阪圭吉「三狂人」は、『新青年』（一七卷八号、一九三六年七月）に同誌恒例の六ヶ月連続連載の一作目として発表された。「狂人の異常心理を利用した狡智な計画を描」（1）いた「独特のユーモアと優しさの漂う」（2）「本格探偵小説」（3）作品として評価され、戦後数多くのアンソロジーに収録されていることから大阪の代表作の一つと言ってよいだろう。

筋立ては次の如くである。M市郊外の赤澤脳病院は、新しい市立の精神病院の設立に影響され没落の道をたどっていた。残った患者は羽目板を足でトントン叩く癖のある「トントン」、女装してソプラノを張り上げる「歌姫」、顔いっぱい包帯を巻いた「怪我人」の三人。ある日三人の患者が脱走し院長とみられる頭の中を空っぽにされた死体が見つかる。司法主任は市立の精神病院長・松永を呼ぶ。松永は赤澤が日頃「脳味噌をつめ替えろ」と患者に暴言を吐いていたことから、狂人が赤澤と自分の脳味噌を詰め替えようとしているのでは、と考える。夕方「歌姫」が火葬場近くで、「怪我人」が川の付近で捕まる。「トントン」の死体が線路際で見つかるが、松永が「トントン」の足裏が柔らかいことに疑問を抱き赤澤脳病院

へ戻ると、院長の死体の足裏は硬く親指に胼胝ができています。院長とみられた死体は「トントン」の死体であった。「怪我人」の包帯を解くとそこには赤澤院長が。

さて、先行論を見渡すと、戦後のアンソロジーに寄せた中島河太郎の「解説」における評価に始まる一つの傾向が見出せる。中島は「脳病院の患者の特徴をそれぞれ捉えて、院内に起った血腥い惨劇とからみ合わせ、狡智な犯罪を手際よく纏めてある」(4)「狂人の異常心理を利用した狡智な計画を主題にした」(5)「狂人の異常心理を利用した狡智な計画をテーマとしており」(6)と、「狂人」の異常心理を利用した狡智な犯罪を主題としている。そして類似した読みが後の論者にも受け継がれ、権田萬治は「無邪気な狂人を悪用する犯罪を描いた」「純真な精神障害者を利用する」(7)と、伊藤秀雄は「狂人の異常心理を利用した悪知恵の着想はすぐれている」(8)と評している。このように本作は先行論において、「狂人」の異常心理を悪用した犯罪計画が主題であると定説化されてきた。しかし、こうした評とは視座を異にすることで、テキストの新たな位相を顕現させることができると考えられる。というのは、先行論は図らずも作中で探偵役を果たす精神病院長・松永の視座に寄り添うことで作中の事件を批判しているのだが、その松永を眺める語り手の視座をも視野に入れることで、探偵・松永と犯人・赤澤

が両精神病院の経営状況を背景として相対的な関係にあることが明らかになるからである。

松永は事件解決後に「併しどうも、あゝ云ふ無邪気な連中を囿に使つてのこんな残酷な仕事には、好意は持てませんね」と述べており、先行論はこの事件の総括から作品の主題を読み取っている。しかし、その総括に続いて語り手は次のような松永の言動を掬い、物語を終わらせる。

博士はさう云つて司法主任の顔を見たが、ふとなにかを思ひ出して、いまいましてさうな顔をしながら、ちよつと威厳をつくろつて附加へた。

「いや併し、いづれにしてもこの事件には、教へられるところが多々ありますよ……誰でも、気をつけなければいけませんな。」

(本文一四二頁) (9)

ここで松永は何を「思ひ出し」、なぜ事件が解決しているにもかかわらず「いまいましてさうな顔をし」たのか。「威厳をつくろ」う必要があるならば、自らの威厳の綻びを感じていたのか。この事件における、「誰でも、気をつけなければいけ」ない「教えられるところ」とは何なのか。敢えて物語の結末に、このような疑問を必然的に呼び込む記述が配置されているからには、それを意味づけ回収

することなしに一步手前の松永による総括と同化した読解では不十分であろう。

もつとも、読み手の解釈が松永に寄り添ってしまうのもジャンルの性質から言って無理からぬことである。なぜなら、テキストが〈探偵〉小説であるために〈探偵〉が特権的な地位にあるのは当然であるし、松永は事件発生後に主たる視座として犯人を追い、一方的にまなざしているからである。ゆえに読み手は松永の視座に無意識に馴化してしまう。

しかし、松永の探偵としての地位が本来的に絶対ではなかったことも見え隠れしている。そもそも松永が探偵となり赤澤が犯人となつた分水嶺は精神病院をめぐる経済的事情による。「新しい時代が来て、新しい市立の精神病院が出来上がると、その頃からたゞさへ多くもない患者がめき／＼と減つて行つた」「やがて嵩んだ苦悩のはけ口が患者に向けられて、「この気狂ひ野郎！」とか「貴様ア馬鹿だぞ、脳味噌をつめ替へなくつちやア駄目だ」などと無謀な言葉を浴びせるやうに」とあるように、新しい市立の精神病院の繁栄を原因とした患者の急激な減少を背景に赤澤は犯行に至る。つまり、赤澤の犯行を促進したのが探偵たる松永の立場であるという皮肉が明示されているのであり、本来絶対的ではなかったはずの立場が一定のバックグラウンドの下で固定化され落差を生んでいること

が示されているのである。つまり、松永の特権性はテキストにおいて自覚的に構築されているのであり、これを解きほぐすことでその特権性を掘り崩し相対化することができよう。

そうした探偵と犯人の相対性を担保するのが語り手であると考えられる。松永は「狂人」たちや赤澤をまなざすが、その「狂人」たちや赤澤をまなざす松永を語り手はまなざしている。本章では松永の特権性の成立を確認した上で、視座を語り手へずらすことでテクストの新たな位相を見出したい。

まず、視座としての探偵・松永の特権性をプロットから巨視的に鳥瞰する。次に、視座としての松永の一方向性を指摘し、その優位性を分析する。そして、松永の事件の解釈を批判的に検討しつつ、語り手の視座から松永の相対化を試みる。さらに、精神病院法における代用精神病院制度や京都岩倉村の家庭看護といった同時代の精神病院をめぐる社会状況を参照し、テクストの意味づけに取り込む。

#### 一 視座としての探偵・松永

松永の役割を明確にするために、松永を軸としたプロットを以下に提示する。



①冒頭で赤澤脳病院の経営不振が語られ、そのため赤澤院長が、苦悩のはけ口として残された三人の患者——即ち「トントン」「歌姫」「怪我人」という三狂人——に対し「脳味噌をつめ替へなくつちやア駄目だ」などと暴言を吐くようになる。

②三狂人が脱走し赤澤と見られる死体が発見され、事件発生となる。  
③駆けつけた司法主任らは、専門家として市立の精神病院長・松永を呼ぶ。

④松永は「脳味噌をつめ替へろ」という赤澤の言葉から、狂人が赤澤と脳をつめ替えようとしたために殺害したと推理する。

⑤「歌姫」「怪我人」を発見、保護する。「トントン」は線路を枕に頭を轢かれていたが、その足の裏が柔らかいことから松永は死体が「トントン」でないと判断する。

⑥そこで院内に戻り赤澤の死体の足指を見ると大きな胼胝がある。院長と見られた死体は「トントン」であった。

⑦真犯人は「怪我人」に扮装した赤澤で、「無邪気な連中を囮に使うてのこんな残酷な仕事」という松永の批判により事件は総括される。

このプロットをさらに抽象化すると、以下のようなになる。①犯罪が起こる前触れ、ミスリード②犯罪が起こる③警察による捜査が進まず、探偵登場④探偵、ミスリードに導かれた誤った推理⑤⑥探偵、

証拠により誤った推理を修正⑦探偵、正しい推理により真犯人を捕える。

このように、探偵役たる松永の登場によって捜査が初めて進捗し、松永は事前に仕掛けられたミスリードにより一度は誤った推理をするが、証拠を掴むことで推理を正しい方向へ修正し、真犯人を捕らえる。つまり、探偵・松永の登場、行動や認識の変化が節目となり、それにより物語が展開する仕掛けが見出せるのである。

もちろん、物語としての展開の動因を探偵に置くこうした形式性は、字義通りの〈探偵〉小説としては当然である。その上、本作は先のプロットから分かるように「難解な秘密が多かれ少なかれ論理的に徐々に解かれて行く径路の面白さを主眼とする文学」としての探偵小説性を十分に備えており、江戸川乱歩をしてその作風を「ポオによつて創始され、ドイルによつて、更らに通俗化されながら、完成された所の、短篇探偵小説の純粹正統を受継ぐものである」(10)と言わしめた「本格派短編作家」(11)大阪圭吉の面目躍如たる作と言えよう。しかしながら、この〈本格〉探偵小説性がテキスト解釈の更新を妨げていたとも言える。次節以降ではテキストを徹視的に再検討することで〈本格〉〈探偵〉小説からの脱却を図りたい。

## 二 松永のまなざし

探偵・松永はその物語の展開の動因として機能しているだけでなく、他者とのまなざし／まなざされる相互の関係において一方向的にまなざし、優位に位置している。というのは、事件の展開において、松永が事件の当事者たる赤澤や三狂人をまなざすことはあっても、反対に彼等からまなざされることはないのである。事件発生後、警察及び松永と三狂人（と目される赤澤と狂人たち）の間には一方的に追う／追われるという関係が成立し、追う立場からのみ事件は描かれる。

また、松永が三狂人をまなざす際、「狂人」理解の点において警察側よりも優れていることを示すことで自らのまなざしを差異化しより優位に位置づけている。M市の警察署から、司法主任吉岡警部補を先頭に一隊の警官達、検事局が赤澤脳病院に駆けつけた際の発言に注目すると、検事は「兎に角犯行の動機は明瞭です。問題は、三人の気狂ひの共犯か、それとも三人の内の誰かどやつて、あとは扉が開いてるを幸ひそれぞれバラ／＼に飛び出してしまったか、の二つです。……」「さうだ。この場合、捕へる捕へないどころの問題ぢやアないよ。いや、こいつア大変なことになる……いゝかね、犯人は狂人で三人、それもたゞの気狂ぢやアなく、突然凶暴化して、なにをしでかすか判らない連中なんだ。」と述べ、予審判事は「…

：そんな奴等が、万一、婦女子の多い市内へでも逃げ込んだら……  
どうなる？」と述べ、司法主任は「――だが愚図々々してはゐられない。少しも早く逮捕して、惨事を未然に防がねばならない」と考えている。ここで、検事、予審判事、司法主任といった公権力側では、文言は違えども状況から「狂人」＝犯人と断定し、狂暴化のおそれのある三狂人を治安の面から危険視している（12）。

また、赤澤医師も警察側と同様に「狂人」の存在自体を次のように危険視している。

赤澤医師の持論によると、いつたい精神病者の看護といふものは、もともと非常に困難な問題で、患者の多くは屢々些細な動機やまた全く動機不明に暴行、逃走、放火などの悪質な行動に出たり、或はまた理由のない自殺を企てつまらぬ感情の行違いから食事拒否、服薬拒否等の行為に出て患者自身はむろんのこと看護者に対しても社会に対しても甚だ危険の多いものであるから、

（本文一二四～一二五頁）

このような、「狂人」の存在自体が危険であり公共の場では治安に関わってくるという複数のまなざしが、松永の「狂人」への「理解」を引き立てるのである。

専門家として警察側から事件について相談を受けると松永は「狂人」に「理解」を示し、のみならず反省の振る舞いを見せる。

「一般にあの連中は、思索も感情も低いんですが、併し低いながらも色々程度があつて、その一人一人には、それ／＼勝手な色彩の理屈があるんです。」（本文一三二頁）

「脳味噌をつめ替へろ」と云はれて、伶俐な人の脳味噌を抜きとつた男が、それから、いつたいなにをすと思えます？……」

（同一三四頁）

「いや、結構です。では成るべく早く、その可哀相な気狂ひが、自分の頭を叩き潰して死ぬやうなことはない先に、捕まへてやつて下さい。」（同一三四頁）

「この事件には、教へられるところが多々ありますよ……誰でも、気をつけなければいけません……」（同一三四〜一三五頁）

狂暴化した「狂人」を治安の面から危険視する公権力側や赤澤と異なり、松永は「可哀相な気狂ひ」という理解や憐れみの視点を提示し、それによつて「脳味噌をつめ替へろ」という伏線——ミスリードではあるが——からの推理を可能にもしている。かくして、松永は「狂人」の存在自体を危険視するまなざしから自らのまなざしを差異化し、「狂人」の憐れむべき実情を知る専門家として「反省」という殊勝な振舞いすらしてみせることで、より優位に位置づけることに成功している。かくして松永は読み手からの信頼を獲得するのである。

そして、松永の推理通り興奮の鎮まった「歌姫」が火葬場の近くで捕えられるが、ここで松永は「兎に角かう云ふ人達を扱ふには、決して刺戟を以てしてはいけません。柔かく、真綿で首を締めるやうに、相手と同じレベルに下つて、幼稚な感情や思索の動きに巧にバツを合せて行かなければいけません。」と述べている。ここでも「狂人」を憐れみつつ理解するという松永の視点が再確認できよう。

### 三 語り手のまなざし

犯罪が論理的に徐々に解かれて行く径路の鍵を握る探偵・松永。松永が自ら一方向的かつ優位に位置づけることに成功したまなざしに読み手が馴化するならば、松永の解釈や想像に寄り添ってテキストを解釈することになる。しかし、「トントン」の死体の足の裏に胼胝がないという、これまでの自らの推理を否定する証拠を発見してからの松永の言動には揺れが見られ、徐々に語り手が松永の言動の不審さを暴くこととなる。

残る「狂人」を追い松永ら一行が線路へ向かうと、「トントン」は、レールを枕にしてその上へ頭を乗せていたらしいが、既にその頭は轢き砕かれて辺りへ飛び散っていたが、その柔かな両足の裏に気付くと、打って変わって松永の顔色は青ざめ「激しい疑惑と苦悶

の色」が顔にみなぎる。即ち、「脳味噌を詰め替へろ」と言われた「狂人」の心理を理解することで推理を可能とし、事件の主たる視点としての地位を確保していた松永は、その根拠たる「狂人」理解が誤りであったことに気づくのである。従って、このミスリードは松永の権威を密かに掘り崩してもいるのである。

そして赤澤脳病院へ戻り院長の死体を検めると、その足裏はひどく硬くて凹まず大きな胼胝がある。従って、院長と思われた死体は「トントン」であり、逃れようと暴れる怪我人の包帯を解くと、ここには真犯人・赤澤院長の顔があつた。ミスリードにより揺れを孕みながらも松永は探偵として真犯人の捕縛に成功し、物語の展開の動因としての機能は辛うじて果たしている。

しかし、語り手は、この後の松永の言動の不審さを見逃さない。松永は赤澤の意図を次のように説明する。

「……そして二三日のうちに、どこからか引取人が来たとしても云つて、贖の「怪我人」は、赤澤脳病院から永久に姿を消す……それから、一方赤澤未亡人は、病院を整理して物件を金に代え……さうだ、屹度あの院長には、莫大な生命保険もついてますよ……そして金を握った未亡人は、独りでどこか人に知れない片田舎へ引越して行く……そしてそこで、死んだ筈の主人とう

まく落合ふ……おほかた、そんなに風にするつもりぢやアなかつたでせうかね。……」(本文一四一頁)

だが、この松永の説明は根拠の明示されることのない、全くの想像でしかないのである。事件発生後に警察から召喚され、ひたすら事件を追い、赤澤を捕らえると警察から差し廻された自動車に乗り込み、事件を総括する慌ただしい松永が、いかにして赤澤の内面を知ることが可能であろうか。松永が赤澤の意図を知り得た契機はどこにも記述されていない。「さうだ、屹度」「おほかた、そんな風にするつもりぢやアなかつたでせうかね。」という言葉の端々からそれらが思いつきの単なる憶測に過ぎないことが露呈している。

「——こんな狡猾な犯罪は、聞いたことがありませんね。……いつも「脳味噌をつめ替へろ」と叱られた狂人が、たうとう狂人らしい率直さから、その教へを実行してしまった、と見せかけて、実は逆に狂人のほうを殺して、自分が死んだやう振りをするなんて……(……)……いや兎に角、あの院長も気の毒な位あせつてゐたらしいが、併しどうも、あゝ云ふ無邪気な連中を囮に使つてのこんな残酷な仕事には、好意は持てませんね。」

(本文一四一頁)

一連の先行論では松永のこうした事件への批評的総括に基づき、「狂人」を悪用した犯罪を描いた点をテキストの主題としているが、



思いつきの憶測で犯行の意図を語る／騙る探偵の総括に寄り添うことが危険なのははや自明である。

さて、松永は赤澤の意図や事件への批判などひとしきり語った後に、次のように語り手にまなざされている。

博士はさう云つて司法主任の顔を見たが、ふとなにかを思ひ出して、いまいましさうな顔をしながら、ちよつと威厳をつくろつて附加へた。

「いや併し、いづれにしてもこの事件には、教へられるところが多々ありますよ……誰でも、気をつけなければいけませんな。」

(本文一四一頁)

ここで、語り手は、松永が何か「思ひ出し」たことについて「いまいまし」く思い、それによって傷ついた「威厳」を「つくろ」い、反省の素振りを見せていることに注目している。専門家として「狂人」の心理を理解できているつもりであったが、推理は証拠により覆され、さらに犯人が同業者である脳病院長であったことに対し動揺しているのではないだろうか。「新しい時代が来て、新しい市立の精神病院が出来上がると、その頃からたゞさへ多くもない患者がめき／＼と減つて行つた」ことが赤澤の犯行の背景として述べられているが、松永はほかならぬその市立の精神病院の院長なのであり、もし異なる社会環境にあったならば両者の立場は逆転していたか

もしれない。そのことを踏まえて「この事件には、教えられるところが多々ありますよ……誰でも、気をつけなければいけません」と松永は赤澤を自らに重ねて振返っているのである。犯人とさほど懸隔のない自らの立場を危うく思い「いまいましさう」に「威厳をつくろつ」たのである。あまつさえ松永は「……さうだ、あれは、先に病院で「怪我人」の方を殺して、線路のところで「トン」を殺すと、完全に成功しましたよ」と自らの考えにより修正された完全犯罪の可能性を示唆してさえおり、両者の親和性の高さがさらに窺えよう。

このように、松永の事件解釈が憶測に過ぎず、その上犯人と親和性の高い自らの立場の危うさを露呈している以上、彼の発言に拠った解釈はもはや無効なのであり、その松永をまなざす語り手をも考慮に入れなければならない。語り手が、他者をまなざすが他者からまなざされることの僅少な松永をさらに上位からまなざすことで、松永は相対化される。その相対化は、こうした探偵たる松永と犯人たる赤澤の親和性の高さの指摘として解釈できよう。また、「松」と赤「澤」の名が、当時の代表的な精神病院としてしばしば言及される東京府立「松澤」病院という一つの名から派生しているであろうことも、その傍証として付言しておく。

#### 四 同時代の精神病院をめぐる社会状況

「新しい時代が来て、新しい市立の精神病院が出来上がると、その頃からたゞさへ多くもない患者がめき／＼と減って行つた」という探偵・松永と犯人・赤澤の立場に影響を及ぼした背景として、一九一九年三月二七日に公布された精神病院法が考えられる。その最も大きな特徴は代用精神病院制度であり、内務省発衛第二〇三号「精神病院法制定ニ関スル件」では「主務大臣必要ト認ムルトキハ期間ヲ指定シ適當ト認ムル公私立精神病院ニ代用スルコトヲ得」とされ、国家や自治体が公的な精神病院を設置する代わりに公私立の精神病院をその代わりにできた。代用精神病院に指定されれば、経費の二分の一から六分の一を国に負担してもらえる。また、貧困な患者の費用も国が出す。このため精神病院が増加し、明治時代にくられた精神病院十九院、大正時代には二十九院であったのに対して、本作発表時に直接繋がる昭和の十年間で新しく九十二院の精神病院がつくられている（13）。以上のように精神病院法が公布され代用精神病院制度が成立したため、公的援助を受けた精神病院が急増したことが、本作の、新しい時代が来て市立の精神病院が出来上がるという状況に反映されており、市立の精神病院長・松永は、公

的援助により栄える精神病院という新しい立場を象徴していると  
考えられる。

一方、その市立の精神病院の圧迫を受け経営難に陥り赤澤脳病院  
は没落の道をたどるが、その理由の一部として、収容と岩倉大雲寺  
のような家庭看護の折衷式のため「その看護には特別な注意と親切  
が必要で、どちらかと云へば病院のやうな大規模なところよりも、  
寧ろ家庭のやうな行届いた場所で少数の患者を預かり所謂家庭看  
護を施したほうが成績もよい」が、そのため他の病院よりも経費が  
かかることが述べられている。この家庭看護に関しては「日本一の  
家庭看護の本場、京都岩倉村の出身、赤澤院長の父祖は二つの看護  
形式を折衷して謂はゞ家庭小病院と云ふやうなものを創立した」と  
説明される。京都岩倉村の精神障害者のための保養所の歴史は古く、  
以下に見るように平安期に成立し、江戸期に茶屋から宿泊施設へと  
発展し、それらがコロニー形式の治療圏を形成しいくつかの保養所  
となった。

後三条天皇（在位一〇六八―七二）の第三皇女佳子は、二九歳  
（一〇七二年頃）のとき、「髪を乱し、衣を裂き、帳に隠れて、  
物言わず」という状態になり、「靈告により」大雲寺に籠らせ  
て靈泉を飲用させたところ、平癒したと伝えられている。この

一件が伝承となり、各地から多数の精神病患者と家族の参集するところとなったといわれるが、（…）

少なくとも江戸期（一七五四―一八二九頃にかけて）には、ここに四軒以上の「茶屋」があったことが知られている。これらの茶屋は各地から参集した精神病患者とその家族のために寢床と食事を提供する宿泊施設（Kost und Logis）であり、明治初期にはすでにその収容能力の限界を超えるほど多数の患者を抱えていた。（…）

一八八四年、宿屋の一軒から私立「岩倉癲狂院」が誕生し、一八九〇年には八九床の病床施設をもって正式に開院する。このとき、岩倉にはなお七軒の宿屋があつて、それらが病院を中心としたコロニー形式の治療圏を形作ることになる。（14）

しかし、こうした岩倉村の保養所は法定外施設即ち代用精神病院制度のような公的援助の対象とならなかつたために宿泊料以外の財源はなく、経営は困難であつた。

岩倉村の保養所は法定外施設であり、現在の社会復帰施設のように運営費を国や都道府県が負担することはなく、その財源はすべて入所者からの宿泊料でまかなわれていた。（15）

それでも、看護を手厚くするために看護人の数は、代用精神病院の基準よりも多く確保していた。土屋榮吉「京都府下岩倉村に於ける

精神病患者療養の概況」(『日本公衆保険協会雑誌』六卷六号、一九三〇年六月)をもとにした遠矢福子らの調査(16)によると、岩倉村における七軒の保養所における患者数に対する看護人数を見ると、城守家は二七人に対し一〇人、言い換えると看護人数一人に対する患者数は二・七である。今井家甲館は同数三・六七、今井家乙館は同数一・七五、岡山家は同数一・七八、西川家は同数五・五、渡辺家は同数四・七五、村松家は同数二である。精神病院法における「看護人の数は患者五名に付き一名以上の割合に専任者を置くこと」という代用精神病院制度の基準を概ね上回っている。また、遠矢らは各保養所の建物及び敷地面積はかなりのゆとりを有していることを指摘している。そして、家庭看護の内容といえば、次のような内容であったという。

広大な敷地を単に安らぎの場として使用するのではなく、養鶏、花園栽培、テニスなどのリハビリテーション活動を積極的に実施していた。大雲寺住職によると、保養所では家庭的な暮らしぶりがあり、農作業を中心とした穏やかな生活が営まれていたとのことである。(17)

しかし、やがてこうした岩倉村の家庭看護は没落し消滅することとなる。

近代的な国家が成立し近代精神医療が確立していく中で、ファミリーケアの在り方も必然的に変化していった。施設収容を中心とする近代精神医療に抗し、近代化と相反する伝統を維持するためには、法や制度による保護が不可欠であり、ゲールでは、法制度による保護と中央病院のバックアップによって、その伝統が近代的な医療体系の中に組み込まれていった。一方、法や制度の裏付けのない岩倉のファミリーケアの基盤は弱く、近代化の流れの中で消滅せざるを得なかったのである。（18）

このように、京都岩倉村に発祥した家庭看護は宿屋から保養所として歴史的に展開してきたが、法や制度による公的援助がないため財源に乏しく、また手厚い看護が仇となり経済的に逼迫し、近代化の流れの中で消滅していった。こうした京都岩倉村の保養所の特徴を赤澤脳病院は踏まえているのであり、松永の経営する市立の精神病院とは対照的に社会的状況によって犯人の役割へと追い立てられているのである。

一方松永は、

……さうだ、こいつア一寸専門家でなくては判らない。／

正午になつても吉報がないと、主任は決心して立ち上がった。

そして本部を市内の警察署に移し、留守を署長に預けると、赤澤病院とは反対側の郊外にある、市立の精神病院へやって来た。

乞に応じて院長の松永博士は、直ぐに会って呉れた。

(本文一三二頁)

と、いかにも象徴的に赤澤脳病院の反対側に配置され、敬意を持つて公権力の側に組み入れられる。脳病院長赤澤を追うのが、その脳病院の経営を圧迫していると述べられる市立の精神病院長の松永という皮肉めいた関係は、このように同時代の精神病院をめぐる社会状況に基づいているのである。

また、作者・大阪の作品執筆に際する素材への意識について、弟・鈴木圭次のような証言が手掛かりとなろう。

「とむらい機関車」を書く前には國鉄浜松機関庫へ通い詰めて、調べたり勉強したり汽車を思うまゝに見たり手にふれたりして、兄貴の一番うれしい仕事だったに違いない。あの作品についてこの作者は何か汽車に関係ある仕事をしている人だろうと評した人があったようだったが、成る程とうなづけるのである。(19)また中島河太郎は、次のように大阪を評している。

「本格作家の少い日本にあつてコーナン・ドイル直系を以て任ずる」と紹介された大阪圭吉の連続短編第一話が、『三狂人』(昭和十一年七月)であつた。圭吉はその四年前に初舞台を踏んでいるが、素材を丹念に調べた本格物を発表し続け、地味ではあるが堅実な作家として囑望されていた。 (20)



大阪圭吉は珍しい本格短編作家として登場した。「三狂人」(新青年、昭和十一年)など、素材を丹念に調べているが、ストーリーの平板さが欠陥になっている。(21)

このように、大阪は他の作品執筆の際に素材を調査し、本作においても実際に調査しているかのようなりアリティを備えている(22)。赤澤脳病院に関しても、京都岩倉村の大雲寺より盛んになった家庭看護を踏まえていると考えられるのではないだろうか。

これまでの議論を整理しよう。「本格派」大阪圭吉の代表作「三狂人」は「狂人」を悪用した犯罪を描いた作品として評価されてきた。しかし、このような評価は作中における探偵・松永の視座に寄り添った一面的なものであり、〈探偵〉小説における〈探偵〉としての特権的地位やまなざしの方向性・優位性によりその視座へ引きつけられた論であった。松永はミスリードに陥りかけ、さらに真犯人の意図を思いつきや憶測によって断じようとするが、その読者を手懐けようとするいかがわしさを語り手はまなざしており、真の意図も宙吊りのままである。そもそも犯人の動機にある精神病院の経営難が、探偵・松永の経営するような市立の精神病院の繁栄を背景としており、両者は本来的には同様の立場にあったのだが、社会状況によって一方が探偵となり犯人となったのである。従って、探偵・松永と犯人・赤澤は極めて相対的な関係にある。

それを同時代の文脈に即して言えば、精神病院法における代用精神病院制度など同時代の精神病院をめぐる社会状況が事件の背後には存在し、家庭看護が仇となり没落する私立の脳病院長を犯人ならしめ、反対に公的施設として繁栄する市立の精神病院長を専門家として探偵ならしめていると言える。このように、本作は精神病院をめぐる同時代の社会的状況を織り込むことで、探偵と犯人の関係が社会的文脈に依存することを示唆している。かくしてテキストは、「ドイル系統の本格物の作風をもつ」大阪の「本格探偵小説」(23)という位相から、探偵や犯人の来歴を物語る探偵小説へと変容を見せるのである。

注

- 1 中島河太郎編『日本推理小説辞典』東京堂出版、一九八五年九月、三八頁
- 2 権田萬治、新保博久監修『日本ミステリー事典』新潮社、二〇〇〇年二月、六五頁
- 3 九鬼紫郎『探偵小説百科』金園社、一九七五年八月、一〇四頁
- 4 中島河太郎「解説」『探偵小説名作全集』第一一巻、河出書房、一九五六年一〇月、三〇七頁

- 5 中島河太郎「解説」『日本推理小説大系』第六卷 昭和前期集、東都書房、一九六一年五月、三〇一頁
- 6 中島河太郎「解説」『大衆文学大系』三〇 短篇下、講談社、一九七三年一〇月、七八四頁
- 7 権田萬治「本格派の鬼Ⅱ大阪圭吉論」『日本探偵作家論』幻影城、一九七五年一二月、二二二・二三三頁
- 8 伊藤秀雄『昭和の探偵小説』三一書房、一九九三年二月、二六〇頁
- 9 本章における「三狂人」本文の引用は『新青年』（一七卷八号、一九三六年七月）に拠る。
- 10 江戸川乱歩「序」『死の快走船』ぷろふいる社、一九三六年六月、二頁
- 11 権田萬治、新保博久監修『日本ミステリー事典』新潮社、二〇〇〇年二月、六五頁
- 12 精神病患者と治安問題との親和性の高さについては、当時は精神病者の管理が警察の下にあったことにも留意したい。一八九四年四月二八日に定められた警視庁令訓令甲第二五号「精神病患者取扱心得」により、「精神病患者ヲ看護治療ノ為メ制縛若クハ鎖錮シ又ハ官立公立私立病院ヘ入レンカ為メ届出ツル者アルトキハ警察医ヲ伴ヒ患者の所在ニ就キ詳細調査ノ上其必要アリト認め

タルトキハ認可書ヲ下付シ其疑ハシキモノハ状ヲ具シテ指揮ヲ受クヘシ」(『第五版 警視庁令類纂』警視庁警視総監官房第一課記録係、一八九六年七月、七三九頁)と、精神病患者を制縛・監禁することが認められ、その監督は警察が行い、病院に入院させる場合の監督も警察が行っていた。

13 芹沢一也『狂気と犯罪』講談社+α新書、二〇〇五年一月、一八一頁

14 小俣和一郎『精神病院の起源』太田出版、一九九八年七月、五六～五八頁

15 遠矢福子、山本明弘、橋本明「地域精神医療におけるファミリーケアの今日的役割―ゲールコロニーと岩倉村から教示されるもの―」『看護学統合研究』一号、一九九九年九月、一九頁

16 同右、一九頁

17 同右、二〇頁

18 同右、二〇頁

19 鈴木圭次「大阪圭吉と汽車」『探偵作家クラブ会報』六七号、一九五二年一二月、七頁

20 中島河太郎「解題」『新青年傑作選1 推理小説編』立風書房、一九七〇年二月、三九三頁

21 中島河太郎『日本推理小説史』第三卷、東京創元社、一九九六年一二月、二〇二頁

22 また、三人の「狂人」が病院から脱走した、という作品のモチーフ同様の事件がメディアに登場していた。「脳病院から待合へ意外な客 狂へる三人男」（『読売新聞』一九三五年四月一九日夕、二頁）がそれで、同月一七日、東京武蔵野脳病院で看守から鍵を奪い三人の患者が脱走し、花街で遊んでいるところを捕らえられた事件があった。見出しを「？」マークの枠で囲い事件の収束を「幕」と表現するなど、この記事自体が物語性を意識して構成されている点も興味深い。大阪はこの八ヶ月後に「最近の興味ある新聞三面記事中、どんな事件を興味深く思はれましたか？」という質問に対し「約一年程前に、一寸した記事ですが、ひどく面白い事件を見つけました。けれどもこれはまた、他日素材の一部にして一篇をもめたいと存じてゐますので、茲に発表できないのを至極残念に思ひます」（「ハガキ回答」『ぷろふいる』三卷一二号、一九三五年一二月、四二頁）と回答しており、さらにこの七ヶ月後に本作が成立する。こうして時系列に沿って整理すると、この「狂へる三人男」の脱走事件もまた、テキストが現実社会の動向を背景に生成された蓋然性を高める証左となろう。

23 九鬼紫郎『探偵小説百科』金園社、一九七五年八月、一〇四頁

#### 第四章 戦後社会への批判的視座としての〈狂気〉

——大下宇陀児・水谷準・島田一男「狂人館」論——

精神病者が建設した私邸を解説した式場隆三郎「二笑亭綺譚」は『中央公論』（五二巻一二〜一三号、一九三七年一月〜二月）に発表された。同記事について、鈴木晃仁は「当時の欧米で話題になっていた精神病患者の建築にヒントを得たと同時に、そのような患者を精神病院に入院させる社会システムが日本に確立しつつあったことよって可能になった記事」としている（1）。近代日本社会において〈狂気〉を管理する場が整備されたことで、そうした精神病患者による建築もまた〈狂気〉と場の相関という観点から同じく関心を集めるようになったのだと言えよう。

大下宇陀児・水谷準・島田一男の合作（2）による「狂人館」〔読切小説集〕巻号なし、一九五五年三月増刊）は、この「二笑亭綺譚」を先行テキストとする探偵小説である。物語は以下のように展開する。事務員・三船紀子が忘れ物を取りに会社に戻ると、疋田社長が川添、大滝、田之村夫人と「狂人館」なる奇妙なビルを買う密談をしており、紀子は捕らえられる。狂人館には赤い外套を着た死体があったため、裏の隅田川に流した。紀子は恋人である新聞記者・戸沢信一に救い出される。狂人館を建てたのは黒田金之助という狂人

で、飼い猫を呼ぶ時に、猫の鳴き声を真似るといふ。狂人館の死体は酒場のマダム・初江であった。紀子が、狂人館へ向かう金之助を尾行すると、館内には田之村の死体があった。そこに川添がやってくる。信一は真相を暴く。彼らは狂人館を阿片窟にするつもりであった。初江と田之村夫人を絞殺したのは大滝であり、初江は金之助に愛情が移ったため、田之村は初江の件を知られたためであった。刑事が来ると、大滝は地下まで直通の穴へ飛び降りる。

本章は、作中における川を隔てた東を二笑亭や漱石をモデルとした〈狂気〉の世界、西を歓楽街銀座などの現実を活写した世界として捉える。そして、両者の往還により展開される物語を、〈狂気〉と現実の交錯として解釈し、同時代における〈狂気〉を取り巻く社会状況の視点から考察を加える。

#### 一 狂人館と二笑亭

本作には、表題となっている狂人館、そしてそれを建てた「狂人」黒田金之助、と〈狂気〉のモチーフが極めて明瞭に示されている。

さて、〈狂人〉の建てた館、そして猫を好む〈狂人〉ということとで連想されるのが二笑亭と夏目漱石である。二笑亭とは一九二七

年から一九三一年にかけて建造された渡辺金蔵の設計による住居である。一九三八年に解体されるまで、深川区門前仲町二丁目三番ノ五に存在した。そして、二笑亭を世に知らしめたのが式場隆三郎「二笑亭綺譚」である。本節では、本作と「二笑亭綺譚」を比較することで、「二笑亭綺譚」が先行テキストとしてモチーフ形成の際に参照されたのではないかと指摘したい。

以下、テキスト比較を試みる。両者の共通点を端的に把握するために、適宜丸番号を付してある。

まずは狂人館について本作より。

「それから、それだけのビルのくせに、一階の窓がひどく少ねえ。①中は、昼のうちでも、サツの豚箱より暗くてじめじめしている。おまけにその一階の入口がたつた一カ所、それも、幅三尺の鉄の扉のついたやつだ。——あんなビル、俺は見たことがねえ。②設計がまるでなつちやいねえよ。……まあいとこいや、③気ちげえの作ったビルみてえもんさ。狂人館とでもいったら、いちばん解りが早いかもしれねえ……」  
(本文一四頁)(3)

「④階段は、ビルだったら、一階から二階へ上がつて、踊り場というものがあらアな。その踊り場で体の向きを変えると、すぐつづいて三階への階段というのが当りまえだろ。ところ



がここはそうはいかねえ。二階への階段を上つたところが、いきなり部屋になつてやがる。その部屋をぬけて向う側の廊下へ出て、そこから三階への階段が、ビルの端つこについているといつた寸法だ。三階は上つたところが廊下だが、そこから一つ部屋があつて、部屋の押入れみてえなところに、四階への階段がついているんだ。廊下が、せまかつたりふくらがつていたり、いやに曲がりくねつていふというのが、部屋の形が四角じやねえ。三角だつたり丸かつたり、用もねえ場所が出つこばつていふかと思うと、⑤ガラスがはいつていて、窓みてえに見えるところが、押してもついてあきやしねえし、壁としか思えねえ場所が、押しボタンでガタリとあいて、そこから首だけ出して、⑥廊下を覗くことができるようになっていふ。たしかにこいつは狂人館だよ。(…)(同二七頁)次に、「二笑亭綺譚」より、二笑亭の特徴のうち狂人館のデザインール①②③④との共通点を以下に示す。

①室内の暗さ

電燈は極端に節限してあり、居間では室内になく、廊下にだけつけてある。彼は暗い部屋を好んだものとみえる。(一一二号、四六三頁)

②設計の奇抜さ

設計は全く自分の創案で行ひ、大工の意見は用ゐず、あくまで自説を通した。そのために実行出来ない設計が出来て、建築は時々中止し変更のやむなきに至つた。設計図は正確につくらず、多く口述によつたものらしく、大工は突如として変更を命ぜられ、困じ果てたが、従順に依頼者の命を守つたものだといふ。(一一二号、四五八頁)

### ③精神病患者の設計による建築

かくて彼の制作になる建築は、その病気の発症とともに進められつゝあつた。病者の作品はどここの国にも沢山あるが、多くは絵画や文章に限られてゐる。この患者のやうに十余年(4)も自由な資力を費ひ、大きな建築をしたものは稀有である。(一一二号、四五八頁)

### ④いびつな階層性

彼の住宅区域は、木造の三階建は許可せられなかつたので、その二階家の天井を抜いて、高さを切りつめて漸く法規の制裁を免れた。結果としては二階ともつかず、三階ともつかぬものが出来て終つた。(一一二号、四六〇頁)

### ⑤嵌め殺しのガラス窓

三稜形の大きなガラス嵌殺異窓がある。(一一二号、四五九頁)

### ⑥覗きの場所

引戸の左方に檜板張と書かれたところがある。そこに愕くべき新発明が施されている。厚い檜の板は、太い一本の樹をひいたものであるが、それに九つの大きな節孔がならんでゐる。その節孔に一つづつ、厚いガラスが嵌めこんである。節孔をのぞく心理を想像してみられよ。彼の陰気孤独な性格は、節孔から社会をみ、人生をのぞいてゐるに違ひない。(一三号、

三五七頁)

①については、窓が少ないためであるか電燈を使わないためであるかの相違はあるものの、室内の暗さにおいて共通している。③については「気持ちえの作つたビルみてえもん」とあるが、実際に金之助が作ったものであるから、「みてえ」ではなく実際に「狂人」により作られたという共通点がある。④については、階段の配置が奇妙であるということ、何階ともつかない階が存在することの相違はあるが、階層性にいびつさがみられるという点で共通している。⑥については、二笑亭の節孔が覗き場所であったかは断定できないが、「二笑亭綺譚」では覗きの場所として描かれている。本章はあくまでもこのテキストを通じての二笑亭の受容という観点であるから、そうしたテキストのままざしを含めての受容として考えたい。

以上のように、〈狂人〉により設計され、様々に通常の設計から

は考えられない不合理な構造、ディテールを備えた館として、二笑亭が狂人館へと姿を変え出現している。

本作発表に先立つ一九五〇年二月の『宝石』（五巻二号）には「座談会 探偵作家幽霊屋敷に行く」（5）という記事があり、ガラス張りを多用した「五臺苑」なる狂人の建てた館を探偵作家たちが見物に行くという趣向で、大下と島田も参加している。この時、城昌幸の「今みたいな家に関連して、式場隆三郎氏が二笑亭といふ屋敷に住んで居つたけれども」という発言をきっかけに二笑亭が話題に上った。この探訪が創作の契機となったことも考えられよう。

## 二 黒田金之助と渡辺金蔵・夏目金之助

狂人館が二笑亭を念頭にして創作されたならば、狂人館を建てた黒田金之助にも二笑亭を建てた渡辺金蔵が投影されていると考えるのが自然であろう。ここでは、前節と同じく両者をテキストと比較していく。

本作では黒田金之助は、次のように描かれている。

「黒田金之助という立派名前を持った、まだ三十そこそこの先生さ。金持の一人息子で、お袋と一緒に暮しているんだ」

(本文六二頁)

「①大変お静かな気違いだよ。②猫が好きで、③奇妙な建築が好きだ。その他には、①人嫌いで夜中にウソウソ歩き廻るぐらいのもの……。だから野放しにしてある」(同七八頁)  
「さあ、一種の④蒐集狂とでもいうのかな。それに変態性欲が混つてるかも知れない。女の持物を集めて喜んでいる」  
(同六四頁)

「(前略)彼は②猫を飼っているんだが、それを呼ぶ時に、猫の鳴き声を真似て呼ぶんだ。」(同六三頁)

そして、精神医学者でもあった式場隆三郎が「二笑亭綺譚」において分析した渡辺金蔵は次のような人物であった。

#### ①内向性

親類に対しては故意に疎遠にして交際しなかつた。この内向的な、自我中心的な性格は、(一一二号、四四九頁)

#### ③奇妙な建築への情熱

財産も家族も、この建築の前には、何ものでもなかつた。生活の荒涼さも、その他のあらゆる障礙も、彼には応へなかつた。(一一二号、三七二頁)

#### ④蒐集欲

精神分裂症の多くは、蒐集欲と保持欲にかられ易い。彼等

は無意味に蒐集し、理由なくただ物品を守りつづける。(…)  
二階に持ち上げられたC室などは、普通だつたらとりこはされるべきものだつた。しかも彼は面倒な手続や費用をいとはず、残して終つた。ここにも彼のモノマニアックな症状がみられる(…)／二笑亭主人は、建築や細工物が好きだつたので、多数の箱や岡持に関するものを集めた。(一三号、三六七―三六八頁)

このように、内向的で奇妙な建築への情熱が強く、蒐集欲も持ち合わせているという点において両者に共通点がある。

そして、黒田金之助にはもう一人のモデルがいると想定される。夏目漱石(本名・金之助)である。「二笑亭綺譚」は、夏目漱石の話題に始まる。漱石が「家人のすすめで、やむなく電話を買つたが、うるさいからと云つて暫く受話器を外さして置いた」というエピソードに始まり、渡辺金蔵もまた電話を嫌い、電話局に無償で返還したと語られるが、これは東京電話局にとって初めてのことであったという。つまり、「二笑亭綺譚」の発端において既に、彼らは奇人としてイメージを重ねられていたのである。そして、漱石にまつわるエピソードも、黒田金之助を彷彿とさせるものがある。ここで夏目鏡子『漱石の思ひ出』(岩波書店、一九二九年一〇月)とのテキスト比較を試みる。

## ① 内向性

其後当人から聴いたのですが、あたまの調子が少しづつ変になつて来ると、これではいけない、こんなになつちやいけないと、妙にあせり気味になつて、自分が怖くなるといふのか、警戒し気味になつて、だんだん自信を失つて行く。それ  
でなるべく小さくなつて、人に接しないやうにと心掛けて、部屋に閉ぢこもつた切り自分を守つて行くのださうです。

(一〇五〜一〇六頁)

## ② 猫への言及

どこからともなく生まれていくらもたゝない子猫が家の中に入つて来ました。(…)「そんなに入つて来るんなら置いてやつたらいいぢやないか。」といふ同情のある言葉です。ともかく主人のお声がかかりなので、そんならといふわけで捨てることは見合せました。(一四〇〜一四二頁)

英国留学より帰朝後の漱石の神経衰弱はあまりにも有名であるが、その際の①のようなふるまいは一種の内向性や厭人癖として金之助の性格と共通している。また、漱石の猫好きが、猫の鳴き声を真似て呼ぶという金之助のユーモラスなキャラクター化の原点となっているのであろう。「吾輩は猫である」『ホトトギス』八卷四号〜九卷一―号、一九〇五年一月〜一九〇六年八月)に登場

する甘木先生は夏目家を患家としていた医師・尼子四郎がモデルで、尼子は漱石の精神疾患について鏡子から相談を受けており（岡田靖雄「解題」南博編『近代庶民生活誌』第20巻、三一書房、一九九五年四月）、こうした経緯からも当時の漱石の精神状態が危うかったことが窺われる。

このように作中における（狂気）のモチーフである狂人館、黒田金之助の背景として、「二笑亭綺譚」を通じた二笑亭、渡辺金蔵、夏目金之助の受容が想定される。

なお、物語展開の鍵となっている部分が狂人館の構造、黒田金之助それぞれにあるが、前者はエレベーターのあった穴、後者は変態性欲である。これらの要素は先行テキストにはなく、むしろ参照されているのは展開と関係のないディテールにおいてである。特に狂人館と二笑亭との関係にはその傾向が顕著である。しかし、プロットに関わる重要な要素ゆえ参照なく創作されていると見なせば、それは却って細部における本作と先行テキストとの相関を仄めかしていると受け取れよう。

また、一九三七年に広く世に知られることとなった二笑亭は、作品の同時代においても以下のように様々に公刊・紹介され続けていた。「二笑亭綺譚」が単行本化されるのは初出より二年後の一九三九年二月であるが、戦後には建築家谷口吉郎が「狂える意匠」



として『清らかな意匠』（朝日新聞社、一九四八年一月）で紹介している。また、『文芸読物』（九巻一号、一九五〇年一月）では巻頭に「四色刷絵物語 二笑亭綺譚」として式場隆三郎の文が木村莊八の挿絵とともに発表される。さらに、前掲「二笑亭奇譚」は一九五六年九月には三笠新書に収録されている。つまり、「狂人館」発表の一九五五年前後にも二笑亭は注目を浴び続けていたのである。従って、〈狂人〉による建築としての二笑亭は、「狂人館」の同時代的観点からしても参照されて然るべき存在だったのである。

### 三 文化消費／暴力のトポス

これまで述べてきたように、本作には〈狂気〉モチーフが表題通りに明確に表されている。ところが他方で、同時代の世相が描写されている点も看過できない。本節ではそうした世相の描写に対し考察を加えていきたい。

本作には銀座が幾度も舞台として描かれる。狂人館の赤い外套の死体を川に流した一行は少し陽気になろうとして、銀座へ向かう。紀子は火事と見紛うほどに赤く輝くネオンライトを対岸に見、狂人館が隅田川を越えたすぐの岸辺に建てられていることを知る。

紀子、そして紀子を捕えた疋田社長、大滝、川添、田之村の一行はM百貨店の裏通りにあるキャバレー・エデンで、カクテルを飲みシヨを楽しみ、ダンスに興じる。

このような享樂的な銀座は、当時の復興する歓楽街銀座としての姿そのものである。岡本哲志によれば、一九五〇年の建設資材統制の解除、そして建築基準法の防火地域の制限によって木造の建築が禁止になったためビル建築ラッシュとなり、本作発表時の一九五五年前後にも第二次のビル建設ブームがあったという(6)。夜空を照らすほどのネオンライトの登場にはこうした背景があったのである。また、キャバレー・エデンや酒場・ベンカーリスなど、歓楽街としての銀座を構成する遊興飲食店についても、昭和二〇年代に銀座四丁目にはバーやキャバレー、割烹などが寄り合うように店を構え、飲食店街が形成される、と岡本は言う。銀座四丁目には三越百貨店があり、作中のM百貨店はこれを想起させる。従って、作品発表時にはそうした飲食店街がすでに形成されていたわけである。

さらに、作品冒頭、紀子と信一は銀座で待ち合わせ映画を見るのだが、この映画という小道具も同時代の銀座と強く結びついている。戦後は空前の日本映画ブームが訪れ、銀座にも数多くの映画館ができるのであり、西に位置する東映と東に位置する日活、

この二大映画会社が日本の映画ブームに火をつけていき、熱狂的な映画ファンの心を捉えていく。しかも「銀座化粧」(一九五一年)「銀座二十四丁」(一九五五年)「銀座の恋の物語」(一九六二年)など、銀座は被写体としての場にもなっている。このように、復興する銀座、高度成長で活気に満ちた銀座が映画の様々なシーンに登場したという(7)。つまり、銀座は映画振興の地であると同時に被写体でもあり、その活気に満ちた復興の姿は双方向において人々の目に映っていたのである。

ここまで、作中における復興する歓楽街としての銀座の世相の描写を同時代的視点から検討してきたが、本作では銀座が二重性を有したトポスとして表現されていることにも目配りが必要である。ここまでみてきた世相の描写を、文化消費として捉えるならば暴力という裏面もまた本作に埋め込まれており、両者の発信源はアメリカである。この文化消費／暴力という二重性は後に引用する吉見俊哉の概念である。

酒場・ベンカーリスでの信一と酔っぱらい女とのやり取りは、アメリカの暴力性を示唆するものでなければ必要と思われるほど過剰性に満ちている。信一は父親のことを聞かれ「親父はビキニの実験で吹ッ飛んじやつたよ」と嘘をつくが、これは言うまでもなく一九五四年三月一日のアメリカによる水爆実験で被曝した第

五福竜丸のことであり、不謹慎な冗談としてありながら、同時にそれへの批判を含ませているのである。そして、酒場の従業員マキについての会話では、

「マキのやつ、昨夜終業といつしよに消えちまやがった。青煙突の水夫長だつてアメ公とね、どつかへシケ込んじやつたんだよ。あら、こんなこと云うんじやなかつた」

「水夫長を横取りされて、口惜しいんだろう」

「ひっぱたくわよ。こう見えてもあたしは愛国心があるんだから……。大和撫子さ」

「降るアメリカに袖は濡さじか」

「そうよ。外国人オフリミット、日本人専門——」

(本文七〇頁)

と、アメ公と罵り愛国心・大和撫子・外国人オフリミット・日本人専門とナシヨナリズムを畳みかける。そもそもこの聞き込みで重要なのは、マダム・初江が赤い外套の女だと判明することである。マキは物語の進展には全く関係がなく姿も見せず、何のための会話かと疑わしい。しかし、二人の会話によつて当時存在したアメリカへの憎悪が露わになっているのだと考えられる。思えば、テキスト冒頭で紀子と映画を見た信一が「だらしがないな、アメリカのサツなんてもの。ホシを生かしてつかまえるなんてこと、

考えやしねえ。しよてつぺんから機関銃持つてつて、殺すつもりでいやがる。そこへ行くと、日本の警察の方が……」と吐き捨てるのもこの伏線ではないか。同じように冒頭には、〈狂気〉モチーフの出現を予期させるように信一は「狂った」時計のために待ち合わせ時刻を間違えるのであり、二つの伏線が冒頭に張られていると解釈できる。

この伏線の張られた映画館のある銀座、そして銀座にほど近い明石町の酒場ベンカーリスでのやり取り、これら反米言説からは何が見出せるのか。

吉見によれば、占領期の都心で米軍基地が最も集中していたのは日比谷から銀座、霞ヶ関にかけての一带であり、銀座は、戦前からアメリカンな風俗と結びついてきたが、占領期の銀座のアメリカ化は、直接的なアメリカ租界であったという。つまり、銀座周辺地域はアメリカ租界としての歴史を背負っているのである。さらに米軍基地からそうしたアメリカらしさがまだ溢れていた一九五〇年代は、同時に激しい基地闘争の時代でもあった。五三年、石川県河北群内灘村における内灘闘争、東京の世田谷基地に反対する都内最初の反基地デモ、妙義山や浅間山、北富士などでの基地拡張に反対する闘争、五五年には砂川闘争が巻き起こり、翌年一〇月には強制測量をめぐる農民、支援労組員、学生らと警官

隊が衝突し、多数の負傷者を出す事件となった(8)。つまり、五〇年代半ばには各地で反基地闘争が盛り上がり上がっていたのであり、国内で大きく反米感情がわだかまっていたことが窺える。

このように、文化消費と暴力という二重性を有するアメリカ文化が、作中の銀座や周辺の描写の背景として存在するのである。吉見によれば、アメリカが五〇年代後半に基地を主要なものに限定することで、占領をベースにした体制は目立ちにくいものとなり、その結果二つのアメリカがはっきりと分裂し始めるという。商品やメディアに媒介されるイメージとして消費される存在となったアメリカと、反基地闘争の標的となる基地としてのアメリカである。作中で描かれる銀座や周辺には、ネオン街やキャバレーといった復興期の消費文化と、人々の反米感情が同居している。そこには五〇年代後半に分裂する直前の五五年における、同時代の文化消費と暴力としてのアメリカの二重性が描き出されている。こうした作中現実を踏まえれば、従業員の失踪について「民主主義だからツて」「なんにも云わない」、そして資本家のパトロンから金を搾り取りまがいのものの鱧革製品やダイヤを買い、ついには資本家たちの犠牲となったマダム・初江において強調される「赤い」外套とは、資本主義アメリカに対するアンチテーゼの隠喩なのではないか。

ともあれ、重要なのはそうした同時代におけるアメリカの二重性がテキストに描き出されていることを単に指摘することでは全くない。そうした現実の世界と〈狂気〉の世界が文字通り架橋されていることこそが重要なのである。

#### 四 日常世界と〈狂気〉の架橋

狂人館のある両国あたりの浜町公園対岸、金之助の住む錦糸町、そして二笑亭の存在した深川という隅田川を挟んだ東は〈狂気〉モチーフの圏域であり、反対に川の西は、前節にて俎上に載せた歓楽街としての銀座や明石町、そして紀子の会社のある神田と、日常世界が広がっている。つまり東の〈狂気〉の世界と西の日常世界が架橋され、登場人物たちはそれを往還するのである。なお、二笑亭の存在した深川区の周辺が作品舞台であることは、二笑亭が狂人館のモデルであることをさらに証明するものである。

この架橋は、同時代において、精神病者が健常者にとってより身近な存在となり、日常世界と接続されたことに関わると考えられる。

さしあたり、金之助に着目し考察していきたい。金之助は「狂人」でありかつては松沢病院に入院していたが、大滝の世話で自

宅療養し、自由に行動している。自宅の錦糸町から自らの設計した狂人館へ行き、初江と密会している。大滝とは初江を巡り三角関係にあったが、大滝は金を搾り取られるパトロンでしかなく、初江は金之助の変態性欲の虜となっている。

近代の探偵小説を振り返ると、精神病院は一旦入院した（あるいはさせられた）後に、退院することが困難な場所として描かれている。その代表的な例が、「ドグラ・マグラ」である。作中の「私」は「狂人の解放治療」の実験材料として入院しているので、退院できない理由は単なる〈狂人〉としてのそれではないが、作中の「キチガヒ地獄外道祭文―一名、狂人の暗黒時代―」にある「出るにでられぬキチガヒ地獄」（9）というフレーズは、当時の精神病院の強制収容に近い状況に対する告発としての性格を持っている。

それに対し、初江の良人は三年越し松沢病院に入院しているものの、金之助は大滝の世話で自宅療養し、母の監護のもと自由に生活している。精神病院は、少なくとも「出るに出られぬ」場所ではなく、日常世界に帰還可能なのである。このことに関し、一九五五年に次のような「法律相談」が『読売新聞』に掲載されている。親族から狂人扱いされて義弟が精神病院に入院させてしまった夫を退院させたいが、病院が取り合ってくれないとの相談に



対し、次のような回答が法務省人権擁護局第二課から寄せられている。

あなたのご主人の保護義務者は妻であるあなたですから、それ以外の者はとくに家庭裁判所によって保護義務者として選任されない限り保護義務者となることができません。したがってこの選任手続がとられていない弟が勝手に行った入院手続きは違法なものであり、(…)退院させてくれない時は、もよりの法務局、または地方法務局の人権擁護課、あるいは人権擁護委員にご相談下さい。(10)

このように、精神病院の不当な監禁に対しては法的手段を講じられることが分かる。

当時の法的背景としては、一九五〇年五月一日に施行された精神衛生法の成立がある。同法の要点としては、都道府県自治体に精神病院の設置を義務づけ、配偶者・親権者などを保護義務者とし、また私宅監置を禁じ、さらに精神病院長に入院や処遇に関して大きな権限を与え、入院については保護義務者の同意を必要とする同意入院と、自他に傷害を負わせるおそれがあるとされた者を強制入院させられる措置入院を定めたことがある。(11)

こうしてみると、私宅監置から精神病院へという保護施設の完全な移行、そして病院・病院長における入院・処遇に関する権限

の拡大から拘束性が強化されたようにみえる。しかし、患者の数に対し精神病院の数は圧倒的に追いついていなかった。一九五三年の『毎日新聞』では、「増える精神病患者」と題し、「都内にある精神病院は公私立合わせて十二カ所、四千二百床で患者はギューギューづめ、七月末現在で四千六百九十七名（男二千五百・女二千九百名）もつめこまれている。しかしまだ自宅やその他に千五百名ほどの患者が残されている」（12）と報じられている。そして、世に溢れる〈狂人〉について「治安上ゆゆしき問題ではないか」と一九五四年の『朝日新聞』における「狂人の国家管理」なる投稿では次のような問題提起がなされている。

私立の病院は費用が高くともつづかず、無理に退院させても家にも置ききれず、国立病院はつねに満員でどうにもならない。／国立といえども、有料患者は入院久しきにおよび費用がつづかず、入院料滞納ほとんど全部ときく。治らなくとも、家族が患者を引き取るといえば、病院はむしろよろこぶようす。これでは、いったいどうなるのか。（13）

このように、法による精神病院長の権限強化、そして措置入院制度の制定にもかかわらず、私宅監置の禁止などにより明るみに出た精神病患者に精神病院は対処しきれていなかった。従って、現実には精神病患者という存在が一般社会に定着しつつあったのである。

紀子と信一の金之助に関する会話で、「その部屋、座敷牢じやないの？」「いや、極く当り前の部屋だ。別に乱暴を働くわけじゃないので、野放しにしてあるんだ。それで、昨夜も、どうやら自分の建てた狂人館へのこのこ出掛けて行ったものさ」と述べられているのも、ごく自然な状況説明なのである。また、先に挙げた精神衛生法の要点三にある保護義務者について言えば、金之助の保護義務者は母親であろう。病院を退院した時点で金之助は母親の監督下に置かれたわけで、その保護義務者の裁量の下ではあるものの比較的自由に行動できるのである。

さて、先に述べたように金之助は大滝の世話で退院した。また、大滝は金之助の母親に頼まれて、黒田家の資産整理をしたことがある。そして人間関係の輪は金之助と大滝、母親のみにとどまらず、信一によれば、金之助の母親は松沢病院で亭主が入院している初江に会い、〈狂人〉の子と亭主を持つ女二人は互いに同情し合い、金之助の母は初江を大滝に引きあわせ、力になってくれるよう頼んだという。つまり、ここでの人間関係には、〈狂人〉かつ入院患者である初江の亭主、〈狂人〉だが非入院患者である金之助、そして〈狂人〉に直接に関わる初江と金之助の母、〈狂人〉に直接に関わらない大滝と、〈狂人〉でも入院患者／非入院患者、非〈狂人〉でも〈狂人〉に関わる／関わらない人間と、錯綜した枠組み

が見出せるのである。これは精神病者が一般的な人間関係に入り込んでおり、その環境も一様ではないことを示唆している。さらに、金之助、初江、大滝の三角関係で言えば、社会規範たる法律に極めて近い存在である弁護士が、刑法三九条における心身喪失者即ち脱社会的存在たる〈狂人〉金之助に対し、恋愛においては劣位に立たされているのである。大滝が金之助と初江の「恋の通路」であった螺旋階段のあるエレベーターの穴に落ち自殺するラストシーンは、この意味において象徴的である。このように、精神病者が社会において親密な人間関係に入り、共生している姿が作中に表れている。

加えて、「治安上ゆゆしき問題」と見られる向きもある〈狂人〉金之助が犯人でなく、身体に障害のある田之村（跛行）でも川添（義眼）でもなく、作中では最も社会的に望ましい地位にある大滝であるのは、皮肉以上の意味が込められているであろう。即ち、社会的階層性の攪乱である。

しかし、これらのことは精神病者が他の人々と同様に扱われていたことを意味しない。「気狂いさん」「キ印さん」「ど気違いめツ……」と金之助は陰で誹られ、紀子には犯人と疑われる。そのような社会による精神病者への処遇のねじれも同時に本作には見出せる。より身近になってはいるが、依然われわれ〈一般人〉とは

異なる〈他者〉である、との認識があつたのであろう。

## 五 批判的視座としての狂気

最後に、金之助のモデルである渡辺金蔵と漱石の西洋（化）社会へのまなざしについて論じる。奇しくも両者がその病状を著しく悪化させた契機は、海外での生活であつた。

金蔵は世界一周旅行を計画し、一九二五年一〇月に横浜を出航して欧州へと向かう。マルセイユへ碇泊し、ロンドンには一〇日間滞在、その後アメリカに渡りカナダを経て太平洋を越え、一九二六年四月に帰朝した。式場は金蔵の世界旅行の収穫について、「二笑亭の建物がある間に答へる唯一のものである。もう狂ひ始めた彼の神経に感じ、眼に映じた世界各地の風物の印象は、彼の壮年期に吸収した幾多の教養と混淆して、あの建物を具現する力となつた」（14）と述べている。つまり、世界（航路から分かるように、主に西洋）の風物観察に対する反応があつて、「狂える意匠」二笑亭が誕生したということである。他方、漱石は先述の通り英国留学中、神経衰弱に陥り帰朝。彼もまた西洋での生活から精神を病んでいるのである。

そして、このような両者の西洋に対する反応としての〈狂気〉

は、本作においても形象を変えつつ生きていると考えられる。本作発表時の日本社会は高度にアメリカ化された社会であり、それは先述のように文化消費／暴力という二面性を持っているのであるが、いずれにせよポジティブ／ネガティブの両面においてもアメリカの衣装を纏っていたのである。

そして、文化消費の地・銀座の歓楽街では酒に酔いしれ、また法に背いても私腹を肥やさんとする資本家は、〈狂人〉に愛人を奪われた末、根城にと買い取った狂人館の仕掛け——〈狂人〉と己の愛人との秘密の通路——で自ら命を絶つ。西洋的資本主義文化を象徴するような犯人が〈狂人〉や〈狂気〉的建築をスケープゴートや隠れ蓑にしようともくろみ、逆に復讐される、という物語としてみることができよう。それならば、近代において西洋に触れた反応として生じた〈狂気〉——金蔵、二笑亭、漱石——が戦後再び西洋化した社会において、批判性を有する存在として姿を現したと言えるのではないだろうか。

漱石に関して言えば、彼は自覚的に「西洋近代合理的知性の病巣を映し出す鏡として、狂気を自己の作品に描いた」(15)のである。金之助の、猫の鳴き声を真似て呼ぶというキャラクターから想起される「吾輩は猫である」においても文明批判の観点が見出せることは言うまでもない。また、金蔵が入院中に主治医に語っ

た、「今の日本の社会は、どうもいけない。我儘になつてゐるから、気分が悪い。私は自分が父一人子一人で育てられ、鍛へられてきたから修養を守つてゐる。どうも一般の社会人は気分がだらけてゐる。」(16)という「現代社会について」の言には、例えごく直感的な意見であつても修養的な自らの立場からの西洋から受け入れた文明社会への疑問が感じ取れる。

戦前の西洋での直接的な体感から生じた反応として〈狂気〉があり、そしてもう一方では合理主義、文明の発達、「我儘」||欲望の肯定など西洋化社会への批判的まなざしとして〈狂気〉があつた。それらが作中において、戦後再び西洋文化の洗礼を浴びた日本社会の中で姿を変え、物語として表現されているのである。

本作の舞台は川を隔てた二つの場所であり、登場人物たちがそれらを往還することで物語が展開する。即ち、隅田川を挟み、会社のある神田と歓楽街銀座、明石町。そして、狂人館のある両国及び金之助の住む錦糸町である。この二つの世界はそれぞれ日常生活と〈狂気〉の世界として捉えられる。精神病者は当時社会で依然〈他者〉とされながら同時に共生しなければならない存在としてあつた。そのような現実と〈狂気〉との微妙な距離感が日常生活と〈狂気〉の世界との往還というプロットにおいて表現されており、同時に同時代のアメリカ化社会に対する批判的視座の拠

り所として、戦前に西洋（化）社会への反応／批判として（狂気）を宿した金蔵、漱石、二笑亭が「狂人館」に集ったのである。

注

1 鈴木晃仁「精神疾患の声の歴史——近代日本の精神科臨床と文学」鈴木晃仁・北中淳子編『精神医学の歴史と人類学』シリーズ 精神医学の哲学2、東京大学出版会、二〇一六年九月、五二～五三頁

2 厳密には、「合作」は「平素は個人で発表している作家が、一体となって構想執筆したもの」をいい、「連作」は「各作家が連続して一篇に纏めたもの」（玉井一二三「連作・合作探偵小説史」『幻影城』一九七六年四月、七八頁）であるが、本作がいずれかであるかは断定しかねるため、両者を包括する広義の「合作」という意味で用いている。

3 本章における「狂人館」本文の引用は『狂人館』（東方社、一九五六年六月）に拠る。

4 のちに藤森照信「二笑亭再建せり」（『二笑亭綺譚——50年目の再訪記』求龍堂、一九八九年一二月）により建造時期は一九二七年～一九三一年と検証される。

5 江戸川乱歩・大下宇陀児・香山滋・島田一男・高木彬光・岡



- 村雄輔・城昌幸・武田武彦・逸見利和「座談会 探偵作家幽霊屋敷へ行く」『宝石』五巻二号、一九五〇年二月、九〇〜九一頁
- 6 岡本哲志『銀座 土地と建物が語る街の歴史』法政大学出版社局、二〇〇三年一〇月、一七七〜一八一頁
- 7 岡本哲志前掲書、一八五〜一八七頁
- 8 吉見俊哉『親米と反米』岩波書店、二〇〇七年四月、一二八〜一二九・一四九〜一五〇頁
- 9 夢野久作「ドグラ・マグラ」西原和海・川崎賢子・沢田安史・谷口基編『定本 夢野久作全集4』国書刊行会、二〇一八年四月、一五七頁
- 10 『読売新聞』一九五五年二月五日朝、五頁
- 11 芹沢一也『狂気と犯罪』講談社+ $\alpha$ 新書、二〇〇五年一月、一八四〜一八五頁
- 12 『毎日新聞』一九五三年八月二四日朝、八頁
- 13 『朝日新聞』一九五四年一月三〇日朝、三頁
- 14 式場隆三郎前掲論、一二号、四五四頁
- 15 荻原桂子「西洋近代を超えるもの——漱石文芸における〈狂気〉の諸相(2)」『九州女子大学紀要 人文・社会科学編』四二巻一号、二〇〇五年九月、八一頁
- 16 式場隆三郎前掲論、一三号、三七〇頁

第三部 法制度と〈狂気〉

## 第五章 精神鑑定という罫

### ——平林初之輔「予審調書」論——

「予審調書」(『新青年』七卷一号、一九二六年一月)は、初期プロレタリア文学の理論的指導者・平林初之輔の探偵小説デビュー作である。本作は、裁判の公平性に代表される近代化社会の成立を後景とする作家・平林の探偵小説理念を具体化した作として評価されてきた。しかし、本作の表象する近代とは先行論で定式化されているような正の側面のみではないと考えられる。そこで本章では、(狂気)の有無を判別しプロットの大きな動因となる精神鑑定に着目し予審の密室性との関係からテクストを分析することで、本作における近代性の実相を再検討したい。

まずは先行研究を把握し、その中で論じられてきた平林の探偵小説理念を確認する。次に、テクストで焦点を当てられる老教授と予審判事の対立関係及び対話の様相を大正刑事訴訟法における予審改革から意味づけする。さらに、プロットの分岐点として登場する、息子に対する精神病の疑いと二度の精神鑑定を、刑法三九条、精神病院のイメージ、精神鑑定と政治体制との交渉や制度としての成立状況といった視点から分析する。そして、そこに表象される精神鑑定の恣意性を予審の密室性との相関から論じていく。

梗概は以下の如くである。殺人罪に問われた息子をかばう原田老教授と篠崎予審判事との対話を中心にテキストは構成される。空家から刺殺死体が発見された事件で教授の息子は殺人を自供している。教授は息子が精神異常ゆえにあらぬことを言っていると主張するが、判事は精神鑑定により否定する。物的証拠も一致しており過失による殺人とみられるのだが、一点曖昧な箇所があるため謀殺ではないかという疑いが残っている。判事が息子を精神病院に入院させることになるのと迫ると、教授は息子をかばうため自らが犯人であると主張し状況を説明する。判事はこの虚偽の告白から現場の状況を把握でき、真犯人は第一嫌疑者の林であると明かす。これで予審調書は完成した。

一 モチーフとしての予審

横井司は、本作を、平林の探偵小説理念を具体化した作として左の如く評している。

事件自体は解決しているのに、事実関係に曖昧なところがあり、調書が仕上がらないから、予審判事が罫を仕掛けて真相を突き止めるという設定は、「日本の近代的探偵小説」(『新青年』一九二五年四月号)において平林が、「探偵小説が発達するため」

に必要な「一定の社会的条件」として、「検挙及び裁判が確実な物的証拠を基礎として行はれ、完成された成文の法律が国家の秩序を維持してゐること」をあげたことと対応しているといえよう。(1)

作中、当該事件に関して息子が自白していることを教授に伝えた上で、判事は「物的証拠と被告の陳述とを照らしあはせて、この二つが合致した時に犯人を決定するのです」「たゞ、ほんの一箇所事実とあはんとところがあるのでしてね。(…) たつた一箇所曖昧などころがあるために、謀殺ではないかといふ疑ひの余地が生じて来るのです」と述べる。それから、予審判事と教授の駆け引きの様相を呈する対話により、ナイフの有無という物的証拠と死体のあった場所に關する証言の矛盾が教授による真実の告白を通じて解消される中で、判事の真実を追究する思惑と教授の息子を守ろうとする思惑の不一致が息子の無罪という真相に至ることで、一致へと向かう過程が描かれる。このプロットが「確実な物的証拠」を含む事実関係の確定を追究する過程であり、その中で事件の真相と真犯人が確定されるのが法による「国家の秩序」の「維持」につながるのである。谷口基は平林のこうした理念を「近代化社会の成立」(2)と表現している。

また、作中では、時間・空間が明示されず、中心人物は「判事」

「教授」といった形で名よりも職名によって言及されることが多い。こうした抽象化という特徴は平林の他作品においても時折見受けられ、本作において特に意図的な操作とは言えないが、結果としてプロットを二者の対立から一致へ至る道程の描写として特化し、理念の強い前景化に貢献していると言えよう。

さて、彼のこの理念を改めて検討してみたい。

探偵小説は、探偵事件をとり扱った小説であるといふだけで、一般の小説との間に価値の差異や高下があるものでないことは、以上のべた通りであるが、探偵小説が発達するためには、一定の社会的条件が必要であるといふことは勿論である。一定の社会的環境ができあがらないうちは、探偵小説は生れないのである。その社会的条件、或は環境とは、広義に言へば、科学文明の発達であり、理知の発達であり、分析的精神の発達であり、方法的精神の発達である。そしてこれを狭義にいへば、犯罪とその捜索法とが科学的になることであり、検挙及び裁判が確実な物的証拠を基礎として行はれ、完成された成文の法律が、国家の秩序を維持してゐることである。(3)

「探偵小説を繁栄させる基本的条件は民主制であると喝破したハワード・ヘイクラフトの探偵小説論を先取りしたかのような」(4)と菅本康之が指摘するように、平林の理念は、ヘイクラフトの「探

偵という職業は直接的に、民主主義は証拠を要求しまた精査するという事実とその存在を負っている」「フェア・プレイと公平な裁判を当然の権利として期待し要求」(5)されるという論と親近性がみられる。

そして、平林の理念をフェア・プレイと公平な裁判という語で捉え直せば、本作と同時代の予審改革との相関が見出せる。一八八〇年布告の治罪法において「第百十四条 予審判事ハ重罪軽罪ニ付キ直チニ告訴又ハ告発ヲ受ケタル時ハ召喚状ヲ以テ被告人ヲ呼出シ之ヲ訊問スル事ヲ得」と定められ導入されて以降、予審は一九〇〇年の明治刑事訴訟法の一部改正、一九二二年の大正刑事訴訟法の制定により二度の改正をみる。後者は、予審制度が本質的に職権主義的であり糺問制度的性格を有し、被告人の個人的自由を認めない点に対する自由主義的立場からの激しい非難のため、本法における取調べが「被告人に対して嫌疑の事実を告げて其の弁解を為さしむべきものとし」「弁護人は被告人の訊問に立会ふ権を有する外、被告人と交通し、記録を閲覧するの権を有する」など「要するに予審手段を或る程度まで弁論主義化すること」に依り被告人の利益を保護せんとする」ことを意図した(6)。本作において判事の一方的かつ糺問的という性格にならず、両者の意見が対話により一致へと向かうという性格は、予審手段の弁論主義化——即ち「フェア・プレイ」

という改正刑事訴訟法の改革の理念にも裏打ちされていたと考えられる。これは司法における近代化であり、平林の掲げる「近代的探偵小説」としての本作を理念的に支えている。

そして、それは平林が探偵小説作品のモチーフとして予審を選択した背景としても考えられるだろう。フェア・プレイに基づき、探偵たる判事が物的証拠を収集し対話によつて論理的に事件の真相を追究し説明するという予審の進行過程は、「難解な秘密が多かれ少なかれ論理的に徐々に解かれて行く径路の面白さを主眼とする文学」として江戸川乱歩が後に明文化するところの探偵小説性を包含している。また、それは当時の探偵小説壇において主流とみられた「人工的な、怪奇な、不自然な世界を追」う「不健全派」(7)に平林が対置し、近代文学としての探偵小説の可能性を求めたところの、「謎解き重視」の「健全派」(8)という理想形にも適っていた。

このように、平林初之輔における本作は、作者自身の考える近代的探偵小説そしてジャンルとしての理念を背負い、また近代化としての法改革における理念をも包摂していた、とひとまず位置づけられる。

ところが、こうした弁論主義化につながる諸規定は、実際には極めて不十分なものであった。例えば、予審弁護制を導入したとはい



え、被告人尋問への立会権が認められないなど、弁護人の権限は極めて限局されていた。人権保護的諸規定が散在したが、しかしこれらは、実効性の乏しい無内容な規定——「虚像」であった（9）。

こうした大正刑事訴訟法の制定における予審改革の理念と現実の落差は、特に弁護士の立ち会いの問題に関してメディアでもしばしば取り上げられた。制定過程では、「法の捌きに疑ひなき様 予審廷を開放して弁護権尊重の新訴訟法 産婆役の諸博士が十年の苦心近く世に出づ」（10）と期待を込めて紹介されていたし、「予審と弁護士問題で花の咲いた検事正の協議会」（11）と、制定後も議題として取り上げられた模様を伝えている。世間の耳目を集めていたことは確かであろう。

被告人である息子が直接登場せず、それを「弁護」するべく教授が判事と「弁論」を交える。本作の基本的構図は予審改革における弁護士の登場と弁論主義化を意識している。にもかかわらず、その弁護は現実を映すように立ち会いの上では行われなし、無実の息子を嫌疑者と偽るなど弁論の中に畏が仕掛けられることで「糾問」的性格も同時に帯びている。本作は、予審改革における理念と同等に現実をも包含しているのである。

## 二 畏としての精神鑑定

こうして予審に罾が含まれることが本作における近代のイメージを分裂させる。

プロットを始めから検討していこう。林はすでに白状し、息子の予審免訴は決まっているが、死体の移動とナイフの有無に関する矛盾を明らかにするために、判事は息子が嫌疑者であるように偽り、教授に尋問する。そのような判事の仕掛けた罾の中で大きな役割を果たしているのが、息子の精神病の有無やそれを判定する精神鑑定といった〈狂気〉をめぐる駆け引きである。

ここで〈狂気〉というトピックを中心に本作のプロットを確認すると、以下の流れになる。

- ① 教授、息子の有罪を確信
- ② 息子を精神病に仕立てる
- ③ 判事、精神鑑定で異状はないと斥ける
- ④ 教授、あくまで息子の無罪を主張
- ⑤ 判事、息子はやはり精神病であるから精神病院送りにすると脅す
- ⑥ 教授による偽りの自白
- ⑦ 死体移動を白状
- ⑧ 判事による真実の開示

教授は息子を「ほんたうに近頃頭をどうかしてをる」「精神病」

「狂人」であると偽るが、判事は「なに少し興奮してゐなさいといふだけで、別に異状はないといふ専門家の鑑定」を援用し「全く精神に異状など認められません」と断じ、両者に意見の対立が生じる。しかし、教授は息子を容疑から助けたい一心からあくまでも無罪を主張するので、膠着状態を脱するため判事は次のような毘をしかける。

「何しろ此の上ぐづ／＼してゐては大変なことになるかも知れません。御子息は、昨日今日は、審問するたびに、前の証言をとり消したり、ことによると自分が故意に殺したのかも知れないなど、聞いてゐるわたしさえもひや／＼するやうなことを口走られるのです。どうやら、あなたが仰有つたやうに、ほんたうに精神に異状をきたされたらしいのです。こうしますと、一時精神病院で療養さして、改めて審問をしなければならぬか、とも考えてをるのです。」（本文二五二頁）（12）

すると、「そ、そんな、そんなひどいことが……精神病院なんて、あの恐ろしい狂人と一緒に、いゝえ……せがれは狂人ではありませんん。」と主張を翻し、さらに教授の自白が引き出されることで不審点が洗い出され、意見の一致をみる。このように、プロットにおける分水嶺としての対立点と一致点において、〈狂気〉という問題が浮上している。

これを（狂気）表象という視座から分析すると、本作の意図した科学性や近代性に疑問が生じる。

精神病であると判断された者は、例え罪を犯していても刑法三九条「心神喪失者ノ行為ハ之ヲ罰セス 心神耗弱者ノ行為ハ其刑ヲ減輕ス」により無罪になりうる。本作の場合、息子は精神病であるから「根も葉もない」「自白」、「馬鹿げた陳述」をしているとされており、犯罪行為自体を否定しているので同法の適用という文脈ではないが、証言者としての精神病患者を法の枠外に置くという意味では、司法における心身喪失者の処遇の延長線上にあるだろう。

判事による息子の精神病院送致の示唆という罫は、精神病とした後に「当分海岸へでも転地さして、ゆつくり頭の養生をさせよう」と言い逃れをしていた教授を、精神病院と牢獄との狭間でジレンマに陥れるが、これを成立させているのが精神病院の一般的なイメージであり、明治期に「人類の最大暗黒界 瘋癲病院」（全四五回『読売新聞』一九〇三年五月七日〜六月二〇日）と称して入院中の「精神病患者が如何に憐むべく又恐るべきものなるか、其は世間一般の人々が疾く承知せる事故、今更事新らしく述べ立つる必要も無けれど」と凄惨な内幕がジャーナリズムに暴かれ、そのイメージは大正から昭和戦前期にかけても引き続き存在していたと考えられる。大正一五年の九州帝国大学付属精神病科を舞台とした夢野久作「ドグ

ラ・マグラ」にも、第四章第四節で触れた「キチガヒ地獄外道祭文——一名、狂人の暗黒時代——」に「監獄」としての精神病院が描かれている。

精神病院覗いて御覧よ。鉄の格子の牢屋はもちろん。今の未決監や監獄などには影も見せない道具の数々。鉄の鎖に袖無し襯衣だよ。手枷、足枷。磔刑寝台ぢや。小窓開いた石箱なんぞが。ズラリズラツト並んだ光景。どんな極重悪人とても。五体震はす拷問道具ぢや……チャカポコ／＼……（13）

こうした精神病院表象と本作との関係について、光石亜由美は「老教授の口から、息子を守るために行った隠ぺい工作の内容を聞き出すために持ち出されたのが、「精神病院」という脅しである。ここでは、「精神病院」とは牢獄と等しい「陰惨な人生の両極」というイメージが与えられている。」（14）と述べている。このように、二者の駆け引きには同時代における〈狂気〉の位置づけやイメージの利用がみられる。

さて、こうしたプロットの分水嶺としての対立点と一致点を支える〈狂気〉というトピックに関わり、精神鑑定が二度登場する。一度目は精神病一点張りの教授に対する「別に異状はないといふ専門家の意見」で、二度目は「ぐづぐ／＼してゐては」「ほんたうに精神の異状をきたされたらしい」ので入院させなければならぬという判

断で、判事は停滞した議論に精神鑑定を挿入することで進行を促がしている。その鑑定に根拠があれば確実な物的証拠を基礎として行われるという理念に準じたフェア・プレイの範疇にあるプロット進行であろう。

しかし、この二度の精神鑑定は判事の偽りと考えられる。前者において、「狂人」である息子の陳述の取り立てを証拠の捏造とする教授に対し、判事は一箇所を除いて息子の陳述は事実と合っていると、物的証拠と被告の陳述の「二つが合致してゐるのに、被告の精神状態を疑つてゐたりしてゐた日には、裁判はできませんからねえ」と述べている。被告の精神状態を疑っていないということは、精神状態が正常であるということではなく、実際はそもそも鑑定をしていないことを漏らしていると捉えられる。また後者においては、判事は「どうやら、あなたが仰有つたやうに、ほんたうに精神に異状をきたされたらしいのです」と言い、前者の「異状はない」という先行する専門家の意見を覆しているが、いつ何をもって覆したのか。無論、再度の精神鑑定があったと見るべきであるが、予審は密室の取調べであり（15）、加えてテキスト内でその情報を持ち込んだ第三者がそれまでに入室した記述はない。従って、その場で判事が捏造したと見るのが妥当であるし、もとより畏なのであるから、意図してなされていると考えられる。

このように分析すると、対話により物的証拠と証言の一致へと至る「近代」的な裁判の道程が、それを成立させるために二度に亘って虚偽の鑑定を持ち込んでいることが明らかになる。従って、本作において確実な物的証拠を基礎として行われる取調べのさらにその基礎には虚偽の（証拠）があり、捜査方法の科学性は国家の秩序を維持するために事後的に形成されているに過ぎないのである（16）。

### 三 司法に介入する精神医学

それでは、なぜ物的証拠や証言といった確たる事実を教授から引き出すために虚偽の精神鑑定が持ち込まれたのか。端的に言えば、精神鑑定は他の証拠と異なり解釈の問題であるため仮に虚偽であっても捏造であると発覚し難く、事後に拵えることができるからである。

精神鑑定の結果は鑑定者の判断に大きく依存し、その正当性は鑑定者自身に内在する。メディアの表現は鑑定の経緯だけでなく、無自覚にかそうした事態をも伝えている。一九二一年、予備陸軍二等主計正であった桐原集一が二人の男を謀殺したという事件があり、彼が「真実の気狂ひかそれとも偽せ気狂ひか」「事件が発覚してから

七箇年余裁判所始まつて以来の難罪人」として話題になった(17)。  
彼は「偽せ気狂ひ」とされ後に獄中死するのだが、記事の「要するに桐原集一の運命は一に杉田博士の犯行当時の彼の精神状態の鑑定によつて定まる事となるのである」という言は、被告の運命が鑑定人に大きく依存することを表明している。

この依存は、司法における精神医学の介入の経緯を参照するとより理解しやすい。一九〇七年に公布された新刑法の三九条において、「心神喪失者ノ行為ハ之ヲ罰セス 心神耗弱者ノ行為ハ其刑ヲ減輕ス」と、心神喪失と心神耗弱が区別された。その際これを峻別する主体として積極的に自己主張したのが、精神医学であつた。

従来刑法上、精神病者ニ関シテハ、唯ダ知覚精神喪失ニヨリテ、是非ノ判別ナキ者トイフニ過ギナカツタガ、新刑法ニアツテハ、心神喪失ト、心神耗弱ナル二個ノ区別ガデキタ。去ラバ、如何ナルモノヲ喪失トシ、如何ナルモノヲ耗弱ト言フベキ乎、勿論其レニハ、刑法学者ノ考モアラウガ、今日マデ別ニ一定ノ解釈アルヲ聞カナイ。縦シ之レヲ解釈スルトシテモ、實際精神障碍ノ状況ニ合セザレバ、之レヲ活用スルコト、殆ド不可能ニ属スルノデアル。故ニ、二者ノ説明ハ、必ズヤ精神病学者ヲ待ツテ、之レヲ決定シナケレバナラス。(18)

芹沢一也はこうした実情を「司法に組み込まれるべき知として、



しかも法の万全な運用を望むのであればそこに欠かすことのできない知として自らの価値を主張した」「精神医学の目的は犯罪の領分を侵食することによって、そこに狂気の領分を確保することにあつた」(19)と指摘している。

その動機のある種の不純さを糾弾しているのではない。ただ、精神医学は精神鑑定をして自らを司法制度の中に組み込ませたが、「精神病学者ヲ待ツテ、之レヲ決定シナケレバナラヌ」のならばその鑑定自体の正当性を外部から判定することができないということである。

こうした外部からの判定不可能性が付随するならば、それを司法の側が逆手にとつて利用することも可能である。作中における秩序維持のための精神鑑定の捏造と類似した精神鑑定が近代鑑定史上に指摘されている。制度としての精神鑑定について滝本シゲ子は、明治時代に形成された鑑定人制度は相馬事件が起こつた明治中期から注目を集め社会的に意識されるようになり、そうして形成された精神鑑定制度は明治末から大正・昭和にかけてその権力を充分に発揮しはじめる、と述べている(20)。また、井上章一は、天皇制と精神鑑定の相関を明治から昭和にいたる近代史にみる。新刑法公布後の一九一〇年〜二〇年代から不敬裁判において精神鑑定により反・皇室分子は〈狂人〉扱いをされだすが、それはあってはなら

ないことを異常だったことにしておかねばならないという機制であるとしている（21）。兵頭晶子も同様に、一九二一年に不敬罪などで一斉検挙された大本教について、精神鑑定を経て不敬的言辞を理性の不在に回収してしまう方が、天皇制の安泰につながる点を指摘し、理由や動機を一切問わずに刑罰を下すという法の制約を超えた暴力に手を貸すことが精神鑑定の究極的な役割なのではないだろうか、と述べる（22）。ゴールはすでに定まっており、精神鑑定は、そこに至るためのいわば合法化された超法規的手段として利用し得たのである。

こうした精神医学の法医学への導入経緯や井上の考証を踏まえた上で、滝本は精神科医（鑑定医）の社会的自律性という問題について、明治期の判決例および呉秀三の精神鑑定例（23）から次のように論じている。

明治後期の精神鑑定は、一方で精神医学が「輸入西洋医学」であることに基づく権威を持つと同時に、他方、精神鑑定が天皇制の下で政治的独立性・中立性を保つことが非常に困難であった検察および裁判所の判断材料の一つに過ぎないという緊張関係の中で、あるときは無条件の権威をもち、またあるときは恣意的に利用されてきたのである。（24）

精神鑑定の背後にある近代日本の政治体制がその後強化されてい

くことを考えれば、そうした権威性や恣意性は以降も保持されていたと考えられるだろう。

こうした性質は本作における精神鑑定についても見出せる。勿論、作中で精神鑑定は実際に行われていないが、判事の望むように結果が引き出せるという意味では、判事の罫は、やはりこうした精神鑑定の出自と運用にまつわるいかがわしさと不可分に結びついている。精神鑑定がブラックボックス化しているがゆえ、制度の運用者としての判事は任意にそれに形を与えることができる。要するに、本作における精神鑑定の背景には、司法の場において一定の地位を確保したい精神医学と、鑑定を利用して秩序を維持したい、司法と政治体制との共犯関係があるのである。真犯人は判明しているが一部の証拠の整合性をとり事件の全容を解明する、というゴールが正当であるがゆえに、捜査の後ろ暗い部分はそれとして印象を与えぬまま、「判事の眼にも教授の眼にも涙が浮か」び「宵闇の迫った室内にぱつと百燭の電燈がついて、客と主人との顔が急に明く浮び上」という象徴的な描写の中で物語は一見ハッピーエンドを迎える。しかし、検挙及び裁判が確実な物的証拠を基礎として行われるために虚偽の（証拠）を召喚し、完成された成文の法律が国家の秩序を維持していることを理想とするために、合法化された超法規的手段を取るという行為はテキストに確実に刻まれている。

#### 四 密室としての予審

戦後、一九四七年四月十八日公布の法律第七六号「日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律」において「第九条 予審は、これを行わない。」とされ、予審は廃止される。その主な理由としては、予審が非公開の手續であるために一九四七年五月施行の日本国憲法第八二条「裁判の公開」の規定に反するためであった（25）。また、取調べ結果を記載した予審調書が後の裁判の最も重要な証拠となるため、せつかく裁判を弾劾主義的（訴えをまつて裁判開始、検察側に立証責任）、また公開かつ口頭によるとしても、予審調書が最有力の証拠となるのなら、密室の予審で勝負がつき、公開・口頭の訴訟手続きもことばだけに終わってしまう（26）。

「例えば、証人の訊問に検察官及び被疑者を立ち会はせることも規定の上では、可能であるかも知れない。併し、それでは、今迄の予審とその性格を異にし、むしろ公判手続きと余り選ぶところがないものとなってしまうのではないか」（27）という廃止過程の議論からみえるのは、密室であることは許されないが、密室でなければ存在意義がないという、予審と密室との不可分性である。

そうした密室のもたらす取調べの不透明性が、精神鑑定を含む周

辺の情報から教授を遮断し、判事がそれらを一手に掌握し罨へと改変することを可能ならしめている。とすれば本作は、後に廃止の直接の原因となる予審の問題点をすでに孕んでいたと言える。

また、平林は「探偵小説の上乗のものだと考へるその条件」の第一として、「取り扱つてゐる事件が有り得る事件であり、犯罪や探偵の方法が実行し得るものであるといふこと」（28）としてリアリティを重視しているが、創作において看過されがちな予審制が現実の事件発生から裁判までの流れの中では重要な役割を果たしていることを、平林と創作デビュー年を同じくする山本禾太郎が、創作を目指す者に向けた啓蒙的な文章の中で次のように繰り返し強調している。

普通に本格探偵小説が扱つてゐるほどの事件であれば大概予審判事が出てくる。そして本格的な現場の捜査ははじまる。

(…)

予審の取調べは詳細を極める。警察や検事局の調べを更に調べ直すといった感じで、取調べが終ると予審判事は予審最終決定書を作成する。予審判事の判決書とも云ふべきものである。

かうして事件は裁判所に廻され公判開廷の段取りとなるので

ある<sup>ママ</sup>

さらに探偵小説における予審の密室性に触れて、山本は次のように

述べる。

言ふまでもなく検事調所や予審廷は公開されないから、これを傍聴することは出来ない。こんなことは言ふ必要もないのであるが、私は予審廷が公開の法廷となつてゐる探偵小説を読んだことがある。(…)その作品の価値は零となつて仕舞はなければならぬ。(29)

予審がリアリテイに反して公開の法廷として描かれやすい、という顛倒の背景には、探偵小説におけるフェア・プレイや民主性の意識が考えられよう。しかし、リアリテイの要請として密室としての予審、という実態を作品に取り込むならば、例えフェア・プレイを理念としようが、必然的に民主的な公開の法廷とは異なる様相を何がしかの形で帯びる。そうしたねじれが本作では表面的な公平性と裏面に窺えるいかがわしさを併存させているのである。

そもそも、「予審ニ於ケル取調ハ被告事件ヲ公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑アリヤ否ヤヲ決定スルヲ得ル程度ニ之ヲ止メ判決ノ基礎トナルヘキ一切ノ事項ニ付取調ヲ完成スヘキモノニ非ス」(30)とあるように、予審は性質上、詳しく一から一〇まで証拠を集めることを期待されていたのではなかった(31)。予審も捜査も実体的真実主義に立脚しているとされたが、以下にあるように、両者におけるその意味合いは異なっていた。

或る犯罪を誰が犯したか、捜査の対象となる者は固定されない、ともかく真犯人を発見するのが捜査官としての実体的真実主義の追求であると思うのですが、予審判事のすべき実体的真実つまり事案の真相の究明は、公判裁判所の場合と同じように現に起訴された当該の被告人だけが取調べの対象となり、その被告人が真犯人であるとの証拠が十分收拾され、事件を公判に付するに足るべき嫌疑の存在に付て、無罪の疑いを排除しうる程度の相当はつきりした確信が持てるかどうか。(32)

予審における真相の追究はすでに定まった対象をいかに処遇すべきかという決定を下すためなのであり、本作も証言や証拠の積み重ねによる科学的な捜査を担保とし「近代」という理念を目指しながら、同時にそれと対照的な「近代」という時代の限界が予審の制度的な限界を通じて垣間見える。その意味で、本作は司法における〈近代〉性を二重に孕んだテキストなのである。

予審改革を背景とした弁論という近代的体裁を表現するように判事と教授との対話を前景化しつつ取調べは進み、事件における物的証拠などの事実関係が論理的かつ徐々に追究される過程からは、本作の「近代的探偵小説」としての形式性が窺われる。しかし、これまで考察してきたように、予審は密室性が強く、精神鑑定は国家体制における秩序維持を名目に恣意的に用いることが可能だった

のであり、本作の判事はこれらの特性を生かし、対話の中で精神鑑定という罫を二度に亘って教授に対して仕掛けていく。教授は罪から逃れさせようと息子を精神病に仕立てるが、判事は精神鑑定によると異常はないとして訴えを斥け、調書完成に到る道筋の軌道修正を行う。それでも息子の無罪を主張し続ける教授に対し、調書作成を進行させるため判事は精神鑑定の結果、息子が精神病であるから精神病院に入院させなければならぬとして、強制的に進行を促し自白を引き出す。かくして、判事は教授にその恣意性を悟られることなく取調べを対等な弁論に見せかけ、調書の完成に必要なピースである死体移動とナイフの有無に関する証言を得ることに成功し、体制の秩序維持の一環として自らの狙いとする予審調書の矛盾ない完成を達成し、最後には涙ながらの和解さえ演出し両者の対等性を取り繕っている。このように、本作で表象される〈近代〉にはある種の暴力性が内蔵されており、目的がそれを正当化しているのである。

平林は法律を代表例として挙げ、暴力の相対性を指摘している。今日の文明国の人民はすべて法律をもつてゐる。否文明国の人民でなくとも、法律とは名づけられないまでも何等かの形に於いて、社会的強制の手段をもつてゐる。この強制の手段、この法律もその本質に於いては、ルソオの唱へたやうな社会的契



約ではなくて、一階級が他の階級を支配するための組織的暴力であることは、マルクス主義国家学者の認めるところである。

(…)

此の意味で新法律の制定は、多くの場合、支配階級の暴力を合法化することを意味する。(…)治安維持法のない時に、政府が秘密結社の巨頭を十年の禁錮若しくは刑に処したら、それは純然たる暴力行為であるが、この法律が發布された以後に於いては政府は司法官の手を通じて、合法的にその目的を達し得る。かやうに合法と非合法との差は間一髪の際どいものであつて、しかもその境界線は絶えず移動してゐるのである。(33)

続けて「合法と非合法との差が紙一重の差であり、暴力といふ言葉が全く相対的の意味しかもつてゐないといふこと」「何となれば支配者の暴力は同時に法律であり、正義であるからである」と述べる平林の観点からすれば、秩序を保持するために用いられる精神鑑定もまた合法的な暴力の一形態であろう。平林は、デビュー作において、探偵と犯罪者という一般的な構図ではなく、犯罪そのものを遠景化し法制度を操作しつつ思惑通りの調書を仕上げる判事と、無意識にそれに絡め取られる被疑者の父という、国家の体制の一部と一市民という構図を敢えて採用した。二者の弁論の内には精神鑑定の恣意的運用が含まれ、秩序維持という目的のための超法規的手段

の正当化という、体制による合法的暴力が暴き出されている。本作「予審調書」は、「近代的探偵小説」を形象化しつつ、その過程に精神鑑定による法的暴力性という近代の抱え持つ負の側面を織り込むことで、〈近代〉なる概念の複層性を示唆していると言えよう。

注

- 1 横井司「解題」『平林初之輔探偵小説選 I』論創社、二〇〇三年九月、三三五～三三六頁
- 2 谷口基『変格探偵小説入門——奇想の遺産』岩波書店、二〇一三年九月、一二五頁
- 3 平林初之輔「日本の近代的探偵小説——特に江戸川乱歩氏に就て」『新青年』六巻五号、一九二五年四月、一五六～一五七頁
- 4 菅本康之「探偵小説、群衆、マルクス主義——平林初之輔の探偵小説論——」『日本近代文学』五九号、一九九八年一〇月、七五頁
- 5 ハワード・ヘイクラフト著・林峻一郎訳『娯楽としての殺人——探偵小説・成長とその時代——』国書刊行会、一九九二年三月、三五二頁
- 6 小野清一郎『法学評論』上、弘文堂書房、一九三八年七月、二八一～二八二頁

- 7 平林初之輔「探偵小説壇の諸傾向」『新青年』七卷三号、一九二六年二月新春増刊、五〇頁
- 8 谷口基前掲書、一二五頁
- 9 小田中聰樹『刑事訴訟法の歴史的 analysis』日本評論社、一九七六年一月、二七・二九頁
- 10 『朝日新聞』一九二二年六月一日朝、五頁
- 11 『朝日新聞』一九二三年一月七日朝、五頁
- 12 本章における「予審調書」本文の引用は探偵趣味の会編『創作探偵小説集 1925年版』（春陽堂、一九二六年二月）に拠る。
- 13 夢野久作「ドグラ・マグラ」西原和海・川崎賢子・沢田安史・谷口基編『定本 夢野久作全集4』国書刊行会、二〇一八年四月、一五一頁
- 14 光石亜由美「大正期の〈精神病院〉文学」『敍説 III』七号、二〇一一年九月、二八頁
- 15 「予審」伊藤正己ほか編『国民法律百科大辞典』ぎょうせい、一九八四年九月、四七五頁
- 16 菅本康之は前掲論文にてステファアーノ・ターニの「反・探偵小説」に拠り、平林の「犠牲者」（『新青年』七卷六号、一九二六年五月）「人造人間」（『新青年』九卷五号、一九二八年四月）「或る探訪記者の話」（『新青年』一〇卷一四号、一九二九年一月）

にみられる解決の決定不可能性から、平林の創作が自身の要求していた探偵小説とは異なっていることを指摘している。

皮肉なことに、平林は自らの探偵小説論を自分の探偵小説で反故にしていたのである。

(…)

そこには、彼が探偵小説論で主張したような「合理」の勝利などどこにも見当たらない。むしろ、探偵小説の「解決」は決定不可能なものとして提示され、「科学」は戯画化されている。(八一〜八二頁)

17 「裁判官を挺摺らす疑問の囚徒桐原集一の狂気振り」『読売新聞』一九二一年六月二日朝、五頁・同三日朝、五頁

18 吳秀三「精神病者ト新刑法」『刑事法評林』一卷二号、一九〇九年一〇月、引用は『吳秀三著作集 第二卷／精神病学篇』一九八二年一二月、四一三頁

19 芹沢一也『へ法』から解放される権力 犯罪、狂気、貧困、そして大正デモクラシー』新曜社、二〇〇一年九月、一〇八・一一六頁

20 滝本シゲ子『刑事司法精神鑑定の研究 日本における制度の生成と展開』大阪大学、二〇一一年三月、博士論文、一三二〜一三三頁

- 21 井上章一『狂気と王権』紀伊国屋書店、一九九五年五月、九五  
〜九七頁
- 22 兵頭晶子「憑依が精神病にされるとき」川村邦光編『憑依の近  
代とポリテイクス』青弓社、二〇〇七年二月、一〇八〜一〇九頁
- 23 呉の精神鑑定例については『精神病鑑定例』第一集〜第四集（吐  
鳳堂、一九〇三年四月〜一九〇九年一〇月）に詳しい。
- 24 滝本シゲ子前掲論文、一三二〜一三三頁
- 25 「日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法  
律の解説（昭和二二年三月二四〜二八日）」井上正仁・渡辺咲子・  
田中開編『日本立法資料全集127 刑事訴訟法制定資料全集  
——昭和刑事訴訟法編(7)』信山社出版、二〇一四年五月、五一七  
頁
- 26 「予審」前掲『国民法律百科大辞典』四七五頁
- 27 注25に同じ
- 28 平林初之輔「私の要求する探偵小説」『新青年』五卷一〇号、  
一九二四年八月夏季増刊、二七四頁
- 29 山本禾太郎「探偵読本(一) 犯罪から裁判まで」『ぷろふいる』  
四卷二号、一九三六年二月、九〇〜九二頁
- 30 板倉松太郎、中尾芳助『刑事訴訟法指帰』清水書店、一九二六  
年一〇月、五四三〜五四四頁

- 31 天野武一・伊藤栄樹・兼平慶之助・勝尾鍔三・坂本建之助・内藤頼博・原秀男・樋口勝・藤林益三・吉江知養「座談会 予審制度について」『法の支配』七卷五九号、一九八四年七月、六一頁
- 32 同右、六五頁
- 33 平林初之輔「現代暴力論」『中央公論』四四卷五号、一九二九年五月、四一〜四二頁

## 第六章 自白の追求という〈狂気〉

### ——小酒井不木「三つの痣」論——

小酒井は医学者としての知識を駆使した数多くの探偵小説をものしたことで知られ、本作「三つの痣」〔『大衆文芸』一卷二号、一九二六年二月〕もそうした一短編である。「サヂズムの心」を持つ法医学者B氏が、容疑者の自白を促すための方法として目の前で死体解剖をし小腸に化学的処理を行い蠕動させる腸管拷問法を考案するが、それでも自白を拒む容疑者が現れたため、B氏はその容疑者の顔にあるものと同様の痣を死体から取り出した胎児に描き見せ発狂させるに至るが、容疑者がB氏を殴打し出来た痣が消えずに残り、腸管拷問法は中止される、という内容である。序章第一節にて述べた通り小酒井はそのグロテスクな描写から江戸川乱歩・横溝正史・城昌幸とともに平林初之輔によって「不健全派」とレッテルを貼られ、戦後に至っても、その残酷さが作風の大きな特徴と見なされ本作もその範疇にあるとされてきた。

人間的な苦悩と無関係に通俗的な意匠として残酷さが強調されるとき、氏の作品に一種の生理的不快感を感じるのもやむを得ない。(…)容疑者に自白させるため目前で死体を解剖し、その小腸を動かして見せる「三つの痣」などは残酷さが美に昇華せ

ず単にグロテスクな小道具にとどまっているに過ぎないのである。(1)

しかし近年では、谷口基が本作を「自己の歪んだ性的嗜好(「サヂズム」)を犯罪捜査上の社会正義を隠れ蓑として満たしてきた法医学者の回想」とし「医師⇨聖職者という幻想を微塵に砕き、同時に近代主義の悪しき「科学信仰」への警鐘を激しく打ち鳴らした」と評価している。

社会正義の名を借りて自己の嗜虐性を満足させていた法医学者が、彼のいわゆる「法医学的拷問」を用いて一人の犯罪容疑者を発狂せしめた代償として、その額に一生消えない刻印を押された「三つの痣」の終幕を想起されたい。これは一見「天罰」であり、その背後にある因果の法則に戦いた医師は、「この残された二つの痣が消えるまで、私の考案した法医学的拷問法を中止することに致しました」という決意に至る。つまり、近代社会の弊害たる科学的拷問を根絶せしめるべく「複雑な必然」が、こうしたストーリーを用意したとの解釈が読者に示されているのである。よりよいかたちの科学の進歩、近代社会の発展を祈る心を行間に潜めて。有理の怪奇を描く不木の動機にも、こうした「健全さ」は瞭然としているようだ。(2)

確かに作中の拷問を倫理なき科学の暴走と捉えそれに対する批



評性を見出すこともできるが、拷問そのものの性質のみならず拷問を行う法医学者B氏とその被害者となる容疑者たちとの関係性や、それを取り巻く法制度という環境をも視野に収めた上で、改めて近代への批評性を捉え直すことができるのではないだろうか。そこで本章では、作品が対象化した近代性を「科学」という視点ではなく、司法において実践される自白の強要や見込み捜査という制度面を視座に検討する。またそれらが自白を追求するB氏の体現する残酷さ・グロテスクさによってパロディとして表現されていると考え、その中で、B氏の執拗かつ残忍な自白の追求が作中で比喩的に「狂気」として捉えられていることを指摘する。さらに、小酒井自身の捜査方法への関心や探偵小説観といった問題意識との関連についても論じてゆく。

まずは、本作プロット上でのB氏による自白の追求過程を整理し、近代化以降の法制度上の捜査における自白の位置づけを確認した上で、本作における自白の追求を同時代的傾向として把握する。次に、作中でB氏によって言及されるサード・デグリーやグロース、ミュンスタールベルヒの心理学的探偵法とB氏の試行する拷問法を比較し、その方法的意義を探る。さらに、B氏の語りにおける容疑者と犯人の混同や容疑者の骨相・人相への着目を、同時代の見込捜査と比較する。そして、痣を持つことから犯人と見なされた容疑者

からB氏に付けられた痣を一種の烙印ステイグマとして解釈し、最後に、不木の探偵小説観から本作を改めて捉え直す。

#### 一 欲望される自白

まず、以下に本作のプロットを俯瞰する。

① B氏、痣の由来として、法医学者となる動機となったサヂズム的な心を告白する。

② 法医学的鑑定が行われても、直接証拠がない場合自白がなければ犯人と断定できないことに焦燥する。

③ そこで、自白を促す方法を考える。

④ サード・デグリーのような精神的拷問を考えるが、それは避くべきとされている。

⑤ グロースやミュンスターベルヒの考案した心理試験も拷問なので望ましくないとされている。

⑥ 第一に、被害者の死体を容疑者に見せる方法。反応があっても、自白につながるがない。

⑦ 第二に、容疑者の目の前で死体解剖を行う方法。白状しない者もある。

⑧ 第三に、腸管拷問法。痣を持つ白状しない男がいたので、死体か

ら取り出した胎児の顔に痣を描いて見せる。

⑨ 男は発狂し、B氏は男に殴打された痣が顔に残る。

⑩ B氏の痣は三年を経ても消えず、消えるまで腸管拷問法を中止することにする。

以上から理解できるように、「自白」は本作においてプロットを一貫するキーワードであり、法医学者B氏による、拷問によらず自白を促す方法の模索がプロットの中にある。

B氏は小さい時分からサヂズムの心を自覚しており、一方では殺人者に対して憎悪の念を抱き苦しめてやりたいという衝動にかられていた。こうした自身の心理を満足させるために法医学者となり、犯罪捜査に関わるに至った。

ところが、御承知のとほり、たとひ、どんなに完全に殺人死体の法医学的鑑定が行はれ、なほ又、極めて有力な犯人容疑者が逮捕されても、所謂、直接証拠のない場合には、その容疑者が自白しない限り、彼を罰することが出来ないのであります。

(…) 殺人犯人を、何とかして一刻も早く官憲の手に逮捕させたいといふ欲望を打ち消すことが出来ませんでした。ことに有力な容疑者があげられた時は、一刻も早く、彼を白状せしめたものだ、人知れず、焦燥の念に駆られるのでした。(本文一

八一〜一八二頁)(3)

B氏が右の如く語るように、容疑者を逮捕し犯人として罰する際に、直接証拠のない場合には自白が必要である。だがそれは裏を返せば、直接証拠がなくとも自白さえあれば有罪とし得るということになる。ゆえにB氏の犯人逮捕への欲望は自白への欲望へと転化するのである。

ここでB氏の欲望を支える右のロジックを理解するために、近代日本の法制史における拷問と自白の位置を確認しておく。明治政府樹立後の一八六八年、江戸時代の拷問制度を引き継ぎ施用の例外、濫用に関して規定した「假刑律」が制定される。そして同七〇年制定の「新律綱領」「獄具図」では拷問の詳細な規定がなされ、同七三年制定の「改定律例」第三一八条には「凡罪ヲ断スルハ口述結案ニ依ル」とあり、拷問を前提にした自白中心主義の宣言がなされた。同年の「断獄則例」第一四〇一七則では拷問方法が詳細に規定される。しかし、同七五年に司法省顧問として来日していたボアソナードが政府に建白書を提出したことがきっかけとなり同七六年の太政官布告第八六号で「改定律例」は改正され、第三一八条「凡ソ罪ヲ断スルハ証ニ依ル」と改正された。ただしこれは、自白以外の他の証拠でも有罪にし得るとしただけで、直接的な拷問廃止の宣言ではなかった。同七九年の太政官布告第四二号で「拷訊ハ無用ニ属シ候」とされ、拷問は法制上正式に消えることとなる。以降、同八〇

年制定の「治罪法」第一五〇条で「予審判事ハ被告人ヲシテ其罪ヲ白状セシムル為メ恐嚇又ハ詐言ヲ用フ可カラス」とされ、同条は同九〇年制定の「刑事訴訟法」（旧々刑訴法）第九四条においても踏襲される。一九〇七年制定の「刑法」第一九五条では「裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行フニ当リ刑事被告人其他ノ者ニ対シ暴行又ハ陵虐ノ行為ヲ為シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」、同二二年制定の「改正刑事訴訟法」（旧刑訴法）第一三五条では「被告人ニ対シテハ丁寧深切ヲ旨トシ其ノ利益トナルヘキ事実ヲ陳述スル機会ヲ与フヘシ」と、自白の強要とそれに伴う拷問は処罰の対象とされる（4）。本作の発表された一九二六年は、法制度史の上でこのような位置にある。

しかしながら、「日本国憲法」三八条二項（一九四七年五月三日施行）において「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない」と保障される以前の戦前期日本において、実際には自白の強要や拷問が行われていたのであり、先に見てきた法制上の条文は空文に過ぎず捜査の実態とは著しく乖離していた。田宮裕は「自白の強要が完全に絶滅したわけではなく、その後（旧刑訴法制定後・引用者注）日本が国家主義的な政治体制を強めるにしたがい、とくに思想事件において、捜査の段階で、人権蹂躪的な苛酷な取調べが横

行したのは、むしろ公知の事実である」(5)と述べ、また警視庁鑑識課長・景山二郎が「刑事訴訟法が違つて来たので、昔なら疑わしい奴を引張つてきて白状するまで入れておく、警察官のところ自首すればそれだけで判決までいつて、死刑でも無期懲役でもやれた。ところが現在では自首だけだと証拠になりませんし、公判廷で必ず自首を覆すだろう。こういう前提になる訳です」(6)と戦前戦後の相違を示していることから理解できる。

本作発表と同時代の新聞見出しを俯瞰しても、「放火犯人つひに自首」(『朝日新聞』一九二五年七月二四日夕、二頁)「札幌の怪犯人遂に自首」(同紙、同年一月三日朝、七頁)「豆腐屋斬り遂に自首す」(同紙、同年一月一日夕、一頁)「留置中の河野つひに自首す」(同紙、一九二六年二月六日朝、七頁)などと連日見受けられる自首に関する記事には「遂に」という語が加えられていることで、自首が取調べの着地点であることが強調されている。こうした拷問と自首をめぐる法制上の制限と実態における濫用という乖離を映し出すように、B氏は、表面上は拷問とされない、苛烈な自首の強要方法を模索するのである。

私は直接証拠の出ない場合に、何とかして、いはゞ法医学的に、犯人の自首を促がす方法はないものかと頻りに考へるやうになりました。

(…)

現今の犯罪学者は、口を揃へて、拷問といふことを排斥して居ります。たとひそれが精神的拷問であつても、やはり絶対に避くべきものであると論じて居ります。尤も、拷問といふことは、無辜のものを有罪とし、有罪のものを無辜にするからいけないといふのが主要な論拠でありまして、(…)若し容疑者が眞犯人であつたならば、大に精神的苦痛を与へてやらねばならぬと私は考へたのであります。(本文一八二頁)

## 二 先行する犯人識別法

そして、B氏は拷問によらない新たな自白の強要方法を模索する中で、実在の新案探偵法に言及する。

先年物故したニューヨーク警察の名探偵バーンスは、かやうな場合、犯人の急所を突くやうな訊問をして、いはゞ一種の精神的拷問を行ひ、巧みに犯人を自白せしめる方法を工夫し、所謂「サード・デグリー」と称して、今でもアメリカの警察では頻りに行はれて居りますが、(本文一八二頁)

B氏はこのサード・デグリーに非常な興味を抱き、法医学の立場から同じような方法を工夫して容疑者に苦痛と恐怖を与え、自白を

得たいと考えるのである。このサード・デグリーは国内外の探偵小説において新たな探偵法として注目されていた。G・K・チェスタトンのブラウン神父シリーズ「機械のあやまち」(一九一三年)では「二人の話題は裁判のことに移った。反対尋問ではどのくらい尋問者に自由を許すべきかという問題からしだいにそれでローマ時代と中世における拷問へ、そこからさらにフランスの予審判事の問題およびアメリカの拷問へとんでいった」(7)と拷問の系譜上で言及され、他にもS・S・ヴァン・ダイン「グリーン家殺人事件」(一九二八年)、エラリー・クイーン「エジプト十字架の謎」(一九三二年)、「ドグラ・マグラ」(一九三五年)などにその名が登場する。また、グロース、ミュンスタールベルヒの心理試験も言及される。

尤も、拷問といふことは、無辜のものを有罪とし、有罪のもの  
を無辜にするからいけないといふのが主要な論拠でありまし  
て、従つて、グロースやミュンスタールベルヒの考案した心理試  
験をも、拷問と同じだからいけないと批評して居りますが、若  
し容疑者が真犯人であつたならば、大に精神的苦痛を与へてや  
らねばならぬと私は考へたのであります。(本文一八二頁)

小酒井には本作発表以前にミュンスタールベルヒの心理学的探偵  
法に関する論考「心理学的探偵法」があり、「ミュンスタールベルグ博  
士は、この(実験心理学の・引用者注)方面の研究の結果、犯人が



自白しない場合、実験心理学的方法によつて、犯人の隠して居る觀念を知ることが出来ることを証明し、所謂心理学的探偵法の一種を提唱したのである」(8)と紹介している。後に江戸川乱歩は「心理試験」(『新青年』六卷三号、一九二五年二月)においてこの探偵法に言及し、容疑者に心理試験を行うという形でプロットに取り入れている。

このように、アメリカで現実に利用されていたとされるサード・デグリーやグロース、ミュンスターベルヒの心理試験といった肉体的拷問によらぬ探偵法については、本作のみならず国内外の探偵小説が敏感に反応し、作中で言及し、プロットに採用した。拷問によらぬ自白への欲望はB氏のみならず、現実と虚構を横断し同時代の捜査体制と探偵小説文壇との間に新たな探偵法の希求として共有されていたのである。

しかしながら、こうした新たな探偵法はブラウン神父が相棒・フランボウとの会話の中で拷問の一種として議題にしたように、非人道的方法としても認識されていた。小酒井においても同様で、「ミュンスターベルグの提唱した方法は古来行はれた拷問に代るべく考案せられたものであるが、之によつて判断さるゝ結果は、拷問と等しく、無辜のものを罪に陥れ有罪者を逸するやうなこともある」とするデ・キロス著「晩近の犯罪学説」の紹介(9)は、先に引用し

たB氏の言と重なる。

また、小酒井作品には様々な新案探偵法が登場する。自身がデビュー作とする「呪はれの家」(『女性』七巻四号、一九二五年四月)では名探偵である警視庁警部・霧原庄三郎をして「アメリカの各警察では、証拠の不十分なときに犯人を恐れ入らせる最良の方法として採用されて居るけれども、僕はどうしても、『サード・デグリー』を行ふ気にはならない。そんな残酷な方法は用ひないでも、極めて穩かに訊問して、最後に一言だけ言へば犯人は必ず自白するものだ」とサード・デグリーを精神的拷問として批判せしめ、より洗練された「特等訊問法」を登場させている。そして、「新案探偵法」(『大衆文芸』一卷一〇号、一九二六年一〇月)では犬の嗅覚を応用した条件反射による探偵法が登場し、「ミュンスターベルヒやグロースの案出した心理試験よりも遙かに有効である」とされる。「網膜現像」(『キング』五巻四号、一九二九年四月)では「人間の眼の網膜を写真の乾板のやうに現像する」犯人搜索法が登場する。ただし、シリーズ化された探偵・霧原の特徴づけのために用いられた特等訊問法を除けば、これら新案探偵法はいずれも失敗ないし実現不可能に終わる。このように、同時代に広く共有された新たな探偵法の希求は小酒井の作品群においては、たとえ虚構の上であつても非実践的な存在として主に位置づけられていた。

自白への欲望から生じた様々な探偵法は、無辜のものを有罪とし、有罪のものを無辜にする精神的拷問に過ぎない、という限界が、犯罪学研究に通暁する小酒井には認識されていたのである。

### 三 B氏による方法の模索——腸管拷問法へ

第一の方法として、B氏は殺された死体を直接容疑者に見せ、その容疑者に起こる生理的変化を観察する。死体を見つめさせることが真犯人にのみ恐怖を感じさせ、無辜のものを有罪にすることなく自白を促せると考えたのである。ところが、容疑者は反応を示しても自白する者はなく、功を奏さない。

ことに有力な容疑者が二人ある場合には、明かに真犯人を区別することが出来ました。けれど、反応が明かにあらはれただけでは、それをもつて直接証拠とすることが出来ず、やはり自白を待たねば罪を決定することが出来ません。ところが私の予期に反して、死体を見せただけで自白した真犯人は一人もありませんでした。更に又、頗る物足らなかつたのは、真犯人であり乍ら、死体を見ても心臓運動や呼吸運動に少しの変化もあらはれぬものゝあつたことです。(本文一八四頁)

そこでB氏は第二の方法として、容疑者の眼の前で死体解剖を行

って見せる。二、三の容疑者を白状させることは出来たが、反応しない者もある。

ところが、頑固な犯人たちは、どんな惨酷な解剖の有様を見せつけられてもびくともせず、中には気味の悪い笑を洩して、さもさも、被害者の解剖されるのを喜ぶかのやうな表情をするものさへありました。(本文一八五頁)

この第一・第二の方法の失敗を振り返るB氏の論理は奇妙である。言うまでもないが、容疑者とは嫌疑をかけられている者であり、犯人とは犯罪を行った者である。そしてB氏は容疑者が犯人であるのか否かを判断する、真犯人を区別するための方法を模索していたはずである。しかし、容疑者が自白しないという事態を、B氏は「真犯人であり乍ら」「少しの変化もあらわれぬ」「頑固な犯人たちは」「びくともせず」と、容疑者即ち犯人であると混同している。犯人であるはずの容疑者が犯人であると認めないゆえに方法が失敗である、というのは顛倒した論理である。

こうした容疑者と犯人をめぐる論理の顛倒が同時代の捜査の反映であることは、当時のメディアを眺めると首肯できよう。「十年前の継子が敵討の子殺しとにらんで捕まへた田舎廻りの壮士役者警察の調べに自白せず」(『朝日新聞』一九二五年八月八日朝、七頁)「犯行当夜の怪しい行動 豆腐屋斬り嫌疑者は 自白を待つばかり

り」(同紙、一九二五年二月一日朝、一一頁)「警視庁に移されてもほとんど口を開かず 兎に角固い信念の伊藤徳邦 自白しても金の回収は望まない 持逃俸給依然迷宮に」(同紙、一九二六年一月二六日朝、七頁)などの見出しから理解できるように、犯人であるか否かは自白によるのではなく事前に決定されているように表現され、「にらんで捕まへた」容疑者が自白しないという状態は、捜査体制によって既に定められた自白に至る通過点に過ぎないことが露呈しているのである。刑法学者・大場茂馬の「酷吏の所謂犯罪者とは、其悪事ありと見込み、又罪を犯したりと睨みたるものを言ふなるべし、其見込み其睨みたるものが、其思ふ儘に陳述せざる時は、強情なる犯罪者なりと為すものなり」(10)という批判は当を得ていよう。

さて、B氏は熟考の結果、遂に第三の方法を案出する。犯人の眼の前で死体を解剖し、その小腸を切り出して蠕動させるといふ腸管拷問法である。B氏はこの方法によって頑固な犯人を数人白状させることに成功する。「恋の遺恨で、朋輩を殺した電気会社の職工」は腸管拷問法を受けると、笑いとも恐怖とも、何とも判断のつきかねる声を発したかと思うと、見る見るうちに顔色を土のようにして言葉を発するや否や、その罪状を逐一白状する。またある時には、「老婆を惨殺した、四十五六の、眼の凹んだ観骨の著しく出張った男」

は腸の入ったガラス器めがけて突きかかり、倒れて後頭部で腸管を  
押し砕き、およそ二時間あまりは、息を吹き返さず、後に犯人であ  
ることを自白する。

ここで着目すべきは「眼の凹んだ観骨の著しく出張った男」とい  
う描写である。第二章第二節で論じたように、イタリアの犯罪人類  
学者で国内外探偵小説界にも広く影響を与えたロンブローゾは生  
まれながら犯罪の素因を有する者の存在を想定する生来性犯罪者  
説を唱えた。そして彼の想定する生来性犯罪者の特徴の内には「眼  
窠弓と観骨の発達」がある（11）。B氏は後に登場する痣を持った  
容疑者に対しても肉体的異常を持つものとして犯罪性を指摘して  
おり、この「眼の凹んだ観骨の著しく出張った男」も生来性犯罪者  
の骨相に一致することから、犯人であると始めから見込んでいたと  
考えられる。

小酒井自身は数多くの論考で犯罪人類学に触れており、金子明雄  
が指摘するように先天性犯罪者説を受け入れていた面があるが  
（12）、他方で「ロンブローゾ一派の学者は、犯罪者を生れつき一  
種特別な種類に属する人間として分類したが、最早その説は絶対に  
正しいものではなく、周囲の事情状況はよく普通人をして犯罪者た  
らしむるものである」（13）と後天的な環境によって犯罪が生まれ  
る可能性も示唆し、「何れにしても総ての犯罪者が必ず一定の人相

をして居るとは限られて居ないのであつて、少なくとも現代の科学の力では人相に依つて決定的に犯罪者であるか否かを定めることは出来ないのである」(14)と懐疑的な考えも持ち合わせていた。海外の判例について「真犯人ならざる者が、冤罪に処せられて断頭台の露と消えるに至つては、実に容易ならぬ不祥事である。ところが、不幸にして従来、その例は決して少くなかつた」(15)とする小酒井にとつて、外見によつて予め犯人であると見込まれた容疑者が腸管拷問法によつて自白に至る、という事態は、ロンブローゾ説を引き合いにした冤罪への批判性を含んだ虚偽自白の描写であると言えよう。たとえ肉体的な拷問でなくとも、その内実がさして変わるところのない精神的拷問によつて、虚偽自白は生成され得る(16)。電気会社の職工と眼の凹んだ観骨の著しく出張つた男が腸管拷問法を受けた際の凄惨かつグロテスクな描写から、彼らの受けた激しい心理的圧力を読み取るのは容易である。従つて、腸管拷問法による自白の強要は、現実の取調べにおける警察から被疑者への心理的圧力の比喩として解釈できよう。

私の考案した「腸管拷問法」は、犯人でないものには何の苦痛も与へません。始めから終り迄沈黙の裡に事を行ふのですから、人体解剖を見馴れぬ人には、多少の刺戟を与へるかも知れませんが、多くの場合、十中八九まで真犯人らしいと思はれる

者に対して行はれるのですから、精神的拷問法としては、先ず  
／＼理想に近いものだと思ひました。（本文一九〇頁）

犯人特定の方法を模索する中で容疑者と犯人を混同してゆくがゆえに、B氏は、第三の方法として考案した腸管拷問法も犯人でない者に苦痛を与える（サード・デグリー）に異ならないことに気付かない。本作は、犯罪人類学における犯罪者の骨相を容疑者の描写に敢えて用いることで犯人断定の恣意性を象徴化し、腸管拷問法を虚偽自白を生む心理的圧力として描いているのである。拷問と変わらぬ方法に着地するB氏の一連の追究は、法制度上禁じられながらも暴力的に自白を引き出していた官憲による見込み捜査の戯画として解釈できよう。

#### 四 〈狂気〉の烙印<sup>スタンプ</sup>

B氏は理想的と思えた腸管拷問法に対して全く反応しない容疑者に遭遇する。彼の左頬には先天的に出来たらしい大きな痣があり、B氏はこれを犯罪性の徴と見なす。

御承知のとほり、身体に何等かの肉体的異常を持つものは、男でも女でも幼い時分から一種のひがみを持ち、だん／＼犯罪性を増して行くもので、極端になると、殺人狂になります。



(本文一九一頁)

私は男の顔を見て、これは容易ならぬ敵だと思ひました。毒蛾のような痣が彼の顔をして一層兇悪の表情を帯びしめて居りました。(同一九五頁)

この痣の男もまたこれまでの容疑者と同様に、予め犯人と見なされている。B氏におけるその根拠はやはり、先の「眼の凹んだ観骨の著しく出張った男」と同様に肉体的特徴であり、その犯罪人類学的視点が人口に膾炙していることは「御承知のとほり」という語から窺えよう。

痣の男は、犯行現場で同じ着物を着て同じ痣を持つ男が目撃されているものの直接証拠はない。そこでB氏は、妊娠中であつた被害者女性の遺体を解剖し胎児を取り出し、密かにコールドールで男の痣と同じ位置に痣を描き、男に見せる。すると男はB氏に殴りかかり、その拳が左頬に当たるとB氏は人事不省に陥り、倒れる。

男はそのまゝ発狂して、今は精神病院に居ります。然し彼は遂に女殺しの犯人であることを自白しませんでした。コールドールで出来た痣は、無論胎児と共に消滅しましたが、私の痣はその後消えませんが、無論男の痣も消える筈はありません。で、私はこの残された二つの痣が消えるまで、私の考案した法医学的拷問法を中止することに致しました。(本文二〇〇頁)

男の痣を犯罪性、ひいては殺人狂になる危険性の表徴として見なしたB氏が、その男によって同じ箇所消えない痣を付けられる。ここでB氏——及び彼に象徴化された同時代の取調べ——に捺し返された痣は、むしろ自白の強要をエスカレートした末に証拠の捏造に至り、容疑者を発狂に追い込むB氏にこそ犯罪性や殺人狂になる危険性があるのだとする（狂気）の烙印ステイクマであると言えよう。冒頭にて次のようにB氏の痣の由来を語るといふ目的で語りが始まることを勘案すれば、この痣の意味が本作の主題として設定されていると理解できる。

私のこの左の頬にある痣の由来を話せといふのですか。御話し致しませう。いかにもあなたの推定されたとほり、生れつきに出来た痣ではなくて、後天的に、いはゞ人工的に作られたもの（…）もう三年になりますけれど、少しも薄らいで行きません。（本文一七八頁）

小酒井は当時の警察捜査について「見込捜査の時代から、科学的捜査に移った現代に於ては、犯罪の科学的研究は、時には遺憾なき程度に行はれて居るけれども、犯人をして自白せしむる方法に至つては、見込捜査時代とあまり変らぬ方法が応用されて居るだけである」と述べている。

時には無辜のものが、苦痛に堪へ兼ねて、犯さぬ罪を白状する

ことがあると同時に、真犯人であり乍ら、たつひ苦痛のために死に至るもなほ且無罪を主張してやまぬことがあるので、現今では何れの国にあつても拷問は禁ぜられて居るのである。が、それにも拘はず時には警察で拷問に類似したことが行はれて、世間から非難さるゝことは読者のよく知つて居らるゝ所である。

(17)

この小酒井の指弾する見込捜査こそB氏における容疑者と犯人の混同であり、拷問に類似したことこそ腸管拷問法に至る自白の強要方法である。従つて、犯人を予め見込み、圧力をかけ自白を強要する官憲の捜査に対し一種の〈狂気〉を見出す批評的テキストとして本作を定位できよう。

このような、B氏が男の痣を負の徴(18)とみたのに対して痣の男からB氏へ痣を負の徴として擦り返す、という二者の反響的構造は、作品の語りに関してもみられる。痣の由来を語るに当たつてB氏はまず自らのサヂズムを吐露する。「一口にいへば、私が法医学を選んだのは、私のサヂズムの心を満足せしめる為だったのです」と私的な欲望から過酷な取調べを行つてきた(19)ことを告白し、「いや、厳密にいへば、殺人を果して彼が行つたかどうかさへわからぬのですが」と語りの現在においては痣の男の犯行への確信は揺らぎ、法医学的拷問法を中止するに至る。そしてこの痣を拵えてか

らは、不思議にもB氏のサヂズムは薄らいでいった、という。サヂズムという欲望を満たすための拷問という自らの罪を告白し、痣と  
いう烙印ステイクマを捺され拷問法を中止し罪を贖うことによつて自らのサヂズムが薄らぎ矯正されてゆく。このように語りの現在においてB氏は更生段階にあると捉えれば、これまで容疑者に対し自白を強要し罪を引き受けさせてきたという要求を、まさに自らが背負わされているのである。

##### 五 小酒井不木の探偵小説観

以上、検討してきたように、本作「三つの痣」における見込捜査、自白の強要という同時代の官憲の捜査方法への批判というモチーフが明らかになった。そして、こうした批判的視点は小酒井の探偵小説観と関連している。

始めに触れたように、小酒井作品は作者の医学的な専門知識を駆使したものが多く、それを裏返すと、余りにも科学的、解剖学的に人間を見る残酷な視点に通じ（20）、残酷さ・グロテスクさに僻する嫌いがあるとしばしば指摘されてきた。小酒井自身も「そもそも『恐怖を喜ぶ心』と『謎を解きたがる心』とは人間の本性から切り離すことの出来ぬものである」と言い、謎解きの快と併存する恐

怖を喜ぶ読者心理に応ずるものとしてそうした作風を提供している観がある。しかし一方で、「探偵小説はその技巧の関係からして、さし当りこれ等の心を満足させてくれるために、多くの人々に好まれるのである。内容よりも先に技巧そのものが人々の心を引きつけるために、探偵小説家も技巧のみに力を注がうとする傾向があつた」と、それらの読者心理に対応するための技巧と内容を峻別し、技巧への偏重を反省し、探偵小説は、技巧に重きが置かれているために、探偵小説の本来の目的は技巧の点だけに存在するものと誤解されやすいがそれは「大きな誤り」だと述べている。それでは小酒井にとって探偵小説のあるべき姿とはどのようなものか。「探偵小説は芸術である。人間を歎ばせ向上させ、文明批評を加へて社会改造の実を挙げるものでなければ真の探偵小説とはいはれない」（21）と小酒井は言う。従つて、「三つの痣」における官憲の捜査方法への批判とは、文明批評を加えて社会改造の実を挙げる、という小酒井の理想に即しているのであり、同時に残酷さ・グロテスクさにばかり目を向ける評価は、小酒井が技巧として恐怖を喜ぶ読者心理に供した、本来の目的でない一面に過ぎない。

平林によつて「不健全派」とレッテルを貼られた一九二六年二月というまさにその時期に、小酒井は「三つの痣」を発表し不健全な描写を通じて、〈狂気〉ともみえる官憲の捜査の不健全性への批評を

試みていたのである。

注

- 1 権田萬治「解剖台上のロマンチズム」小酒井不木論』『幻影城』一卷一二号、一九七〇年十二月、一六頁
- 2 谷口基『変格探偵小説入門——奇想の遺産』岩波書店、二〇一三年九月、一三八〜一三九頁
- 3 本章における「三つの痣」本文の引用は『小酒井不木全集』（以降『不木全集』）（第三卷、改造社、一九二九年五月）に拠る。
- 4 以上の近代日本の法制史に関しては、明治期の各『法令全書』（内閣官報局）、山中俊夫「明治初期拷問制度とボアソナード」（『同志社法学』一九卷四号、一九六八年二月）、田宮裕「被告人の地位とその自白」（『立教法学』四三号、一九九六年二月）を参考にした。
- 5 田宮裕前掲論文、一四四頁
- 6 景山二郎・村上忠男・西山誠二郎・由利英「最新の犯罪捜査を語る座談会」『探偵実話』二卷一二号、一九五一年十一月、一六八頁
- 7 G・K・チェスタトン著・中村保男訳「機械のあやまち」『ブラウン神父の知恵』創元推理文庫 新版、二〇一七年三月、一一六

- 8 小酒井不木「心理学的探偵法」『新青年』五卷二号、一九二四年一月増刊(『不木全集』第一卷、一九二九年六月、二二八頁)
- 9 同右、二二四頁
- 10 大場茂馬「拷問と誤判 三」『朝日新聞』一九一六年七月二日朝、三頁
- 11 寺田精一『ロンブローゾ犯罪人論』巖松堂書店、一九一七年九月、三七頁
- 12 金子明雄「〈天才〉と〈犯罪者〉のあいだ——大正期谷崎作品の人物造型をめぐる——」『大衆文化』一八号、二〇一八年三月、五〜六頁
- 13 小酒井不木「殺人論」『新青年』四卷四号、一九二三年三月(前掲『不木全集』第一卷、二頁)
- 14 小酒井不木「犯罪者の人相」『人と人』四卷三号、一九二四年三月(『不木全集』第十卷、一九三〇年二月、三三二頁)
- 15 小酒井不木「探偵総論」『新青年』四卷一〇号、一九二三年八月増刊(前掲『不木全集』第一卷、一四二頁)
- 16 浜田寿美男「虚偽自白の心理学とその射程」『認知心理学研究』(四卷二号、二〇〇七年三月、一三三頁)には次のようにある。

身柄を拘束された被疑者に対して、取調官が被疑者は犯人に

間違いないと確信して取り調べるが、それはしばしば証拠なき確信である。この状況のもとで、被疑者は一般に想像されるよりはるかに強い圧力をこうむる。被疑者は身近な人々から遮断され、生活を警察のコントロール下に置かれ、屈辱的なことばを投げつけられ、弁明しても聞き入れてはもらえない無力感にさいなまれる。しかもこの苦しみがいつまで続くかわからず、見通しを失ってしまう。

17 小酒井不木「心理学的探偵法」『新青年』五卷二号、一九二四年一月増刊（前掲『不木全集』第一卷、二一六〜二一七頁）

18 小酒井作品における寓意としての「徴」については、井上貴翔「“徴”としての指紋——小酒井不木「赦罪」を中心に——」『北海道大学大学院文学研究科研究論集』（八号、二〇〇九年一月）がある。

19 小酒井は「見得えぬ顔」（『新青年』九卷一号、一九二八年一月、『不木全集』第三卷、一九二九年五月、三九七頁）でも同様に自白の強要の背後にサヂズムの欲望を見て取っている。

まったく、被告川村の言葉には同感であった。この点ばかりでなく、彼が警察に於て虚偽の自白を行ふに至った心理にも同感を表せざるを得なかつた。彼が真犯人であるか否かは、もとより断言することはできない。けれども、警察の人々が自分



たちの捕へた容疑者に向かつて自白を促がさうとする心を持つてゐることは、争われない事実である。それは或は一種のサヂズムであるかも知れない。

20 権田萬治・新保博久監修『日本ミステリー事典』新潮社、二〇

〇〇年二月、一二八頁

21 小酒井不木「探偵小説管見」『文章往来』一卷一号、一九二六年一月（『不木全集』第十二卷、一九三〇年五月、二〇四頁）

## 第七章 夢遊病と犯罪をめぐる

### ——浜尾四郎「夢の殺人」論——

浜尾四郎「夢の殺人」〔『新青年』一〇卷一、二号、一九二九年一月〕は夢遊病による殺人をモチーフとした作品である。弁護士を目指す独学で法律を学ぶレストランN亭のコック藤次郎は同僚の美代子と恋愛関係になるが、美代子の愛情はやがて後輩の要之助に移ってしまう。この要之助には夢遊病の性質があったため、藤次郎は要之助が発作を起こし自分に斬りかかってきたように装い、正当防衛に藉口し要之助を殺そうとするが、計画実行前に要之助は藤次郎を襲い斬り殺してしまう、という内容である。

周知のように浜尾には前検事・弁護士という履歴から法的問題を取り上げた作品が多く、その作風は江戸川乱歩をして「法律的探偵小説」即ち「法律への疑義」というような「問題探偵小説」めいたものに筆を染める場合があり、そうでなくても小説中のどこかに法律への批判的筆致がほの見える」(1)と言わしめ、このような評価は中島河太郎が「短編はいずれも、作者の法的色彩が濃厚で、人生の種々相を一片の法文で解釈せざるを得ない現実には、深い反省と鋭い批判を加えることから生み出された作品である」(2)というように、戦後長らくに至っても踏襲されている。本作においても刑法三

六条における正当防衛及び同三九条における心神喪失を利用したトリックという観点から言えば、この法律的探偵小説という評価は妥当とみえる。大内茂男は本作を次のように論じている。

「夢の殺人」は、題名が端的に示しているように、夢遊病の発作による殺人をテーマとしたものである。この作の面白さは、片や正当防衛を装った殺人を計画したのに対し、こなたは無意識行動を装った殺人で対抗するという、法律をいわば逆手にとつての心理闘争のアイデアにある。いかにも浜尾四郎らしい秀抜な発想だとは思うが、その着想を十分に生かききっていると、言えないのが惜しい。この作は「殺された天一坊」と同じ月に発表されているので、作者の努力はより多くそちらの方に傾注されたのではないか、とも想像される。(3)

これまでの評価に倣い法律という観点からばかり作品を見るならば、正当防衛を装った殺人計画に対する心神喪失を装った殺人、という構図が抽出されるのみであろう。それゆえに、大内が位置づけているように「殺された天一坊」など他の作品に比して特に本作の評価は高いとは言えず、言及されることも少ない。そこで本章では、大内の提示した構図を踏まえつつも法律のみならず本作の大きなモチーフと考えられる夢遊病の表象及びその揺れに着目し、同時代言説を参照しながら論じること、法律的という評価に偏向する

作家・作品評価から脱却したい。

〈狂気〉の法的規定たる心身喪失という問題系の下に、本作が既存の夢遊病言説を撰取した上でいかに新たな展開を切り開いたのかという点に、本章の関心はある。まず、創作・心理学・精神医学等の織りなす大正・昭和初期の夢遊病言説とそこから形成されてゆく探偵小説における夢遊病者像を摘出し、次に藤次郎の犯罪計画における夢遊病表象及び要之助の犯行における夢遊病表象をそれぞれ分析し、さらに両者間に介在する差異の有する意義について考察していく。

#### 一 大正・昭和初期の夢遊病言説と探偵小説の交錯

ドイツ表現主義の傑作として広く知られる「カリガリ博士」(Das Kabinett des Doktor Caligari ロベルト・ヴェーネ監督、一九一九年)は、「眠り男」のタイトルで一九二一年四月二三日から横浜オデオン座で先行上映され、同年五月一三日に浅草のキネマ倶楽部において公開された(4)。その影響は大きく、江戸川乱歩、谷崎潤一郎、川端康成、尾崎翠、埴谷雄高、寺山修司など世代を超えて二十世紀の日本文学、日本映画に様々な啓示を与えた(5)。

こうした影響の下に夢遊病を犯罪のトリックとする作品が流行

したことを、岸本英記「夢遊病と二重人格」(『愛の泉』一〇号、一九二五年六月)は伝えている。岸本は、同映画が筋の中心を夢遊病者の夢中犯罪に置いた点が人々の興味を引いたと述べ、また生来の夢遊病者を題材とした犯罪小説は殆どなく催眠術や阿片を利用した人工的な夢遊病者をして犯罪を行わせるような作が相当に多いことを指摘し、具体的な作品について以下のように言及している。

日本の新しい匿名探偵小説家の江戸川乱歩氏の『二廃人』には、夢遊病といふものに興味と恐怖をもつところの井原といふ男の心理状態が主題として取り扱はれて居りますが外国のものではウイルキー・コリンズの『月長石』が最も名高いものです。これは亜片に依つて生ずる夢幽<sup>ム</sup>状態を採り入れたもので、これは印度の珍らしい宝石、『月長石』を中心にしてブレークといふ男の夢遊病発作を利用した悪人ゴツトフレーの犯罪を取扱つた小説であります。／＼の他に催眠術を応用するものは、実際にあつた出来事と同様に可成り沢山の小説もあります。マーシユの『甲蟲』は、埃及人が、浮浪人に催眠術をかけて英国の政治家の手紙を盗ませる事が書かれてあります。近頃の日本でもこれは一種の流行と見えまして講談世界に連載中の『黒髮物語』『東浪見浦の岩窟』などにも催眠術を応用した犯罪が使はれて居ります。(三〇頁)

「カリガリ博士」以降、夢遊病者を操るといふ形式の犯罪を描いた文学作品が注目され、創作されていったことが理解できるだろう。

こうした暗示による夢遊病中の犯罪をモチーフとした探偵小説としては以下のような作品がある。小酒井不木「催眠術戦」〔『苦楽』五巻四号、一九二六年四月〕では、精神医学士が女性に対して催眠術をかけ婚約を破棄させ、探偵・松島龍造が女性に対し催眠術で真相を探ろうとすると医学士は婚約相手の男性を殺害させようとさらに催眠術で女性を操る、という催眠術の掛け合いが繰り広げられる。夢遊病という言葉は直接に出て来ないが、「カリガリ博士」の流行の下、催眠術による操りという行為に過剰なまでの役割が付されている作と言える。また、夢野久作「一足お先に」〔『文学時代』三巻二〜四号、一九三一年二〜四月〕では、右足を手術で切断して入院中の男が、夢中遊行（6）中に院内で未亡人を殺害し宝石を奪った嫌疑をかけられ、男は副院長の策略であったと思うが、真相は判明しないまま物語は終わる。この作では「貴様は俺をカリガリ博士の眠り男みたいに使ひまはして」と直接的な言及があることからその影響が濃厚であると言えよう。そして第二章で論じた「ドグラ・マグラ」における、正木博士とその暗示により夢中遊行状態となり殺人行為に至る呉一郎という、精神医学者と精神病患者における犯罪に関わる夢中遊行の暗示―被暗示という設定にはカリガリ博士

とチェザーレの影が明瞭に窺える。夢野の日記を見ると一九二六年四月五日に「銀座にて活動を見る。ジャツキークーガン。ガリ／＼博士。」(7)とあることも、その影響の証左となろう。

こうした創作領域における夢遊病の人工性は、同時代の心理学・精神医学言説によって認められていた。精神科医・佐多芳久は「夢遊病に就いて」(『変態心理』二巻五号、一九一八年二月)において、「夢遊病と云ふうちに、自然的夢中遊行と無意識的遊行といふべき種類がある。又催眠術によつて起さるゝ人工的夢中遊行といふべきものもある。」と夢遊病を分類している。そして、中村古峽は『変態心理と犯罪』(武俠社、一九三〇年三月)で夢中遊行中に行われた「恐ろしい犯罪」として、ある靴職人が睡眠中に遊行状態となり情婦を刺殺した例や夢の中で妻が姦通しているのを見て同じく遊行中に殺害した例などを、『変態性欲心理』(大日本文明協会、一九一三年九月)によって異常心理学の理論家として知られていたクラフト・エビングに拠って挙げ、日本でも様々な実例があることを具体的に紹介している。暗示―夢遊病―犯罪の三項は、このように海外の著名な理論家をも援用しつつ(科学的事実)として緊密に結合されていたのである。

他にも心理学・精神医学言説における夢遊病への言及は非常に多い。夢遊病中の異常行動とされた事例を列挙すれば、妻の殺害、女

性や子供の一時的な行方不明、幻覚（中村古峽「夢中遊行と覚醒遊行」『変態心理』一七卷三号、一九二六年三月）、「精神性癲癇夢遊病」の兵士の脱走（飯田督司「脱營兵二三」『脳』三卷一号、一九二九年一月）、少年による奉公先主人の刺殺事件（谷貞信「夢中遊行か？」『脳』四卷四号、一九三〇年四月）、予言の的中（佐多芳久『神経病時代』大日本雄弁会講談社、一九三二年一月）、放火や殺人（中村古峽『精神衛生講話第二冊 ヒステリーの療法』主婦之友社、一九三二年三月）、「精神性癲癇」の発作による傷害事件（荒居啓「夢遊病傷害事件」『脳』六卷九号、一九三二年九月）などがある。心理学・精神医学関連メディアにおいて犯罪のみならず癲癇から神隠し、幻覚、予言に至るまで、夢遊病は実に多種多様な異常心理の器とされていたのであり、夢遊病に対する関心の高まりが理解できるであろう。

こうした夢遊病と異常行動との相関に付随するのが、健忘症・人格変換である。精神医学者・三宅鉦一は『医学的心理学』（南洋堂書店、一九三三年一月）において「覚醒後には夢中遊行中の事を全然知らぬのを普通とする。即ち、一般には、健忘症を呈する。併し、時には其れを追憶し、就中、催眠術によりて憶ひ起こされ、或は、次回の発作時に、之れを想ひ出す例もある。交代性人格変換の様に見へるのである。」と述べている。ここで三宅が挙げる実例が興味深



い。

例へば、或人が金財布を紛失し、隣に臥て居つた人を疑ふた。

然るに、或夜起きて見たら、その金財布は己が手にして居つた。

而かも、その時、足に怪我をして居つた事を認め、前晚眠りの間に己は何所かに行き、その金財布を置いて忘れて来、次ぎの眠惚けの時に之れを想ひ出し、それを取りに行き、そのとき硝子で足を傷けたのである事を覚つた。(三二〇頁)

というのは、こうした健忘という性質をも探偵小説はトリックに採用しているからである。江戸川乱歩「二廢人」(『新青年』五卷七号、一九二四年六月)では、夢遊病によつて殺人を犯した過去を持つという井原の話聞いた斎藤が、当時目撃証言をしていた木村が井原を夢遊病者に仕立て殺人を犯したのではと述べ、井原は斎藤こそが木村だったのでは、と疑念を持つ。先の三宅の実例で言えば、金財布を他の人物が配置した、という可能性をトリックにしたということになるだろう。また同じく乱歩の「夢遊病者の死」(初出「夢遊病者彦太郎の死」『苦楽』四卷七号、一九二五年七月)では、周囲の状況から自らが夢遊病中に父を殺害したと誤解した男が逃亡の末、死に至るといふ筋である。さらに、高田義一郎「夢遊歩行」(『新青年』七卷一二号、一九二六年一〇月)は、夢遊病の癖を持つ和尚に対しある兄弟が殺人を着せ冤罪に仕立て財産を得る、という物語である。

いずれの作も、夢遊病者の意識・記憶という内面がブラックボックス化されることに着目したトリックである。

以上のようにフィクションと心理学・精神医学言説が相俟って織りなした夢遊病言説の中で探偵小説は、一方では催眠術のような暗示を媒介とした夢遊病による犯罪という形式、他方で「健忘」「人格変換」という記憶の欠落を利用したトリックという形式を用いた。いずれにせよ、両作品群に共通して、催眠術により直接的に操られる、あるいは罪を犯したと見せかけられたために自らを犯罪者と認識するというように間接的に心理を操られるような、〈操られる〉〈被害者〉としての夢遊病者像が形成されていたのである。

## 二 藤次郎の殺人計画

ここでテキストに戻り、藤次郎の要之助殺害計画に着目する。藤次郎は正当防衛に藉口して要之助の殺害を企てるが、その藤次郎の計画の基礎となっているのが法的知識である。藤次郎は大学生風の男が群衆に向かって法律の重要性を説く場に遭遇する。

「突如気狂いが刀を抜いて斬りつけて来たらどうするか、(…)  
我が国の法律は勿論、大ていの国では気狂いには刑事責任を負わしては居らん。気狂いが人を殺したとて無罪になるにきまつ

とる。その気狂いの行為に対して正当防衛が成立するかどうかという問題なのだ。それ、刑法にはただ『急迫不正ノ侵害』と書いてあるのみで一こう詳しいことは書いてない。之については大家の説がいろいろある。然し大体に於いて積極的に一致している。」(本文一八一頁)(8)

ここで、刑法三九条における「心神喪失者ノ行為ハ之ヲ罰セス心神耗弱者ノ行為ハ其刑ヲ減輕ス」、刑法三六条における「急迫不正ノ侵害ニ対シ自己又ハ他人ノ權利ヲ防衛スル為メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行為ハ之ヲ罰セス 防衛ノ程度ヲ超エタル行為ハ情状ニ因リ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得」に基づく、心神喪失者に対する正当防衛の成立の可否という問題が藤次郎を引きつける。

そして、藤次郎は自身の持つ講義録でその問題について確認する。

正当防衛ハ不正ノ侵害ニ対スルコトヲ必要トスル。而シテ不正トハ其ノ侵害ガ法律上許容セラレヌモノデアルコトヲ意味スル。故ニ、客觀的ニ不正デアレバソレデ足リル。責任無能者ノ行為、犯意過失無キ行為ニ対シテモ正当防衛ハ成立スル。(…)  
／彼の知っている限りに於いては、責任無能力なる者の行為に對しても正当防衛が成立する。而して彼の知る限りに於いて要之助は、ひどい夢遊病である。夢遊病患者が夢中で犯罪を犯す

ことは無論有り得る。(本文一八三頁)

「高文受験叢書 第一編」である法律研究学会編『主観説客観説を対照としたる刑法総論解説』(敬文堂書店、一九三六年四月、一一七―一一八頁)によれば、こうした場合の侵害の不正性の理解に関しては主観説と客観説が相対立しており、客観説に拠るならば、

違法と言ふことが客観的に理解せらるべきものである限り、  
此場合に於ける不法と言ふことも客観的に違法であれば足り主観的に違法であることを要しない。従つて責任能力者又は故意過失なき者の侵害に対しても正当防衛は許されるとする

という。以上のような法的知識に基づき藤次郎は犯罪計画を構想するのである。

この計画のもう一つの側面は、要之助の夢遊病の利用である。要之助はかつて国許にいた時分に、夜半に側に寝ていた父親を突然棒で殴ったことがあった。その記憶は起きてからは全くなかったのだが、その宵に、地方廻りの劇団の剣劇を見たことが原因と思われた。藤次郎はたまたま見たフランスを舞台とする映画の中で、ある博士が青年に催眠術をかけ、その暗示に従つて伯爵夫人を殺害する、という犯罪方法を知る。そこで、藤次郎は正当防衛に藉口して要之助の殺害を企むのである。藤次郎は一振りの短刀を買い要之助に示し、さらに殺人狂のような人物が活躍し、その人物が何十人という人間

を斬り殺し、斬り手の殺伐な表情が大写しになるという殺人場面の鮮烈な剣劇映画と一緒に見て、要之助が暗示にかかってもおかしくない状況を作り出して置く。そして犯行当日には、要之助が映画の影響を受けて夢遊病から藤次郎に襲いかかったように装おうとする。

深夜、恐らくは二時頃、彼は起きる。そうして、短刀を取り出す。次に自ら咽喉の辺を軽く二ヶ所程切る。それから柄の所をすつかり拭いて、(之は勿論自分が最後の使用者なる事を見られぬ為である)側にねて居る要之助の右手に握らせる。藤次郎は要之助が左利でない事を知っている。之は全然眠っている所をやらないで、ゆすぶりおこして要之助がねぼけまなこでいる時の方が却ってうまく行くであろう。

そうして要之助が握ったとき、機を失わず鉄の文鎮で一撃にそのみけんを割るのだ。(本文一八五頁)

以上が藤次郎の計画のあらましである。夢遊病の性質を持つ者に対し、それが起きたとみえる状況を作り出して置き自らの犯行の犠牲とする、という図式としては乱歩「二魔人」「夢遊病者の死」高田「夢遊歩行」などとの親近性がある。藤次郎は要之助を計画の中に陥れその筋書き通りに(操り)、(被害者)として葬る予定にあったのである。即ち、先行する作品群と(操られる)(被害者)としての

夢遊病者像を共有していると言えるだろう。また、藤次郎が着想を得た映画は、博士が青年に催眠術で暗示をかけ殺人を犯す外国映画であるという点で「カリガリ博士」と酷似している。さらに、映画における暗示―夢遊病―犯罪という図式が藤次郎に着想を与えたという影響関係そのものも「カリガリ博士」から後続の作品が派生していった流れを暗示していると考えられよう。

さらに、藤次郎に着想を与え要之助に暗示を与える設定となる、メディアとしての映画の持つ（操り）という性質も看過することはできない。一九一一年一月に輸入公開され空前の評判を呼んだ「ジゴマ」の時代から映画の与える犯罪誘発性は指摘されている（9）が、本作の書かれた一九二〇年代はさらに日本映画が既存の大衆媒体であった活字メディア（新聞、雑誌、単行本など）と並ぶようなマスメディアとしての地位を固めていくという映像メディア時代の始まりであり、マスメディアとしての映画の地位の確立がなされた（10）。このマスメディアとしての映画の影響力については生田正輝は次のように述べる。

切符を買って映画館のロビーに足を踏み入れると同時に、人々は一つの新しい世界に入って行くといえる。そこには多数の同じ目的をもった人々が集っており、そこは暗黒と沈黙の支配する場所である。多数の人々が集っており、温く、かつ暗い

劇場の中における個人は、自分自身を他の観覧者と同化し、一体となることが出来るし、スクリーンに対する自分自身の反応をその集団に投影することが可能である。ことばを換えていかならば、映画を観ることは特殊な条件のもとにおける集団的行為として行われるのが通常で、それだけに群衆心理的な要素の作用する可能性が、他のマス・メディアの場合に比較して頗る大であるといわなければならない。(11)

映画は群集心理のように無意識に働きかける力があるのである。長谷正人によると、映画はさらには夢遊病を引き起こす可能性も大正期には危惧されていた。

大正期の日本において、映画(活動写真)はしばしば人びとの批判の対象となった。活動写真を見ることは反社会的な犯罪行動への誘因となり、とくに少年たちは不良少年へと墮落してしまう、というような言説が知識階級によって繰り返し提示されていった。

(…)  
ここでは映画を見ることによって「夢」を見ろというだけでなく、うなされたり、夢遊病的に夜中に歩き回ってしまうことまでが心配されている。

(…)

日本でもイギリスでもアメリカでも、研究者たちは一様に、映画が子供の睡眠に何らかの悪い影響を与え、彼らに悪夢を見させたり、ときには夢遊病まで引き起こしてしまうことに関心をもち、それを実証しようとしていた。(12)

藤次郎の着想が映画であることには、こうしたマスメディアとしての影響力の増大、夢遊病の原因となるともされたような無意識への訴えかけも背景としてあるだろう。この子供の夢遊病に対する危惧を長谷は次のように解釈する。

それは恐らく、映画が私たち観客の潜在意識に働きかけることへの恐怖だったと思われる。

(…)

なぜなら、彼ら自身が実は、子供たちを「良い子」へと催眠術的に誘導したいという強い欲望を持っていたからだ。(13)

こうしてみるならば、前節にて論じてきたような創作及び心理学・精神医学領域における夢遊病が操りという文脈にあったと同時に、映画が人々の無意識に働きかけ操るものとして認識され、それを危惧する人々もまた道徳的誘導への欲望を持っており、社会の様々な局面で催眠・暗示・誘導といった他者の操作が志向されていたのである。こうした〈操りへの欲望〉という社会的文脈もまた藤次郎の計画の後景にあると考えられる。



### 三 要之助の殺人

しかし、藤次郎は要之助の返り討ちに遭い、計画は失敗する。

要之助がいつの間にか立っている。見るとその片手にはきりと閃く物を持っている。あつと思う間に、要之助が、彼の側によって来た。次の瞬間に要之助の顔が、映画の大写しのように彼の顔の前に迫った。

とたんに彼は咽喉の所にひやりと冷い物がふれたと感じた。彼は叫ぼうとした。夢ではない！とぴりつとした刹那、たとえばようなない焼けるような痛みを咽喉のまわりに感じると同時に、藤次郎の意識は永遠に失われてしまったのである。

(本文一八六頁)

他の夢遊病を扱った探偵小説群と本作を差異化する最も大きな特徴は、この点にある。夢遊病患者が操られる被害者に甘んじるのではなく、操り殺害しようとする者に対して反作用的に殺害をするのである。この点を、リアリティと〈模倣〉という二語を手がかりに分析していきたい。

大正から昭和初期にかけて先述の〈操り〉パラダイムが存在した一方で、それに背反する論も同時に存在していた。先に夢遊病にお

ける健忘症に言及していた三宅鉞一は、現実に催眠術で人に犯罪を行わせることは少なく、多くは空想や実験室内の仮定的犯罪に留まり、

即ち催眠状態に陥らしめたる人に玩具の刀を興へ、これを以て、傍人を殺すべしと云はゞ、そのとき、被術者は容赦なく之れに応ずるも、その人に本物の刃物を与へて、傍人を殺すべく強ゆるときは、被術者は、これに応ぜざるものなりと云ふ。即ち換言すれば、被術者の意志に背きて催眠状態中に殺人せしむるが如きことは実験にはあり得ても、実際には不可能のこととせらるるなり。(14)

と、まさに藤次郎が計画において要之助に対し短刀を購い示したような状況の現実性を否定している。実際には暗示にかかり夢中遊行状態で刀を持ち殺人するなどということはあり得ないので、藤次郎の用意した設定は現実的には無効ということになる。

また、先に「夢遊歩行」<sup>ノムナムツリスムス</sup>の作者として掲げた高田義一郎は次のような事例を挙げる。

若し夢遊状態の間に行はれた行為であるならば、假令人を殺して傷けても、掠奪をしても暴行をしても、当事者に責任を負ふ丈の力が無かつたのであるから、少しも之を処罰する事は出来ない様に、法律で定められてある。

所が夢遊状態といふものが、今述べた様に半醒半睡の姿であつて、果して正気か正気でないか甚だ区別するに難いものである。そこで人に怨みがあるとか、懸想しながら色良い返事をして貰へないとかいふ者が、殺人その他の犯罪行為を敢てしながら、その処罰を免れる目的で、故意に此の夢遊病者の態度を真似る場合があつて、犯行が本当の夢遊状態の間に行はれたものか、それとも怪病の夢遊状態中に行はれたものかを、区別しなければならぬ事になつて来る。

つまり、その区別如何に依て、犯罪者が牢獄へ入るか、入らないか。甚しい場合には犯罪者の生命が奪はれるか、奪はれないかの黒白を分つ次第で、之が極めて困難な仕事なのである。

(15)

夢遊病者を主体として考えた時に、要之助の犯行と同様の事例があり、鑑定の困難性から生じる合法的殺人の可能性という問題が浮上している。本作においても、要之助の内面がブラックボックス化され犯行が真の夢遊病によるのか偽装であるのかが決定不可能であり、鑑定の妥当性に疑問が残されたまま物語は終わる。

果して要之助は夢遊病の発作で藤次郎を殺したのであるうか。それ以外には考えることは出来ぬだろうか。

鑑定は無論慎重にされたであろう。

けれどそれは絶対に真実を掴み得るものだろうか。誤ることはないだろうか。(本文一八七頁)

被暗示性の真偽が判別不能な状況下で夢遊病者は自由性を獲得した主体として立ち現れ、夢遊病と犯罪との関係は暗示―夢遊病―犯罪という一方向性からなる図式内に収まりきらない問題を現実に抱えるのである。

一九二七年には、ピストル強盗佐久間に対する夢遊病との鑑定が報道されている。約一〇ヶ月に亘り連続的に報道されていたことから、当時強く関心を集めていたことが窺われる。中島銃砲店でピストルを奪った佐久間が赤坂区仲の町郵便局を襲い、取り調べから殺人強盗の前科があり「午後になつたら一切を自白するからそれまで待て」と述べていることが伝えられる(『朝日新聞』一月九日朝、七頁・夕、二頁)。犯行当日はほとんど夢遊病者のように犯行をした旨が述べられ、鑑定の結果「病的惑溺状態」に陥り夢遊病者の如く行われたとされた、という(同紙、一〇月二〇日朝、七頁)。結果として、佐久間は心身耗弱のため懲役九年となる(同紙、一〇月二五日夕、二頁)。佐久間が夢遊病者であるか偽装夢遊病者であるかを最終的に知ることはできず、佐久間の母・姉・妹が揃って出家したという哀話(同紙、一〇月一八日夕、二頁)や犯行目的が免囚保護を目的とする印刷会社への援助であった(同紙、一〇月二〇日朝、七頁)

ということもあって「同情ある判決」と報道されたように、同情的側面に後押しされ心神耗弱の夢遊病であると鑑定され被告に有利な判決となったのであり、現実的な夢遊病鑑定の困難さを知ることができよう。このように、暗示の現実的効力への疑問、夢遊病の偽装を看破することの困難性を視野に入れるならば、暗示―夢遊病―犯罪という図式には亀裂が生じる。

さて、藤次郎の殺人計画に対し要之助は殺人という同様の形式をもって対抗したのだが、この犯行のみではなく二者の関係において要之助は藤次郎の行動を後からなぞるように同様の行動を選択している。藤次郎は一年程前に新宿のレストランN亭の住み込みコックとなった。そして八ヶ月程前から同店に勤めている美代子と恋仲になる。しかし半年程前に要之助がやはり住み込みコックとしてやってきて、一週間程前に藤次郎は要之助と美代子との深い関係に気付く。このように、仕事、恋愛、犯行と再三に亘って要之助は藤次郎を模倣するように行動を反復している。さらに犯行時の描写に着目すると、藤次郎が死の間際に見るのが「映画の大写し」のような要次郎の顔であり身動きができなかったのも、「斬り手の殺伐な表情が大写しになる」映画から暗示を受けるのが要之助であるはずが、むしろさながら藤次郎が暗示にかけられているようにその視界が描写されている。このような模倣・反復性は、既存の一方的な関

係の夢遊病表象とは異なる（操られない）（加害者）としての夢遊病患者を提示していると言えよう。

ガブリエル・タルドは、こうした模倣・反復といった作用から社会の把握を試みた。タルドは『模倣の法則』（一八九〇年）において、あらゆる社会的なものは発明か模倣によるものであるとし、発明を出発点にこれを他の者たちが反復・再生産することで伝播が生じ社会現象化すると論じ、「社会とは模倣である」との命題を打ち立てた。また模倣は、それだけで模倣の領域を拡大するだけでなく、模倣の相互化という事態を引き起こし、一方的関係を相互的關係に変えてしまうという（16）。

この模倣理論は、ガブリエル・タルド著・風早八十二訳『模倣の法則』社会科学大系（而立社、一九二四年七月）、小栗慶太郎著『タルドの模倣論』（社会経済思想叢書 第一一、事業之日本社、一九二六年九月）などで日本に紹介されており、その理論の影響は探偵小説にも波及している。江戸川乱歩「目羅博士」（初出「目羅博士の不思議な犯罪」『文芸倶楽部』三七巻五号、一九三一年四月増刊）では「タルドという社会学者は人間生活を「模倣の二字」でかたづけようとしたほどではありませんか」と作中で言及され、人間の模倣性をトリックに殺人が行われている（17）。

タルドによれば模倣から反復が生じ、現象を科学的に知ることが

できるとされる。

科学的な意味でわれわれが知るものとは、いったい何なのだろうか？おそらく人々は「それは原因と結果である」と答えるだろう。二つの別々の事実について、一方が他方から生じたか、あるいは同一の目的のために共働していることを知ったとき、われわれはそれですべて説明されたと考える。しかし、ここでいかなる類似も反復もない別の世界を想定してみよう。(…)このような世界に何らかの科学が存在することが可能だろうか？いや、不可能である。(18)

池田祥英によれば、タルドは波形の類似や反復に注目し、その周期や振幅をもとに規則性を見出そうとする物理学や遺伝のように類似した形質が受け継がれていく現象に注目する生物学とともに、現象の反復を対象にして数量化することを科学の本質として捉え、模倣理論によって社会学を独立した科学として考えようとしていた(19)。つまり、反復性が科学におけるリアリティの担保であったのである。タルドは「犯罪の社会的危険とは、その模倣可能性である」(20)と言い、犯罪もそうした社会学的現象の範疇にあるとした。要するに、タルドは科学の本質を既存の原因と結果という一方向ではなく現象の反復性の把握と捉え、社会を模倣による相互の関係からなるとし、犯罪もそこから生じる危険性があったので

ある。

この社会現象における一方向性から相互性即ち双方向性へのシフトという認識に、本作における藤次郎と要之助の関係は類似している。一方的な（操り）、加害者と被害者という既存の作品にみられるような藤次郎から要之助への関係に対し、要之助が藤次郎を模倣するように行為を反復しつつ犯行に至るという双方向性が犯行の成否という点で優越するのである。タルドにおいて原因―結果という一方向性から模倣という反復が科学性の本質としてあったように、本作においても一方向的な（操り）関係からの脱却が、既存の心理学・精神医学や創作における夢遊病者像に対するリアリズムの提起なのである。

#### 四 浜尾短篇作品群における人間関係の力学

そうした本作に見出せるような双方向性というリアリズムの意識は、浜尾の短編作品群中の人間関係において幾度も形を変えて表現されている。

先に述べたように、浜尾短編作品は法律的探偵小説で法律への疑義が窺われるとされてきたが、これは、合法的な殺人が試みられるが、それが道徳的観点から意図的にせよ非意図的にせよ何らかの形



で罰せられる、という法と道徳の不一致をモチーフとしたプロットとして捉え直すことが出来る。

「悪魔の弟子」(『新青年』一〇巻五号、一九二九年四月)では、島浦は妻を睡眠薬で殺害しようとするが、失敗して愛人を殺害してしまい、自殺を図り遺書で犯行が露見する。「黄昏の告白」(『新青年』一〇巻八号、同年七月)では、大川が、強盗が押し入ったのに乗じて浮気の疑いのある妻を殺害するが、後に自殺し、真の浮気相手は親友であり彼もまた自殺する。「死者の権利」(『週刊朝日』秋季特別号、同年九月二〇日)では妊娠した恋人を殺害したが裁判で有利な判決を得た春一を、恋人の兄が復讐として殺害する。「正義」(『新青年』一一巻五号、一九三〇年四月)では、事件の真相を目撃していた清川の弟がその時に弁護士・衣川の妻と逢い引きしていたために証言ができず、結果的に殺人を見逃し、二人は自責の念から心中する。「彼は誰を殺したか」(『文藝春秋』八巻七号、同年七月)では、中条は妻の浮気相手と思い込んだ妻の従兄弟を殺害するが、神経衰弱にかかり従兄弟の兄の車に自らぶつかり死ぬ。「島原絵巻」(『犯罪科学』一卷二号、同年七月)では、画家・大屋は震災に紛れて妻と少年の燃え苦しむ様を見て殉教画を完成させるが、後に天罰を受けたように死ぬ。「途上の犯人」(『犯罪科学』一卷六号、同年一月)では、相川が子供を浮気相手によるものと思ひ込み殺害しようとする

るが、妻が殺されたという知らせが来る。「有り得る場合」（初出「虚実」『新青年』一一卷一四号、同年十一月）では、医師・健次郎は手術中意図的に失神し、患者の兄を殺しその妻と再婚するが、妻に復讐され溺死する。「マダムの殺人」（『朝日』三卷五号、一九三一年五月）ではマダムが殺人を犯し、性的主従関係にある男に罪を被せ出頭させるが、他の男に殺される。

これらの作品を中心に浜尾短編を加害者／被害者という観点から読み替えてみる。「悪魔の弟子」は加害者が誤った被害者を生み、自身も痛手を受ける。「黄昏の告白」でも加害者が誤った被害者を生み、自身も死を選ぶ。「死者の権利」では被害者側の人間が加害者となりそもそもの加害者を被害者とする。「正義」では殺人を見逃したという点で間接的な加害者たちが死を選ぶ。「彼は誰を殺したか」では、加害者が被害者側の人間に対し自らが望んで被害者となる。「探偵小説作家の死」（『週刊朝日』一八卷一号、一九三〇年七月一日）では、探偵小説作家の師弟が互いを殺害することをモチーフとした小説を描くという入れ子構造となっており、虚構の中で加害者と被害者の関係が交錯する。「島原絵巻」では加害者が罰せられる。「途上の犯人」では殺人を犯そうとするが予期しない被害者が生まれる。「有り得る場合」では加害者が被害者の側から復讐される。「マダムの殺人」では加害者が罰せられる。

浜尾は「A犯罪の発見——B被疑者の拘引——C名探偵の登場——D非常に理論的な推理に基づく捜査開始——E最後にその結果として真犯人暴露」という本格的な謎解きを中心とした「探偵小説プロパーの公式」(21)を提示した。その公式に沿った作として処女長篇「殺人鬼」(『名古屋新聞』一九三一年四月一七日～一二月一二日)がしばしば挙げられる(22)。しかし、「氏の短編はほとんどが犯罪小説といってさしつかえないものである」(23)と権田萬治が指摘するように、浜尾短編における人間関係は、ごく基本的な探偵小説の形式として考えられる、被害者の発見を出発点に探偵が加害者を見つけ出す、という固定された関係に留まらない。

これらの作品では、殺人が行われ加害者／被害者という関係が生じると、加害者の反省からくる自殺や、被害者側からの復讐といった反作用を招来してしまうのである。こうした反作用は社会学の想定した人間関係における双方向性に非常に近い性質を持つと考えられる。このように、浜尾の短篇作品群を通じて、犯罪という作用には反作用が伴うという人間関係の力学が見出せる。

以上のように、本作は夢遊病をモチーフとする多くの作品群の中で、既存の〈操られる〉〈被害者〉としての夢遊病者像とは異なる、人間関係における相互作用の認識に基づくリアリズムの表現として〈操られない〉〈加害者〉という夢遊病者像を提示した。いわゆる

〈操り〉が探偵小説における加害者／被害者という一方的な図式に相当するならば、藤次郎に対する要之助の〈模倣〉とは、両者の関係を相互作用化し流動化する力学なのである。本作「夢の殺人」は心神喪失者を主体として最終的に前景化することで、刑法三九条をめぐる探偵小説の新たなドラマツルギーを切り開いたと言えよう。

注

- 1 江戸川乱歩「日本の探偵小説」『日本探偵小説傑作集』春秋社、一九三五年九月（『全集25』一七四頁）
- 2 中島河太郎編『日本推理小説辞典』東京堂出版、一九八五年九月、二三四頁
- 3 大内茂男「解説 浜尾四郎の人と作品（上）」『浜尾四郎全集 ① 殺人小説集』沖積舎、二〇〇四年一月、五三五頁
- 4 中沢弥「影たちの街——カリガリスムと日本」一柳廣孝／吉田司雄編著『幻想文学、近代の魔界へ』青弓社、二〇〇六年五月、一三一〜一三二頁
- 5 川崎賢子「解題」西原和海・川崎賢子・沢田安史・谷口基編『定本 夢野久作全集4』国書刊行会、二〇一八年四月、四五七頁
- 6 一般に、「夢遊病」とは病そのものを指し「夢中遊行」とは行為を指すと考えられる。しかし、各資料内で必ずしも厳密に使い分

- けられていないため、本章ではその都度言及している資料に準じることとし、資料に拠らない場合は便宜的に「夢遊病」とする。
- 7 杉山龍丸編『夢野久作の日記』葦書房、一九七六年九月、一四二頁
  - 8 本章における「夢の殺人」本文の引用は『浜尾四郎全集① 殺人小説集』（沖積舎、二〇〇四年一月）に拠る。
  - 9 中島河太郎『日本推理小説史 第一巻』東京創元社、一九九三年四月、一三九頁
  - 10 山本喜久男「大衆文化としての映画の成立」緑川亨『日本映画の誕生 講座日本映画1』岩波書店、一九八五年一〇月、七一頁
  - 11 生田正輝『マス・コミュニケーションの諸問題』慶応通信、一九五七年一月、二二七頁
  - 12 長谷正人「大正期日本における映画恐怖症」吉見俊哉・土屋礼子責任編集『大衆文化とメディア』ミネルヴァ書房、二〇一〇年八月、六二〜七四頁
  - 13 同右、七四〜八〇頁
  - 14 三宅鉦一『責任能力——精神病学より観たる——』岩波書店、一九三〇年八月、一一八頁
  - 15 高田義一郎『犯罪と人生／変態性欲と犯罪』武俠社、一九二九年一〇月、三六頁

- 16 「模倣」森岡清美ほか編『新社会学辞典』有斐閣、一九九三年二月、一四二五頁
- 17 山口政幸「乱歩と模倣——「目羅博士」の「犯罪」——」(『専修国文』九九号、二〇〇六年九月)、松下浩幸「江戸川乱歩「目羅博士」論——模倣のサーキュレーションと主体化——」(『文芸研究 明治大学文学部紀要』一二三号、二〇一四年三月)に詳しい。
- 18 ガブリエル・タルド著／池田祥英・村澤真保呂訳『模倣の法則』河出書房新社、二〇〇七年九月、三二～三三頁
- 19 池田祥英『ガブリエル・タルドの社会学理論——模倣論とその応用——』早稲田大学、二〇一三年六月、博士論文、一五頁
- 20 ガブリエル・タルド「犯罪とは何か？」(一九九八年)引用は同右、九〇頁に拠る。
- 21 浜尾四郎「探偵小説を中心として」『都新聞』一九三二年一月二八日～二月一日(引用は『浜尾四郎全集 ①殺人小説集』沖積舎、二〇〇四年一月、四九〇頁)
- 22 権田萬治「解説——『法律的探偵小説』の先駆者」『日本探偵小説全集5 浜尾四郎集』東京創元社、一九八五年三月、七六六頁
- 23 同右、七七二頁

第四部

〈狂気〉表象の歴史性

第八章 〈狂気〉の物語の発掘

——岡本綺堂「影を踏まれた女」論——

岡本綺堂「影を踏まれた女」は『講談倶楽部』（一六卷一号、一九二六年一月）に発表された。作品は、近江屋の娘・おせきが影踏み遊びの子供に影を踏まれたことを気に病み外出せず暗いところを好むようになり、蠟燭の火に照らし出される影を見よという行者の言に両親が従うと百日目の夜に影は骸骨の形に映り、従兄の要次郎に無理に外に連れ出されたおせきは影のためか通りかかった侍に切り倒されてしまう、という筋立てである。

本作は『近代異妖篇 綺堂読物集乃三』（春陽堂、一九二六年一月）に収録される。同篇冒頭作の書き出しに

春の雪降る宵に、わたしが小石川の青蛙堂に誘ひ出されて、もろ／＼の怪談話を聴かされたことは、曩に発表した『青蛙堂鬼談』に詳しく書いた。しかし其夜の物語はあれだけで尽きてゐるのではない。その席上でわたしが窃かに筆記したものの、或は記憶にとどめて置いたもの、数ふればまだ／＼沢山あるので、その拾遺といふやうな意味で更にこの『近代異妖編』を草することにした。(1)

とあるように、同篇は『青蛙堂鬼談』の拾遺として「怪談話」と位



置づけられている。

一般に、怪談はそれ自体独立したジャンルであると認識され、綺堂自身も自らの作品を区分する上で用いているが、他ジャンルとの親近性もある。劇作家、劇評家、小説家など様々な顔を持つ綺堂は、『青蛙堂鬼談』（春陽堂、一九二六年三月）をはじめとする怪談と並行して『半七捕物帳』（一九一七年一月～一九三七年二月）シリーズを書き継ぎ、大正期から昭和初期にかけて怪談と探偵小説という二つのジャンルに跨がって活躍した。本章では、同時期にともに隆盛を極めた怪談と探偵小説における綺堂のジャンル越境意識を探り、おせきの〈狂気〉をめぐる怪談「影を踏まれた女」を取り上げ両ジャンルの媒介項として謎の解明のプロセスに着目し、その論理を分析する。さらに「影」というモチーフの同時代的表象を探り、精神医学や探偵小説における心の解明プロセスと比較し、作中の論理と作品のジャンル越境性が有する意義について考察していきたい。

#### 一 岡本綺堂における怪談と探偵小説のジャンル越境

怪談と探偵小説、この二つのジャンルが同時代において活況を呈していたことはよく知られている。東雅夫は明治三〇年代から大正期にかけての時期に著名な文化人の間に怪談が一大ブームとなり

「怪談黄金時代」が訪れたことを指摘している。具体的には、小泉八雲 [Kwaidan] (一九〇四年)、泉鏡花「春昼・春昼後刻」「海異記」(一九〇六年)、夏目漱石「夢十夜」(一九〇八年)、森鷗外「鼠坂」「蛇」「百物語」(一九一一年)、谷崎潤一郎「人面疽」(一九一八年)、芥川龍之介「奇怪な再会」「妙な話」「近頃の幽霊」(一九二一年)といった文豪をはじめとして、画壇・劇壇・学界・ジャーナリズムにも及び、これらの直接的原動力に、怪談実話集としての性格を持つ柳田國男「遠野物語」(一九一〇年)がある(2)。千葉俊二は一九二四年四・五月の『新小説』における「怪談会」を代表例に「大正の末年には、また一種の怪談のブームがまきおこっている」と述べている(3)。綺堂自身「近ごろは怪談が頗る流行する。現に本誌上にも怪談会の物すごい記事がみえる。わたしも番外飛び入りに、自分の知つてゐる怪談らしいものを二三席弁じたいと思ふ」と言っているように、右記の「怪談ブーム」を直接に承け一連の怪談読物を著したのである(4)。

他方、一九二三年四月「二銭銅貨」での江戸川乱歩の華々しいデビューにより雑誌『新青年』を中心とし大正末期に探偵文壇が形成され、一九三〇年代に探偵小説界は活況を呈するが、こうした潮流に先行したのが、江戸を舞台とした探偵小説『半七捕物帳』である。活況の最中にあつた横溝正史は

大正九年雑誌「新青年」が創刊され、その十二年四月号に、江戸川乱歩が「二銭銅貨」をひっさげて登場するまで、この国には創作探偵小説というものはなかったということになっているのだが、岡本綺堂の「半七捕物帳」こそその元祖ではなかったか。(5)

と後年同シリーズについて述べ、創作探偵小説ジャンルの先駆者として一般的評価以上に高く価値づけている。

このように、ジャンルとして歴史上分けられることの多い怪談と探偵小説であるが、綺堂は自覚的な方法論として両ジャンルを地続きに捉えていた。『青蛙堂奇談』をはじめとする百物語形式の「怪談会」に引き続き青蛙堂主人は「探偵趣味の会」を催し、次のように述べる。

「わたくしは例の怪談研究の傍らに探偵方面にも興味を持ちまして、此頃はぼつぼつその方面の研究にも取りかゝつて居ります。勿論、それも怪談に縁のないわけでなく、いはゆる怪談と怪奇探偵談とは、そのあひだに一種の連絡があるやうにも思はれるのでございます。わたくしが探偵談に興味を持ち始めましたのも、つまりは怪談から誘ひ出されたやうな次第でありまして、あながちに本来の怪談を見捨て、当世流行の探偵方面に早変りをしたと云ふわけでもございませんから、どうぞお含み

置きを願ひたいと存じます。」(6)

また、ここで述べられている怪奇性とは異なる視座から、千葉は「綺堂の探偵物語は基本的には「怪奇探偵談」として仕上がっている。いうまでもなく、怪談にも「難解な秘密」がはらまれて、その謎を解明してゆこうとすれば、必然的に「探偵談」へ接近せざるを得ないわけである。」(7)と、乱歩の「探偵小説とは難解な秘密が多かれ少なかれ論理的に徐々に解かれて行く経路の面白さを主眼とする文学である」という定義を参照した上で、両ジャンルを相対的に捉えている。「当世流行の探偵方面」とあるように、綺堂が怪談を構想する際にも同時代の探偵小説の流行を強く意識していたことが窺えるだろう。次節以降では、謎の解明と解明へ至る経路に着目して岡本綺堂「影を踏まれた女」を分析し、作品の有する意義を考察していきたい。

## 二 「病」を探偵する

本作における謎は、おせきの「心の病」である。自分の影を踏まれるとよくないという伝承があり、子供の遊びで自分の影を踏まれたことを気に病み外出を避け暗いところを好むようになり、病は日を追うごとに高じる。この病を治すため、父の弥助や母のお由、伯

母の次男・要次郎らは様々な手段を講じる。この治療における試行錯誤の過程が謎の解明の経路であると言えよう。

先に確認したように探偵小説における謎の解明は論理的に徐々に解かれて行くことが要請されるが、論理の正統性を担保するパラダイムは時代によつて可変的であり、近代と前近代においては論理の意味合いが異なる。谷口基は『因州記』（一七二四年）中の「怪談記」第二段「林小官、化生ヲ見ル事」における編纂者・野間宗蔵の、山伏が不吉な予言を述べて消えた後に野狐の足跡があつたという怪異現象に対する、「狐とは本来、人間をへ化かすゝ生態を持つ動物なのだから、どんなに凝つた怪異が演出されようとも、それは狐のことなのだから仕方ない」という姿勢を「前近代的合理性」と呼んでいる（8）。本作でも、おせきの病に対して、同時代において合理的と判断される思考に基づいた手段が取られるのである。

まず、両親はおせきを医者に診せる。

なにしろこれは一種の病氣であると認めて、近江屋でも嫌がる本人を連れ出して、二三人の医者に診て貰つたのであるが、この医者にも確な診断を下すことは出来ないで、おそらく年ごろの娘にあり勝の氣鬱病であらうかなどと云ふに過ぎなかつた。

（本文二一四〜二一五頁）（9）

氣鬱とは漢方医学の用語で「氣機の鬱結であり、多くはストレスや、

気血の失調と関係があり、臨床では多くの場合、肝気鬱結をさす(10)。気機は「各臓器官の生理あるいは病理性の活動」、気血の失調は「気と血の二者の関係が協調を失った病理」、肝気鬱結は「肝気が鬱結して疏泄に異常をきたし、気血が和を欠く」状態、肝気は「肝臓の精気」「肝の機能活動のこと」「昇発・透泄作用があり、全身をのびやかにする」(11)活動であり、気鬱病とは要するに、全身をのびやかにする肝の気の流れが滞り、体を巡る気と血のバランスが失われた状態とみてよいだろう。

小田晋は江戸時代の精神医学への接近方法を古代からの日本医学の系統・蘭方医学・漢方医学の三つの立場に整理した上で、漢方医学の立場が最も多いとしている(12)。貝原益軒が「養生訓」において「人の元気は、もと是れ天地の万物を生ずる気なり。是れ人身の根本なり」(13)としたように、漢方医学の「気」観に基づきおせきの診断も下されたのであろう。しかし、こうした近世における漢方医学の知は、実証的知識が体系化され心の所在が脳、神経と定められた近代に位置する語り手からすれば、どの医者にも確な診断を下すことが出来ない状況としか受け止められないだろう。ここでおせきの診察をめぐり、近世医学知の同時代的な合理性と近代からみたその不合理性という両義的評価が表れているのである。

そして、要次郎の兄が人から下谷に「偉い行者」がいると聞いて

来るが、要次郎は行者を信用しない。次の前の台詞が要次郎、後がその兄である。

「あれは狐使ひだと云ふことだ。あんな奴に祈禱を頼むと、却つて狐を憑けられる。」

「いや、その行者はそんなのではない。大抵の気ちがひでも一度御祈禱をして貰へば癒るさうだ。」(本文二一五頁)

このように、次の手段として行者の祈禱が選ばれるのだが、この要次郎と兄とのやり取りの中に行者に対する対照的なイメージが見られる。次のように、近世においては行者の祈禱は民衆の間で病氣治しの一手段であった。

修験者は、大峰山をはじめ各地の霊山に入って抖擻し、それを通じて験力すなわち超自然的な力を獲得することをめざした。

彼らは山から出ると火渡り・刃渡り・柱松・烏とび等々の験競べを行つて力を誇示し、病氣治し、憑きもの落とし等々、様々

な加持祈禳によつて人々の呪術<sub>||</sub>宗教的欲求に応えた。ことに近世以降は、里に定着し、民衆のあいだで祈禱師として活動する修験者が多く現れた。(14)

心の病に対する著名な治療者としては、正寿院秀詮(一七八六―一八七〇)がいる。秀詮は代々神主の家に生まれ修験道で名を馳せ、狂病を発病した妻を全治させた。また一八四〇年には鉄塔山天上寺

の寺内に収容施設を創設して各地に流浪している精神病者を収容し、修験者の中心的修法である加持祈祷と自己の経験から編み出した説得による治療を施したという（15）。従って、行者に祈祷を頼むという要次郎の兄の行動も、近世では合理的な判断と言える。しかし一方で、要次郎は行者を疑う。

「近江屋の叔父さんや叔母さんにも困るな。いつまで狐つかひの行者なんかを信仰してゐるのだらう。そんなことをして此方をさんぐ、嚇かして置いて、お仕舞に高い祈祷料をせしめようとすゝる魂胆に相違ないのだ。そのくらゐの事が判らないのかな。」（本文二二四頁）

このような、行者が民衆に詐欺行為を働く、という言説は明治初期に非常に多く見られる。『読売新聞』（一八七五年五月三日朝、一頁）には、次のような記事がある。代々続く病を成田山の行者に見てもらおうと、行者は家にある鏡が崇るとして鏡の裏の文字を言い当てるが、その字は大概の鏡に書かれてあるものに過ぎなかった。

下谷上野町の桜井平兵衛の家にては祖母よりして孫の代まで同じ病を悩めども当時の後家はその病もないがいまにも氣にかゝるゆえ東黒門町元鳥井の邸あとに居る成田山の行者に見て貰ふと御前の家に有る身分不相応の鏡が代々崇るのだ其鏡の裏には天下一藤原と書て有る夫を不動さまへ上げると以後決して崇る



ことはないといはれて後家も驚き家へ帰つて見ると成ほど天下  
一藤原と裏に書て有る鏡が有るゆえ早速持つて参り不動さまへ  
納めましたが此行者は天下一藤原がおはこで諸方の鏡を沢山引  
きよせたといふが不動を出しに遣つて天下一藤原といへば大が  
い鏡が三枚有るうち二枚は天下一藤原の何々とか書いて有りま  
すから外れますまい彼様な事で人をだますとは太い仕掛けでは  
有りませんか

病に悩む民衆を欺く行者の姿が暴かれ、「伺ひとか御祈祷とか御加  
持とか呪いとか御夢想とかいふものは何れも虚言のかたまりゆえ  
皆さん騙されてはなりませんぞ」と戒めの言葉まで付されている。  
同紙の見出しには他にも、

「眼病の妻を医者に見せず、日夜行者の祈とうにすがる 行者  
丸もうけ」(一八七五年一〇月一三日朝、二頁)

「病気の女房 行者に金とられたうえ治療の線香でやけどし衰  
弱」(同年一二月三〇日朝、一頁)

「大工が妻の大病に薬も与えず加持祈とう、妻は死亡」

(一八七六年一月二八日朝、二頁)

「妄説で庶民をたぶらかした御岳教の行者を摘発」

(一八七七年一二月一六日朝、二頁)

「加持祈とうの不動の行者、娘の眼病を治さずに腹を膨れさす」

(一八七八年八月一〇日朝、二頁)

と同様に加持祈祷による行者の詐欺行為を告発する言説で溢れている。法制度の上でも、明治期には「従来梓巫市子並憑祈祷狐下ケ杯卜相唱玉占口寄等之所業ヲ以テ人民ヲ眩惑セシメ候儀自今一切禁止」(一八七三年一月一五日教部省達第二号)「違警罪第四二七条第一二項 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈祷符呪ヲ為シ人ヲ惑ハシテ利ヲ図ル者」(「刑法」一八八〇年公布)と、加持祈祷や占いなどが禁じられ、罪として処罰の対象にまでなる。

このように、行者の祈祷という手段をめぐり近世的合理性から肯定する兄に対し、否定する要次郎の論理の中には近代的合理性が孕まれている。そして、行者の指示に従い蠟燭の火を照らすことで最終的に影が骸骨の形として現れ、否定する立場にあつた要次郎を含め複数の当事者により認識され謎が暴かれ、近世的合理性が裏付けられることになるのである。

また、要次郎の発想にみられる近代的合理性について付言するならば、「夏の中にどこかの滝にでも打たせたら好からう」という彼の発想がある。滝行は宗教的観念の付随する治療行為としては行者の加持祈祷と近いが、近世・近代を通じて水治療として精神病治療の一環に取り入れられていた(16)。東京帝国大学医科大学教授及び東京府巢鴨病院院長・呉秀三と精神科医・樫田五郎はその様子を

「病者ノ参集スル社寺ニテハ殆ド常ニ水治方ノ行ハル、ヲ見ザルコトナク、之ガ方法トシテハ主トシテ冷水療法ヲ用ヒ、殊ニ飛瀑ニ頭部又ハ背部ヲ打タシムル方法最多ク行ハル」(17)と報告している。

行者の祈祷を詐欺行為として否定する一方で、そうした近代において否定されない水治療を奨励するということにも、要次郎における近代的合理性が再び確認できる。そして、その水治療が結局実行されなかったことから、やはり近代的合理が謎の解明の経路に結びつかないことが理解できるだろう。

さて、行者は、子の刻に蠟燭の火を照らし、映し出される娘の影を見て、何かの憑物があるならばその影がありありと映る筈である、と言う。そして百日後、その影は骸骨として映る。蠟燭と言えば百物語に代表的な怪談における霊的道具として想起されるだろう。戸部民夫が次の如く平易に解説するように、

蠟燭の呪力は、*「闇を照らす力」*としての機能にある。蠟燭の火は、太陽の光や松明の火とも共通する霊力があり、闇を照らすことによってそこにうごめく悪霊を祓ったり、空間(場所)やそこに存在するモノを浄化する道具として使うことができる。

(18)

蠟燭は、怪談のような怪異の表出する時空においては闇を照らす

力・霊力といった特別な力を担保されており、その力はその時空内では合理として解釈されるものなのである。

このように医学と行者の祈祷という近代的視座からすると矛盾するような近世的治療手段が相ついで用いられる点については、近世後期の医師・土田猷の次の記述を参照されたい。

上州屋彦次郎の妹、年は十九歳で、狂を發した。髪をとき放ち、着物をさき、喜んで窓を叩いて声をあげ、食べても飢えているようで、一日中しゃべりつづけて足も地につかない。その姿は物に憑かれた人のようである。医師、巫女等が百方手をつくしたが治すことができず、私が迎えられた。診察すると、脈は浮緊、胸滿、上逆、臍の下に動氣があり、大きな拳ほどの痕があつて、便秘している。これに大柴胡加黄連湯と下氣圓を与えたところ、四カ月余りで全くもとどおりになった。そしてその冬とうとう嫁に行った。(千葉熈・町井陽子の現代語訳による)(19)

田辺英が「この記述で面白いのは、土田が呼ばれる前にすでに医師と巫女が呼ばれていたということである。医療と同時に祈祷も狂の治療に使われていたのである」(20)と指摘するように、医療と祈祷を共に利用するというのは〈狂氣〉に対する治療において近世的な光景であつたのである。

横山泰子は綺堂の怪談の特徴を次のように述べている。

綺堂の怪談の特徴は、歴史性にある。江戸東京の生活風俗に精通し、徳川方の武士たちが幕末明治をどう生きていたかを知り得た人ならではの、細かい時代考証がなされており、常に時代設定が明らかである。デイテールが歴史的な合理性を持ち、時代背景が正確に書かれていることも、後に起こる怪異現象がもつともらしく見えるゆえんではなからうか。(21)

綺堂のこのような細かい時代考証・時代設定が、精神病治療に対する近世における合理的手段の自然な取り込みを可能にしたのである。

そうした近世的合理手段によって、おせきの病は、骸骨の影として実体化する。

斜めにうしろの地面に落ちてゐる二つの影——その一つは確かに自分の影であつたが、他の一つは骸骨の影であつたので、要次郎もあつと驚いた。行者を狐つかひなどと罵つてゐながらも、今やその影を実地に見せられて、かれは俄に云ひ知れない恐怖に襲はれた。(本文二二八頁)

近代的合理志向を含み持つ要次郎が怪異としての骸骨の姿をした影を実地に見せられたという事態は、物語の近世的合理志向への収束と解釈できよう。そしておせきは通りがかりの侍に斬り殺されてしまい、物語は「誰にも確な説明の出来る筈はなかつた。唯こん

な奇怪な出来事があつたとして、世間に伝へられた」と締めくくられる。確かな説明がないのだから、近代探偵小説的な視点から言えば謎の解決とはいえないだろうが、影という不可解なもの⇨怪異が病の原因であつたこと、つまり分からないものが背後にあることが分かつたということが、怪異が怪異として認識される世界内においては謎の解決なのである。谷口が先の「怪談記」における「狐とはそういう生き物なのだから、怪異の正体が狐であるのなら、それで事件は解決した、ということだ」という解釈を「前近代的合理性」と見なしたのと同様に、本作が影の実体化という結末に終わるのもこの「前近代的合理性」の範疇にあるのだ。

また、骸骨と言えば、近世的な死の表象である。近世後期に入ると西洋から輸入された解剖書に影響を受け、死を匂わせる不気味さの演出や死というものを笑い飛ばすような滑稽なキャラクターなど、いずれにせよ死の表象として歌川国芳、葛飾北斎などにより骸骨の図像が頻繁に描かれるようになる(22)。影が骸骨の形になることで、おせきが気に病む対象としての存在であつたが他者にとつてはその特別な意味を理解しがたかつた影が、死に繋がるであろう原因として認識が共有され、謎の解明の標として近世的イメージによつて視覚的に分かりやすく読み手に提示されている。

以上、本作における謎、その解明へ至る経路、謎の解明を分析し

てきた。これらを探偵小説ジャンルからみると、心の病という謎に対し、探偵小説的作法と形式上、字義の上では同様に合理的手段による解明の経路が敷かれており、同じく同様に謎の解決が結末に配置されている。しかし、経路における合理の内実は近代科学的手段による証拠の収集に基づく論理的推理ではなく近世的世界観内の合理であり、謎の解明における謎の内実は明瞭な形として現れず不明瞭な怪異として明かされる。

他方、「辻褃の合わない怪談の恐怖」(23)「つじつまのあわないところ、説明がぬけているところから、生じる怖さこそ、綺堂の怪談の特徴であろう」(24)といわれるような、論理的でない・話の筋道が立っていないという怪談ジャンル固有の性質や綺堂の怪談の特徴という怪談の視点からすれば、本作は近世的合理によるならば経路と謎の解明を通じて辻褃は合い説明はなされると考えられるのであり、怪談というジャンルの枠組みのみでは捉えきれない質を有している。

このように探偵小説的形式をとりながら内容は近世的合理や怪異性を伴うというねじれが本作をして探偵小説と怪談両ジャンルを越境せしめているのである。

### 三 モチーフとしての「影」

それでは、本作におけるそうしたねじれの意義とは何か。謎たる「影」の意味を糸口に考察していきたい。

近世から近代にかけての文学的表象としての影には怪異としての側面と心の病Ⅱ精神病理としての側面がある。作中、影を踏むという子供遊びが発端となりおせきが心を病む。この影踏みについて作中で「今どきの子供はそんな詰らない遊びをしないのである」「この遊びはいつの頃から始まったのか知らないが、兎にかくに江戸時代を経て、明治の初年、わたし達の子どもの頃まで行はれて、日清戦争の頃にはもう廃つてしまつたらしい」と説明され、前近代的性格が強調されている。大田才次郎編著『日本全国児童遊戯法 上巻』（博文館、一九〇一年三月）には「影や道祿神」として「月夜の遊戯にして。月光にて地上に印する影を互に踏み合ふにて。我影は人に踏まれざるようなし。人の影を踏まんと競ひ廻るなり。此時児童は手を打ちつゝ互に左の如く唱ふ。影やどうろく神。十三夜の牡丹餅。サア踏むで見イしやいな。」と解説されている（25）。他にも数多くの遊戯事典類に近世の遊戯として紹介されている。おせきが心を病んだ直接の原因はこの影踏みだが、その背景には自分の影を踏まれると、悪いことがある・寿命が縮まるという観念があった。

実をいふと其頃の一部の人達のあひだには、自分の影を踏まれ



ると好くないといふ伝説がないでもなかつた。七尺去つて師の影を踏まずなどと支那でも云ふ。たとひ影にしても、人の形を踏むといふことは遠慮しろといふ意味から、彼の伝説は生まれたらしいのであるが、後には踏む人の遠慮よりも踏まれる人の恐れとなつて、影を踏まれると運が悪くなるとか、寿命が縮むとか、甚だしきは三年の内に死ぬなどと云ふ者がある。

(本文二〇三頁)

小松和彦監修『日本怪異妖怪大事典』(東京堂出版、二〇一三年七月、一二五頁)には次のようにある。

#### 【影の怪異】

影は、その肉体と直接的な関係があるとされ、影に異変があると、人間に不幸が起こる予兆ともされる。特に死期の近さを表すものが多く、(…)影を踏まれた人物が、月を恐れ閉じこもるようになったり、影が自立して笑つたりする報告もある。他にも水に映つた影を食べたり、引き込んだりする妖怪があり、影と身体は不可分の関係であつたことを示している。影への接触が肉体に影響するという点では、鬼に影を踏まれることで捕獲とみなされる、子どもの影踏み遊びと共通点がある。

このように、影は死・生命に直接結びつく怪異としての認識があつたのである。影を踏まれた人物が月を恐れ閉じこもるようになる

という事例は、高橋敏弘「東北現代妖異記（一）」、『西郊民俗』一三三  
三号、一九九〇年一二月）に記載があり、「無理矢理外に出した時、  
恐ろしい事が起こった。女の影が、骸骨に成っていた。」とあること  
から、本作がこの事例を下敷きにしている可能性もある。このよう  
な、月を恐れ閉じこもるおせきを周囲は病と捉えるのだが、そのよ  
うに影と病を結びつけた代表な話として「影の病」（只野真葛「奥州  
波奈志」一八一八年）がある。北勇治という者が帰宅し居間の戸を  
開くと、髪型から衣服に至るまで自らと同じ姿の者が机にもたれて  
いる。

余りふしぎに思はるゝ故、おもてを見ばやと、つか／＼とあゆ  
みよりしに、あなたをむきたるまゝにて、障子の細く明けたる  
所より縁先にはしり出しが、おひかけて障子をひらきみしに、  
いづちか行けんかたちみえず成たり。家内にその由をかたりし  
かば、母は物をもいはずひそめていなりしが、それより勇治  
病氣つきて、其年の内に死たり。是迄三代、其身の姿を見てよ  
り病つきて死したり。これや、いはゆる影の病なるべし。祖父・  
父の此病にて死せしこと、母や家来はしるといへども、余り忌  
みじきこと故、主にはかたらで有し故、しらざりしなり。勇治  
妻も又、二歳の男子を抱きて後家と成たり。只野家遠き親類の  
娘なりし。

「原頭註―解云、離魂病は、そのものに見えて人には見えず。『本草綱目』の説、及羅貫中が書るものなどにあるも、みなこれなり。俗には、その人のかたちふたりに見ゆると、かたへの人の見るといへり。そは、『搜神記』にしるせしが如し。ちかごろ飯田町なる鳥屋の主の、姿のふたりに見えしなどいへれど、そはまことの離魂病にはあらずかし。」

(26)

ここでは自らの姿を見る、という怪異が影の病・離魂病と名づけられている。また、

フランスのソリエは一九〇三年、自分がもう一人の自分に遭遇する現象を「自己像幻視」と名づけ、精神医学の領域から「自分自身の身体が外部の視界に投影されて見える、複合的な心理||感覺的幻覚」と初めて定義した。以降、ドッペルゲンガーは異常心理的な側面から精神病理学の現象として論じられるようになる。だが十九世紀ヨーロッパのロマン派文学以降、ドッペルゲンガーは多様な文学作品、映画メディアなどで取り上げられてきた。日本でも大正期には、多くのドッペルゲンガー小説を見いだすことができる。(27)

と一柳廣孝が指摘するように、離魂病に類似する精神病理学の現象としてドッペルゲンガーが本作と同時代の文学の中にも頻繁に現

われ、多くが影として表現されている。芥川龍之介の学生時代のノート「椒図志異」には先に挙げた只野真葛「奥州波奈志」における「影の病」の書き写しがある。芥川には、妻への嫉妬によるドッペルゲンガーを描き、それが「私」が観ていた「影」という活動写真であったという作品「影」（『改造』二卷九号、一九二〇年九月）があり、ドッペルゲンガーとしての影表象を只野真葛から継承し、活動写真という近代的趣向の中に落とし込んでいく。また、夜の海岸で満月の光に照らされ自らの影から現れたドッペルゲンガーに導かれ昇天する男の物語、梶井基次郎「Kの昇天——或はKの溺死」（『青空』二卷一〇号、一九二六年一〇月）では、影がドッペルゲンガーの象徴、精神病理や生命の危機と関わり表現されるなど、大正期のドッペルゲンガー小説（28）において影はその象徴として用いられている。探偵小説でも渡辺温「影 Ein Märchen」（『苦楽』三卷一号・『女性』七卷一号、一九二五年一月）西尾正「骸骨 AN EXTRA VAGANZA」（『新青年』一五卷一三号、一九三四年十一月）などが同様の例として挙げられる。

このように、近世から継承した概念である離魂病や、海外言説の影響の下にあるドッペルゲンガーとして、近代的世界観においても影は怪異・精神病理として表象されてきた。ただし、こうしたドッペルゲンガーの象徴としての影は、具体的物象・叙述対象としての

影そのものというよりテキスト内でドッペルゲンガーという意味内容が言説化される際の表現としての性質が強い。「奥州波奈志」にせよ芥川の「影」にせよ、影そのものが描写されるのではなくそれが影として語られ、本作における実体化する影とはやや異なる。本作における影はそのようなドッペルゲンガーとは直接には重ならないが、近世と連続性があり、死を想起させ、怪異的現象であり、〈狂気〉の因として現れるという点から言って近接した表象として位置づけられる。

#### 四 物語の発掘

このような多面的な表象性を備えた影が、本作では〈狂気〉を探偵した結果の真相に配置される。そして、本作の抱えるねじれは、近代において〈狂気〉から怪異性を剥奪した精神医学や、精神医学や精神分析を取り入れ論理的説明に用いる探偵小説による解釈とは異なる〈狂気〉表現の可能性を示してみせる。

明治国家は、西洋医学の影響を受けるといふより、むしろ既存の医学を全く捨て去り、西洋精神医学の完全輸入の道を選択する(29)。一八六八年太政官布告による西洋医学の採用に始まる一連の変革について、またこうして採用された西洋医学における精神医学では

脳や神経の病として精神の働きの中枢が固定化されたことは、既に序章第二節で述べた通りである。このために怪異もまた神経や脳の障害・故障による妄想とされるのである（30）。

こうした近代精神医学の視座から、呉秀三は「磯辺偶涉」（『神経学雑誌』一五卷六号〜二五卷二号、一九一六年六月〜一九二五年三月）において中国・日本の古典に現われた怪異現象を精神病学的に説明しようとしている。例えば呉は、一言主という神と天皇の遭遇として語られている事態を「幻視」の一言で精神病の側に回収しようとするのである（31）。しかし、兵頭晶子は呉の記述に語りの破綻・放棄という事態を読み取っている。近代精神医学は統一された人格を前提とするゆえに呉は意識が分裂するような離魂病の説明は「甚困難」とその破綻を半ば認め、最後には奇事怪談として片付けてしまい、また国内古典に表れた恠異は日本中世王権にとって広義の政治システムの一部に相当し、これらを全て精神病に置き換えることができず、全三三章のうち二五章からは抄録という形式になる（32）。つまり、怪異の解釈に近代精神医学は必ずしも有効に機能していたわけではなかった。

本作では「しかし誰にも確な説明の出来る筈はなかった。唯こんな奇怪な出来事があつたとして、世間に伝へられたに過ぎなかつた」とあるように、近代において合理的に説明できないことが近世的世

界観の中に配置され奇怪な出来事と認められることで破綻のない物語が成立しているのである。怪異を〈狂気〉の領域に取り込み独自の存在としての抹消を図る近代精神医学に対し、本作は、近代精神医学の導入によって失われた〈狂気〉に対するかつての治療の光景を描き、最終的に骸骨としての影が実体化し〈狂気〉を怪異の領域に回収し、〈狂気〉へのアプローチや解釈が一様ではないという可能性を提示する。

さらに、本作と同時期の探偵小説文壇を俯瞰すると、心という謎に対して精神分析という新しい方法をもつて物語が形成されていた。『変態心理』（一八巻四号、一九一七年一〇月〜二六年一〇月）、『フロイド精神分析大系』（アルス、一九二九年一月〜一九三三年九月）、『フロイド精神分析学全集』（春陽堂、一九二九年一月〜一九三三年四月）などによる普及を背景に、水上呂理「精神分析」（『新青年』九巻七号、一九二八年六月）をはじめ探偵の推理の道具として精神分析が用いられるようになる。「精神分析学は、心理探偵学とも称すべきもので、探偵小説作家の、まさに考究すべき処女地である」（33）と長谷川天溪が言うように、心理の探求という営みそのものが探偵行為のアナロジーとしても捉えられ、探偵小説ジャンルと分かちがたく結びついていたのである。

本作は、〈狂気〉という同時代的な謎の提示、謎を追究する経路、

それによって達成される謎の解明という形式を取り探偵小説ジャンルに接近した。その形式は、作品自体は怪談ジャンルを自称しながら、謎の合理的解明という探偵小説的欲望を読み手に喚起するであろう。しかし謎を追究する為に選択肢となる諸々の手段は近代的パラダイムでは肯定されない合理的手段であり、謎は怪異というメタ的な謎に回収され、探偵小説的欲望を裏切り怪談的世界観へ帰趨する。このテキストのねじれが生む誘惑と背信がもたらすのは、〈狂気〉の解決法としての近代的合理主義——なかならず近代精神医学一辺倒からの脱却であり、全ての〈狂気〉が近代合理的に説明可能だという認識が錯覚であるという気付きであろう。〈狂気〉を探る手段は近代的方法に限らないし、〈狂気〉という心の謎は医学や精神分析が手際よく分析するように明瞭な形で解かれるとは限らない。本作「影を踏まれた女」は、同時代の探偵小説においてしばしばモチーフ化された〈狂気〉という心の謎を題材に取り、敢えて作中時間を近世に遡行し、その時代に添った解明の経路を辿り、解明された謎を怪異として提示することで、同時代の探偵小説の潮流を諷するように〈狂気〉の物語を発掘し心の解釈の多様性を示唆しているのである。

注



- 1 岡本綺堂「こま犬」『近代異妖篇 綺堂読物集乃三』春陽堂、一九二六年一〇月、一頁
- 2 東雅夫『なぜ怪談は百年ごとに流行るのか』学研新書、二〇〇一年八月、三八〜三九、五六〜五七頁
- 3 千葉俊二「解題」『青蛙堂奇談』中公文庫、二〇一二年一〇月、二五四頁
- 4 岡本綺堂「父の怪談」『新小説』二九卷六号、一九二四年六月、一五頁
- 5 横溝正史「名探偵今昔」『別冊文芸読本 日本の名探偵』一九八〇年二月、四頁
- 6 岡本綺堂「火薬庫」『探偵夜話 綺堂読物集第四卷』春陽堂、一九二八年五月、二頁
- 7 千葉俊二「岡本綺堂から江戸川乱歩へ」『アジア・文化・歴史』八号、二〇一八年四月、四頁
- 8 谷口基『怪談異譚——怨念の近代』水声社、二〇〇九年八月、三七頁
- 9 本章における「影を踏まれた女」本文の引用は『近代異妖篇 綺堂読物集乃三』（春陽堂、一九二六年一〇月）に拠る。
- 10 創医学会学術部主編『漢方用語大辞典』燎原、一九八四年五月、一七二頁

- 11 同右、一四四・一七五・一七九頁
- 12 小田晋『日本の狂気誌』講談社学術文庫、一九九八年七月、三一八～三二五頁
- 13 貝原益軒『標註養生訓 益軒文庫第二篇』隆文館、一九一〇年一月、八頁
- 14 佐々木宏幹・宮田登・山折哲雄監修、池上良正ほか編『日本民俗宗教辞典』東京堂出版、一九九八年四月、五七四頁
- 15 梅村貞子「精神障害者収容施設・山本救護所の歴史」『岐阜県郷土資料研究協議会会報』一四号、一九七六年十二月、一三～一七頁
- 16 日本の精神病医療史における水治療については小俣和一郎『精神病院の起源』（太田出版、一九九八年七月）を参照のこと。
- 17 呉秀三・樫田五郎『精神病者私宅監置ノ実況及び其統計的觀察』内務省衛生局、一九一八年七月
- 18 戸部民夫『神秘の道具 日本編』新紀元文庫、二〇〇一年六月、三〇八頁
- 19 土田猷『癲癇狂経験編』一八一九年。引用は『磯辺偶涉下 附癲癇狂経験編』精神医学神経学古典刊行会、一九七九年一〇月、四二頁
- 20 八木剛平・田辺英『日本精神病治療史』金原出版、二〇〇二年

四月、四一頁

- 21 横山泰子『綺堂は語る、半七が走る——異界都市 江戸東京』  
教育出版、二〇〇二年一〇月、四一頁
- 22 「解剖学の影響で多く描かれた妖怪」『別冊太陽』二一九号、  
二〇一四年七月、一二〇～一二四頁
- 23 加門七海「解説」『岡本綺堂伝奇小説集 其ノ二 異妖の怪談  
集』原書房、一九九九年七月、二四七頁
- 24 都築道夫「解説」『影を踏まれた女』旺文社文庫、一九七六年  
一月、二九四頁
- 25 引用は『近代体育文献集成 第Ⅱ期』第二〇巻、日本図書セン  
ター、一九八三年二月、四〇～四一頁
- 26 只野真葛「影の病」『奥州波奈志』一八一八年。引用は鈴木よ  
ね子校訂『只野真葛集』国書刊行会、一九九四年二月、二三〇～  
二三一頁
- 27 一柳廣孝「さまよえるドッペルゲンガー——芥川龍之介「二つ  
の手紙」と探偵小説」吉田司雄編著『探偵小説と日本近代』青弓  
社、二〇〇四年三月、一二二頁
- 28 日本文学におけるドッペルゲンガー小説の系譜については、西  
井弥生子「日本ドッペルゲンガー小説年表稿」（一柳廣孝・吉田司  
雄編著『幻想文学、近代の魔界へ』青弓社、二〇〇六年五月）を

参照のこと。

29 小林靖彦「日本精神医学の歴史」懸田克躬編『現代精神医学大系 精神医学総論Ⅰ』第一卷A、中山書店、一九七九年三月、一五頁

30 川村邦光『幻視する近代空間』青弓社、一九九〇年三月、九九頁

31 兵頭晶子『精神病の日本近代』青弓社、二〇〇八年十一月、五一頁

32 同右、同頁

33 長谷川天溪「探偵小説の将来」『新青年』八卷一〇号、一九二七年八月夏季増刊、二一九頁

## 第九章 精神医学に復讐する狂女

### ——夢野久作「笑ふ啞女」論——

夢野久作の作品群を読み解く際、「聖性」が重要なキーワードの一つとしてある。「白髪小僧」（誠文堂、一九二二年一月）における白髪小僧や「犬神博士」（『福岡日日新聞』一九三一年九月二三日）三二年一月二六日）におけるチイ少年の如き最下層民に聖性が付与されているといった評があり（1）、「笑ふ啞女」（『文芸』三巻一号、一九三五年一月）や、その原型とされる「ゐなか、の、じけん」内の掌編「郵便局」（『探偵趣味』四年六号、一九二八年六月）に関しても、白痴の娘についてそうした聖性がしばしば指摘されてきた。山本巖は、「郵便局」について次のように述べている。

どうして腹が膨れたのかと問われて『知らんがナ』と言いふり仰ぐお八重の笑顔は、女神のように美しく無邪気であった」と久作は書いている。社会の最下層で疎外されさげすまれる者の中にこそ聖性が宿る、つまり俗性の中の聖性、あるいは俗性と聖性の逆転という視点もまた久作の一貫したモチーフである。ただしそれは、近代のヒューマニズム的観点とは全く無縁である。そこにはむしろ近代市民社会的な常識や秩序に対するアンキーな感性が潜んでいる、といった方がよい。（2）

また、多田茂治は同作について次のように述べている。

すさまじい死にざまですが、この描写に、「郵便局」とさげすまれながら、ニコニコ笑っていた白痴の娘の生涯が尽くされていきます。そこには、生け贄の羊の聖性さえ読みとれます。(3)

本章では、日本の文化史における〈狂気〉の様相を参照することで、テキストにおける聖性が啞女によって体现される前近代的〈狂気〉の正の側面であることを確認し、それを糸口にテキストに表象された〈狂気〉の歴史性を読み取りたい。

以下は概略である。村で初めての学士で唯一の医者でもある甘川澄夫と隣村の初江の婚礼の最中、動物とも人ともつかぬ妙な声が聞こえて来た。声の主は村の啞女で花子といい裏山に父と住んでいたが、若者を誘惑するので土蔵に閉じ込められていた。昨年の秋口に花子は姿を隠し、探しあぐねた父は縊死した。花子は澄夫を見つけると抱きつき離れないので、澄夫はモルフィンを注射し眠らせる。澄夫は初江との初夜、昨年の事を回想していた。裏山を散歩していた澄夫は花子に遭遇し、その性的誘惑に負け土蔵を開いたのであった。妊娠の相手が自分であるという事実が露見することを恐れた澄夫は、初枝が眠っていることを確かめ、花子を毒殺するため物置へ行く。しかし初江は跡をつけて来て一切を見ていた。澄夫はカプセルを自ら飲む。

本章では、自らの妊娠を認知させようとする啞女と、それを拒み啞女の殺害を企てるエリート医師澄夫のせめぎ合いを、前近代的〈狂人〉像と近代医学の相克として捉える。さらに、童貞という同時代のエリート的価値観に苦しんだ末に啞女と関係を持ち、結末で新婦に事実を悟られ自殺に追い込まれる澄夫の姿に、前近代に復讐される近代という構図を見出す。

#### 一 澄夫の人物造形

物語は、村のエリート医師・甘川澄夫と隣村の初枝との婚礼の場、甘川家の奥座敷での酒宴に始まる。村の助役で村一番の大酒飲みの黒山伝六郎は冗談交じりに婚礼を寿ぐのだが、その長口舌の中で、澄夫の人物造形が明らかにされる。

村中の娘が総体に惚れとる。俺でも惚れとる。なあ。此村で初めての学士様ぢやもの。しかも優等の銀時計様ちうたら日本にたつた一人ぢやもの……（本文五六頁）（4）

ここから澄夫は、村で初めての学士であり、帝国大学を首席で卒業していることが窺える。

学問ばつかりぢや無い。テニスとかペニスとか云ふものは学校でも一番のチャンポンとかチャンポンとか云ふ位ぢやげな

(同五六頁)

また、彼はスポーツの才能も持ち合わせている。

男ぶりチウタならトーカー活動のロイドよりも、まつと／＼  
えゞ男じやしなあ。阪妻でも龍之介でも追付かん。(同五六頁)  
そして、彼は美男子でもある。

今度の医師会長のお世話で、隣村の頓野先生のお嬢さん……し  
かも女学校をば一番で卒業さつしやつたサイエンス……日本の  
業平さんと、小野小町と此村で結婚さつしやる。(同五七頁)

このように、共に秀才かつ美男美女同士の結婚である。

若先生は村でタツタ一人のお医者様じや。しかし斯様な山の中  
の素寒貧村には過ぎた学士様じや。先代の仲伯先生も云うちや  
濟まんが学校は出ちや御座らん漢方の先生じや。

(同五六～五七頁)

さらに、彼は村唯一の医者で、漢方医学者であった先代と違い、西  
洋医学を学校で学んでいる。

新式の病院を開業さつしやる。お蔭で村の者が一人残らず長生  
きする。なあ……これ位芽出度い事は無いなあ医師会長さん。  
(同五七頁)

そして、漢方でなく西洋医学による病院を開業することになってい  
る。



澄夫の人物造形について先行論は「村一番のエリート」(5)と見なしているが、そのエリート性を以上のようにより具体的かつ個別に見ると、一つには学業成績・運動神経・外見の優秀性といった個人に備わった資質があり、もう一つは学校を卒業し開業する西洋医としてのエリート性があることが分かる。この後者の西洋医としてのエリート性に関して、当時の医学教育制度を参照したい。小俣和一郎は近代日本の医学教育制度について次のように述べている。

大学における専門的な医学教育制度は、一八八三年の医師国家試験制度の開始をまっけてはじめて整備されることになる。それまでの医学教育は、もっぱら「医学校」とよばれる学制には規定されない場で行われていた。

(…)

明治当初には、それまでの漢方医に代わって洋医の速成が急がれたが、一八八六年には帝国大学令・中学校令が出されて、帝国大学には医学部（または医科大学）を設置することが義務づけられた。（6）

このように、近代日本の医学教育制度には、漢方から西洋医学へ、そして大学での専門教育や認可制へという歴史的变化があり、詳しくは既に序章第二節で述べた通りである。そしてそれは、澄夫が「云ふちや濟まんが学校は出ちや御座らん漢方の先生」である先代の仲

伯先生と比較され、褒めそやされる背景でもある。つまり西洋医としての資格を有する澄夫は、近代的医学者なのである。さらに、このことが伝六郎により表明された後に花子が登場することで、その人物造形における対照性がより鮮やかになるのである。

## 二 花子の人物造形

次に花子の人物造形を探る。花子は村の人びとからは「啞ヤンの非人」「啞女」「啞女」「村の厄介者」「色情狂」「外道人間」「片輪者」「精神異状者」「狂女」として認識されている。ここには啞という身体的な障害者像、そして狂女という〈狂人〉像の二面が表れている。後者の狂性は、日本文化史の中で聖性と重ね合わせて論じられている。小田晋は次のように述べている。

日本文化史のなかで、狂気誌的に見てゆく場合、日本文化の古層に発するタイトとしての二極構造、すなわち

(一) ケ(日常)―労働―素面―現実―本地農耕民―正気―(俗)の第一系列と

(二) ハレ(祭)―芸能―陶酔―超越―(恍惚)―山民(漂泊民)―狂気―(聖)の第二系列

の存在が日本文化の古層から、中古―中世―近世へと引きつが

れ、両者が表裏の相補関係をなしてきたことを指摘したい。

日本文化においては狂気は、この第二系列のなかに位置づけを与えられ、第一系列の陰画、あるいは反世界としてそれなりの役割を保ちつづけた。(7)

花子の有する聖性とは、この前近代(中古―中世―近世)の日本文化において引き継がれてきた(狂気)の持つ性格であり、日本文化の古層の第二系列の一部であると考えられる。そこで、この第二系列の各項目をテキストと比較し考察を加えていきたい。

まず、ハレについて述べる。周知のことであるが、ハレは非日常的な空間・時間を指す概念であり、祭り、正月、婚礼などが代表的なその機会である(8)。テキストの主な舞台はまさにその代表的な機会たる婚礼の場であり、花子はこの機会を知らないはずであるのに、狙って時期を待っていたかのようにやって来る。

……さうして、それだけの恐怖、不安、戦慄を、今日の日に限って此家の玄関に持込んで来たのが、彼女の意識的な計画であつたら……

それがさながらに悪魔の知恵で計画された復讐のやうに残酷な、手酷しい時期と場面を選んで来た事はトテモ偶然と思へない。白痴の一つ記憶式の一念で、云はず語らずのうちに彼女がさうした処を狙って、時期を待つて居たかのやうにも思へる。

又は全然さうで無いかのやうにも思える……（本文六七頁）  
ここから、〈狂人〉である花子とハレの場の非常に強い結びつきが窺える。

次に、陶酔について述べる。作中、婚礼の場は「氏神様から借りて来た五合、一升、一升五合入の三組の大盃を回して居る」とあるように酒宴の場としても描かれている。陶酔とは第一系列における素面との対称であるから、字義通り酒に酔っていることを意味する。従って、酒宴の場と同質と考えてよい。

第三に、超越について述べる。これは第一系列における現実との対称であるから、超現実性を表していると考えられる。花子は、様々な超越的な力を発揮している。

其手を非常な力で跳ね除けながら啞女は、涙をポロ／＼と流した。

(…)

双肌脱の伝六郎が、音に聞こえた強力で、お花の腕を挽ぎ離さうとする度に帯際を掴まれてゐる澄夫は式台の上でヨロ／＼とよろめいた。

「コレ／＼。離せと云ふたら。恐ろしい力ぢや。……」（同六一  
～六二頁）

澄夫に抱き付く花子を強力自慢の伝六郎が離そうとするが、非常な

力・恐ろしい力で離れないため、澄夫がモルフィンで眠らせる。このように、力自慢の男ですら太刀打ちできない超越的な力を花子は有している。また、冒頭で

「ケダモノじやろか」

「鳥じやろか」

「猿と人間の相の子のやうな……」

「春先に鴉は啼かん筈じやが……」（同五五頁）

と花子の声について語られるのも、人間性を超越した境界的存在であることの形容の一種であると解釈できる。さらに、花子は人間離れした魅力を放っている。

その倉庫の二階の格子窓から白い手が出て一心に彼をさし招いてゐる。その手の陰に、凄い程白く塗つた若い女の顔と、氣味の悪い程赤い唇と、神々しいくらゐ純真に輝く瞳と、額に乱れかゝつた夥しい髪毛が見えた。それが窓から洩し込む烈しい光線に白い歯を美しく輝かした。

「……キキキ……ヒヒヒ……ケケケ……」

その幽霊のやうに凄い美しくしさ……なまめかしさ、眼も眩む

ほどの魅惑……白昼の妖精……（同六六頁）

「凄い程」「氣味の悪い程」「神々しいくらゐ」「幽霊のやうに」「眼も眩むほどの」「白昼の妖精」、こうした形容はいずれも日常から乖

離れた超越的な美しさであることを表現する言辞である。

第四に、山民（漂泊民）について述べる。

彼はまだ眼を閉ぢてゐた。はだかつた胸を、露はになつた両脚を吹く涼しい風を感じながら、遠く近くから疎らに聞こえて来るツク／＼法師の声に耳を傾けてゐた。山中の静けさかヒシ／＼と身に泌み透るのを感じてゐた。／突然。鳥とも獣とも付かぬ奇妙な声がかたたましく彼を驚かした。

「ケケケケ、、、、、……」

彼はビククリして眼を見開いた。彼は山の中の空地の一端に佇んでゐたのであつた。（同六五頁）

このように、花子は山中の土蔵に暮らしている。そして、「木綿に朱印をベタ／＼と捺した巡礼の負摺を素肌につかけて……」とあるように遍路の装束を纏っている。小田は山民について次のように述べている。

民間信仰がらみの狂気の存在形態とは、たとえば、日本の場合、「狂乱して道にあくがれ出たもの」をそのなかにとりこんでゆく仕組み、つまり遍路となり、鉢叩き、節季候など、さまざまの路上の人びとのなかに溶けこんでなんとか生きてゆく手段が存在した。柳田国男のいう「狂乱して山に走りこんでゆく人々」に対しても、日本のように山が人々の生活に身近く存在

するところでは、山民、とくに漂泊的な山民の群に投じるといった可能性を提供したかも知れない。そしてそれは日本人のもつ山中他界観と関係したであろう。(9)

漂泊民とは〈狂人〉の一生活スタイルであり、他界としての山は〈狂人〉の居場所であった。花子が遍路の装束を纏い山に暮らしているのは、こうした前近代における山民・漂泊民としての〈狂人〉像を踏まえているのであろう。

このように、花子は小田の言う日本文化の古層に発するタテイトとしての二極構造における第二系列の性質をその人物造形の中に備えている。よって、先行論の言う聖性はこれらに関わる性質の一つであり、総体的に見て、花子は前近代的〈狂気〉の象徴的存在であると言える。

また、前近代における〈狂気〉の特徴として、小俣はネガティブな意味とポジティブな意味の二面があることを指摘している。

(奈良朝の「タフレ(狂れ)」「タマフレ」「タワムレ」、平安朝の「くるふ(狂ふ)」「舞う(くるふ)」の意味の二重性から) 狂気の概念には元来、疾病現象(健常からの逸脱、健常な生活能力の喪失)としてのネガティブな意味と、創造的現象(一般人には無い芸術的または宗教的才能およびそれをもつ異能者)としてのポジティブな意味とがあり、前者はまぎれもなく病人(あ

るいは障害者)とその症状(異常行動)を指す表現で後者は遍歴の芸能民(陰陽師、猿樂師、白拍子など)・特異な宗教家(呪師、巫女、勸進聖など)の行為を示すことばであつたに違いない。(10)

こうした、奈良朝以降の健常からの逸脱としての負の側面と異能としての正の側面という〈狂気〉の両義性は、花子の人物造形にも見出される。彼女は啞かつ〈狂人〉であり、村の者からは「啞ヤンの非人」「啞女」「啞女」「村の厄介者」「色情狂」「外道人間」「片輪者」「狂女」と、徹底的に健常から逸脱した負の存在として扱われている。しかし同時に、先程ハレや超越について論じた際に検証した通り、超現実的能力や美しさといった異能をも有している。このような、健常からの逸脱と異能という〈狂気〉の両義性という点からも、花子が前近代的〈狂人〉の象徴的存在であることが理解できる。

花子の前近代的〈狂人〉像としての人物造形についてももう一つ関連するのが、花子が座敷牢に監禁されていた、ということである。

「御覽の通り啞娘の上に色情狂で、彼の裏山の中の土蔵の二階窓から、山行の若い者の姿を見かけますと手招きをしたり、アラレも無い身振をして見せたり致しますので、跛の門八爺が外に出る時には、必ず喰物を内に残いて、外から嚴重と締りをし居つたさうで御座います。」(本文五九頁)



花子は〈狂気〉を理由に父によって土蔵に閉じ込められている。小田によると、

「(近世社会において)座敷牢方式は、狭義の狂気の場合だけでなく、放蕩者のような困り者を含む非適応者に対する家族共同体のやむをえない防衛手段であった」(11)。

このように〈狂人〉などに対する家族による前近代的処遇として、座敷牢方式があった。それは花子の生活についても踏襲されている。作中時間が発表当時の現代(一九三五年)であるとして、花子の座敷牢に暮らしているという生活状況は以下のように意味づけられる。精神病患者監護法の下で座敷牢は私宅監置として規定され合法的に存在し続けていた。橋本明によれば、精神病院への入院患者が増え続け、大正末期から昭和初期にかけて私宅監置患者を上回るようになり、この時期から精神病院が最も代表的な精神病患者収容・看護の場所になりつつあったこと、精神病患者の総数に占める私宅監置患者数の割合は一割を超えることはなく、少数派であったと論じている。しかし同時に、次の点も橋本は指摘する。

だが、見方を変えると、別の局面も浮かび上がってくる。病院にせよ監置室にせよ、収容された精神病患者全体に占める私宅監置患者の割合は地域ごとに大きく異なっている。都市部と違って精神医療施設の少ない地方では、私宅監置に大いに依存しな

ければならなかったのである。(12)

作品発表の同時代においては精神病院がもつとも代表的な収容場所であったとはいえ、地方での私宅監置の需要は衰えてはいなかったのである。橋本明作成の表「全国精神病患者収容施設および公私立監置室の修養患者数」(同右引用資料、四五頁)によると、一九三五年時点での精神病患者収容施設の総計に占める私宅監置の割合は、都市での少なさ、地方での多さ、互いの差が著しい。例をいくつか挙げるなら、都市は東京〇、八%、大阪二、二%、地方は作品舞台と思われる福岡及び九州を挙げると、福岡三四、三%、佐賀七〇、八%、長崎六六、八%、熊本五五、二%、大分八二、五%、宮崎八一、五%、鹿児島七八、六%と、桁違いである。従って、座敷牢という名称の下で処遇を受けていることは前近代的〈狂人〉像としての一表現であらうし、また作品発表時においても座敷牢という前近代的処遇が私宅監置として多く残っていた地方、それも村を舞台としたのである。

さて、前近代的〈狂気〉に付与されていた両義性は、近代化に伴い変化を迫られる。小田は次のように述べる。

社会・文化的基盤の変動の結果、精神病患者や知的障害者などをも含む非順応型の人々の居る場所がなくなり、社会からはじき出されることになったことは、もつと不幸だった。さらにそ

れまでなら、たとえ一時的な狂気であっても憑依状態は多少とも畏敬の目で見られた。たとえば狐憑きになった女性は即席の神となつて、赤飯や油揚げなど、農民の思慮のおよぶ限りの御馳走にありつくこともあつたのに、脳病や神経病というレットルを貼られることになつた者は、癲狂院の鉄格子の中に、そのデイスカール（論述）を閉じこめられるか、または、私宅監置の闇に沈むかのほかはなかつたのであつた。（13）

近代化に伴い、〈狂気〉は脳病・神経病として捉えられる。それは疾病としての負の側面のみを見ており、正の側面は失われることとなつた。

以上、花子の聖性という出発点から、花子がまず日本文化史における〈狂〉の系列の特徴を有していること、次に前近代的〈狂気〉の健常からの逸脱と異能という両義性が見られること、そして座敷牢という前近代的処遇の下にあること、以上の三点より、花子が前近代的〈狂人〉の象徴的存在であることを論じてきた。

それでは、第一節にて論じた近代医学者としての澄夫と、この前近代的〈狂人〉像としての花子をめぐりテクストはいかに展開し、二者の人物造形といかに関わるのであろうか。

### 三 啞というディスコミュニケーションと身体的コミュニケーション

ヨン

以下に示すプロットの展開から理解できるように、テキストの展開の最も大きな鍵となっているのは花子による身体性の行使である。

①テキスト冒頭、花子の声に対し「啞ヤンの非人が何か貰ひに来とるんじやろ」と気付く。花子はまず形容の出来ない奇妙な声を放ち、自らを認識させることに成功している。

②花子が甘川家の玄関に座って動かないため、栗野博士が対応しようとする。「実は玄関に妙な患者が来たといふ話でな。」「いや。実はなあ。その患者が精神病者らしいでなあ」と、「非人」から「精神病者」へと認識が変化し、認識から対応へと事態が進む。

③下男の一作が花子を物乞いとして追い払おうとしている。一作に対し大きく膨張した自らの下腹部を指しているが、この時点では妊娠に気づいてもらえない。

今しも台所から出て来た此家の下男の一作が、赤飯の握飯を一個遣つて追払はうとするのを、女はイキナリ土の上に払ひ落して、大きく膨張した自分の下腹部を指しながら、頭を左右に振つた。獣とも鳥とも付かぬ奇妙な声を振絞つた。(本文五九頁)

啞ゆえに生じる誤解であるが、この後にコミュニケーションがもた

らされることによつて、身体性の行使による事態の突破が強調されることとなる。一作はもう一度プロット⑤でも花子について誤解していることから、テキストにおいて事態の突破を引き立てるためのディスコミュニケーションの役割を担っていることが分かる。

④花子は、一作には通じなかった、下腹部を指して栗野に意思を疎通しようとする。

啞女が急に向直つて栗野博士のフロック姿に両手を合はせた。

下腹部を指して奇声を発し続けた。

「何だ。妊娠しとるじや無いか」(同五九頁)

栗野はそのサインから妊娠に気付き、さらに、昨年の秋口に花子が姿を隠し、探し回った門人が土蔵の中で縊死したことを一作から聞き、「つまり此娘を逃がいた奴が、門八爺を殺いた様なもんじや」と、フーダニットの提示に到る。

⑤一作は花子が突然現れた理由を次のように推測する。

「当ても無しに非人てまはり居ります中に、誰やらわからん……を宿して、久し振りに父親の門八爺が恋しうなりましたので、故郷へ帰つて来ますと、あの裏山の土蔵は壊けてアトカタも御座いませんで、途方に暮れて居ります処へ、コチラ様の前を通りかゝつて、ご厄介になりに来たのでは無いかと、かう思ひますが……」(同六〇頁)

これも誤解であり、すぐ後に「何せい相手が啞女で、おまけの上にキチガヒと来て居ります用に、何が何やらわかつたものでは御座いません。」ともあるように、一作により啞というディスコミュニケーションが確認されている。

⑥花子は澄夫を見つけるや、抱きつき離れない。

新郎澄夫の青白い顔に気が付くと、お花は見る／＼眼を丸くしてポカンと開いた。泥だらけの手足を躍らして小犬のやうに跳ね上ると、玄関の式台へ泥足のまゝ駆け上つて、栗野博士を突除けながら、澄夫の袴腰にシツカリと抱き付いた。

(同六〇〜六一頁)

この行動によって、花子を妊娠させた張本人が自分であると露見するのを澄夫は恐れる。

若様らしい上品な澄夫の顔が、その笑ひ声につれて見る／＼皺だらけの鬼婆のやうな、又は髪毛を逆立てた青鬼のやうな表情に変つた。反対に澄夫の方が発狂してゐるかのやうに見えた。

(同六一頁)

⑦伝六郎は、花子のこの行動を次のように解釈する。

近いうちに子供が生まれるに、此の若先生に頼んで生ませて貰ひ度いチウのか……

(…)

「たとひ精神異状者ぢやろが、啞女ぢやろが何ぢやろが、これあ福の神様ですばい。何も知らじい来た、今日のお祝ひの御使姫ですばい。」(同六二頁)

と誤解し、祝祭の一装置として取り込もうとする。

⑧ 澄夫はモルヒネで花子を眠らせた後、次のように考える。

見るも浅ましい孕み女。物を得言はぬ聾啞者。それが口にこそ云ひ得ね。手真似にこそ出し得ね。正当な彼の妻である事を現実に立証し、要求すべく立現はれて来たのであつた。それは、

ほかの人間たちには絶対にわからない。たゞ彼にだけ理解される恐ろしい、不可抗的な復讐に相違なかつた。(同六七頁)

花子にとって澄夫は、真実を知るがゆえに唯一彼女の意図を理解する存在である。言い換えれば、最も深く身体的に繋がったことが意思伝達を可能にする理由となっている。ここでも花子の身体性がコミュニケーションを媒介としたテキストの展開と結びついていることが確認できる。

⑨ 栗野は「医者の人気といふものはコンな事から立つものぢやけに……」と初枝を安心させ、同時に医者としての営業に利用しようとする。

⑩ 続けて栗野は「そのうちに私が県庁へ手続きをして行路病人の収容所へ入れてあげるけに……」と収容を仄めかす。

⑪初枝が眠っていることを確かめた澄夫は、部屋を抜け出し薬局で塩酸モルヒネを調合しカプセルに入れる。それを花子に飲ませ殺害するためである。

その時に彼に取縋つてゐるオドロ／＼しい姿が、泥だらけの左手をあげて、初枝の顔を指した。勝誇るやうに笑つた。

(同六九頁)

⑫しかし後をつけて来ていた初枝に花子との関係を悟られ、花子は勝ち誇るやうに笑う。そして澄夫は自殺する。

彼はカプセルを自分の口に入れた。ビーカーの水を……その中にゆらめく月の光を凝視しつゝ……思ひ切つてガブ／＼と飲んで。(同六九頁)

このようにプロットを確認してゆくと、①「形容の出来ない奇妙な声」②「玄関に坐つて動かぬ」③④「下腹部を指し」⑥「澄夫の袴腰にシツカリと抱き付いた」⑫「初枝の顔を指し」「勝ち誇るやうに笑つた」など、花子が身体性を行使することが①自らを認識させる②対応を迫る④妊娠を気付かせる⑥妊娠させた相手を指し示そうとする⑫「正当な彼の妻である」ことを誇示する、といったテクストの展開の鍵となっている。また、③⑤⑦のように所々で一作や伝六郎により啞を原因に生じる誤解が示されることが、身体性の行使が事態の突破であることを一層際立たせている。この時、花子は



啞ゆえに、澄夫による自らの妊娠を認知させるという目的を理解してもらえず、村人からは物乞いとして認識されたり、祝祭の一装置として無害化されたりとディスコミュニケーションの状態にある。

さて、こうした身体性の行使による事態の突破と啞による誤解をテキストの進行におけるポジティブな要素とネガティブな要素とすると、二節においてみてきた前近代的〈狂気〉の持つ異能としての正の側面と健常からの逸脱としての負の側面という性質と相似的な関係にある。つまり、前近代的〈狂気〉における健常からの逸脱とテキストの展開における啞という二つのレベルにおける負の側面、そして前近代的〈狂気〉における異能とテキストの展開における身体性の行使という二つのレベルにおける正の側面はそれぞれ共鳴し、両義性という主題を象っているのである。

また、もう一つのテキストにおける特徴として、澄夫や栗野の花子への対処が医学的近代性を帯びていることがある。プロット⑧では、澄夫は無造作に狂女の右腕を捕まえて注射しモルヒネで無理矢理眠らせ、⑩では、塩酸モルヒネを調合し花子の殺害を企てる。これらの行為は近代医学者たる澄夫が近代医学技術により花子を強制的に対処しようとしていると言える。そして、プロット⑨⑩では栗野は新婦・初枝を安心させようと次のように話す。

「まあ、大事にして遣んなさい。医者の人気といふものはコ

ンな事から立つものぢやけに……そのうちに私が県庁へ手続きをして行路病人の収容所へ入れてあげるけに……」(同六三頁) ここには医者の人気への利用と行路(行旅)病人としての扱いが示されている。福永肇は戦前の一般的な医療提供が民間、それも個人の医師によって提供されていたことを指摘し、その診療報酬について次のように述べている。

民間病院の運営は患者が支払う治療費で賄われ、診療代金は自由価格(実態は医師会が決めた規定報酬価格)で伝染病を除き全額負担であった。医療は市場経済のサービス産業であった。

(14)

また、橋本は行旅病院の処遇について次のように述べている。

公費患者の扱いは地域によって異なっていた。東京や大阪といった早くから精神病院の整備が進んでいた都市では、少なからぬ公費患者を病院に監置することができた。だが、これ以外の地域では概して精神病院の設置は遅れ、公費による患者の収容先は十分に備わっていたわけではない。そのため、医療施設ではない精神病者収容所や公立監置室といわれるものが全国各地に作られていた。

(…)

行旅病人及行旅死亡人取扱法によれば、行旅死亡人を救護した

ときに救護に要した費用は被救護者の費用だが、被救護者が弁償できないときには扶養義務者が負担する。だが、患者を引き取る者がいない、あるいは扶養義務者に経費の弁償ができない

場合には、市町村長がその経費を府県に請求する。(15)

従って、栗野の提案する医者の人気への利用、行路病人の収容所への移送は、市場経済のサービス産業としての医療、公的保護施設への収容といった近代日本における精神病医療の特徴を踏まえていると言える。

このように、身体性の行使というポジティブティに対し、近代医学者・澄夫や医学博士・栗野は、近代医学的手段により様々な形で封じ込めを試みる。こうした彼らの試みは、小田が「癲狂院の鉄格子の中に、そのディスクール（論述）を閉じこめられる」と表現したような、近代化に伴う〈狂気〉の監禁・排除というポジティブティの剥奪の暗喩と解釈できよう。

#### 四 自滅する澄夫

澄夫は夜、花子に遭遇した去年の八月の末を回想する。

暑中休暇の数十日を田舎の自宅で潰して、やつとこのことで卒業論文を書上げた彼は、……裏山の方へ散歩に出かけた。

(…)

もちろん女なんかには、此方から恐れて近付き得ないやうな所謂、聖人型だったので、二十四歳の大学卒業間際まで、完全な童貞の生活を送つてゐた。それは中学時代の一つの秘密の誇りでもあつた。／＼だから来年に近付いて来た結婚に対する彼の期待は、彼の極めて健康な、どちらかと云へば脂肪太りの全身に満ち／＼てゐた。田圃道でスレ違ひさまにお辞儀をして行く村の娘の髪の毛の臭気を嗅いでも、彼は烈しいインスピレーションみたやうなものに打たれて眼がクラ／＼とする位であつた。

(…)

汗じみた、甘鹹い自らの手の甲の皮膚をシツカリと………て気を散らさうと試みた………が………しかし其の手の甲の肉から湧き起る痛みすらも、一種のタマラない………のカクテルとなつて彼の全身に渦巻き伝はり、狂ひ巡るのであつた。

(本文六五頁)

このように、彼は自らが童貞であることを誇りと思ひながら、その信念に抑圧された欲望を制御しきれずにいた。その欲望を抑えるため山中に分け入り、花子と遭遇する。

彼は突然に目を閉ぢ、唇を嚙締めて、雑木藪の中を盲滅法に驀進し初めた。あたかも背後から追蒐けて来る何かの恐ろしい

誘惑から逃れやうとするかのやうに、又は、それが当然、意思の薄弱な彼が、責罰として受けねばならぬ苦行であるかのやうに、(同六五頁)

この童貞に対する積極的な価値づけについて、山崎はずむは「結婚以前のセックスに対する禁忌が存在する一方で、童貞に対して積極的価値を主人公は見出そうとしている」(16)と指摘している。また、渋谷知美は浅田一「童貞論」(『グロテスク』二巻一号、一九二九年一月)安田徳太郎「日本人の童貞調査」(『中央公論』五一巻四号、一九三六年四月)などに拠り、花柳病の流行が童貞に美德というシェルターを与えたことで一九二〇年代に童貞＝美德論が登場し、医学的ディスクールの薦める貞操の遵守という時代的傾向が存在した(17)と述べている。また、渋谷はその「童貞＝美德論」の担い手について童貞を称賛したことを確認できるのは、一九二〇年代の大学生や予科生、そして彼らのイデオログたる知識人においてのみだった(18)としている。従って、その年代近くに帝大生時代を過ごした澄夫はとりわけエリート医学生であるがゆえに童貞を美德とする医学言説のために性欲に苦しんでいるのであろう。このことは、澄夫の近代性と相関している。童貞＝美德論という積極的価値づけがあり、エリートであるがゆえに澄夫は性欲に悩み、その性欲が澄夫を山深くに闇雲に驀進させ、破滅の原因となる花子

の下へ導く。また、その破滅の帰結としての自殺は、近代医学者として彼が持つ近代医学技術である塩酸モルフィンの調合を道具として行われた。このように、花子と対峙して近代的性格を担った澄夫は本来の正の要素が負の要素に転化し自らを破滅させてしまう。そしてその転化と破滅は、花子の異能性や身体性といった近代が剥奪した〈狂気〉のポジティブティによってもたらされるのである。エリートゆえの禁欲意識から闇雲に山深く分け入った澄夫は花子の眼も眩むほどの魅惑という超越的魅力に引かれ関係を持ってしまい、結末では花子が澄夫にいきなり抱き付き心から嬉しそうに笑うことで初枝が真実を悟り、澄夫は自殺に至る。

花子は健常からの逸脱という負の側面と異能という正の側面を有する前近代的〈狂人〉像の象徴であり、それぞれの面と平行する形で彼女の啞と身体性の行使がテキストの進行の鍵を握っている。このように、二つのレベルにおいて近代化以前に〈狂気〉が有していたような両義性がテキスト内で表現されている。近代化以降、〈狂気〉からポジティブティは剥奪されるが、近代を舞台とした本作において、澄夫や栗野の近代医学的強制対処に屈せず、異能や身体性を行使し事態を突破する花子の姿には、失われた前近代的〈狂気〉の特性の奪回が暗示されている。対照的に澄夫は、自らの近代性の持つ正の面が負に反転して作用し、自殺することとなる。ならば、

花子が成し遂げた復讐とは、ポジティブティを奪われた〈狂気〉による近代医学への復讐として読み替えられるであろう。

##### 五 夢野作品群における〈狂気〉

こうした本作の特徴は、他の夢野における〈狂気〉をモチーフ化した作品に比するとより明瞭になる。夢野は「怪夢」〔『文学時代』三卷一〇号、一九三一年一〇月〕「狂人は笑ふ」〔『文学時代』四卷七号、一九三二年七月〕「キチガヒ地獄」〔『改造』一四卷一〇号、一九三二年一月〕、第二章で論じた「ドグラ・マグラ」などにおいて〈狂気〉をモチーフに据え、時にそれを排除・監禁する近代という時代、監禁を遂行するための機構としての精神病院を積極的に題材としており、批判的な姿勢も窺える。「怪夢」では精神病者と彼を実験台に研究を完成させようとする「診察着の男」が鉄格子を隔ててドッペルゲンガーの如く分裂した個として語られ、「狂人は笑ふ」の「青ネクタイ」では傷害事件を起こして蔵に幽閉された精神病者の女が婚約者である名探偵の青ネクタイ氏の正体が実は精神病院長であるとの妄想を語り、「崑崙茶」では精神病院入院患者である語り手が隣室の支那の留学生に飲ませられた崑崙茶の中毒のため不眠症になつていと訴えるが、やがて聞き手の婦長も隣室の留学生もいな

いことに気づく。「キチガヒ地獄」では精神病院入院患者である語り手が新聞記者Aに操られて送った数奇な人生について述べ、回復と退院の希望を院長に訴えるが、院長はおらず、語り手は自らこそが新聞記者Aであることを思い出す。「ドグラ・マグラ」では二章で既述のように、正木博士の学説を証明する実験台として呉一郎が精神病院内で記憶回復の試験を受け続けている。

以上のように、夢野は主に精神病院などにおける監禁という状況設定の下に〈狂気〉を描いた。監禁状態にある人物を全て被害者として描いたわけではないが、監禁というそもそもの性質上、受動的な状況の下に精神病患者は表現される。

それら作品群とは異なり、本作は近代という時代の中に前近代のポジティブな特性を取り入れ駆使することで、〈狂気〉を、現実においてそれ自身を排除した近代精神医学に対峙させ、能動的に表現することを可能ならしめたのである。

## 注

- 1 山本巖『夢野久作の場所』葦書房、一九八六年一月、九四～九七・一五九～一七四頁、多田茂治『夢野久作読本』弦書房、二〇〇三年一〇月、二七～四四・一一三～一二二頁

- 2 山本巖前掲書、一七頁



- 3 多田茂治前掲書、一五七頁
- 4 本章における「笑ふ啞女」本文の引用は西原和海・川崎賢子・沢田安史・谷口基編『定本 夢野久作全集4』（国書刊行会、二〇一八年四月）に拠る。
- 5 山本巖前掲書、一八頁
- 6 小俣和一郎『精神病院の起源 近代篇』太田出版、二〇〇〇年七月、九〇～九一頁
- 7 小田晋『日本の狂気誌』講談社学術文庫、一九九八年七月、三八一～三八二頁
- 8 今村仁司編『現代思想を読む事典』講談社現代新書、一九八八年一〇月、四九一頁
- 9 小田晋前掲書、三四六頁
- 10 小俣和一郎『精神病院の起源』太田出版、一九九八年七月、二〇三～二〇四頁
- 11 小田晋前掲書、三四九頁
- 12 橋本明『精神病者と私宅監置』六花出版、二〇一二年一二月、四六頁
- 13 小田晋前掲書、三六七頁
- 14 福永肇『日本病院史』ピラールプレス、二〇一四年一月、二三二頁

- 15 橋本明前掲書、一〇六〜一〇八頁
- 16 山崎はずむ「童貞と良心——『ドグラ・マグラ』を中心に——」  
『比較文学・文化論集』二八号、二〇一一年三月、五五頁
- 17 渋谷知美「青少年のセクシュアリティをめぐる言説——1880—1995年 日本・男子編——」『日本Ⅱ性研究会議会報』九卷一号、一九九七年一〇月、一一〜一二頁
- 18 渋谷知美『日本の童貞』文春新書、二〇〇三年五月、二六頁

## 第一〇章 佯狂表象としての物語

### ——岡本綺堂「川越次郎兵衛」論——

『半七捕物帳』シリーズの一編「川越次郎兵衛」は『講談倶楽部』

(二五卷一三号、一九三五年一二月)に発表された。

梗概を以下に記す。一八五五(安政二・以下、本章においては近世という時代設定の性質上元号を併記する)年三月七日、一人の男が江戸城本丸表玄関に現れ「天下を拙者に引き渡すべし」と怒鳴った。役人は菅笠から男を川越在住の次郎兵衛なる者と知り乱心者として川越藩の屋敷に引き取らせたが、藩邸では男が所持する臍緒書に宇都宮在・条次郎とあることから別人であるとし、八丁堀同心・坂部が引き取りに行った。その途中、男は姿を消してしまい、男の噂は世間に広まってしまった。不首尾な同心は内密に半七に助力を要請する。次郎兵衛の菅笠を被り江戸城へ乗り込んだ「偽気違い」は太鼓持の条次郎であった。この一件を知った年増女のお葉が遊びを言い出した菓子屋の主人・民次郎を脅していたのである。半七は増村と坂部双方の顔が立つよう片をつけたが、その年の安政の大地震で次郎兵衛、お葉、お磯は死に、増村の商売は寂れたようだった。

本章では佯狂概念を視座とし、事件の当事者が乱心者とされたという点、そしてその振る舞いが実は偽りの(狂気)であり遊びに端

を発している点、さらにそうした遊びが江戸の崩壊を予期していたと半七が解釈する点に着目し、それらを〈護身〉としての佯狂、〈責任回避〉としての佯狂、〈遊び〉としての佯狂、〈風刺〉としての佯狂、という佯狂表象の諸相と照らし合わせることで、本作における〈狂気〉の偽装の役割が、佯狂表象を基底としていることを明らかにする。そして、捕物帳ジャンルとしての意味づけを図る。

#### 一 〈護身〉としての佯狂

事件の発端は一人の乱心者の江戸城侵入である。

「ひとりの男が本丸の表玄関前に飄然と現われて、詰めている番の役人たちにむかつて『今日じゅうに天下を拙者に引き渡すべし。渡さざるに於いては天下の大変出来いたすべしと、昨夜の夢に東照宮のお告げあり、拙者はそのお使にまいった』と、

まじめな顔をして、大きい声で呶鳴った」（本文九頁）（1）

今内孜編著『半七捕物帳事典』（国書刊行会、二〇一〇年一月、二三七頁）によると、この出来事は史実に基づいており、同氏は明田鉄男『近世事件史年表』（雄山閣出版、一九九三年一月、二五一頁）の「安政二年（一八五五）三月七日 武州川越の百姓久米次郎なる狂人、江戸城本丸玄関前まで侵入『天下をオレに渡せ』と叫ぶ」との

記述に言及している。

この記述に「狂人」とあるように、史実の上では久米次郎は真実の〈狂人〉とされている。しかし、本作では後に判明するように桑次郎の乱心は偽りであり、テキストでは意図的に真の〈狂人〉から偽の〈狂人〉へと変換されている。事件の中心が乱心者の出現であり、それが偽りであると判明する点を探偵小説プロットの山場である事件の真相の開示として配置していることから、テキストの焦点はその偽りの〈狂気〉＝佯狂にあると言える。

佯狂は中国において発生した概念であり、すでに『論語』「微子」において楚狂接輿に対しその用例がみられる(2)ように古代より一種の処世術として用いられ、日本では最古の漢詩集『懷風藻』に唐から帰国した留学僧・釈智蔵が学業優秀のあまり同輩からの危険を感じ「陽狂」(＝佯狂)したとあり(3)、その概念的な受容がみられる。そして佯狂は、八木章好によれば、有徳の者や志を抱く者が困難な状況において韜晦的な手段として用いる保身の所作や、俗世を離れた高雅な境地を狂態によって示そうとする一種の文人精神など、歴史上多様な文脈で用いられている(4)。

さて、そうした歴史上の多様な文脈と比較してみた時に、本作における佯狂はどのような状況でいかに作用しているのであろうか。事件の発端は、ある男が江戸城本丸表玄関に現れ「天下を拙者に

引き渡すべし」と怒鳴ったことに始まる。しかし、役人たちはこの男・糸次郎を捕らえて刑に処することができない。

こんな人間が江戸城の玄関へ来て、天下を渡せなぞという以上、誰が考えても乱心者としか思われません。この時代でも、相手が気違いとなれば役人たちの扱いも違います。本気の者ならば、すぐに取り押さえて縄をかけるのですが、気違いである上に、仮りにも東照宮のお使と名乗る者を、あまり手荒くすることも出来ない。(本文一〇頁)

そもそも佯狂には難を避けるという役割がある。『論語』「微子」には、殷王朝末期、紂王の暴政下にあつてその地を離れた微子・佯狂して死を逃れ奴隸となった箕子・諫めたために殺された比干の三者について「微子去之、箕子為之奴、比干諫而死。」(5)と記されており、この記述は佯狂の事例としてしばしば参照される。また、『漢書』「蒯伍江息夫伝」においては謀反の勧誘に失敗し後難を恐れて佯狂した蒯通の伝がある(6)。矢嶋美都子は、この蒯通の例は〈狂人〉は殺されないという観念が周知されていたことを示している、と指摘している(7)。

本作においては、糸次郎の佯狂はこうした〈護身〉としての佯狂が同時代の法制度を踏まえた上での刑罰の回避という形で現れている。半七老人は「昔はどうだったか知りませんが、幕末になつて

は相手が乱心者と判っていれば、余りむずかしい詮議もありませんでした」と振り返っている。江戸幕府における刑法典『公事方御定書』の下巻『御定書百ヶ条』（一七四二（寛保二）年）を繰ると、乱心者の法的処遇として「第七八条 乱気にて人殺之事」には次のようにある。

一 乱心にて人を殺候共可為下手人候然共乱心之証拠慥に有之上  
被殺候もの之主人並親類等下手人御免之願於申出ハ遂詮議可相  
伺事

一 乱心にて其人より至て軽きものを致殺害候ハ、不及下手人事  
(8)

これらの条文から、当時の乱心者は今日の刑事法制の心神喪失に相当し(9)、一般的な犯罪者と区別されて減刑の措置が取られる場合があることが読み取れる。また、小田晋は、徳川幕閣の最高裁判所に相当する評定所の扱いの事件を寺社奉行所で編纂した判例集である『百箇条調書』を分析した結果、一般に厳刑をもって知られ、下手人の認定を下されたらまず死罪を免れない江戸時代でも、乱心者の犯罪については概ね親類預けという寛大な処分が選択されていることから、徳川幕閣の裁判官たちは人間が狂気・乱心に陥り罪を犯すことがあること、その際に常人同様の処分をすることの妥当でないことなどは、十分認識していたという(10)。従って、作中

時代においては現実的状況として乱心者に対する処置が寛大であったことが理解される。こうした例外的状況を逆手に取り糸次郎は、田舎者に化けてお城へ乗り込み、いざというときには「偽気違い」でごまかす計略によって、刑罰から逃れ犯行を成し遂げたのである。こうした糸次郎の佯狂の振る舞いは、〈護身〉という佯狂表象の一面と重なるだろう。

## 二 〈責任回避〉のための佯狂

さて、役人側としては糸次郎がどうして御玄関先まで安々と通りぬけて来たかということが問題となる。すると処置に困った役人たちは「天狗」という口実を設け責任をうやむやにする。

そうになると、ここに大勢の怪我人ができる。それも宜しくないと云うので、かの次郎兵衛は天から落ちて来たという事になりました。いや、笑っちゃあいけない。昔の人はなかなか巧いことを考えたものです。つまり彼の次郎兵衛は天狗に攫われて、川越から江戸まで宙を飛んで来て、お城のなかへ落とされたと云うわけです。こうなれば、誰にも落ち度は無い。(本文一一頁)

また、その後、八丁堀同心・坂部治助らが糸次郎を引き取ることになるが、道中で糸次郎が逃げ出した際には「旋風」という言い訳



が持ち出される。

俄かに旋風がどっと吹いて来て、あたりは真つ暗、そのあいだに次郎兵衛（条次郎・引用者注）のすがたが見えなくなつてしまつたと云うのです。これも前の天狗から思い付いたことで、恐らく油断をして縄抜けをされたのでしよう。縄抜けでは自分たちの落ち度になるから、これも旋風にこじつけたものと察せられます。（同一二頁）

小松和彦監修『日本怪異妖怪大事典』によれば、天狗による神隠しの怪異は江戸時代の随筆類の中にしばしば表われており、最も有名な話として江戸下谷の少年・寅吉が七歳の時に天狗に連れられて仙境を訪れて以来、江戸と往来しながら神仙の修行を積んだとする国学者・平田篤胤の『仙境異聞』（一八二二（文政五）年）があるという（11）。従つて、天狗の存在は当時には一定のリアリティを有していたのであり、条次郎の消失のような事態を天狗や旋風と結びつけるのもそれほど不自然なことではなかったと考えられる。

また、柳田國男は、芝居に出てくる狂人が手に竹の枝を持つ様を、古代の託宣行為において笹の葉を手草に取り神の為に狂乱したことに由来するとし、狂乱とは本来神の領分であつたという（12）。中西進も『古事記』における御酒を「寿ぎ狂ほし」という言葉から、〈狂〉が神懸かりとなる状態を指していたとしている（13）。天狗

や旋風と神の領分を超自然的領域として捉えるならば、第九章第二節で指摘した啞女における異能と同様の〈狂気〉と超自然的領域の親和性を背景に、役人たちは乱心者の消失という事態に対してもっともらしい口実を作り責任を逃れたのである。

為政者が対面を保つため犯人を〈狂気〉として〈責任回避〉に利用する。このような例として『後漢書』「郅憚伝」には、経書と讖記に基づき退位を勧めた郅憚に対し王が殺すことも放置することも出来ない結果〈狂人〉に仕立て面子を保った、という記述がある(14)。

本作では佯狂者が佯狂であると知られずに真の〈狂人〉であると受け取られ、その狂性を役人たちが利用して自分たちの責任を回避する。従って、この『後漢書』にある為政者側が〈狂気〉でない者を〈狂気〉とする(≡佯狂)という事例とはやや趣が異なるが、為政者側が〈責任回避〉のために〈狂気〉を引き合いに出す、という点において共通している。〈狂気〉であるから利用するという本作の事例、〈狂気〉でないものを〈狂気〉として利用する『後漢書』の事例、この二者のように、〈狂気〉と佯狂は相反する概念のようにみえて、表象のレベルで接近する、ということがある。この点については、後にまた論じる。

### 三 〈遊び〉としての佯狂

半七らは関係者に聞き込みを重ね、乱心者の出現の裏には工面のいい家の息子株連中の悪戯があると真相を見抜く。

「おれの当て推量はまあ斯うだ。おめえも知っているだろうが、この頃は世の中がだんだん変つて来て、道楽もひと通りのことじゃ面白くねえと云う連中が殖えて来た。三、四年前の田舎源氏の一件（15）なんぞがいい手本だ。みんなひどい目に逢いながら、やつぱり懲りねえらしい。増村の息子をはじめ、その遊び仲間は工面のいい家の息子株だ。大抵の遊びはもう面白くねえ、なにか変つた趣向はねえかと云ううちに、誰が云い出したか、たぶん増村の息子だろう、お城の玄関前で踊った奴には五十両やるとか、歌った奴には百両やるとか、冗談半分に云い出したのが始まりで、おれがやるという剽軽者があらわれたらしい」（本文三七頁）

「遊び」「道楽」「変わった趣向」「洒落」「悪戯」「悪い洒落」、様々に言葉を変えて表現されるが、つまりは条次郎の佯狂の裏にはこうした風流を気取った〈遊び〉が潜んでいたのである。

佯狂と〈遊び〉は密接に関わっている。『晋書』『阮籍伝』には名士・阮籍の次のような佯狂が伝えられている。

籍容貌壞傑、志気宏放、傲然独得、（…）嗜酒能嘯善弹琴、当其

得意、忽忘形骸、時人多謂之痴、惟族兄文業、每嘆服之、以為  
勝己。(16)

八木はこうした阮籍の振る舞いを「自由奔放に振る舞い、礼教や世俗に反した奇行・狂態を以て真の人間らしさを追究した文人の姿」と説明している(17)。日本においても自らを「狂生」と称し酒や歌を楽しんだ藤原万里の例が『懷風藻』に次のように見られる。

僕聖代之狂生耳。直以風月為情。魚鳥為翫。貪名徇利。未適冲襟。对酒当歌。是諧私願。(18)

中西はこの藤原の態度を「遊び」への志向としている(19)。息子株連中の遊びから生じた条次郎の狂態も、真の人間らしさの追究や文人としての姿ではないが、礼儀や常識に敢えて反し自由に振る舞うことで洒落を追究し風流とするという佯狂の〈遊び〉の精神と結びついているであろう。なお綺堂は『半七捕物帳』第一作「お文の魂」の原形である「お住の霊」(『文芸倶楽部』八巻六号、一九〇二年四月)に「狂生」の筆名を使用しており、そこには佯狂の〈遊び〉に通じる意識があつたのかもしれない。

#### 四 〈風刺〉としての佯狂

かくして乱心者の出現は遊びから出た佯狂であつた、という事件

の真相が明らかになる。そして、半七はこの真相を江戸末期の頽廢の象徴として読み取る。

江戸末期の頽廢期には、こんな洒落をして喜ぶ者が往々ある。

(本文三八頁)

「とにかく変った事を見て見たがる。江戸の人氣がそんなふうになつたのも、つまりは江戸のほろびる前兆かも知れません。」

(同四六頁)

田舎源氏の一件や桑次郎の事件のような洒落を気取つた佯狂という悪ふざけは、江戸幕府の崩壞の予兆であるというのである。実際に、一八五五(安政二)年前後の江戸は、まさに崩壞の危機に向かつて浦賀沖に現れ、その威力に屈して幕府は翌年三月には日米和親条約を結んだ。続いて英・露・蘭とも類似の内容の条約を結び、鎖国政策は破れ幕府は弱体化していた。後に安政の大獄、桜田門外の変等を経て倒幕運動が展開し幕府の滅亡へ到るのは公知の史実である。

佯狂には、社会風刺や政権批判という性質がある。中国において佯狂の元祖(20)とされる楚狂接輿は、『論語』「微子」で次のように語られている。

楚狂接輿歌而過孔子。曰、鳳兮鳳兮、何徳之衰。往者不可諫、

来者猶可追。已而、已而。今之從政者殆而。孔子下欲与之言。

趨而辟之。不得与之言。(21)

〈狂人〉を装いながら当時の政治を危険と諭す接輿に対して孔子は話をしようとしている。つまり、政権批判としての佯狂が『論語』内で価値づけられているのである。さらに、矢嶋によれば、時代を経て六朝時代に到ると、隠者として知られる陶淵明がその隠逸生活に入る際に楚狂接輿の歌を指針とすることで、以降接輿の処世やその歌の政権批判の象徴性はより明確にされるといふ(22)。

本作において、半七は江戸崩壊の前兆として条次郎の「天下を渡せ」という言葉に着目し、その言葉はまさに幕府が天下を渡す前触れであったのかもしれない、と解釈して物語を締めくくる。

「今になつて考えると、江戸三百年のあいだに、どんな悪戯をしても、どんな悪洒落をしても、江戸城の大玄関前へ行つて天下を渡せと呶鳴つたものはない。全くこれが天下を渡す前触れだったのか知れませぬね」(本文五〇頁)

遊びの上での佯狂から出た戯言が実は時代の真実を突いていたのである。このように、佯狂者が真理を語るという事例は『莊子』にみられる。『莊子』「逍遙遊第一」では先の楚狂接輿が言及され、彼が世俗の人間が〈狂気〉と見なすような理解不能な話をするが、実はそれは超俗の境地を説いた寓話であるとされる。

肩吾問於連叔曰、吾聞言於接輿、大而無當、往而不反。吾驚怖其言猶河漢而無極也。大有逕庭、不近人情焉。連叔曰、其言謂何哉。曰、藐姑射之山有神人居焉。肌膚若冰雪、淖約若処子。

不食五穀、吸風飲露、乘雲氣、御飛竜、而遊乎四海之外。其神凝、使物不疵癘而年穀熟。吾以是狂而不信也。(23)

肩吾は連叔に対してこのように接輿の言を理解不能な〈狂気〉に還元するが、連叔はそれに対してお前には接輿の言う神人が理解できないのだ、この神人とは徳ある聖人のような人物なのだとする。八木はこれを逆説と捉え、世俗の人が〈狂気〉とするものにこそ莊子は真の価値を認めており、接輿の言葉に狂言から至言への反転を看取する(24)。接輿における、こうした反転や、先の『論語』「微子」にある風刺性・政権批判は意図的なものであり、本作での糸次郎の発言の批判性・予見性は意図しない結果ではあったが、狂言から至言への反転という性質は糸次郎の場合にも当てはまるであろう。「天下を渡せ」という発言は悪戯から発した刑罰を逃れるための狂言に過ぎなかったが、その後現実に幕府は天下を明治政府に引き渡し崩壊するのであるから、結果として狂言は真実の言葉となったのである。加えて、実際に幕府が頽廃し民衆に対する圧力が弱まっていたがゆえにこのような悪ふざけが流行したという因果関係を考慮に入れるならば、強ち偶然の繋がりでもないであろう。

また、糸次郎としては佯狂の振る舞いに過ぎなかったが、その言葉は東照宮の夢のお告げによるものとされていた。つまり自らの言を神意の発現としたわけである。先に、〈狂乱〉とは本来神の領分であり〈狂〉とは神懸かりとなる状態を指していた、と述べた。こうした論によれば、糸次郎の佯狂は、結果的には真の〈狂〉がそうであつたように、神懸かりの託宣の如く未来を予見したということになる。これまで触れてきたように、東照宮のお使と名乗るので糸次郎を手荒に扱えず、またその出現を天狗のせいにし逃亡を旋風のせいにするなど、物語の中で〈狂気〉と神の領域やそれに近い超自然的領域が親和性を持って語られていることはその伏線と捉えられる。このように、〈狂気〉と佯狂が表象のレベルで接近していることがここでも確認できよう。

以上のように、本作は糸次郎の佯狂を軸に展開し、事件の内容、進行、真相、事件それ自体の位置づけというプロット進行の各局面において〈護身〉〈責任回避〉〈遊び〉〈風刺〉という佯狂表象の諸相を取り入れて活用しており、のみならず佯狂表象が〈狂気〉表象に重なり合う様も見出すことができるのである。

もとより捕物帳というジャンルは敢えて近世を舞台とすることで近代という時代を捉え直す性質を持ち合わせている。白石潔は当ジャンルについて、日本人の古来からの生活を左右する懐かしい



「季の文学」であること、小市民的生活者の郷愁性を持つことを指摘している(25)。こうしたジャンル把握は綺堂自身の言葉を借りれば「江戸のおもかげ」(26)という概念と重なる。このような捕物帳ジャンルの特質からして、本作における佯狂は、近代日本社会における〈狂気〉の偽装、即ち刑法三九条「心神喪失者ノ行為ハ之ヲ罰セス」に該当するか否かという単なる精神医学的な判断対象のみに留まらない、表現としての豊かな可能性を示していると言える。本作は佯狂をモチーフとしてプロットの随所に嵌め込み活用することで、〈狂気〉やその偽装に関して、それが罪を逃れるのみならず、難や責任を避け、〈遊び〉に通じ、政権や世相を〈風刺〉するという、歴史的に担ってきた多様な役割や魅力を近代において改めて伝えているのである。

注

- 1 本章における「川越次郎兵衛」本文の引用は岡本綺堂『半七捕物帳(六)』(光文社時代小説文庫、二〇〇一年一二月)に拠る。
- 2 『論語』新釈漢文大系 第1巻、明治書院、一九六〇年五月、四〇〇〜四〇一頁
- 3 小島憲之校注『懐風藻 文華秀麗集 本朝文粹』日本古典文学

- 大系六九、岩波書店、一九六四年六月、七七〜七九頁
- 4 八木章好「佯狂の系譜——中国古代思想における「狂」の諸相  
（二）」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』三八号、二〇〇七年  
三月、七一頁
- 5 前掲『論語』三九七頁
- 6 『和刻本正史 漢書（一）』汲古書院、一九七二年七月、五三〇  
〜五三二頁
- 7 矢嶋美都子『佯狂——古代中国人の処世術』汲古書院、二〇一  
三年一〇月、一四頁
- 8 内藤恥叟校訂『御定書百ヶ条』近藤活版所、一八八九年一二月、  
一二六頁
- 9 丸本由美子「江戸期日本の乱心者と清代中国の瘋病者（上）——  
—その刑事責任に関する比較研究を中心として——」『北陸史学』  
五九号、二〇一二年一〇月、四五頁
- 10 小田晋『日本の狂気誌』講談社学術文庫、一九九八年七月、一  
六五〜一七〇頁
- 11 「天狗」小松和彦監修『日本怪異妖怪大事典』東京堂出版、二  
〇一三年七月、三八〇〜三八四頁
- 12 柳田國男「巫女考」『郷土研究』一卷一号〜一二号、一九一三  
年三月〜一四年二月、二三一〜二三五頁

13 中西進『狂の精神史』講談社文庫、一九八七年二月、七〇頁

14 『和刻本正史 後漢書(二)』汲古書院、一九七二年一月、六八九〜六九〇頁

15 今内孜は『半七捕物帳事典』(国書刊行会、二〇一〇年一月、六七頁)で、この「田舎源氏の一件」が実際の出来事であると指摘している。今井金吾校訂『定本 武江年表』(下、ちくま学芸文庫、二〇〇四年二月、三四頁)一八五一(嘉永四)年の項には次のようにある。

十一月十五日、鷺明神縁日、堀田原池田屋が催しにて、幫間及女芸者召連れ、舟にて浅草の鷺明神に詣で、夫より向島へ渡り大七にて支度す。道中すべて柳亭種彦作『田舎源氏』をまねびて裝飾し、土手通りを大川橋の方へ練り行く。舟は橋の辺へ待たせ置きたるが、絹の幕を打ちたり。此辺、往来繁き処なれば、見物夥しきに乗じ総踊りを演ず。此の事官に聞へ、御咎にて二十三日北御番所にて手鎖になりたる者二十人(内女九人)なり。

16 『和刻本正史 晉書(二)』汲古書院、一九七一年二月、六五四頁

17 八木章好前掲論文、八三頁

- 18 前掲『懷風藻 文華秀麗集 本朝文粹』一五八頁
- 19 中西進前掲書、二〇頁
- 20 矢嶋美都子前掲書、七頁
- 21 前掲『論語』四〇〇〜四〇一頁
- 22 矢嶋美都子前掲書、七頁
- 23 『老子・莊子（上）』新釈漢文大系 第7卷、明治書院、一九六六年十一月、一四五頁
- 24 八木章好前掲論文、八〇頁
- 25 白石潔『探偵小説の郷愁について』不二書房、一九四九年二月、八三頁
- 26 岡本綺堂『半七捕物帖』第一輯、新作家、一九二四年五月、一頁

第五部

仕掛<sup>ガ</sup>け<sup>キ</sup>としての  
〈狂氣〉

第一章 ミスリードとしての〈狂人〉

——江戸川乱歩「緑衣の鬼」論——

「緑衣の鬼」(『講談倶楽部』一九三六年一月～三七年二月)は、江戸川乱歩によるイーデン・フィルポッツ「赤毛のレドメイン家」(Eden Philpotts, *The Red Redmaynes, The Macmillan company*, 1922.以下「赤毛」)の翻案作品として知られる。乱歩は同作を高く評価しており、読後の感想として「濃厚な色彩残像」「犯人の感情が実によく浮上つて描かれていること」「犯罪ともつれ合つて描かれた恋愛の魅力」「風景描写」などを挙げ、

今年の初め、ふとしたことから名古屋の井上良夫君にフィルポッツの長篇探偵小説を数冊借覧したのであるが、その内の一冊「赤毛のレドメイン一家」がひどく私を喜ばせた。アア、まだこんな面白い探偵小説を読み残していたのかと、夜を徹して読み終つたあと、私の中の「鬼」がムクムクと頭をもたげ始めたのである。(1)

と感慨を漏らしている。そしてこの刺激を受けて「娯楽雑誌の連載ものに、その筋を取り入れることを思いつき、あの名作を一層通俗的に、また、私流に書き直したのである」(2)と言うように、乱歩は自らの通俗作品に同作のプロットを取り入れるのである。

さて本作に対する評価であるが、水谷準が「作者が日頃から雑文に論説にその抱負感慨をもらす理想から遙かに離れたものであつて、その批評はむしろ差控へるべしと一般の見解のやうである」(3)と述べ、戦後に中島河太郎が「原作の赤毛を全身を緑色で装うた謎の人物に仕立てたのは、娯楽雑誌向けのサーヴィス過剰の気味がある」(4)と評したように、同時期の評論活動において追求された探偵小説理念と乖離した眼高手低の通俗作品と見なされてきた。何より作者自身の「この正月号から又イヤイヤながらも続きものを二つ書きはじめた」(5)という証言がそうした評価を強固にしている。

だが、「二つ一つの殺人の場面は原作とちがっているし、私の作に頻出している「影」の恐怖は、原作には全くないもので、犯罪の動機と大筋だけをフィルポツツから借りたものだ」(6)という自負も一方であるように、通俗化の過程で独自の趣向が凝らされたことは看過できない(7)。両作の相違点として、戦争神経症の叔父・ロバートが出没しレドメイン一族の人々を殺害してゆくかに語られる「赤毛」に対し、本作「緑衣の鬼」では緑色に異常な執着をみせる「緑衣の鬼」(以下「鬼」)が連続する殺人事件の現場に影を見せる。こうした相違はありながらも〈狂気〉を帯びた人物が物語を通じてミスリードとして機能しており、〈狂気〉を大きなモチーフとして捉えることができよう。そこで本章では、本作の〈狂気〉表象に

おける同時代言説との相関を読み取る中で低評価の所以たる通俗性を再検討し、また同時期の乱歩の探偵小説観との距離を探る中で、通俗化・形式への志向といった作者の思惑を出発点としながら、〈狂気〉表象の変奏が精神病言説の文脈の中で獲得した意味作用について考察したい。

一 戦争神経症から「綠色狂」へ

まず、両作における〈狂気〉モチーフの担い手たるロバートと夏目太郎を比較してゆく。「赤毛」では、ダートムアで休暇を楽しむ探偵マーク・ブレンドンのもとにジェニー・ペンディーンから知らせが届き、夫マイクルが赤毛の大男の叔父ロバート・レドメインに殺され死体が持ち去られたと言い、助けを求める。そしてブレンドンは次のように推理する。

「戦争神経症シエル・シヨックに罹った軍人が、ペンディーンと争って、その喉笛をかき切ったんですよ。」（五八頁。以下「赤毛のレドメイン家」本文は宇野利泰訳（創元推理文庫、一九七〇年一〇月）による）

「こんどの事件では、戦争神経症シエル・シヨックに罹っていたレドメイン大尉が、突如、理性を失ったというところに特徴があります。」



(六六頁)

また、別の叔父でロボートの兄に当たるベンディゴが殺害された際にも「気が狂っていれば、なにをするかわかったものじゃない」と述べる。このように、ブレンドンの推理によるとロボートは第一次大戦従軍中に罹患した戦争神経症のために理性を失い、それゆえに喉笛を切り死体を持ち去るといふ凶行に至ったとされる。そして、この推理はダミーであり戦争神経症という〈狂気〉がミスリードとなっている。高林陽展によれば、同症は第一次大戦中に生じた兵士の戦闘不能状態で「放心状態となり、話しかけても沈黙をもつて応え、返答にならない言葉が口から漏れる」といった精神疾患である(8)。小俣和一郎は同大戦について「長期にわたる塹壕戦、それまでの戦争にはなかった戦車、飛行機、潜水艦などの登場、それに史上初めての本格的な毒ガス戦などが、戦場の兵士に与えた精神的影響はまことに前代未聞の大きさであった」と言い「ネルフェンクリーク神経戦」という語の登場をその象徴とみる(9)。同症は当時人々に次のように認識されていた。

精神病院における戦争神経症患者に対する一般的な関心は精神的負傷に関する否定的な話題を伴っていた。戦争神経症の退役軍人を道徳的に不健全ないし明白に危険であるとさえするイメージが戦後のメディアに現れ始めた。(10)

従って、ロバートの〈狂気〉は当時の同症患者を危険視するまなざしを反映していると言えるだろう。だがそれだけでなく、ブレンドンが「あの不幸なひとが正気をとりもどしてくわしく説明してくれると助かるんですが」「祖国のために戦った、いや、それも、だれよりもりっぱに戦った人物が、精神病院内に監禁されて、その生涯をおえるなんて、考えてみただけでぞつとすることです」「それよりも、殺人は戦争神経症の発作のためだと立証したほうが、はるかに無罪にしやすいと思います」と述べるように、ロバートという存在は同症の治療と社会復帰、傷痍軍人の待遇、心神喪失者としての法的処遇といった社会・法制度における位置付けに対する問題を孕んでいるのである。

一方「緑衣の鬼」では、この戦争神経症という属性は捨象されている。日本でも日露戦争報道において戦争と神経症との相関は既に認知されていた(11)。また、乱歩作品において「芋虫」(初出「悪夢」『新青年』一九二九年一月)で四肢を欠損した廃兵が登場し「何者」(『時事新報』一九二九年一月二八日〜二月二九日)では徴兵忌避が扱われているように、個人に対し戦争が及ぼす負の作用への視点も見受けられる。従って、この捨象は自ら「講談社党」(12)とも称する乱歩が「娯楽雑誌の連載もの」に「一層通俗的に」書くと考えたゆえの判断であろう。プロットを辿ると、探偵小説家・大

江白虹が巨人の影法師による笹本芳枝への襲撃を目撃し、芳枝の相談に乗っていると、笹本夫婦が連れ去られてしまうが、後に芳枝は助け出される。白虹は調査の結果、芳枝の従兄で「緑色狂」の夏目太郎を犯人とみる。やがて芳枝の夫・静雄と見られる死体が発見され、太郎の父・菊次郎（「赤毛」のベンディゴに相当）も無惨な溺死体として発見される。

この異常な所業によっても想像されるように、夏目太郎は一種の精神病者であつた。まったくの狂人というのではなく、或る場合は常人よりも鋭い智恵を示すことがあつたけれど、精神異常の争えない証拠は、彼の色彩への不思議な偏執に見ることが出来た。まだ罪を犯さない前の彼の住居は、何から何まで緑一色に塗りつぶされていた。住宅ばかりではない。着衣や持物は勿論、雇人の老婆の白髪頭までが、無気味な緑色に染め上げられていた。彼がその実父夏目菊次郎を殺害した心理も、この精神異常によつて解釈する外はなかつた。いくら反目し合っている親子にもせよ、常人にこんな無残な所業が出来るものではない。（本文一五九〜一六〇頁。以下、本文引用は『全集1』に拠る）

以上のように、語り手は白虹の内面に寄り添い（狂気）を犯行動機とした推理を代弁する。白虹は太郎の色彩への偏執と実父の無惨な

殺害を異常性という共通項で結びつけ、「狂人」太郎を犯人とするのである。

谷口基は「殺人の容疑者をシエル・シヨックの元軍人から緑衣の怪人物へ、探偵の恋敵をイタリアの没落貴族から美貌の秘書へ、という改変にともない、〈戦争とエキゾシズム〉という原典のモチーフに替わる濃厚な猟奇趣味が本作の全篇を貫くこととなった」(13)と指摘する。戦争神経症から「緑色狂」への改変は、強烈な色彩イメージによってより感覚的・直接的に読者に〈狂気〉を伝える。この緑は単に赤毛の赤の補色であるだけに留まらない。ロバートの赤毛と赤チョッキが彼の存在を顕示し同一性を担保する記号であるのに対し、全身に纏われた緑衣そのものが〈狂気〉に直結する換喩として〈狂気〉を可視化している(14)。

このような〈狂気〉の視認性は、見る〈常人〉／見られる〈狂人〉を隔て、読者を前者に配置しつつ後者を常人と異なる異常な存在として差異化する。柴市郎は、明治三〇年代後半から雑誌記事を中心に「精神病院参観記」と総称できる言説ジャンルが形成され、精神医学のまなざしの下で症候を比較・分類された患者たちを収容する精神病院が、参観者に対して患者を展示する施設として位置付けられてゆく様から、精神病患者の〈見世物〉スベクタクル化を指摘している(15)。

大正・昭和期にも、宇津木さかん「巢鴨精神病院参観記」(『第三帝

国』一九一六年一月）杉村幹『脳病院風景』（北斗書房、一九三七年四月）などがみられるように同ジャンルは存続し、そうした見る／見られる関係における差異化された精神病患者像の持続が窺える。娯楽読物の長期連載である本作において読者の興味を引きつけてゆく「洋服は勿論帽子もネクタイも靴下まで、萌えるような不気味な緑色の」「緑色狂」という「不思議な精神病患者」の「怪人」「緑衣の鬼」とは、まさにスベクタクル〈見世物〉化された精神病患者に他ならない。

以上のように、「赤毛」の通俗化の過程で〈狂気〉モチーフは、戦争神経症という対社会的問題意識を含む特性が直訳されず、〈常人〉から差異化され視覚的に訴求する奇異な〈狂人〉像へと翻案されたのである。

## 二 白虹のダミー推理を支える〈狂気〉言説

それでは、「鬼」へ向けられたまなざしにおける異常性とはいかなるものか。白虹の犯人Ⅱ〈狂人〉説を支える論拠としての異常性を〈狂気〉言説を参照し分析してゆく。第一の犯行である笹本夫婦への襲撃に関して、木下警部の「殺害した夫の屍体をなぜ態々運んで行ったか。何の必要もない無駄骨折りとしか考えられないじゃないか」という疑問に対して白虹は、「犯人は恐らく正常な人間ではあり

ますまい。いまわしい先天性の犯罪者かも知れません」と、死体を  
持ち去るといふ犯行の不合理性から犯人を〈狂人〉と推測している。

そもそも常識的観点から理解不可能な振る舞いが〈狂気〉なので  
あり、ロンドン大学病院精神科医・精神病学教授バーナード・ハー  
トが『狂人の心理』（中村古峯訳、日本精神医学会、一九二七年一月、  
一二〇頁）において「狂人の特徴のうちで最も普通で、最も明瞭で、  
また最も顕著なものは、彼の明かな不合理性である」とその特徴の  
第一とするように、不合理な行動は〈狂人〉と率直に結びつけられ  
る。そして白虹は、静雄の死体が銀行に預けられたトランクから発  
見されたことと、太郎の父・菊次郎が無惨な溺死体として発見され  
たことについて次のように解釈する。

「彼の所業は狂人と考えないでは説明のできない節があるの  
です。例えば、笹本静雄を殺害した気持は常識でも判断できな  
いことはありません。しかし、その死体を銀行の金庫の中へ隠  
すなんて仕草は常識以上です。また、あいつはほんとうの父親  
を殺しているではありませんか。（…）激情の余りあの残酷な所  
業をしたのでしようが、それにしても実の父を手にかけるなん  
で、常人には考えも及ばないことです。」

（本文一八九〜一九〇頁）

即ち犯行の不合理性、残酷性、尊属殺人である点を精神錯乱の発

露とみる。岩藤章「精神病者の事故並に之が取締に就いて」『警察新報』一九二九年五月、一七頁）に「殺人、傷害等の犯人が精神異常者であつた例の珍しいものでないことは云ふ迄もない。否寧ろこの種の犯人の犯行時の精神状態を厳密に調査するならば、精神低格者若くは変態的異常的な分子を持つて居ないものが、却て少いことになるのではないかとさへ思へる。」とあるように、同時代の警察によつて他者を殺傷する犯罪の多くは「精神異常者」によるものと認識されていた。『読売新聞』（一九三七年七月八日朝刊、七頁）にも「狂人氾濫 殺傷事件の七割五分は実に彼等の仕業だ 〃相談所 “いよ／＼店開き”とあり、同様の主張に具体的な数値を示しリアリティを付与している。また、尊属殺人は「最モ残忍ノ所為ナリトスル」（16）ゆえに刑が加重されており、精神病者が実父を殺害する事件は「惨事」「凶行」（17）として報道されていた。即ち尊属殺人は残忍であるとの認識があり、その残忍性がテキストにおいて〈狂気〉に帰せられているのである。以上のように、異常性に着目した白虹の推理は不合理性、残虐性を〈狂気〉の特質とする同時代言説に準拠しているのである。

さらに、白虹の内面と同レベルに位置する語りも他の〈狂気〉言説を呼び寄せる。「鬼」の大きな特徴でとりわけ強調されるのは、乱歩が原作には全くないものと自負する「影の恐怖」即ち影を見せて

はたちまち消失する神出鬼没性である。語りは探偵・乗杉龍平の登場するプロット中盤まで幾度も繰り返し、

「緑衣の怪物、この不思議な精神病者は、何か常人には想像もつかない魔力をでも備えていたのであるか。」(本文九三頁)

「彼は狂人にのみ許された神通力をでも備えていたのであるか。」(同一二八頁)

と、自由自在の神出鬼没性を〈狂人〉固有の魔力・神通力に帰する。中西進は上代における〈狂〉概念を神的存在の知覚に関わるとし、また謡曲のもの狂ひを例に神秘や畏怖という〈狂〉の性質を挙げている(18)。第九章第二節及び第一〇章第二節でも論じたように民俗史的に超自然的な力と〈狂気〉は親和性が高く、それが〈狂人〉特有の魔力・神通力として表現されているのである。

このように、本作における犯人Ⅱ〈狂人〉説には犯行の不合理性・残虐性・超自然性を〈狂人〉の特質とする言説が背景にあり、それらが相俟って喚起する奇異な〈狂人〉像が「鬼」のミスリード性を担保している。白虹のダミー推理は同時代の精神病者に対する社会的まなざしに同化することで成立しており、本作における通俗性はこのまなざしによって構築されているのである。

そもそも、〈狂気〉と犯罪の親和性は近代日本を通じて常に強固な言説として存在していた。法制度の面から見れば、序章第二節で触



れたように一八七三年「東京番人規則」において「放レ牛馬」「狂犬」と並び取締の対象とされ、一八七四年三月二八日警視庁布達規第一七二号においては精神病者を社会にとつて危険な存在とし家族の責任において隔離すべきとされた。また、呉秀三が「一体精神病者は犯罪をなすことが少なくない」(19)と言ひ、杉江董が「精神病と犯罪とは互に密接なる關係を有するものと謂はざる可からず」(20)とし、金子準二が「精神病と犯罪は同胞」であつて精神病者に、近代を通じて精神病者と犯罪を相関づける言説が精神病者によつて継承・強化されている。本作において残虐な殺人を「精神異常」によつて解釈しているように、悪質な犯罪を精神病者のなせるものとする解釈は次に述べられるように一般的であり、

彼等(精神病者・引用者注)对社会の問題は或は一家の塵殺に、或は放弄火に、或は異様の風姿言行に、又は突然の暴行為に、日々新聞記事の種となり所謂文明の悪の華を咲かせつゝある。

(22)

時にそうした言説は、悪質な犯罪を精神病者に帰したいという欲望に自覚的ですらある。

どんな困窮にも相扶け合ふべき肉親らが、金ゆゑにその夫を、その弟を平然と死に追ひやつたと云ふ、五万五千円の保険金詐

取未遂事件が伝へられてゐます。私たちはかうした異常な事件に直面するとき、たゞ眼を覆ひ、彼等が寧ろ常人と異なる精神病者であつてくれと望む感情の強いものがありますが、(23)

加えて、「駐在巡查と妻 夜中凶漢に襲はる 犯人は監置中の精神病者 血だらけで潜伏中逮捕」(24)といった、罪を犯した精神病者の逃走・潜伏を知らせる報道も「鬼」のミスリードとしてのリアリティを強化しただろう。このように、明治期以降の制度・精神病学者・メディアによつて〈狂気〉と犯罪の親和性が自明化されていき、とりわけ悪質な犯罪は精神病者のなすものとする解釈が一般化されていったのである。

以上のことから、本作における見られる〈狂人〉像とは、危険性・異常性を帯びて日々の紙面を賑わす犯罪者——即ち加害者としての〈狂人〉表象であると言えよう。

そして、こうした近代社会における〈狂人〉を加害者とするまなざしの萌芽は国内における精神医学の発展と関わっている。先の資料「東京番人規則」等にて確認したように精神病者の監護は明治初期においては警察の監督下に置かれており、精神医学は主体的な指導性を有していなかった。しかし、第五章第三節にて論及したように、一八八二年旧刑法第七八条「知覚精神ノ喪失ニ因テ是非ヲ弁別セサル者」に対して導入され始めた精神鑑定が一九〇七年公布の刑

法三九条で心神喪失者・心神耗弱者を区別することになった際、精神医学は犯罪の域内における自らの領分を確保するために同鑑定へのその導入を主張した。そして犯罪における〈狂気〉の発見が拡大されればされるほど精神病院をはじめとする精神医学的な施設の設定が促され、予防としての精神医学の発達が必要とされる。よって呉は「甚きは殺人放火するものさへ、精神病の為めなれば、無罪として放免せらるゝ。(…)危険至極ではないか、法律の上で宥して置いて而も之を取締る方法や施設がないとは驚くべき事である」(25)と訴える。芹沢は言う。

司法において精神病患者の無罪を証した狂気を、社会における有罪判決の根拠に反転させること、あるいは裁判所においてではなく、それとは異なった場所で狂気の犯罪性を問うこと、これこそが司法との交わりにおいて精神医学が達成しようとしたこととがらであった。

ゆえに、狂気と犯罪は相互に密接な関係を持っているという命題を成立させるため、犯罪という事実を〈狂気〉という隠された原因へと還元する操作により、顛倒した両者の因果関係が構築された(26)。換言すれば、現実社会における犯罪と〈狂気〉の接続自体がミスリード的性質を帯びていたのである。その接続の作為性にまで本作が自覚的であったとは言えまいが、作中における〈狂気〉のミスリー

ドを成立せしめる後景としてこの現実における〈狂気〉のミスリード性が伏在しているという意味では、両者は相似的關係にあると言えよう。

### 三 菊太郎・乗杉の推理と科学性

さて、以上のような白虹の〈狂気〉言説に基づく犯人Ⅱ〈狂人〉説は、菊次郎の兄・菊太郎と乗杉の登場によって覆されてゆく。菊太郎は相次ぐ事件に関して次のように言う。

「わしは太郎という人物をよくも知らないのですが、まったくの精神病者と仮定しても、あれの行動にはなんとなく理解しがたいところがある。ときどき追っ手の眼の前で煙のように消え失せるということですが、第一そんなばかなことがあるう道理がない。わしは科学者として、そういう神変不可思議を信ずることはできません。」(本文一五一頁)

直後に地の文で「老人は、科学者の直覚で、何か事件の裏にひそむ微妙なものを感じている様子であった」と再度強調されるように、科学者・菊太郎は科学的視点から〈狂人〉ゆえの魔力による犯人消失を否定し、一般的イメージに基づく犯人像の一部である超自然性を掘り崩す。この場面に対応する「赤毛」では犯人の神出鬼没性の

強調がないため、アルバート叔父の発言は「あのあわれな男が、かりに生きておるにしても、一年間もおなじ服装でいられるものでない。そんな格好で、ヨーロッパの半分を旅行して、この土地までやってくるなんて、おかしいとは思わんかね」という率直な論理である。

そして菊太郎の知人である名探偵・乗杉の登場となるが、この菊太郎と乗杉の登場の語りに変化が見られる。これまで幾度も〈狂人〉の魔力・神通力の存在を煽ってきた語りだが、

不可能が行なわれた。夢か怪談としか考えようもないくらいだ。精神異常者夏目太郎には、何か正常人には想像も及ばない、地獄の魔力が備わっていたのであろうか。だが、ここは童話の国ではない。われわれは怪談を信ずることはできない。いかに不可能に見えようとも、そこにはなんらか可能の手段が残されていたのちがいないのだ。（本文一七六頁）

と、それらを否定する。そこには白虹のイメージに基づく推理―菊太郎による超自然力への疑問―語りの変化―乗杉の科学的推理、という推理レベルの推移が窺える。これまで白虹の内面に添っていた地の文の変化は、読者の視線を科学的視点に引き上げる予備動作と受け取れよう。

乗杉は推理の出発点として「如何に狂人の病的な魂だと云って、

物理学の法則を破って行動することは出来ません」とより具体的に科学性を表現し捜査に着手する。また、この論理は〈狂人〉を他の人間と同様にみなすことをも意味し、その異常性・危険性・神秘性を強調する白虹と異なり乗杉は〈狂人〉と〈常人〉の同質化を起点に推理をしている。そもそも白虹が太郎の自宅・緑屋敷を訪ね「主人は少し頭が変だということだが、乱暴をするようなことはなかったのかい」と老婆に聞き込みをした時点で、「エエ、滅多にそういうことはございませんでした。それでなくては、いくらお給金を戴いたって、とても勤まるものじゃございません。」と太郎の暴力性を予め否定するという伏線によって〈狂気〉と危険性の不一致が示唆されていくことも付言しておこう。

そして乗杉は疑問点を整理し、犯人はなぜ静雄の死体を銀行の金庫に隠したか・またなぜ実父を残酷に殺害したのかという「二つの不可解」、及び犯人の各所での消失という「五つの不可能」を提示する。なお、前者は二つの死体がともに「赤毛」には登場しないゆえに、そして後者も先述したように、共に独自の論点である。前者は〈狂気〉言説に依拠する犯人の不可解性・残酷性への疑問、後者は超自然性への疑問と言える。これらの疑問に対し、前者は死体が静雄でなかったがゆえにできるだけ隠匿しておくため・相手が実父でなかったためとし、後者は幻灯機械と腹話術によるトリック、と乗

杉は真相を暴く。つまり、ダミー推理の中で不可解性・残虐性・超自然性といった〈狂気〉言説により作り上げられた〈狂人〉としての犯人像が、真の推理における科学的思惟によつて整理され一点一点否定されるのである。かくして、謎の論理的な解明という探偵小説ドラマツルギーは、同時代言説とも重なる〈狂人〉の異常性と犯罪との結びつきを切り離してゆく過程となっている。

さらに、こうした科学という語用に関して、乱歩は同時期のエッセイにおいて探偵小説における科学性として「物理化学の智識」と「筋を運んで行く論理的手法（探偵の推理）」を挙げ、探偵小説本来の科学性は後者にあるとしている。本作の推理における論理的思考を科学・物理学と称して提示し強調しているのには、物理化学と論理を科学の名称の下に地続きに捉える、当時の乱歩の探偵小説観が反映しているであろう（27）。

そして、白虹と菊太郎・乗杉の人物造型も彼らの推理と対応関係にある。白虹は知人である木下警部に捜査協力し推理を開陳するなど社会に交わり、芳枝救出後は人気作家となる。その一方で、菊太郎は隠棲し研究に没頭する「学問好きの奇人」であり、乗杉は雑学者で犯罪心理学や世界犯罪史に深い造詣を持ち平刑事として活躍したこともあったが「いつの間にか居所が変わり」「奇人乗杉は完全に世間から姿をくらましてしまった」と紹介され、連載中には「驚嘆！

乗杉探偵の奇策奇謀」(28)との惹句も用いられるように、奇人として設定されている。乱歩作品における探偵像といえど明智小五郎が第一に想起されようが、通俗長篇以降の地位や名誉を獲得した明智のような造型ではなく、敢えて「D坂の殺人事件」(『新青年』一九二五年一月増刊)など初期短編における雑学者・奇人性を付与していることから意識的な人物形成であろう。社会により密着する白虹の推理が一般的(「狂気」)イメージに基づくのに対し、菊太郎や乗杉は社会から離れた存在であるゆえに科学性を具備している。このような推理主体における社会からの距離感と推理の科学性の比喩は、社会と言説との密着性の表出と捉えることができよう。これらの人物造型も原作「赤毛」とはやや異なり、ブレンドン・ロンダンは警視庁で警部の地位を目前にしており社会に即した存在であるが、アルバートは書籍蒐集家として隠退してはいるものの以前イギリスの大書店で重役を勤めていた。ガンズに関しては「警察に職を奉じている人間で、ガンズ氏のお名前を知らぬということはない」というほどに「功成り名をとげられた」「偉大な人物」で、奇人と程遠い。

#### 四 形式への志向



以上のように、本作はミスリードによって隠蔽された謎を徐々に推移する推理主体が論理的思考によって解明する、といういわば規範的な探偵小説構成をとっているが、これは「赤毛」に喚起された乱歩の形式への志向と関わる。

乱歩は「赤毛」について「のつぴきならぬ筋の脈絡が、巧みにも有機的な照応が、生きものの血管のように張り廻らされて」おり、ガンズの心理探偵術は読者に「アア、これは本物の探偵小説だぞ」との喜びを与える(29)、とその本格性をも高く評価している。そして山前譲が指摘するように、この読書体験を契機に乱歩は読者としての本格探偵小説への情熱を湧かせ英米の作品を涉猟し、探偵小説評論を積極的に発表するようになるのである(30)。そもそも「赤毛」を乱歩に紹介した井上良夫にしても「探偵小説の持つ特殊な面白味には、まず何よりも「論理的な面白味」が挙げられなければならないと思う」(31)と述べているように、こうした志向を乱歩と共有していた。

この読書体験から乱歩は後に『鬼の言葉』(春秋社、一九三六年五月)として纏められる幾多の評論において旺盛に探偵小説の概念化を試みる中で、探偵小説を「科学と芸術の混血児」(32)とし犯罪、怪奇、幻想の文学をも包含する多様性を認めながらも、「ある難解な秘密を、なるべくは論理的に、徐々に探り出して行く経路の面白さ

というものが主眼になっていなければならない」(33)「多様性を混沌たる多様性のままに放置することは望ましくない」(34)として論理性に比重を置いている。従って、抑も大筋を「赤毛」から借用していることも作品形式に当然直接関わろうが、「探偵小説とは難解な秘密が多かれ少なかれ論理的に徐々に解かれて行く経路の面白さを主眼とする文学である」という連載同時期の定義や評論活動における論理・形式への志向の作用も伴って、本作では言説の利用による謎の強化・推理主体の推移という論理的解明の漸進性・論理性の強調といった諸点に原作よりもアクセントが置かれたと考えられる。加えて、同時期の論理性に関する議論の中で乱歩は、

科学的な論理でもいい。常識的な論理でもいい。少くとも俗に云う理窟にかなった解決でなくてはいけない。(…)  
例えば狂人の論理というようなものがあるとすれば、そういう非論理によつて秘密を解決する型のもは、文学としては如何に優れていても探偵小説の条件にはかなわぬ。(35)

と言い、また「探偵小説作法の一つの重大なコツは、一見不可能な事柄に、意外な可能性を見出す術だと云える。それは魔法靴、魔法杖のお伽噺の興味を、もつと大人向きに、論理科学的にしたものあり(…)」(36)と述べている。これら、狂人の論理のような非論理に依存した解決——即ち白虹の如き〈狂気〉を措定しその非論理

性に基づく推理——ではなく理窟にかなった解決、不可能から可能へ——即ち〈狂人〉の魔力の否定——という要素は、本作における謎の解決過程の性質そのものである。

このような形式性に拠って、一方ではミスリードがより通俗的であるゆえ一層推理の論理性が際立ち、他方では解決の論理性により〈狂気〉にまつわるミスリードが改めて認識されるという点から言えば、本作は形式性を梃子に、読み手に対して読み手自身の〈狂気〉に対する通俗的まなざしの自覚を喚起するテキストなのである。

そして同時に、本作における〈狂気〉イメージの論理的思惟による否定という面は、次のクラカウアーの言を参照するならば、そのイメージの強固さを物語っていることにもなる。なぜなら、探偵小説という虚構世界において探偵に担保されテキスト内で追求される達成される論理性即ち「合理」<sup>ラチオ</sup>の勝利は、却って現実社会におけるその不在を反照しているからに他ならないからである。

自律性を求める合理<sup>ラチオ</sup>の要求は、探偵を神そのものの反映にまで高める。超越を拒む内在が、超越の後釜に座るのである。探偵に全知と遍在の仮象が付与され、そしてまた、摂理としての探偵が事件を阻止し、あるいは解決に導いて賞賛されるのは、そうした歪曲の美学的な表現である。だが、探偵は、その形象の

完全さとか、その存在の不思議な力とかいった、擬古的な意味において神なのではない。探偵が人物像の謎を解き、知的な推論によってすべての本質的な特性を服従させることが、探偵を支配者にするのである。探偵小説は、目の眩んだ合理には見ることができないものを、容赦なく暴露する。つまり、合理の思ラチオいがつた神性が、現実ではいかに役に立たないかを明らかにするのだ。(37)

## 五 不在の被害者としての〈狂人〉

本作の結末において乗杉は菊次郎の秘書・山崎（＝笹本静雄、「赤毛」のドリア＝マイクル・ペンディーンに相当）と芳枝を真犯人として指弾し、夏目太郎はこの二者に財産を狙われ〈狂人〉ゆえに犯人として偽装され、トランクに詰め込まれた死体として銀行で発見されるに至った「本当の被害者」であると言及される。即ち、加害者としての〈狂人〉像が否定されるばかりでなく、それが被害者であったという真相が明かされるのである。また、夏目の死体は発見時には静雄と見られていたのであり、その殺害状況は乗杉の推理における回顧の内にある。換言すれば、〈狂人〉夏目太郎は語り手や他

の登場人物の語りの内のみ登場し、徹頭徹尾、テキストにおいて不在である。

このような、結末における〈狂人〉の加害者から被害者への表象の反転は、現実社会における精神病患者の実相と重なる。精神医学的視座の下で危険視されていた精神病患者は、一般社会から排除され自宅監置や精神病院において監禁の対象とされた、という点において被害者という立場にあったと言つてよい。本作の同時代には、第四章第四節及び第五章第二節で言及した夢野久作『ドグラ・マグラ』「キチガヒ地獄外道祭文―一名、狂人の暗黒時代―」において、逃れられない監獄の如き精神病院に収容される被害者としての精神病患者が描かれており、これを問題化する意識が見出せる。

ドウセ治癒らぬ病氣と決定れば。医師に見せるは体裁だけだよ。棄てに来るのが本当の腹だよ。生きて生き甲斐無い此の病氣。どうぞよろしく頼みますと。頼む挨拶ウラから聞くと。若しも治癒れば迷惑千万。ならう事なら殺して欲しいと。云はぬ心がハツキリ見え透く。此処が患者の生死の境ひで。医者が大いに儲かる処ぢや。(38)

また、テキストにおける実像の不在については、社会における精神病患者を圍繞するまなざしの抱える問題と繋がる。佐藤雅浩は、近代日本のマスメディアが精神疾患という現象を事件や犯罪に関

わる「危険な他者」の問題として表象してきたことを指摘し、こうした〈狂気〉に対する好奇のまなざしが作り出す形象を「他者化された狂気の表象」と呼ぶ(39)。主体として立ち現れることなく肉声で語ることもない〈狂人〉の不在には、メディアによるフィルターを通して一方的に客体として語られることで常人との差異が反復・強化されてゆく、精神病者の他者性が窺われる。

本作同様に〈狂人〉をミスリードとする構造の探偵小説は、同時代においても見受けられる。大阪圭吉「三狂人」(『新青年』一七巻八号、一九三六年七月)では三人の精神病院患者の脱走を装い院長が患者を殺害し逃亡を図り、横溝正史「真珠郎」(『新青年』一七巻一二号〜一八巻二号、一九三六年一〇月〜三七年二月)では殺人者と発狂者の血統を受け継ぎ蔵の中で殺人鬼として純粹培養された真珠郎が連続殺人の犯人と目されるが実際は誰も殺さぬまま死んでおり、波多野狂夢「狂った人々」(『探偵文学』二巻一二号、一九三六年一二月)では入院患者が第一容疑者とされ、大下宇陀児「殺人病患者」(『キング』一三巻九号、一九三七年八月増刊)では凶悪な〈狂人〉が逃亡しているとされるが実際は真犯人に利用され殺害されている。これらの作においても本作同様の〈狂人〉像の反転がみられるのであり、同時代の探偵小説もまた少なからず、事件の表層的認識から論理的思惟による真相の発見への到達というジャン

ル固有の力学の中で、〈狂気〉と犯罪の短絡的接続の誤謬、及び不在の被害者としての精神病者像の提示という構造を共有していたことが理解できよう。

本作におけるミスリードとしての〈狂気〉は、真相を隠蔽することによって謎を強化し、その科学的解明の明晰さを際立たせることによって作品の形式性を支え、乱歩の志向した理念的探偵小説の構築に寄与した。このような志向はそれ自体とは異なるレベルにおいて、必然的に、〈狂人〉をその性質から加害者と断ずる読み手の通俗的まなざしを逆照射し、不在の被害者へと内なる〈狂人〉像の見直しを迫る機能をテキストに付与するに至った。この意味において、本作の通俗性とは、テキストに内装された読み手の〈狂気〉に対するまなざしの通俗性であると言える。

以上の考察より、本作「緑衣の鬼」を、ミスリードを軸とした探偵小説ジャンル固有のドラマツルギーの内に、〈狂人〉表象の諸相が展開・転換されることで、近代日本の法制度や支配的言説において持続的かつ強固に内在する〈狂気〉と犯罪の相関の自明視への気づきを促す可能性を孕むテキストとして改めて評価することができよう。

注

- 1 江戸川乱歩「赤毛のレドメイン一家」『ぷろふいる』三卷九号、一九三五年九月（『全集25』一一七頁）
- 2 江戸川乱歩「あとがき」『江戸川乱歩全集 第十一卷』桃源社、一九六二年八月（『全集11』三三二頁）
- 3 水谷準「期待される二新人 本年度の探偵小説界（2）」『報知新聞』一九三六年一月二二日朝、五頁
- 4 中島河太郎「解題」『緑衣の鬼』江戸川乱歩推理文庫第十八巻、講談社、一九八九年四月、三四二頁
- 5 江戸川乱歩『探偵小説四十年』桃源社、一九六一年七月（『全集28』六五八頁）。また落合教幸・浜田雄介「江戸川乱歩未発表原稿「独語」」（『新青年』趣味』一六号、二〇一五年一〇月、一一頁）では、「つまらないものとみくびりながら、どうしてこんなに書くことが出来ないのだらう」と休載時の煩悶が綴られている。
- 6 江戸川乱歩「あとがき」『江戸川乱歩全集 第十一卷』桃源社、一九六二年八月（『全集11』三三二頁）
- 7 近年では、小松史生子が〈悪〉の表象という観点からフィルポッツにおける客体としての〈悪〉と乱歩における主体としての〈悪〉という構図を提示している。（「イーデン・フィルポッツと江戸川乱歩——探偵小説における〈悪〉の表象」第五六回日本比較文学会東京支部大会、二〇一八年一〇月二二日、於明治大学）



- 8 高林陽展「第一次世界大戦期イングランドにおける戦争神経症——近代社会における社会的排除／包摂のポリテイクス——」『西洋史学』二三九号、二〇一二年一月、四一頁
- 9 小俣和一郎『近代精神医学の成立——「鎖解放」からナチズムへ』人文書院、二〇〇二年五月、一三八〜一三九頁
- 10 Fiona Reid, Broken Men Shell Shock, Treatment and Recovery in Britain 1914-30, Bloomsbury, 2010. p107
- 11 佐藤雅浩『精神疾患言説の歴史社会学』新曜社、二〇一三年三月、一四三〜二七二頁
- 12 江戸川乱歩「初めての講談社もの」『宝石』八巻六号、一九五三年六月（『全集28』四〇二頁）
- 13 谷口基「緑衣の鬼」長編小説梗概「藤井淑禎編『江戸川乱歩と大衆の二十世紀』『国文学解釈と鑑賞』別冊、二〇〇四年八月、二六五頁
- 14 先述「何者」においても色彩への異常な執着をみせる「黄金狂」がミスリードとして登場する。
- 15 柴市郎「〈狂気〉をめぐる言説——〈精神病患者監護法〉の時代」小森陽一・紅野謙介・高橋修ほか『メディア・表象・イデオロギ―』小沢書店、一九九七年五月、一一六〜一二二頁
- 16 大塚子成編『改正刑法及施行法・刑事訴訟法・監獄法及施行法

- 注釈』田中宋栄堂、一九〇八年九月、一二二頁
- 17 「雷鳴中の惨事 狂少年弟妹を殺し 実父に重傷を負す」『朝日新聞』一九一六年九月二一日朝、五頁「実父を打殺す 狂人の凶行」『朝日新聞』一九三〇年九月一九日夕、二頁
- 18 中西進『狂の精神史』講談社文庫、一九八七年二月、七〇―一二頁
- 19 呉秀三「何故に癲狂院の設立に躊躇するや」『日本医事週報』一九〇六年一月一日、引用は『呉秀三著作集 第二卷／精神病学篇』一九八二年一二月、一二七頁
- 20 杉江董『犯罪と精神病』巖松堂書店、一九一二年一〇月、一頁
- 21 金子準二『現代犯罪の精神病学的研究』白揚社、一九二六年、八頁
- 22 大西義衛「新聞種となる精神病患者」『脳』七卷八号、一九三三年八月、三六頁
- 23 「怪奇保険魔の心理」『読売新聞』一九三六年一〇月二日朝、九頁
- 24 『朝日新聞』一九二二年九月一六日夕、二頁
- 25 呉秀三「何故に癲狂院の設立に躊躇するや」『日本医事週報』一九〇六年一月一日、引用は『呉秀三著作集 第二卷／精神病学篇』一九八二年一二月、一二七頁

- 26 芹沢一也『〈法〉から解放される権力』新曜社、二〇〇一年九月、一〇四～一二五頁
- 27 江戸川乱歩「探偵小説と科学精神」『科学ペン』二卷一号、一九三七年一月、一九～二〇頁
- 28 「緑衣の鬼」『講談倶楽部』二六卷一号、一九三六年九月、目次
- 29 江戸川乱歩「赤毛のレドメイン一家」『ぷろふいる』三卷九号、一九三五年九月（『全集25』一二〇～一二二頁）
- 30 山前讓「江戸川乱歩の本格的探偵小説への情熱をかき立てた評論家・井上良夫」井上良夫『探偵小説のプロファイル』国書刊行会、一九九四年七月、三五五頁
- 31 井上良夫「探偵小説の本格的興味」『ぷろふいる』三卷一号、一九三五年十一月（引用は井上良夫『探偵小説のプロファイル』国書刊行会、一九九四年七月、二四二頁）
- 32 江戸川乱歩「探偵小説の範囲と種類」『ぷろふいる』三卷一号、一九三五年十一月（『全集25』四三頁）
- 33 江戸川乱歩「日本探偵小説の多様性について」『改造』一七卷一〇号、一九三五年一〇月（『全集25』一五～一六頁）
- 34 注32に同じ、五〇頁
- 35 同右、四一頁

- 36 江戸川乱歩「不可能説——入口のない部屋・その他——」『文章倶楽部』一四卷三号、一九二九年三月（『全集25』九五頁）
- 37 ジークフリート・クラカウアー著・福本義憲訳『探偵小説の哲学』法政大学出版局、二〇〇五年一月、五九頁
- 38 西原和海・川崎賢子・沢田安史・谷口基編『定本 夢野久作全集4』国書刊行会、二〇一八年四月、一五三頁
- 39 佐藤雅浩「精神医学とマスメディアの近代——二〇世紀初頭日本の新聞メディアを事例として」鈴木晃仁・北中淳子編『精神医学の歴史と人類学』東京大学出版会、二〇一六年九月、一二七頁

## 第一二章 探偵行為としての精神分析

——木々高太郎「わが女学生時代の罪」論——

木々高太郎「わが女学生時代の罪」（初出「わが女学生時代の犯罪」は、『宝石』（四巻三号〜六巻一二号）に一九四九年三月〜二月号、一九五〇年二月〜五月号、九月号、十一月号、そして「解決篇」が一九五一年一二月号と、三年に亘り断続的に連載された。戸川安宣が指摘するように、中絶をはさむ長期連載であったため、随所に辻褃の合わない箇所が生じ、単行本化に際してタイトルや章立ての改変や、終章近くの一場面を小説の冒頭にもつてくるというような構成の大幅な変更まで行われている（1）。

このように構成上の問題を孕んだ作品ではあるが、他方では中島河太郎や澁澤龍彦の指摘するように精神分析というテーマに挑んだ力作としての評価もある（2）。それでは本作は、〈狂気〉を分析する探偵行為の道具として探偵小説に頻繁に登場する精神分析という着眼点からすれば、どのような特徴を有した作品と言えるであろうか。まずは前史として、近代日本におけるフロイト精神分析の受容、そしてその探偵小説への影響についてごく簡単に触れておきたい。

曾根博義によれば、フロイトの精神分析学や性欲論は、一九〇〇

年代には早くも日本の心理学者の一部には知られ、文学者では森鷗外や木下杢太郎がいちはやく関心を示していた。やがて上野陽一の心理学研究会と雑誌『心理研究』（一六五号、一九一二年一月〜一九二五年一〇月）および中村古峯の日本精神医学会と雑誌『変態心理』（一八卷四号、一九一七年一〇月〜一九二六年一〇月）により一般的に普及してゆく（3）。そして探偵小説界においては、江戸川乱歩は明智小五郎をして「物質的な証拠なんでものは、解釈の仕方でも何でもなるものですよ。いちばんいゝ探偵法は、心理的に人の心の奥底を見抜くことです」（4）と言わしめた。以降、フロイトの精神分析が普及し、探偵小説において重要な位置を占めるに至った経緯については第八章第四節で論じた。

さて、本章にてまず焦点を当てたいのは、本作において精神分析がいかにか表現されているのかということである。以下に梗概を記す。女学生木村りみ子は同姓同名の木村里美子と同性愛の関係にあつたが、里美子は卒業と同時に富田（5）銀二に嫁ぐ。りみ子は妊娠が発覚し、相手は養父の弟で画家の兼雄だという。子はりみ子の両親が育てることにする。りみ子には精神病の兆候が見られ大心池の病院に入院となり、津村が精神分析を担当するが捗々しくない。ある日りみ子の娘久江がさらわれてしまう。大心池はりみ子を精神分析するが、りみ子は病院を脱出する。津村が木村邸を訪ねるとそこ

では兼雄が死んでいた。大心池が現場に赴き事件を解決する。死因は絵の具に混ぜた青酸の中毒であり、銀二が里美子を殺すため持っていたものを、里美子が間違えて兼雄に送ってしまったのだ。また、りみ子の妊娠は、当時銀二と肉体の交渉のあった里美子がりみ子とも交渉をもったためであった。りみ子は兼雄や銀二から身の危険を感じ、詐病で精神病院に入院したのだ。りみ子は脱走後に銀二から久江を取り戻した。

このように、精神病患者とされるりみ子に対し語り手である津村が精神分析を施すのだが、それが思うように進まず、効果を上げない。それは、被分析者のりみ子が分析されることに「抵抗」しているためである。探偵小説における精神分析という着眼点からして本作が特徴的なのは、それが推理の道具でありながら、有効でない道具として描かれているという点である。そして、多くの探偵小説において精神分析が用いられる際、探偵に相当するキャラクターが理論を当てはめて一方的に解釈を下してゆくのに対し、本作では専門の精神医学者が、フロイトが精神分析をする際に用いた自由連想法によつて精神分析を行う。つまり、分析主体の属性と実施方法が異なる。前者が理論的精神分析であるとするれば、後者はそれに対し臨床的精神分析であると言える。横井司も本作について「フロイトの精神分析学を取り入れつつ、その理論を応用するさいの臨床現場に

おける問題点を扱っている」(6)と指摘している。そこで、本作における臨床的精神分析とそれによって露呈した精神分析の限界について考察することで、新たに生まれる探偵行為の方向性を見出したい。

まず、木々が精神分析をとり扱ったと言及する三作の内、戦前の二作を挙げ、精神分析が有効な推理アイテムであり、フロイトに絶対的権威が付与されていることを確認する。次いで、本作における精神分析が前二作とは異なり無効化されていることを確認する。さらに、それらを国内の臨床的精神分析の受容という観点から論じる。最後に、精神分析の無効性がもたらした探偵行為の変容について考察したい。

#### 一 「網膜脈視症」「就眠儀式」の中の精神分析

精神分析をモチーフとした木々高太郎の作品は、本作のみではない。「わが女学生時代の罪」発表時点では、処女作「網膜脈視症」(『新青年』一五卷一三号、一九三四年一月)および「就眠儀式」(『ふるふいる』三卷六号、一九三五年六月)が先行作品としてある。本作と合わせた三作について、木々は本作「解決篇」冒頭の「作者の言葉」の中で次のように言及している。



これで精神分析をとり扱った作者のものは「網膜脈視症」「就眠儀式」とこの作品の三つとなるが、そのいずれも、精神分析学者達の定説を超へたオリジナルな考へ方が入つてゐる。(7) 即ち、三作それぞれに精神分析に対する何らかの見解を含ませているということであろう。それは「網膜脈視症」においては、精神分析と条件反射の融合の実験であると飯塚数人は述べている(8)。また、「就眠儀式」においては、経済上の問題のエディプス観念群への影響が患者に見出されている。そして「わが女学生時代の罪」では後に論じる「抵抗」に関わろう。ただし三作をつなぐモチーフとして、精神分析に対してオリジナルな考えを提起するという志向は変わらないものの、精神分析の地位は、作品を追うごとにその地位が徐々に揺らいでいく。一作ごとに確認していこう。

まず、「網膜脈視症」である。この作では、父親が上海から帰ってくると急に火が見えると騒いだ少年・松村真一に対し、大心池は神経症の原因と網膜脈視とが結合しているとして、精神分析を施す。ここでは、精神分析に万能的なイメージが与えられており、そのアイコンとしてフロイトが登場する。

「先生、神経症と言うのは面白いものですね。精神病学ではもつとも理論的の部門ですね」

「もつともとは言えぬが、フロイドが出てから理論的になった。」

精神分析と言うと、皆がいやがる。あれは精神分析の理論を、神経症だけでなく、正常人にも及ぼそうとするからいやがられるが、実はフロイド自身にもそうした癖というか好みというか、あるのだがね。しかしとにかく、精神病学を、病理学と解剖学の桎梏から脱せしめて、生理学と合流させたフロイドの大功績は無視してはならぬね」(二三頁)(9)

「しかし、岡村君、子供一人を手頼りに、これだけの分析解釈の出来る腕をもっている者は、世界に四人しかいない筈だ。一人はフロイド先生だ。フロイド門下にオットー・ランクと言うのがいる。あれだ。それからこの大心池だ。もう一人、それは君の正に享有すべき名誉だ。その名誉を私が守ってあげる。」

(同二二頁)

そして、万能である精神分析のアイコンとしてのフロイト、その弟子である大心池、さらにその弟子岡村も「腕」や「名声」「名誉」を保証されることとなる。一方で、精神分析による推理から捕らえられた犯人は、次のように述べている。

「どうも子供ってやつは六年もたってから証人になりやがるんで、始末のわるいものですねえ。それに精神分析とやらいふ術は、こはいもんですねえ」(同二二頁)

ここには精神分析を知る者と知らぬ者の間の格差が表れている。前

者が勝者としての探偵であり、後者が敗者としての犯罪者である。この図式は、水上呂理作品や乱歩作品でもお馴染みの、精神分析という知の所有によって決定づけられる探偵と犯罪者の優劣関係である。

次に、「就眠儀式」である。この作は、就眠儀式に囚われた水尾子に対し大心池や学生の川本が精神分析を試み、この儀式が水尾子の家庭の経済問題に起因することを明かす物語である。ここでは、次のように大心池がフロイトの下で学んでいたことも明かされる。やはり、フロイトとの連続性が大心池のアイデンティティを保証しているのである。

「僕は、Psychische Menstruation（精神的月経）というような仮定すらもしていいという大胆な論文を書いたこともあるよ。

フロイトのところ<sup>10</sup>にいた頃のことだ。——ウイーン<sup>11</sup>のあの初夏のことだった——もう二十年も前になるが……」（本文九二二頁）

そして、「それはやはり精神分析療法を施したら、効果あるものと思うね。」という大心池の勧めで学生の川本が水尾子を分析する。しかし、川本の分析は功を奏しない。そこで大心池が水尾子にいくつかの質問をし、分析を加えることで物語が展開する。このように「網膜脈視症」では精神分析が万能ではないのだが、川本の精神分析の

失敗が却って大心池の精神分析を呼び込み引き立てることになっているため、あくまでも大心池による精神分析は絶対化されたままである。このように、「網膜脈視症」「就眠儀式」においては、精神分析やそのアイコンとしてのフロイトが、直接的にせよ間接的にせよ推理アイテムとして有効性や権威を保証されて物語を解決へと導いているのである。

## 二 「わが女学生時代の罪」の中の精神分析

さて、以上二作の延長線上に「わが女学生時代の罪」が位置するのであるが、本作においては、精神分析の困難さが津村によつて幾度も強調される。津村はりみ子を精神分析するのだが、一向にそれが進まない。

精神分析ということ、フロイドがはじめて以来、その手法についてはいろいろ研究せられている。しかし、私どもがその原著をよみ、その学理に通じただけで、さて分析に従ってみると、困難百出で、とうとう失敗してしまうという例がいくつあった。／やがて私どもは、本にも書いてない、そして学理のうちにも入っていない一つの大切な原理をさとるに到った。／その原理とは何か。きわめて簡単なものであった。それは、一

つのテーゼとして言い表わしてみると「こちらに判っていないものは、決して判らない」ということになる。(本文三三三頁)

夢の分析をした日、私は患者木村りみ子の二つの夢を執拗に考えていた。どうしても判らない。——私には何の想像力もないのであろうか。こんな特異な、そしてはつきりしている夢を得ているのに、フロイドの公式をいくら適応してみようとしても、全く手懸りが無い——少なくとも私には発見することが出来ないのである。(本文五三三頁)(11)

ここでは、フロイトや精神分析の絶対的權威性、有効性は失われている。

また、津村の精神分析が進まぬ中、大心池は津村に探偵をするよう命じ、大心池自身がりみ子の精神分析に当たる。この展開は「就眠儀式」と同型であり、「就眠儀式」における川本が「わが女学生時代の罪」における津村と同じ役割——大心池の精神分析の引き立て役——を果たしているようにみえる。しかし実際は、大心池の精神分析における問いかけの答えは、りみ子の父親から聞いた情報により既に大心池の手中にある。大心池の狙いは精神分析にあるのではなく、問いの後にある陽動作戦である。

大心池はりみ子に三つの質問をする。一点は、木村兼雄の描いたりみ子の肖像画が、よく自分を描いているように思うか。「むしろ、

あなたの嫌いなように出来てしまったのではないのですか？」。二点目は、その絵が、その後どうなったか知っているか。「木村兼雄画伯がはじめて描いたあなたの肖像はどこへ行ったか判らず、それを複写した肖像を、あなたのお父さんに売りつけたのだと想像なさいませんか」。三点目は、自分の娘である久江を「ちつとも可愛いと思いませんか？」。このように、問い方が誘導尋問の様相を帯びてすらいる。そして精神分析を終えた大心池は、一旦立ち去り突然あわてたように部屋に再び入って来る。そして、りみ子に娘の久江が、何者の手とも分からずどこかへ連れ去られたことを伝える。りみ子は、連れ出したのは里美子だと断言する。このように、久江を連れ去った者が誰であるかということをし、りみ子に推測させるまでの迂回路として精神分析を用いている。このことについては、りみ子も「みんな御承知でありながら、遠まわしに精神分析をなさっていらつしやるの、それは残酷なことだとお考えになれませんか？」と難じている。

このように、精神分析をモチーフとしそれぞれに「オリジナルな考へ」を孕んだ三作であるが、精神分析への信仰は徐々に薄らぎ、「わが女学生時代の罪」に至っては解決に至る有効な推理アイテムとなりえていないのである。正確に言えば、有効な推理アイテムとなりえていないことが積極的に描かれているのである。

### 三 臨床的精神分析の受容

それでは、このようなフロイトや精神分析の表象の変化は何に起因するのであろうか。この問題に関しては、近代日本における精神分析受容の歴史に抛りつつ考察していきたい。

まず、精神分析の受容史においては理論から実践即ち臨床へという道程があり、それが探偵小説における精神分析の導入においても見出せる。そして、自由連想法による臨床化の際に生じた「抵抗」という概念が、精神分析の障害として発見されたことがとりわけ本作に関わる。

佐藤達哉は精神分析の体系を、個人の心理過程（発達過程）を説明するという意味での心理学的側面、神経症などの精神異常を説明するという意味での精神病理学的側面、そして神経症などの治療をめざす精神療法的側面、という三つの側面に分類している。そして、大正期に『心理研究』や『変態心理』などにより紹介された精神分析は精神療法との関連づけも十分ではなく心理学的な問題と関連づけられ、新しい興味深い考え方として紹介されていた、という。先の三分類で言えば、一つ目の心理学側面がこの時点では強く、治療ではなく「考え方」即ち理論として受容されたのである（12）。

その後日本に精神医学としての精神分析をもたらしたのは丸井清泰であるとされるが、丸井の師であるマイヤーは精神分析的療法を実際に行ったわけではなく、丸井がマイヤーも含めた他の誰かに精神分析の訓練を受けた形跡もない。「丸井が患者に対して行っていたことは、問診に近い形のものであり、その回答を丸井が精神分析的な観点から解釈して説明するというものであり、丸井は患者の転移や抵抗ということに、ほとんど関心をもっていなかった」という。その丸井の弟子、古澤平作（13）が一九三三年（14）に古澤精神分析学治療所を開設する。古澤は自由連想法を根本に置き精神分析療法を中心とした初めての精神科医である。そして古澤は一九五〇年に精神分析研究会を設立、これを母体とした日本精神分析学会を一九五五年に創立し会長となる。このように精神医学を中心に精神分析の受容が進んだのは戦後である（15）。つまり、いわゆるフロイト・ブームは理論としての精神分析の受容であり、それが分類の三点目のように臨床において用いられるようになったのは、古澤の開院するあたりから、戦後にかけてということになる。

探偵小説における精神分析の導入も、その軌道上にあると言える。水上呂理「精神分析」などに顕著なように、探偵小説の推理アイテムとして精神分析が用いられる際には「考え方」としてであり、対象の観察から分析、解釈へ一方的とも言える推理を成立させている。



そのような一方向性は、明智小五郎の「物質的な証拠なんてものは、解釈の仕方でもなるものですよ」という、解釈に偏向した台詞に凝縮されているだろう。しかし、精神分析が臨床的に導入される際、その前提となるのが自由連想法であり、この自由連想法から必然的に生じるのが、患者の抵抗という問題である。

自由連想法とは、「患者に総て後からの意識的考慮を放棄して、心を落着けて自発的に（その意なくして）想起されて来るものを追求させる（『彼の意識の表面から離れて探らせる』と云ふ方法」（16）である。そして、精神分析学治療の技法的基礎は自由連想法であり、頭に浮かんだことをそのまま一切の批判を加えずに連想することがその実施の鉄則であり、もしこの方法が守れない場合には、分析に対する「抵抗」現象（17）として患者に説明・解釈される（18）とルール化され、分析の障害として認識されている。「わが女学生時代の罪」においては、自由連想法がみ子に用いられている。津村はみ子に、精神分析を始める際に語りかける。

「よろしい。静かに、思い出すままを述べてごらんなさい。苦痛のお話も遠慮なく思い浮べてごらんなさい。苦痛のときは手助けをしてあげるから」（本文一八頁）

そして精神分析中は、地の文がみ子の一人語りとなり、行間の余白が増し、み子が自由に思いつくままを述べていることが文体に

おいても表現されている。つまり、自由連想法による語りであることが強調されているのである。

しかし、「解決篇」でりみ子が告白するのは、自らの精神病は、身に危機を感じ精神病院へ身を隠すための詐病だったということである。りみ子は、病院での精神分析の診察には、何か言わなければならず、しかも嘘を言うことはできないと自覚していた。そこで、自分で分かるところは一切省略してしまい、自分では解釈の出来ない部分だけを言ったのである。これはまさに、頭に浮かんだことをそのまま、いつさいの批判を加えずに連想する自由連想法による精神分析を妨げる「抵抗」現象である。津村がりみ子を精神分析し、「どうも面白くない。こちらでめざしているものが出ない——」と悩む、その章題が「抵抗」であることから、作中における重要性が窺える。

大心池はりみ子の精神分析について、「君の今まで骨折った、分析の結果は大切で、あとで必ず役立ちはすると思う」と留保した上で、しかし精神分析ではつきとめられないとし、「精神分析を越えるもの」が、りみ子の心にあると言う。津村はそれを聞き、次のように思う。

それこそ、よく判らない言葉であつた。人の心のうちのかく  
されたものを探り出すのに、唯一絶対の武器とまで信じている

分析手法を、そして、そのとおり教授からも教えられて、やって来ている分析手法を越えるものが、——心のうちにあると聞くのは、私には不思議であつた。(本文一〇七頁)

ここで精神分析が無効化されながらも、それが有効でないことを見抜く大心池の慧眼が強調されているわけである。しかし、実際にはりみ子の告白によれば、りみ子の詐病は精神分析の本などを読んで思いついたもので、精神分析を越えるものがあるなどとは言い難い。従つて、大心池は、精神分析の有効でないことを指摘することで逆説的に証明しているはずの自らの洞察力をも否定されるのである。りみ子は結末で「恐らくこの時、はじめから先生御自身で私を診て下すつたならば、ただちに見抜かれてしまったのでございましょう」と大心池を慰撫するが、「網膜脈視症」「就眠儀式」で万能性を発揮していた大心池の雄姿は、もはや「恐らく……でしょう」という推測の中にしか存在しない。

このように、臨床的精神分析を探偵小説における推理アイテムとした場合、探偵の一方的な解釈ではすまない。自由連想法が前提としてあるため、当然被験者の問題——「抵抗」の問題が浮上する。患者が治療を望んだ上で患者との協力関係に基づき「抵抗」を排し、精神生活中にある抑圧されたものを意識的に認識にまで至らせようとするのが精神分析である(19)。その精神分析者と被験者の関

係が探偵小説内に持ち込まれ、探偵と参考人の関係に重ねられた時、協力関係が保証されないのは自明である。かくして、探偵小説における精神分析は他ならぬ精神分析によつてその隘路を指し示されたのである。

以上、本節においては臨床的精神分析の国内受容史を視座に、探偵小説と精神分析の相関を「わが女学生時代の罪」を中心として論じてきた。大正期から昭和初期にかけてその理論面を主として受容されたフロイトの精神分析は、探偵小説においても心理解釈による推理アイテムとして導入された。やがて古澤平作により一九三三年から臨床面で実用化された精神分析は、戦後に至るまでに治療をめざす精神医学として受容されてゆく。木々の精神分析をモチーフとした三作は、古澤精神分析学治療所開設の年に続いて始まり、戦後にかけての臨床化の歴史と歩調を合わせるように、問題点を明確化してゆく。即ち、「わが女学生時代の罪」における、自由連想法と「抵抗」の問題である。

探偵小説において臨床的精神分析が導入される際、原理的に精神分析は有効性を保証されなくなってしまう。それはややもすると万能化されがちであった精神分析的推理から一方的な心理解釈という推理の安全性を奪い、フロイトを玉座から降ろし、フロイト精神分析パラダイムを相対化する。このような問題提起が本作には見出

せると言えよう。

#### 四 探偵する「私」

さて、これまで論じてきたように、臨床的精神分析の導入が推理アイテムとしての精神分析を無効化しているわけだが、それが同時に津村の素朴な、いわゆる足で稼ぐタイプの探偵行為を活性化させていることは看過できない。

精神分析が思うように進まない津村は、女学校の先生であった藤村や工場医の明石から同性愛の実態について話を聞く。そして、経験や実際の調査の重みを知り、偉い人達の理論に圧倒されている自らを自覚する。そして、フロイトの公式が通用しないばかりか、津村はそうした偉い人の理論から離れて経験や実際性を重視するようになる。

そこで、私は、同性愛についての、実際の調査をしておかないと、どうしてもあれ以上に分析をつづけ、分析のうちから何かを引き出すことはとうてい出来ないと考え、思いついて藤村章一郎君を訪問することにしたわけである。(三三三頁)

私は、経験からものを言っている明石君に対して、頭を下げる気持ちになった。単なる学問の理論などから考えているので

なく、この人はもう、理論を実際のことから批判するようになっていたのだ。／それに対して、私はどうだろう。毎日患者をみ、その実際に触れていながら、ともすれば、偉い人達の理論に圧倒されて、その真実の実際の力を忘れやすい傾向を自分でよく自覚する。(五七頁)

精神分析は単なる学問の理論・偉い人達の理論として津村の懐疑の対象となり、対照的な推理方法である実際の調査・経験の重視が津村を反証的に導く。

また、時系列上はこれより前になるが、津村はクラフト・エビングの同性愛論をめぐり大心池と論争している。津村は、大心池の支持するクラフト・エビングの同性愛論には自家撞着がある、として納得出来なかった。偉い人達の理論とはこのことを指しているのであろう。このような、フロイトのみでなく広義の既存の精神分析的解釈では納得ができぬことが、津村をして藤村や明石への聞き込みへと向かわしめるといふ序盤の物語展開からは、精神分析から離れることが、足で稼ぐような探偵行為の端緒となつていくことが分かる。

そして、竹内瑞穂によれば、第七章第一節でも触れたクラフト・エビング『変態性欲心理』(黒沢良臣訳、大日本文明協会、一九一三年九月)は、当時の精神病学の第一人者である原著者と、会員数が

五千人を超えていたともいう啓蒙的學術団体としての出版元の権威性を背景としながら、以後日本の変態性欲言説のアウトラインを決定づけ、謂わばクラフトⅡエビング・パラダイムとでも言えるものを形成してゆく（20）。広義の精神分析的言説における既存パラダイムへの異議申し立てを津村がしていると解釈すれば、それはこの序盤の論争の後に本格的に展開されるフロイト精神分析パラダイムの相対化の伏線と位置づけられよう。

本筋に戻ると、津村は精神分析が進まぬ中、大心池に休暇を取り探偵になるよう命じられる。ここから津村は、以下のように情報を足で稼ぐ。その上、その使命を喜々としてこなしてゆく。

まだつきとめも何もしないのに、もう私の心のうちには、自分の探偵眼に自分で満足する感じが湧き、探偵と言うものの面白味はここにあるのか、自分で推理し自分でつきとめてゆくと言う、この手つづきをとることが、案外人間に一種のスリルと喜びとを与えるものだなあ——と感慨にうたれながら、その銀行に入り窓口をたずねた。（一一三頁）

私はちよつとたじたじとなったが、ここで探偵学ともいうべきものの、第二章を知った。名刺入れを探して、自分の名刺を物色したが、幸いに「警視庁囑託」と刷り込んであるのを三枚ばかりもついていた。（一一四頁）

私はそこを辞去して、すぐに地下鉄を利用して、世田ヶ谷の富田氏自宅に出向いた。もう時間は、正午に近く、少し訪問には気がひけたが、早い方がよいという、探偵学第一法則に従ったわけである。(一一五頁)

このように、滞った精神分析をよそに、津村は探偵としてゲーム感覚で実地捜査をし、面白味を見出している。さきほどのように経験や実際の調査の重みを知った津村が、探偵になることで、より本格的に実理性、経験主義を身に付けてゆくのである。

ここで重要なのは、津村が語り手であり、「私」という一人称だということである。一般的に、一人称小説では読み手が「私」の視点や感覚を通じて物語内の世界を経験するとすれば、本作では「私」津村の視点や感覚が読み手を導いているのである。とすれば、津村の抱く空理空論への不満や精神分析への懐疑、そこから生じた足で稼ぐ探偵行為への志向は、語りのレベルにおいて読み手に訴求されていると言えるだろう。

このように、本作には物語展開における、臨床的精神分析の導入によるフロイト精神分析パラダイムの相対化が図られ、他方で「私」の語りは反証的に足で稼ぐ探偵の喜びへと読者を誘惑する。精神分析の隘路の向う側には、実に素朴な足で稼ぐ探偵行為の世界が広がっていたのである。



本作「わが女学生時代の罪」は、臨床的精神分析を導入し、自由連想法における「抵抗」を前景化することで、推理アイテムとしての精神分析の無効化を図った。このことは、一方的な精神分析的解釈による推理にみられるような、理論による解釈に偏向したフロイト精神分析パラダイムの相対化として解釈できる。また、精神分析の無効化が足で稼ぐ探偵行為を招来し、それはさらに「私」の語りによって面白味や喜びとして読者に訴求されているのである。

注

- 1 戸川安宣「編集後記」『日本探偵小説全集7 木々高太郎集』一九八五年五月、七八三〜七八四頁
- 2 中島河太郎は「解説」『日本探偵小説全集 わが女学生時代の罪』（春陽堂書店、一九五三年十一月、三一三頁）において「精神分析と正面から四つに組んだ長編小説として稀有のもの」と述べ、澁澤龍彦は「解説」『昭和国民文学全集一九 小栗虫太郎・木々高太郎集』（増補新版、筑摩書房、一九七八年五月、四三三頁）において「高太郎の若年よりの関心事であった精神分析学を主要なテーマとし、これと四つに組んだ長編力作」と評価している。
- 3 曾根博義「精神分析の紹介」新青年研究会編『新青年読本 全一巻——昭和グラフィティ』作品社、一九八八年二月、五四頁

- 4 江戸川乱歩「D坂の殺人事件」『新青年』六卷二号、一九二五年一月（『全集1』二二二頁）。ただし、同作における心理的な探偵法に関しては作中で明智小五郎がミンスターベルヒにも言及している。
- 5 初出では当初「宗田」銀二とされていたが、「解決篇」発表以降は「富田」銀二として統一が図られているため、本章では「富田」で統一する。
- 6 横井司『日本現代文学大事典 作品篇』明治書院、一九九四年六月、一〇三五頁
- 7 木々高太郎「作者の言葉」『宝石』六卷二二号、一九五一年一月、四七頁
- 8 飯塚数人「木々高太郎論」『群像』六六卷二号、二〇一一年二月、一七四頁
- 9 「網膜脈視症」『木々高太郎全集1』朝日新聞社、一九七〇年一月
- 10 「就眠儀式」『木々高太郎全集1』朝日新聞社、一九七〇年一月
- 11 本章における「我が女学生時代の罪」本文の引用は『木々高太郎全集5』（朝日新聞社、一九七一年二月）に拠る。
- 12 佐藤達哉『日本における心理学の受容と展開』北大路書房、二

〇〇二年九月、五五二〜五六一頁

13 古澤平作は大心池と共通点が多数あり、大心池のモデルとして考えることもできる。古澤平作（一八九七〜一九六八）は日本における臨床的精神分析の基礎をつくった精神分析学者であり、ウィーン精神分析研究室に留学中、フロイトと出会い、「罪悪感の2種」なる独語の論文を提出し「アジャセ（阿闍世）・コンプレックス」を唱えている。「帰国後、1934（昭和9）年から1968（昭和43）年に没するまで、東京で戦前、戦後にわたるわが国ただ一人の精神分析医として開業。（…）古澤はウィーン留学を通して、臨床精神療法としての精神分析、とくに自由連想法の意義をわが国の学会に認識させ」た（氏原寛ほか編『心理臨床大事典』改版、培風館、二〇〇四年四月、一三八二頁）。フロイトの下で論文を書き上げ独自の説を唱え、一九三四年頃（後述）より日本において精神分析医として稀有な存在であり続け、自由連想法を治療に取り入れた、という点で大心池と重なる。また、精神医学者古澤と生理学者林謙（木々高太郎）には二作の共著があり（教材社編集部編『愛情の思索』教材社、一九四〇年一二月、および三笠書房編『学生教養講座』三笠書房、一九四〇年一二月）、医学・衛生の問題について、古澤は精神医学、林は生理学と、それぞれ自らの専門的立場で一つの章を担当している。これら同時期にお

ける複数の共著の存在から、両者の接触の可能性も考えられる。

- 14 前掲『心理臨床大事典』のように一九三四年とする資料もあるが妙木浩之、安齊順子「草創期における日本の精神分析」(『精神分析研究』四八巻四号、二〇〇四年一二月、七〇頁)のように一九三三年とする説もある。この揺れについては、『精神分析』(一卷七号、一九三三年一月)に古澤の「精神分析学診療所」の広告及び大槻憲二がその診療所を訪れる「探訪 古沢博士の診療所」なる記事が既にあることから、一九三三年が事実であろう。また、同記事における「博士は記者に訊問の余地を与へずに、完全に自由連想に終始させてしまった」「博士は記者の内に、精神分析学への社会的抵抗を仮想して居たために正攻法をとつたのかも知れない」という「自由連想」「抵抗」の比喩的な使用は、これらの語が当時の精神分析におけるトピックとして広く浸透していたことを物語っている。

15 佐藤達哉前掲書、五六三〜五六四頁

16 「精神分析学総論」大槻憲二訳『フロイド精神分析学全集』第一〇巻、春陽堂、一九三三年四月、九〇頁

17 現代の精神分析における「抵抗」の概念は、「無意識に作用する抵抗を指す(小此木啓吾ほか編『精神分析事典』岩崎学術出版社、二〇〇二年三月、三五〇頁)が、本章ではあくまでも同時代

的解釈として、古澤の示すような意識的な「抵抗」をも「抵抗」として捉える。

18 古澤平作『精神分析学理解のために』日吉病院精神分析学研究室出版部、一九五八年五月、二二頁

19 『フロイド精神分析学全集』第一〇巻、春陽堂、一九三三年四月、五二頁

20 竹内瑞穂『「変態」という文化——近代日本の〈小さな革命〉』ひつじ書房、二〇一四年三月、三五頁

## 終章

### 一 結論

これまで本論文において、日本探偵小説における〈狂気〉表象の分析を、同時代の科学・法制度・メディアなどが形成する言説群との交渉という観点から、心身と科学・場・法制度・歴史性・仕掛けガジェットという論点に分け、個々の作品を通じて行った。これまでの考察により得られた結論は以下の通りである。

まず、〈狂気〉という問題系は、探偵小説にとって欠くことのできない要素として広汎かつ様々な作品に亘り主たるモチーフとして存在し、二項対立的探偵小説観の下に猟奇・変格・不健全といったキーワードで規定されるような怪奇幻想的ムードの域内に留まらない。これまで検討してきたように、〈狂気〉という主題は、精神分析・優生学・犯罪人類学・骨相学などの科学とそれらの規定する心身、また宗教や精神病院の格差・精神病患者による建築といった集団・場の力学から形成される社会的トピックや、精神病患者監護法・刑法三九条・精神病院法・国民優生法・精神衛生法などの法律や私宅監置・予審制・精神鑑定・捜査取調べというような制度、そして超自然性や物語性といった前近代的〈狂気〉の意識化や、精神病患者を危

険視するようなメディア言説など、近代日本において展開された多様かつ無数の言説群との交渉の中で、探偵小説作品にモチーフ化されたのである。

そして、探偵小説において上記の如き様々な〈狂気〉モチーフは、探偵小説プロットに固有の要素として血肉化され、豊かにドラマツルギーを形成する。まず、「後光殺人事件」では狂信がハウダニットという謎を成立させ精神分析という科学が推理の道具としてその〈狂気〉を解く探偵行為に用いられ、「ドグラ・マグラ」では身体に宿る〈狂気〉が謎となり骨相学など同時代科学に基づく虚構理論が〈狂気〉の遺伝を探るという探偵行為が行われるように、〈狂気〉に関する科学と心身における〈狂気〉がジャンルの基本的図式を構成するところの探偵行為と謎を形成する。また、「狂人館」では〈狂気〉の世界と日常世界という場の往還により事件が進行しプロットを展開させ、「予審調書」では恣意的な精神鑑定が予審の審理を左右しプロットの分岐点となり、「三つの痣」では犯罪捜査における拷問がプロット進行とともにエスカレートし〈狂気〉と擬されるように、探偵小説プロット進行の動因となる。そして、「三狂人」では精神病院の経営状況における格差が探偵と犯人という役割の由来となり、「夢の殺人」では夢遊病を装った殺人の反復性が加害者と被害者の双方向的関係として示されるように、ジャンル固有の記号的人物の

形成要因となる。さらに、「影を踏まれた女」では〈狂気〉にまつわる近世的謎の設定とその説明が物語化され、「笑ふ啞女」では〈狂人〉とされる被害者が超自然性を帯びた身体性を探偵行為の手段として犯人を追及し、「川越次郎兵衛」では伴狂表象の諸相が事件の内容・進行・真相・事件の位置づけというプロット進行の各局面において活用されているように、〈狂気〉の前近代的性質がプロットに密着している。「緑衣の鬼」では〈狂人〉がその狂性を所以に容疑者とされミスリードとして機能し、「わが女学生時代の罪」では〈狂気〉の詐病が謎となり精神分析などの探偵行為の対象となるように、探偵小説固有の仕掛け<sup>ガジェット</sup>として機能しているのである。

さらに、〈狂気〉は時に既成の概念や言説に対する批評の視座となっている。「ドグラ・マグラ」では優生学・犯罪人類学が、「笑ふ啞女」では近代西洋精神医学の力が、「わが女学生時代の罪」では精神分析の万能性が失効しているように、近代において心身における〈狂気〉を説明する役割にあった科学に対して、科学の発達に基づくとされる探偵小説は批評的性質を持ち合わせているのである。また、「予審調書」では予審の密室性と精神鑑定の恣意性に対し、「三つの痣」では見込捜査と拷問に対し批判的態度が見出せるのであり、この点も、近代的法律の整備を前提とする探偵小説における自省的側面と捉えられよう。そのようなジャンルの自明性を問うだけでは



く、〈狂気〉の批評性は「狂人館」において戦後の欧化社会に対して、「緑衣の鬼」において精神病者の危険視に対して、〈狂気〉を取り巻くメディア言説や社会をも広く射程としている。

探偵小説は、近代社会における精神病に関わる法制度・支配的言説や、その理論的後盾である精神医学・優生学など諸科学から形成される〈狂気〉表象を、一方では作品に不可欠の要素として巧に物語内に取り込み活用しジャンル固有のドラマツルギーを構築しながら、他方ではそうした言説を対象化し批評するという二重の性質を併せ持っているのである。探偵小説ジャンルとそれが必然的に依拠するとされる近代性・科学性との間に伏在する、単に従属するのみでもなく対立するばかりでもない、依拠し利用しながら同時に相克を孕むという錯綜した関係性が、〈狂気〉表象の分析を通じて明らかになったと結論づけられよう。

## 二 今後の課題

今後の課題は、戦後の推理小説が〈狂気〉をいかに表象したかを探り、戦前の探偵小説における〈狂気〉表象と接続し系譜化を試み、〈狂気〉のミステリー史を構築することになるろう。

戦後、一九四六年に雄鶏社が『推理小説叢書』を発売した際に監

修者の木々高太郎が「推理と思索とを基調とした小説」として探偵小説をも含め〈推理小説〉と呼び、同年一月の当用漢字表に「偵」の字が採択されなかったこともあり、〈探偵小説〉に代わり〈推理小説〉の呼称が普及してゆく。江戸川乱歩や横溝正史といった既成作家たちの復活とともに、岩谷書店の『宝石』からは島田一男、山田風太郎、高木彬光など新人作家が誕生し、一九五〇年代からは松本清張の〈社会派推理小説〉が猖獗を極める。

一方、一九五〇年に精神衛生法が制定され、私宅監置制度が非法化され、座敷牢が廃止されるが、それは解放された多数の患者の収容先である精神病院の圧倒的不足という事態を招く。また治療の面では電気ショック療法やロボトミーといった危険な治療法が試みられる。一九四八年には不妊手術や人工妊娠中絶に関する優生保護法が制定され、戦前の国民優生法にみられた精神病患者を含む遺伝病者に対して断種を肯定する思想が継承される。このような戦後に生じた〈狂気〉をめぐる諸問題と推理小説はいかに交叉したのであるうか。

〈狂気〉がモチーフとしてミステリーのドラマツルギーにいかなる作用を与えるのか、ミステリーを視座とすることで〈狂気〉がいかんにかに照射されるのか、相互の関係性の分析からミステリーというテクストの更なる豊穡性を明らかにしていきたい。

### 三 初出一覧

以下に本論文の初出一覧を記す。なお、既発表論文には大幅に加筆修正を施した。

#### 序章 書き下ろし

#### 第一部

第一章 「小栗虫太郎「後光殺人事件」論——大本教を中心とした

新宗教ブームとの関わりから——」(『新青年趣味』二〇一七年一〇月)

第二章 「〈探偵〉される身体——夢野久作「ドグラ・マグラ」について」(『民ヲ親ニス』二〇一六年一月)

#### 第二部

第三章 「〈探偵〉の来歴、〈犯人〉の来歴——大阪圭吉「三狂人」

論——」(『成蹊國文』二〇一八年三月)

#### 第四章

「漱石と二笑亭の邂逅——大下宇陀児・水谷準・島田一男「狂人館」論——」(『新青年趣味』二〇一六年一〇月)

第三部

第五章

「平林初之輔「予審調書」論——〈密室〉に仕掛けられた  
「毘」——」（『日本文学』二〇一八年一月）

第六章

「自白の追求という〈狂気〉——小酒井不木「三つの痣」  
論——」書き下ろし

第七章

「浜尾四郎「夢の殺人」論——〈操り〉から〈模倣〉へ——  
」（『新青年趣味』二〇一九年五月）

第四部

第八章

「岡本綺堂「影を踏まれた女」論——探偵小説ジャンルと  
の比較を通じて——」（『成蹊國文』二〇一九年三月）

第九章

「近代医学に復讐する〈狂女〉——夢野久作「笑う唾女」  
論——」（『民ヲ親ニス』二〇一七年一月）

第一〇章

「川越次郎兵衛「小考」（「共同研究 半七捕物帳（六）」  
『成蹊人文研究』二〇一九年三月）

第五部

第一一章

「江戸川乱歩「緑衣の鬼」論——〈狂人〉表象をめぐる  
て——」（『成蹊國文』二〇二〇年三月）

第一二章 「精神分析の隘路——木々高太郎「わが女学生時代の罪」  
を中心に——」（『成蹊國文』二〇一七年三月）

終章 書き下ろし

## 謝辞

本論文は筆者が成蹊大学大学院文学研究科日本文学専攻博士後期課程に在籍中の研究成果をまとめたものである。

同専攻教授浜田雄介先生には、指導教員として本研究の実施の機会を与えて頂き、その遂行にあたって課程四年間を通じて終始、懇切丁寧なるご指導を戴いた。ここに深謝の意を表する。

同専攻教授林廣親先生には、とりわけ二年次に指導教員として、本論文の第三章にあたる研究発表・論文執筆に際して、懇切丁寧なるご指導を戴いた。ここに深謝の意を表する。

本専攻大学院生の皆様、『新青年』研究会の皆様には、ゼミや例会を通じて有益なるご討論ご助言を戴いた。ここに感謝の意を表する。

参考文献一覧

書籍

- 浅子逸男編著『編集復刻版 半七捕物帳 初出版集成』第六卷、三  
人社、二〇一八年四月
- 池田祥英『ガブリエル・タルドの社会学理論——模倣論とその応用  
——』早稲田大学、二〇一三年六月、博士論文
- 池田浩士『大衆小説の世界と反世界』現代書館、一九八三年一〇月
- 石川巧・落合教幸・金子明雄・川崎賢子編『江戸川乱歩新世紀——  
越境する探偵小説』ひつじ書房、二〇一九年二月
- 石坂洋次郎・金子光晴・須田勇・中島河太郎・松本清張監修『木々  
高太郎全集』1～6、朝日新聞社、一九七〇年一〇月～一九七一年  
三月
- 一柳廣孝『〈へいっくりさん〉と〈千里眼〉』講談社選書メチエ、一九  
九四年八月
- 一柳廣孝『催眠術の日本近代』青弓社、一九九七年十一月
- 一柳廣孝・吉田司雄編著『幻想文学、近代の魔界へ』青弓社、二〇  
〇六年五月
- 一柳廣孝『無意識という物語』名古屋大学出版会、二〇一四年五月
- 伊藤秀雄『明治の探偵小説』晶文社、一九八六年一〇月

- 伊藤秀雄『大正の探偵小説』三一書房、一九九一年四月
- 伊藤秀雄『昭和の探偵小説』三一書房、一九九三年二月
- 伊藤秀雄『近代の探偵小説』三一書房、一九九四年六月
- 伊藤正己ほか編『国民法律百科大辞典』ぎょうせい、一九八四年九月
- 伊藤里和『夢想の深遠 夢野久作論』沖積舎、二〇一二年九月
- 井上貴翔『日本戦間期における文学と科学的言説との交渉——探偵小説・指紋・写真』北海道大学、二〇一五年三月、博士論文
- 井上順孝ほか編『新宗教事典 縮刷版』本文篇、弘文堂、一九九四年七月
- 井上章一『狂気と王権』紀伊国屋書店、一九九五年五月
- 井上良夫『探偵小説のプロファイル』国書刊行会、一九九四年七月
- 今井金吾校訂『定本 武江年表』上中下、ちくま学芸文庫、二〇〇三年一〇月～二〇〇四年二月
- 今内孜『半七捕物帳事典』国書刊行会、二〇一〇年一月
- 今村仁司編『現代思想を読む事典』講談社現代新書、一九八八年一〇月
- 井村宏次『霊術家の饗宴』心交社、一九八四年一月
- 井村宏次『霊術家の黄金時代』ビーイングネットプレス、二〇一四年五月



- 岩波明『精神障害者をどう裁くか』光文社新書、二〇〇九年四月
- 氏原寛ほか編『心理臨床大事典』改定版、培風館、二〇〇四年四月
- 内田隆三『探偵小説の社会学』岩波書店、二〇〇一年一月
- 内田隆三『乱歩と正史 人はなぜ死の夢を見るのか』講談社選書メ  
チエ、二〇一七年七月
- 大本泉・後藤康二・二木文明・北條博史・千葉正昭編『神経症と文  
学——自分という不自由——』鼎書房、二〇一四年九月
- 岡田靖雄『日本精神科治療史』医学書院、二〇〇二年九月
- 岡田靖雄・小峯和茂・橋本明編『精神障害者問題資料集成 戦前編  
編集復刻版』第一〜十二巻、六花出版、二〇一〇年十二月〜二〇一  
六年六月
- 『小栗虫太郎全作品』1〜9、沖積舎、一九九六年一月〜一九九  
八年一〇月
- 小此木啓吾ほか編『精神分析事典』岩崎学術出版社、二〇〇二年三  
月
- 押野武志・諸岡卓真編著『日本探偵小説を読む』北海道大学出版会、  
二〇一三年三月
- 押野武志・谷口基・横濱雄二・諸岡卓真編著『日本探偵小説を知る  
——一五〇年の愉楽』北海道大学出版会、二〇一八年三月
- 小田晋『日本の狂気誌』講談社学術文庫、一九九八年七月

- 小田晋ほか編『変態心理』と中村古峽——大正文化への新視角』不二出版、二〇〇一年一月
- 小俣和一郎『精神病院の起源』太田出版、一九九八年七月
- 小俣和一郎『精神病院の起源 近代篇』太田出版、二〇〇〇年七月
- 小俣和一郎『近代精神医学の成立——「鎖解放」からナチズムへ』人文書院、二〇〇二年五月
- 加賀乙彦『文学と狂気』筑摩書房、一九七一年六月
- 懸田克躬編『現代精神医学大系 精神医学総論Ⅰ』第一卷A、中山書店、一九七九年三月
- 笠井潔『物語のウロボロス』筑摩書房、一九八八年五月
- 笠井潔『探偵小説論Ⅰ 氾濫の形式』東京創元社、一九九八年一月
- 笠井潔『探偵小説論Ⅱ 虚空の螺旋』東京創元社、一九九八年一月
- 笠井潔『探偵小説序説』光文社、二〇〇二年三月
- 金子準二『現代犯罪の精神病学的研究』白揚社、一九二六年一月
- 金子準二編著『日本精神医学年表』日本精神病院協会、一九七三年二月
- ガブリエル・タルド著／池田祥英・村澤真保呂訳『模倣の法則』河出書房新社、二〇〇七年九月

- 川村邦光『幻視する近代空間』青弓社、一九九〇年三月
- 川村邦光編『憑依の近代とポリテクス』青弓社、二〇〇七年二月
- 九鬼紫郎『探偵小説百科』金園社、一九七五年八月
- 吳秀三『精神病鑑定例』第一〜四集、吐鳳堂、一九〇三年四月〜一九〇九年一〇月
- 吳秀三・樫田五郎『精神病者私宅監置ノ実況及ビ其統計的觀察』内務省衛生局、一九一八年七月
- 吳秀三『磯辺偶涉下 附癲癇狂經驗編』精神医学神経学古典刊行会、一九七九年一〇月
- 『吳秀三著作集 第二卷／精神病学篇』思文閣出版、一九八二年二月
- 『黒岩涙香探偵小説選Ⅱ』論創社ミステリ叢書19、二〇〇六年九月
- 小泉丹『遺伝』南山堂書店、一九二〇年一月
- 郷原宏『物語日本推理小説史』講談社、二〇一〇年一月
- 郷原宏『日本推理小説論争史』双葉社、二〇一三年一〇月
- 『小酒井不木全集』第一〜一七卷、改造社、一九二九年六月〜一九三〇年一〇月
- 『小酒井不木探偵小説選Ⅱ』論創社ミステリ叢書109、二〇一七年一月

- 古澤平作『精神分析学理解のために』日吉病院精神分析学研究室出版部、一九五八年五月
- 小林洋介『〈狂気〉と〈無意識〉のモダニズム』笠間書院、二〇一三年二月
- 小松和彦監修『日本怪異妖怪大事典』東京堂出版、二〇一三年七月
- 小松史生子『探偵小説のペルソナ——奇想と異常心理の言語態——』双文社、二〇一五年二月
- 小森陽一・紅野謙介・高橋修編『メディア・表象・イデオロギー』小沢書店、一九九七年五月
- 権田萬治『日本探偵作家論』幻影城、一九七五年一二月
- 権田萬治、新保博久監修『日本ミステリー事典』新潮社、二〇〇〇年二月
- 佐々木宏幹・宮田登・山折哲雄監修、池上良正ほか編『日本民俗宗教辞典』東京堂出版、一九九八年四月
- 佐藤達哉『日本における心理学の受容と展開』北大路書房、二〇〇二年九月
- 佐藤雅浩『精神疾患言説の歴史社会学』新曜社、二〇一三年三月
- 佐藤泰正編『文学における狂気』笠間書院、一九九二年六月
- 式場隆三郎『二笑亭綺譚』昭森社、一九三九年二月
- 式場隆三郎・赤瀬川原平・岸武臣・藤森照信・式場隆成著『二笑

- 亭綺譚——50年目の再訪記』求龍堂、一九八九年一二月
- ジークフリート・クラカウアー著・福本義憲訳『探偵小説の哲学』  
法政大学出版局、二〇〇五年一月
- 渋谷知美『日本の童貞』文春新書、二〇〇三年五月
- 清水潤『鏡花と妖怪』青弓社、二〇一八年三月
- 志村有弘・歴史と文学の会共編『松本清張事典 増補版』勉誠出版、  
二〇〇八年五月
- 『新青年』研究会編『新青年読本 全一卷——昭和グラフィティ』  
作品社、一九八八年二月
- 新保博久・山前讓監修『江戸川乱歩全集』第1～30巻、光文社文  
庫、二〇〇三年八月～二〇〇六年二月
- 新保博久・山前讓編『江戸川乱歩 日本探偵小説事典』河出書房新  
社、一九九六年一〇月
- 杉江董『犯罪と精神病』巖松堂書店、一九一二年一〇月
- 杉田直樹『優生学と犯罪及精神病』優生学講座 第三、雄山閣、一  
九三二年二月
- 杉山龍丸編『夢野久作の日記』葦書房、一九七六年九月
- 鈴木晃仁・北中淳子編『精神医学の歴史と人類学』シリーズ 精神  
医学の哲学2、東京大学出版会、二〇一六年九月
- ステファアーノ・ターニ著・高山宏訳『やぶれさる探偵 推理小説の

- ポストモダン』東京図書、一九九〇年七月
- 芹沢一也『〈法〉から解放される権力 犯罪、狂気、貧困、そして大正デモクラシー』新曜社、二〇〇一年九月
- 芹沢一也『狂気と犯罪』講談社＋α新書、二〇〇五年一月
- 芹沢一也『時代がつくる「狂気」』朝日新聞社、二〇〇七年七月
- 創医学会学術部編『漢方用語大辞典』燎原、一九八四年五月
- 高田義一郎『犯罪と人生／変態性欲と犯罪』武侠社、一九二九年一〇月
- 滝本シゲ子『刑事司法精神鑑定の研究 日本における制度の生成と展開』大阪大学、二〇一一年三月、博士論文
- 竹内瑞穂『「変態」という文化』ひつじ書房、二〇一四年三月
- 竹内瑞穂＋「メタモ研究会」編『〈変態〉二十面相』六花出版、二〇一六年九月
- 多田茂治『夢野久作読本』弦書房、二〇〇三年一〇月
- 谷口基『戦前戦後異端文学論——奇想と反骨——』新典社、二〇〇九年五月
- 谷口基『怪談異譚——怨念の近代』水声社、二〇〇九年八月
- 谷口基『変格探偵小説入門——奇想の遺産』岩波書店、二〇一三年九月
- 『谷崎潤一郎犯罪小説集』集英社文庫、二〇〇七年一月

- 千葉俊二編『潤一郎ラビリンスVIII——犯罪小説集』中公文庫、一九  
九八年一二月
- 鶴見俊輔『夢野久作と埴谷雄高』深夜叢書社、二〇〇一年九月
- 寺田精一『ロンブローゾ犯罪人論』巖松堂書店、一九一七年九月
- 内閣官報局『法令全書』各年
- 内閣記録局官報課『官報』各年月日
- 中相作『乱歩謎解きクロニクル』言視舎、二〇一八年三月
- 中川右介『江戸川乱歩と横溝正史』集英社、二〇一七年一〇月
- 中島河太郎編『新青年傑作選』1～5、立風書房、一九六九年二  
月～一九七〇年六月
- 中島河太郎監修『日本探偵小説全集』1～12、東京創元社、一九  
八四年一〇月～一九九六年六月
- 中島河太郎編『日本推理小説辞典』東京堂出版、一九八五年九月
- 中島河太郎『日本推理小説史』第一～三卷、東京創元社、一九九三  
年四月～一九九六年一二月
- 中西進『狂の精神史』講談社文庫、一九八七年二月
- 中村古峽『学理的厳正批判 大本教の解剖』日本精神医学舎、一九  
二〇年八月
- 長山靖生『近代日本の紋章学』青弓社、一九九二年一〇月
- 長山靖生『モダニズム・ミステリの時代 探偵小説が新感覚だっ

- た頃』河出書房新社、二〇一九年八月
- 長山靖生編『モダニズム・ミステリ傑作選』河出書房新社、二〇一九年八月
- 西原和海編『夢野久作の世界』平川出版、一九七五年一二月
- 西原和海・川崎賢子・沢田安史・谷口基編『定本 夢野久作全集』1～6、国書刊行会、二〇一六年一月～二〇一九年五月
- 新田篤『日本近代文学におけるフロイト文学の受容』和泉書院、二〇一五年三月
- 日本近代文学館編『日本近代文学大事典』第一～六卷、講談社、一九七七年一月～一九七八年三月
- 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典』第二版、小学館、二〇〇〇年一二月～二〇〇二年一月
- 『日本探偵小説全集 わが女学生時代の罪』春陽堂書店、一九五三年一月
- 野崎六助『日本探偵小説論』水声社、二〇一〇年九月
- 橋本明『精神病者と私宅監置』六花出版、二〇一一年一二月
- 『浜尾四郎全集』①～②、沖積舎、二〇〇四年一月～二月
- 浜田雄介編『子不語の夢——江戸川乱歩小酒井不木往復書簡集』皓星社、二〇〇四年一〇月



- 浜田雄介編『江戸川乱歩作品集』ⅠⅡⅢ、岩波文庫、二〇一七年一月〜二〇一八年三月
- 春原千秋『創造と表現の病理』牧野出版、一九八一年一二月
- ハワード・ヘイクラフト著・林峻一郎訳『娯楽としての殺人——探偵小説・成長とその時代——』国書刊行会、一九九二年三月
- 東雅夫『なぜ怪談は百年ごとに流行るのか』学研新書、二〇一一年八月
- 兵頭晶子『精神病の日本近代』青弓社、二〇〇八年一月
- 『平林初之輔探偵小説選Ⅰ』論創社、二〇〇三年九月
- 福永肇『日本病院史』ピラールプレス、二〇一四年一月
- 藤井淑禎編『江戸川乱歩と大衆の二十世紀』『国文学解釈と鑑賞』別冊、二〇〇四年八月
- 堀啓子『日本ミステリー小説史』中公新書、二〇一四年九月
- 松井和翠編『推理小説批評大全総解説』ポプルス、二〇一八年五月
- ミシエル・フーコー著・田村俶訳『狂気の歴史——古典主義時代における——』新潮社、一九七五年二月
- 三好行雄ほか編『日本現代文学大事典』作品篇・人名・事項篇、明治書院、一九九四年六月
- 村上重良『近代民衆宗教史の研究』法蔵館、一九六三年一月
- 森岡清美ほか編『新社会学辞典』有斐閣、一九九三年二月

- 八木剛平・田辺英『日本精神病治療史』金原出版、二〇〇二年四月  
矢嶋美都子『佯狂——古代中国人の処世術』汲古書院、二〇一三年  
一〇月  
山梨県立文学館編『松本清張と木々高太郎』山梨県立文学館、二〇  
〇二年九月  
山前譲『日本ミステリーの100年』光文社知恵の森文庫、二〇〇  
一年三月  
山前譲編・ミステリー文学資料館監修『探偵雑誌目次総覧』日外ア  
ソシエーツ、二〇〇九年六月  
山本巖『夢野久作の場所』葦書房、一九八六年一二月  
『夢野久作く快人Q作ランドく』夢野久作展実行委員会、一九九四  
年五月  
横井司『探偵小説のディスクール』専修大学、一九九五年三月、博  
士論文  
横山尊『日本が優生社会になるまで』勁草書房、二〇一五年一二月  
横山泰子『綺堂は語る、半七が走る——異界都市 江戸東京』教育  
出版、二〇〇二年一〇月  
吉田司雄編著『探偵小説と日本近代』青弓社、二〇〇四年三月  
吉見俊哉『親米と反米』岩波新書、二〇〇七年四月  
吉見俊哉・土屋礼子責任編集『大衆文化とメディア』ミネルヴァ書

房、二〇一〇年八月

ロンブロオゾ著・辻潤訳『天才論』春秋社、一九二六年一二月

Fiona Reid, Broken Men Shell Shock Treatment and Recovery in Britain 1914-30, Bloomsbury, 2010.

論文・雑誌記事

天野武一・伊藤栄樹・兼平慶之助・勝尾鍔三・坂本建之助・内藤頼博・原秀男・樋口勝・藤林益三・吉江知養「座談会 予審制度について」『法の支配』七巻五九号、一九八四年七月

李珠姫「「他者」のナシヨナリズム ―夢野久作『ドグラ・マグラ』における精神病の表象―」『文学研究論集』三三二号、二〇一四年二月  
井上貴翔「“徴”としての指紋——小酒井不木「赦罪」を中心に——」

『北海道大学大学院文学研究科研究論集』八号、二〇〇九年一月

梅村貞子「精神障害者収容施設・山本救護所の歴史」『岐阜県 郷土資料研究協議会会報』一四号、一九七六年一二月

江戸川乱歩「探偵趣味」『早稲田学報』三七九号、一九二六年九月  
荻原桂子「西洋近代を超えるもの——漱石文芸における〈狂気〉の諸相（2）」『九州女子大学紀要 人文・社会科学編』四二巻一号、二〇〇五年九月

景山二郎・村上忠男・西山誠二郎・由利英「最新の犯罪捜査を語る

- 座談会」『探偵実話』二卷一二号、一九五一年十一月
- 金子明雄「〈天才〉と〈犯罪者〉のあいだ——大正期谷崎作品の人物造型をめぐる——」『大衆文化』一八号、二〇一八年三月
- 黒岩涙香「探偵談と疑獄譚と感動小説には判然たる区別あり」『絵入自由新聞』一八八九年九月一九日
- 小林梓「『変態心理』と『ドグラ・マグラ』——正木教授の人物設定に基づく一考察」『國文目白』五二号、二〇一三年二月
- 櫻井義秀「新宗教の形成と社会変動——近・現代日本における新宗教研究の再検討——」『北海道大学文学部紀要』四六卷一号、一九九七年九月
- 佐藤春夫「探偵小説小論」『新青年』五卷一〇号、一九二四年八月増刊
- 式場隆三郎「二笑亭綺譚」『中央公論』五二卷一二〜一三号、一九三七年一月〜一二月
- 菅本康之「探偵小説、群衆、マルクス主義——平林初之輔の探偵小説論——」『日本近代文学』五九号、一九九八年一〇月
- 高林陽展「第一次世界大戦期イングランドにおける戦争神経症——近代社会における社会的排除／包摂のポリティクス——」『西洋史学』二三九号、二〇一二年一月
- 田宮裕「被告人の地位とその自白」『立教法学』四三号、一九九六年

二月

千葉俊二「岡本綺堂から江戸川乱歩へ」『アジア・文化・歴史』八号、二〇一八年四月

遠矢福子、山本明弘、橋本明「地域精神医療におけるファミリーケアの今日的役割―ゲールコロニーと岩倉村から教示されるもの―」『看護学統合研究』一号、一九九九年九月

中島河太郎「推理小説展望」『世界推理小説大系 別巻』東都書房、一九六五年一二月

長谷川天溪「探偵小説の将来」『新青年』八卷一〇号、一九二七年八月夏季増刊、二一九頁

浜田寿美男「虚偽自白の心理学とその射程」『認知心理学研究』四卷二号、二〇〇七年三月

兵頭晶子「大正期の精神概念―大本教と『変態心理』の相剋を通して―」『宗教研究』七九卷一号、二〇〇五年六月

平林初之輔「私の要求する探偵小説」『新青年』五卷一〇号、一九二四年八月夏季増刊

平林初之輔「探偵小説壇の諸傾向」『新青年』七卷三号、一九二六年二月新春増刊

平林初之輔「現代暴力論」『中央公論』四四卷五号、一九二九年五月  
松下浩幸「江戸川乱歩「目羅博士」論―模倣のサーキュレーショ

- ンと主体化——』『文芸研究 明治大学文学部紀要』一二三号、二〇一四年三月
- 丸本由美子「江戸期日本の乱心者と清代中国の瘋病者（上）——その刑事責任に関する比較研究を中心として——」『北陸史学』五九号、二〇一二年一〇月
- 八木章好「佯狂の系譜——中国古代思想における「狂」の諸相（二）」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』三八号、二〇〇七年三月
- 山口政幸「乱歩と模倣——「目羅博士」の「犯罪」——」『専修国文』九九号、二〇〇六年九月
- 山中俊夫「明治初期拷問制度とポアソナード」『同志社法学』一九巻四号、一九六八年二月
- 山本禾太郎「探偵読本（一） 犯罪から裁判まで」『ぷろふいる』四巻二号、一九三六年二月

雑誌

- 『神経学雑誌』三三八巻九号、一九〇二年四月～一九三五年六月
- 『『新青年』趣味』一五～一九号、二〇一四年一〇月～二〇一九年五月
- 「特集 狂気と文学創造」『国文学 解釈と教材の研究』一五巻一—号、一九七〇年八月

「特集 作家と狂気 創作の秘密をさぐる」『国文学 解釈と鑑賞』

三八巻二号、一九七三年一月

「特集 〈精神病院〉の文学」『序説 Ⅲ』七号、二〇一一年九月

『脳』一四巻一〇号、一九二七年一月～一九四〇年一〇月

『変態心理』一八巻四号、一九一七年一〇月～一九二六年一〇月

ウェブサイト

国立国会図書館「日本法令索引」<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/>

『朝日新聞』「聞蔵Ⅱ」<http://database.asahi.com/>

『毎日新聞』「毎索」<http://mainichi.jp/contents/edu/maisaku/>

『読売新聞』「ヨミダス歴史館」<https://database.yomiuri.co.jp/>

[rekishikan/](http://rekishikan/)